

令和 6 年11月定例会

熊本県議会会議録

令和 6 年11月29日 開会
令和 6 年12月17日 閉会

熊本県議会

令和 6 年 11 月 定例会 会期 日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
11・29	金	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明	
30	土	休 会	(県の休日)	
12・1	日			
2	月		議案調査	
3	火			
4	水	本 会 議	自民 (松田) 立民連 (幸村) 公明 (本田)	請願締切 17:00 意見書等締切 17:00
5	木		一般質問 参政 (高井) 無所属 (住永) 自民 (岩本)	
6	金		自民 (斎藤) 立民連 (西) 自民 (西村)	
7	土	休 会	(県の休日)	
8	日			
9	月	本 会 議	一般質問 自民 (荒川) 自民 (西山) 議案等に対する質疑 委員会付託	
10	火	休 会	特別委員会	
11	水		常任委員会	総務・厚生・教警
12	木			経環・農水・建設
13	金			
14	土		(県の休日)	
15	日			
16	月		議事整理	
17	火	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告	

会期 19日間

目 次

第1号(11月29日)

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開会 開議	2
諸般の報告	2
就任挨拶	2
自治功労者に対する表彰状及び記念品の伝達	3
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期決定の件	4
日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第33号まで)	4
日程第4 知事の提案理由説明	5
日程第5 人事委員会の意見	7
日程第6 休会の件	8
日程通告 散会	8

第2号(12月4日)

議事日程 第2号	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員氏名	9
欠席議員氏名	9
説明のため出席した者の職氏名	9
事務局職員出席者	10
開 議	10
日程第1 一般質問	10
松田三郎君質問	10
・くまもと新時代共創基本方針について	

・知事の思い	
知事木村敬君答弁	11
松田三郎君質問	13
・少子化対策及び子育て支援(要望)	
・食のみやこ熊本県の創造に向けた今後の展開	
食のみやこ推進局長辻井翔太君答弁	15
松田三郎君質問	16
・今後治水安全度が高まる球磨・人吉地域の振興策について	
・洪水被害のない安全、安心な地域の実現に向けた取組	
知事木村敬君答弁	17
松田三郎君質問	18
・今後の球磨・人吉地域の振興策	
知事木村敬君答弁	19
松田三郎君質問——終了	20
・魅力ある高等専門教育の場の創出(要望)	
休 憩	21
開 議	21
幸村香代子君質問	21
・第50回衆議院議員総選挙を終えて	
・投票所閉鎖時刻の繰上げについて	
選挙管理委員会委員長松永榮治君答弁	22
幸村香代子君質問	23
・選挙公報の世帯配布について	
・ポスター掲示場の設置箇所について	
選挙管理委員会委員長松永榮治君答弁	24

幸村香代子君質問	24	観光文化部長倉光麻里子さん答弁	40
・香害や化学物質過敏症に対する日常生活困難者への対応について		本田雄三君質問	41
・啓発の必要性の認識と相談窓口の現状について		・新型コロナワクチン及び带状疱疹ワクチンの公費助成について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	25	健康福祉部長下山薫さん答弁	42
幸村香代子君質問	26	本田雄三君質問——終了	43
・学校における配慮について		日程通告 散会	43
教育長白石伸一君答弁	27	第3号(12月5日)	
幸村香代子君質問	28	議事日程 第3号	45
・公共施設の建設について		本日の会議に付した事件	45
土木部長宮島哲哉君答弁	28	出席議員氏名	45
幸村香代子君質問	29	欠席議員氏名	45
・公聴会の在り方について		説明のため出席した者の職氏名	45
環境生活部長小原雅之君答弁	30	事務局職員出席者	46
幸村香代子君質問	30	開 議	46
・共同親権について		日程第1 一般質問	46
健康福祉部長下山薫さん答弁	31	高井千歳さん質問	46
幸村香代子君質問——終了	32	・子供たちの1人1台端末について	
休 憩	32	教育長白石伸一君答弁	48
開 議	32	高井千歳さん質問	48
本田雄三君質問	32	・農業と産業の均衡ある発展のための慎重な農振除外や農地転用について	
・半導体製造における地下水採取量の削減について		農林水産部長千田真寿君答弁	50
知事木村敬君答弁	34	高井千歳さん質問	51
本田雄三君質問	35	・熊本地域地下水総合保全管理計画の策定に当たって	
・不登校児童生徒の支援について		環境生活部長小原雅之君答弁	52
教育長白石伸一君答弁	36	高井千歳さん質問	52
本田雄三君質問	37	・災害に備えた再エネ施設の対応について	
・再エネ普及と並行した電力の安定供給の確保について		商工労働部長上田哲也君答弁	54
商工労働部長上田哲也君答弁	38	高井千歳さん質問	54
本田雄三君質問	39	・コロナワクチン被害者救済制度のための情報発信について	
・ツール・ド・九州を活用した本県の魅力向上について		健康福祉部長下山薫さん答弁	57

高井千歳さん質問——終了	57
休憩	58
開議	58
住永栄一郎君質問	58
・熊本の未来をつくるアリーナの必要性について	
知事木村敬君答弁	60
住永栄一郎君質問	61
・子ども食堂の新しい価値と必要性について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	62
住永栄一郎君質問	63
・県立高校の在り方の検討状況について	
教育長白石伸一君答弁	64
住永栄一郎君質問	65
・国宝通潤橋と世界遺産を目指す阿蘇をつなぐ矢部阿蘇公園線の実現について	
土木部長宮島哲哉君答弁	66
住永栄一郎君質問	67
・農林業を苦しめる野生鳥獣を増やさない取組について	
環境生活部長小原雅之君答弁	67
住永栄一郎君質問	68
・御船町に建設予定の産業廃棄物処理施設の影響について	
知事木村敬君答弁	69
住永栄一郎君質問——終了	69
休憩	70
開議	70
岩本浩治君質問	70
・就労継続支援A型事業所の閉鎖及び障害者の解雇について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	71

岩本浩治君質問	72
・白川と阿蘇カルデラ内の水循環の関 係について	
知事木村敬君答弁	74
岩本浩治君質問	75
・阿蘇山上への観光客増加を見据えた 火山防災の取組について	
知事公室長内田清之君答弁	77
岩本浩治君質問	78
・阿蘇地域の農業問題について	
農林水産部長千田真寿君答弁	80
岩本浩治君質問——終了	80
日程通告 散会	81
第4号(12月6日)	
議事日程 第4号	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員氏名	83
欠席議員氏名	83
説明のため出席した者の職氏名	83
事務局職員出席者	84
開議	84
日程第1 一般質問	84
斎藤陽子さん質問	84
・熊本の地方創生の取組について	
・スポーツコミッションの磨き上げ	
知事木村敬君答弁	87
斎藤陽子さん質問	88
・部活動の地域移行	
教育長白石伸一君答弁	89
斎藤陽子さん質問	90
・半導体関連企業の進出に伴う地域課 題について	
・今後の営農継続に向けた取組	
農林水産部長千田真寿君答弁	91
斎藤陽子さん質問	92

・セミコンテクノパークから東側の 渋滞対策と肥後大津駅周辺のまち づくり		流動型犯罪グループによる事件を受 けて	
土木部長宮島哲哉君答弁	94	警察本部長宮内彰久君答弁	109
斎藤陽子さん質問	95	西聖一君質問——終了	110
・空港アクセス鉄道の開業に向けた 肥後大津駅の役割		休憩	111
企画振興部長富永隼行君答弁	96	開議	111
斎藤陽子さん質問——終了	97	西村尚武君質問	111
休憩	97	・牛深一蔵之元航路の維持及びフェリ ー乗り場の整備について	
開議	97	企画振興部長富永隼行君答弁	112
西聖一君質問	97	農林水産部長千田真寿君答弁	112
・カスタマーハラスメント対策につい て		西村尚武君質問	113
総務部長小金丸健君答弁	98	・介護人材の確保について	
西聖一君質問	99	健康福祉部長下山薫さん答弁	113
・指定管理者制度における人件費等の 見直しについて		西村尚武君質問	114
総務部長小金丸健君答弁	100	・中学校の部活動地域移行について	
西聖一君質問	100	教育長白石伸一君答弁	115
・食のみやこ推進局の取組について		西村尚武君質問	115
食のみやこ推進局長辻井翔太君答弁	102	・多様な学びの場整備事業と特別支援 教育支援員の配置について	
西聖一君質問	103	教育長白石伸一君答弁	116
・マンガ県くまもとの取組の現状と今 後の展望について		西村尚武君質問	117
観光文化部長倉光麻里子さん答弁	104	・人手不足解消のための雇用対策につ いて	
西聖一君質問	104	商工労働部長上田哲也君答弁	118
・消防職員の処遇改善等について		西村尚武君質問	119
総務部長小金丸健君答弁	106	・人口減少地域における保育所の運営 について	
西聖一君質問	107	健康福祉部長下山薫さん答弁	119
・定時制高校における生徒の就学環境 の改善について		西村尚武君質問——終了	120
教育長白石伸一君答弁	108	日程通告 散会	121
西聖一君質問	108	第5号(12月9日)	
・高齢者の防犯対策について、匿名・		議事日程 第5号	123
		本日の会議に付した事件	123
		出席議員氏名	123

欠席議員氏名	124
説明のため出席した者の職氏名	124
事務局職員出席者	124
開 議	124
日程第1 一般質問	124
荒川知章君質問	124
・大規模災害の教訓を踏まえた防災力の強化について	
知事木村敬君答弁	125
荒川知章君質問	126
・食のみやこ熊本の実現に向けて	
・くまもと県南フードバレー構想の推進について	
・担い手確保の対策について	
知事木村敬君答弁	128
荒川知章君質問	129
・こどもまんなか熊本・実現計画について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	130
荒川知章君質問	131
・子供たちが笑顔で育つ熊本の実現に向けて	
・不登校の子供たちに対する支援について	
・英語によるコミュニケーション能力の向上について	
教育長白石伸一君答弁	132
荒川知章君質問	133
・外国人労働者の確保、活用について	
商工労働部長上田哲也君答弁	134
荒川知章君質問	134
・持続可能な鳥獣被害対策について	
農林水産部長千田真寿君答弁	136
荒川知章君質問——終了	136
休 憩	137

開 議	137
西山宗孝君質問	137
・選ばれる熊本に向けた外国人材との共生推進について	
知事木村敬君答弁	138
西山宗孝君質問	139
・宇城地域における水産業の支援体制について	
農林水産部長千田真寿君答弁	140
西山宗孝君質問	141
・能登半島地震を教訓とした宇土半島における防災、減災の課題と整備について	
・避難道路のネットワーク強化と主要河川整備の促進について	
・県管理赤瀬漁港の安全対策について	
土木部長宮島哲哉君答弁	143
農林水産部長千田真寿君答弁	143
西山宗孝君質問	144
・熊本県における少年野球の競技人口減少の現状と課題について	
教育長白石伸一君答弁	145
西山宗孝君質問	146
・減少する地域婦人会の現状認識と今後の対応について	
教育長白石伸一君答弁	147
西山宗孝君質問	147
・県民の芸術文化活動と後継者育成について	
観光文化部長倉光麻里子さん答弁	148
西山宗孝君質問——終了	148
・公共インフラ整備に係る予算の確保について(要望)	
日程第2 議案等に対する質疑(第1号か	

ら第33号まで)……………	149
知事提出議案の上程(第34号から第44号ま で)……………	149
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第 1号から第44号まで)……………	151
日程第4 請願の委員会付託 ……	151
知事提出議案の上程(第45号) ……	151
日程第5 休会の件 ……	151
日程通告 散会 ……	151
第6号(12月17日)	
議事日程 第6号 ……	153
本日の会議に付した事件 ……	153
出席議員氏名 ……	153
欠席議員氏名 ……	154
説明のため出席した者の職氏名 ……	154
事務局職員出席者 ……	154
開 議 ……	154
日程第1 決算特別委員長報告 ……	154
採 決 ……	157
日程第2 各常任委員長報告 ……	157
厚生常任委員長報告 ……	158
経済環境常任委員長報告 ……	159
農林水産常任委員長報告 ……	160
建設常任委員長報告 ……	161
教育警察常任委員長報告 ……	162
総務常任委員長報告 ……	163
反対討論(星野愛斗君) ……	165
反対討論(幸村香代子君) ……	165
採 決 ……	166
日程第3 閉会中の継続審査の件 ……	167
知事提出議案(第45号) ……	167
採 決 ……	167
日程第4 熊本県選挙管理委員及び補充員 の選挙 ……	168
議員派遣の件 ……	168

閉 会 ……	169
議長の閉会挨拶 ……	169
付 録	
令和6年11月定例会議案議決件名一覧表…付	1
議長諸般の報告……………付	5
議案各委員会別一覧表……………付	6
請願文書表……………付	20
委員会審査報告書……………付	22
閉会中の継続審査申出一覧表……………付	32
請願委員会審査報告一覧表 閉会中の継続 審査申出一覧表……………付	33

第 1 号

(11月29日)

令和6年 熊本県議会11月定例会会議録

第1号

令和6年11月29日（金曜日）

議事日程 第1号

令和6年11月29日（金曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 知事提出議案の上程（第1号から第33号まで）
- 第4 知事の提案理由説明
- 第5 人事委員会の意見（第8号及び第10号）
- 第6 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 知事提出議案の上程（第1号から第33号まで）
- 日程第4 知事の提案理由説明
- 日程第5 人事委員会の意見（第8号及び第10号）
- 日程第6 休会の件

出席議員氏名（47人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二朗 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君

南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君

池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川 收君

欠席議員氏名（2人）

橋口海平君
緒方勇二君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木村 敬君
副知事 竹内信義君
副知事 亀崎直隆君
知事公室長 内田清之君
総務部長 小金丸 健君
企画振興部長 富永隼行君
理 事 阪本清貴君
理 事 府高 隆君
健康福祉部長 下山 薫さん
環境生活部長 小原雅之君
商工労働部長 上田哲也君
観光文化部長 倉光麻里子さん
農林水産部長 千田真寿君
食のみやこ
推進局長 辻井翔太君
土木部長 宮島哲哉君
会計管理者 川元敦司君
企業局長 深川元樹君
病院事業者 平井宏英君
教 育 長 白石伸一君
警察本部長 宮内彰久君
人事委員会 出田孝一君
委員長
監査委員 藤井一恵君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門
事務局次長 本田敦美
兼総務課長
議事課長 富田博英
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開会 開議

○議長（山口裕君） ただいまから令和6年11月熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（山口裕君） 議事に先立ちまして申し上げます。

故三笠宮崇仁親王妃殿下百合子様におかれましては、去る15日に薨去されました。

ここに、心から哀悼を申し上げますとともに、御霊の安らかなることをお祈り申し上げます。

諸般の報告

○議長（山口裕君） 次に、閉会中における諸般の報告をいたします。

内容については、議席に配付のとおりであります。

〔諸般の報告は付録に掲載〕

就任挨拶

○議長（山口裕君） 次に、去る9月定例会において任命同意になりました教育委員会委員並びにさきの人事異動で就任されました部局長等から、それぞれ挨拶の申出がっておりますので、この際、これを許します。

教育委員会委員田口浩継君。

〔教育委員会委員田口浩継君登壇〕

○教育委員会委員（田口浩継君） 去る10月、本議会の同意をいただきまして、熊本県教育委員を拝命いたしました田口浩継でございます。2期目と

いうことで、この仕事の重さを感じております。
微力ではございますが、本県教育の推進に向け、
今後とも一生懸命に尽力してまいる所存でございますので、皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）
○議長（山口裕君） 観光文化部長倉光麻里子さん。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長（倉光麻里子さん） おはようございます。10月15日付で観光文化部長を拝命いたしました倉光です。文化芸術振興に取り組み、観光振興にしっかり生かしてまいりたいと思います。引き続き、御指導のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山口裕君） 食のみやこ推進局長辻井翔太君。

〔食のみやこ推進局長辻井翔太君登壇〕

○食のみやこ推進局長（辻井翔太君） 食のみやこ推進局長を拝命した辻井と申します。食のみやこ熊本県の創造を目指して、若さと元気で全力で取り組んでまいります。どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

自治功労者に対する表彰状及び記念品の伝達

○議長（山口裕君） 次に、去る10月31日、山形県で開催された第179回全国都道府県議会議長会定例総会において、自治功労者として表彰されました議員に対し、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

被表彰者は、

25年以上

岩 中 伸 司 君

藤 川 隆 夫 君

松 田 三 郎 君

鎌 田 聡 君

以上4人であります。

被表彰者の諸君は演壇の前に出ていただきます。

〔被表彰者演壇前に出る〕

○議長（山口裕君）

表 彰 状

岩 中 伸 司 殿

あなたは熊本県議会議員として在職25年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します

令和6年10月31日

全国都道府県議会議長会

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

○議長（山口裕君）

表 彰 状

藤 川 隆 夫 殿

あなたは熊本県議会議員として在職25年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します

令和6年10月31日

全国都道府県議会議長会

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

○議長（山口裕君）

表 彰 状

松 田 三 郎 殿

あなたは熊本県議会議員として在職25年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します

令和6年10月31日

全国都道府県議会議長会

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

○議長（山口裕君）

表 彰 状

鎌 田 聡 殿

あなたは熊本県議会議員として在職25年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります。よってここにその功労をたたえ表彰します。

令和6年10月31日

全国都道府県議会議長会

〔表彰状及び記念品伝達〕

〔拍手〕

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口裕君） 次に、日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、岩本浩治君、松村秀逸君、前田憲秀君、以上3人を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長（山口裕君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの19日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの19日間とすることに決定いたしました。

日程第3 知事提出議案の上げ（第1号から第33号まで）

○議長（山口裕君） 次に、日程第3、知事提出議案第1号から第33号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

第2号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

第3号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）

第4号 令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）

第5号 令和6年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）

第6号 専決処分の報告及び承認について

第7号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8号 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

第9号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第11号 熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定について

第12号 熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について

第13号 熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14号 熊本県幼保連携型認定こども園以外の
認定こども園の認定要件に関する条例等の一
部を改正する条例の制定について

第15号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する
条例の制定について

第16号 工事請負契約の締結について

第17号 工事請負契約の変更について

第18号 工事請負契約の締結について

第19号 工事請負契約の変更について

第20号 くまもと新時代共創基本方針の策定に
ついて

第21号 当せん金付証票の発売について

第22号 川辺川ダムの建設に関する基本計画の
廃止に対する意見を述べることにについて

第23号 指定管理者の指定について

第24号 指定管理者の指定について

第25号 指定管理者の指定について

第26号 専決処分の報告及び承認について

第27号 専決処分の報告及び承認について

第28号 専決処分の報告及び承認について

第29号 専決処分の報告及び承認について

第30号 専決処分の報告及び承認について

第31号 専決処分の報告及び承認について

第32号 専決処分の報告及び承認について

第33号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

日程第4 知事の提案理由説明

○議長(山口裕君) 次に、日程第4、ただいま議
題といたしました議案に対する知事の説明を求め
ます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず最初に、故三笠宮崇仁親
王妃百合子殿下の御薨去に際し、謹んで心から哀
悼の意を表します。

次に、今回の定例会に提案しております議案の
説明に先立ち、最近の県政の動向について御説明
申し上げます。

まず、くまもと新時代共創基本方針の策定につ
いてです。

4月16日に知事に就任し、7か月が経過しまし
た。

これまで、赤潮や台風第10号による被害など、
早急な対応を要するものについては危機感を持っ
て臨み、渋滞解消、地下水保全などの喫緊の課題
には5つの推進本部を設置し、対応策を庁内横断
的に検討、推進してまいりました。

また、先月には、観光文化部の新設や食のみや
こ推進局、国際・くまモン局などの設置による庁
内組織体制の強化を図るなど、マニフェストに掲
げた政策の実現に向け、スピード感を持った県政
運営に取り組んでおります。

こうした中、県政運営の基本方針について、県
民の皆様、市町村、関係団体の御意見を賜りなが
ら検討を重ねてまいりましたが、このたび、くま
もと新時代共創基本方針として、今定例会に提案
いたしました。

基本方針では、将来に向けた県全体の持続的な
発展に向けて、こどもまんなか熊本の実現、地域
活力に不可欠な人材の育成、農林畜水産業をはじ
めとする様々な産業の振興、経済と環境の両立、
そして、安心、安全の地域づくりなどの取組を基
本的方向性としております。

この基本方針の下、県議会、県民の皆様ととも
に、新たな熊本県をしっかりとつくってまいりま
す。

次に、旧優生保護法に基づき不妊手術などを受けられた方への対応についてです。

先月17日、不妊手術等を受けられた方などへの新たな補償金等の支給法が公布されました。

また、今月7日には、県内2名の方が提訴されていた旧優生保護法に係る訴訟について、福岡高裁において和解が成立いたしました。

子供を持つ権利を奪われ、心身に多大な苦痛を受けてこられた当事者のお気持ちを考えると、大変心が痛みます。

当時の法律に基づく事務執行だったとはいえ、優生思想に基づく不妊手術の強制などは、人権上大変問題があり、県もそうした手術等を進めてしまったことは誠に申し訳なく、当事者の皆様に対し、おわび申し上げます。

来年1月17日から補償金の申請の受付が始まるに当たって、県としては、制度の周知や相談体制の整備など、できる限りの対応をしていくことが大事であり、被害を受けられた方々に寄り添った対応を行ってまいります。

次に、阿蘇くまもと空港の国際線ネットワークの拡大、強化についてです。

先月、需要見込みの増を背景に、スターラックス航空が台北線の航空機を大型化されました。また、今月には、ソウル線において、アジアナ航空が週3便、大韓航空が週7便で運航を再開されました。さらに、来月19日からは、イースター航空による釜山線が新たに就航することが決定しております。

2年前まで便数ゼロだった国際線が、今や4路線、週40便へと、阿蘇くまもと空港の国際線ネットワークが拡大、強化され、アジア各地との接続が充実しております。

T SMCの本県進出を契機に、熊本県及び阿蘇くまもと空港が世界から注目されています。この

機会を的確に捉え、アジアに近いこの地政学的優位性を遺憾なく発揮できるよう、引き続き、熊本国際空港株式会社との連携の下、新規路線の誘致、既存路線や国際航空貨物の利用促進に取り組んでまいります。

次に、球磨川流域の創造的復興と緑の流域治水の推進についてです。

まず、人吉市青井地区の土地区画整理事業についてですが、関係権利者全員の方から仮換地案の合意をいただき、先日、全ての宅地において仮換地指定を完了させていただきました。現在、令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プランの改定作業も進めており、引き続き被災地の復興に全力で取り組んでまいります。

また、今月5日に開催された国、県、市町村で構成する第10回球磨川流域治水協議会では、新たな流水型ダムの環境影響評価の完了後も、ダムの構造、試験湛水手法やダムの運用など、治水効果の最大化と環境影響の最小化に向けてさらなる検討が行われることなどについて、流域市町村長と認識を共有いたしました。引き続き、流域をはじめ県民の皆様への丁寧な説明を継続してまいります。

なお、今定例会には、国による従来の貯留型川辺川ダムの建設に関する基本計画の廃止に当たり、県として異議がない旨の意見を述べる件についても提案しております。

今後も、関係機関としっかり連携を図り、五木村、相良村の振興とともに、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を着実に推進してまいります。

次に、高病原性鳥インフルエンザの国内発生に伴う対応についてです。

先月17日に、今シーズン全国初となる高病原性鳥インフルエンザが北海道の家禽農場において発生し、その後も全国各地で複数例が確認され、今

月20日には、九州で初めて鹿児島県出水市でも確認されました。

また、県内の死亡野鳥からも本病ウイルスが検出されており、厳重な警戒が必要です。

これを受け、県では、県内192か所の農場に異状がないことを確認するとともに、家畜伝染病予防法に基づく消毒命令を今月21日に発出しております。

引き続き、本県から発生することがないように、関係機関と一丸となって防疫措置に万全を期してまいります。

次に、パリ2024オリンピック・パラリンピックメダリストへの表彰についてです。

オリンピック、パラリンピックという大舞台で県関係選手が活躍される姿は、県民に大きな感動を与えてくれました。その中でも、特にすばらしい成績を収められたメダリストの皆様を、このたび表彰することといたしました。

パラリンピックで金メダルを獲得された車椅子ラグビー競技の島川慎一選手、乗松聖矢選手、そして車椅子テニス競技の田中愛美選手に、熊本県県民栄誉賞を贈らせていただきます。パラリンピックでの金メダル獲得は、歴史に残る快挙であり、国民的規模での敬愛と感動を与えられ、県民の大きな誇りにつながりました。

また、オリンピックで銅メダルを獲得されたフェンシング競技の菊池小巻選手、バドミントン競技の志田千陽選手、松山奈未選手、そして、パラリンピックで銅メダルを獲得された競泳競技の富田宇宙選手に、熊本県スポーツ特別功労賞をお贈りします。その活躍される姿は、多くの県民に希望を与えただけでなく、スポーツの普及促進にも大きな貢献をされました。

4年に1度開催という限られた世界の大舞台で、持てる力を存分に発揮され、活躍された選手

に賞をお贈りできることを、大変うれしく思っております。

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

まず、一般会計補正予算は、災害復旧関連事業やマニフェストの実現に向けて取り組む事業などを計上しております。

この結果、60億円の増額補正となり、これを現計予算と合算いたしますと、8,688億円となります。

このほか、今定例会には、条例案件や工事関係、そして、計画関係として先ほど申し上げましたくまもと新時代共創基本方針の策定、専決処分報告・承認案件なども併せて提案しております。

また、今会期中には、人事案件についても追加提案する予定でございます。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

日程第5 人事委員会の意見

○議長(山口裕君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案のうち、第8号及び第10号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

〔人事委員会委員長出田孝一君登壇〕

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に提案されました議案第8号及び議案第10号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

まず、議案第8号につきましては、雇用保険法等の一部改正に伴い、民間の失業給付に相当する

退職手当の支給等に係る関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

次に、議案第10号につきましては、刑法の一部改正に伴い、期末手当の不支給や一時差止め処分等に係る関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

日程第6 休会の件

○議長(山口裕君) 次に、日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

12月2日及び3日は、議案調査のため、休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、12月2日及び3日は休会することに決定いたしました。

なお、明30日及び12月1日は、県の休日のため、休会であります。

○議長(山口裕君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る12月4日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時22分散会

第 2 号

(12月4日)

令和6年 熊本県議会11月定例会会議録

第2号

令和6年12月4日（水曜日）

議事日程 第2号

令和6年12月4日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の
一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに
県の一般事務について）

出席議員氏名（49人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君

中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知 事 公 室 長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企 画 振 興 部 長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 倉 光 麻里子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
食のみやこ 辻 井 翔 太 君
推 進 局 長
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
事 務 局 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君
選 挙 管 理 会 松 永 榮 治 君
委 員 会 長

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(山口裕君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(山口裕君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

松田三郎君。

〔松田三郎君登壇〕(拍手)

○松田三郎君 皆さん、おはようございます。自由民主党県議団・球磨郡区・松田三郎でございます。

冒頭から唐突ではございますが、私、9月11日が誕生日でございました。今年、よわい60、まさに還暦となりまして、後輩からはもう年寄り扱いをされて困っております。私が60ということは、木村知事はちょうど10歳私より若い、50になりましたか。もう立派なおっさんの仲間入りでございますので、私と木村知事がそういう大きな節目を迎えた年でもありました。

実は、来年、令和7年というのは、昭和でカウントしますと、ちょうど100年目に当たるそうでございます。ですから、20を引きますと、戦後80年、もう1つ申し上げますと、自由民主党立党70周年という大きな節目を迎える年でございます。熊本県政の勢いが、来年節目とはいえ、途切れることなくさらに発展するように、そのような質問になればと思いますので、皆様の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、くまもと新時代共創基本方針について、知事の思いをお尋ねいたします。

今回の質問を考えるに当たり、一貫して人口減少問題との関連で捉えてみました。

県も人口減少傾向にあります。県内の市町村も、一部を除いてほとんど人口が減少しておりま

す。ちなみに、球磨、人吉の人口は約8万人ですが、この10年間で県全体の減少率の約3倍の15%余りも減少しております。

国家にとって、あるいは地方自治体にとって、人口が減少すると何が困るのかといいますと、言うまでもなく、納税者が減ることによる税収減、消費者が減ることによる経済の低迷、働き手が減ることによるさらなる人手不足、社会保障などを支える人が減ることによる負担増などなど、そして何よりも地域の活力が失われることに多くの自治体が危機感を持っているのではないのでしょうか。

今までは、人口は増える、経済は成長するという前提の下に制度や仕組みがつくられてきたと言っていいでしょう。日本の人口が将来1億人を切るとの予測があっても、それで回っていくように、制度や仕組み、そして国民の意識を変革していけばよいとの考えもあるようであります。一理あるかもしれませんが、夢がありませんので、私はその立場は取りません。

シンプルに考えれば、生まれた赤ちゃんが亡くなった人の数を比較して、赤ちゃんの数のほうが多ければ自然増、亡くなった人の数のほうが多ければ自然減、また、転入者と転出者の数を比較して、転入者のほうが多ければ社会増、転出者のほうが多ければ社会減、生まれる赤ちゃんが転入者の数を増やせばよいという結論になりますが、これがそう簡単にはうまくいかないわけでありませう。

多くの市町村が、人口をできれば増やしたい、少なくとも減らないようにしたい、減るとしてもそのスピードを遅くしたいとの一念で頑張っているのです。ですから、県の基本方針も総合戦略も各事業も、全てが直接、間接人口減少対策につながる、いや、つなげるように取り組まなけ

ればならないと考えるのであります。

以上を前提にして、人口減少対策との関係で基本方針を考えてみます。

今定例会に上程されております基本方針案は、木村知事が選挙のときに掲げられましたマニフェストを基に、今後4年間の県政運営についての基本的な考えを示す、県政における最上位のものと認識しております。また、同時に策定された具体的な施策や事業をまとめた総合戦略と併せて、人口減少対策を含めた熊本の地方創生の取組がさらに推進されることを大いに期待しているところであります。

木村カラーをちりばめ、一定のめり張りをつけ、ほとんどを網羅されているとの印象を受けました。網羅的がゆえに総花的だとの意見もあるかもしれませんが、それはやむを得ないと考えます。要は、基本方針を受けた総合戦略、その中の施策、事業の優先順位であります。

財源やタイミング等の問題もあり、全てを一挙にやれるわけではないと思います。今までやってきて、継続すべきものもあるでしょうし、今すぐ取りかからなければならないものもあります。また、すぐには成果が現れないものもあるかもしれません。おのずと優先度、さらなるめり張りがつき、いい意味でも総花的でなくなり、木村カラーがもっと出てくるものと期待をいたしております。

そこで質問です。

本県が抱える様々な課題に対して、知事はこれからどのような決意で臨んでいかれるのか、改めて基本方針に込めた知事の思いについてお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 松田議員から御質問いただきました今定例会に提案しておりますくまもと新時

代共創基本方針に込めた私の思いについてお答え申し上げます。

今年3月の知事選挙で、私は、8年前の熊本地震から、私たち県民が力を合わせ復興を成し遂げてきた前蒲島県政からのこのよき流れを、より強く、より大きくするため、マニフェスト「県民への10の約束」をお示しし、県民の皆様から知事に選んでいただきました。

このマニフェストを県政に反映するため、各分野、各業界の代表者の方々はもちろん、ともに未来を創るワーキンググループを設け、各地域、各業界の現場で活躍されている次世代を担う若い方々にも幅広く意見をいただきながら、この方針を策定してまいりました。

本県でも、議員御指摘のとおり、少子化、人口減少が進み、東京など大都市への人口の流出は止まりません。しかしながら、私は、日頃から熊本は日本一伸び代のある県だと実感しております。

本県には、豊かな自然環境、それらを背景とした農林畜水産業、また、九州の中央に位置し、東アジアに近いという地政学的な優位性、そして、大きな災害を経験して培われた防災力があります。さらに、世界的半導体企業の進出などを契機として、国際的な交流も加速しております。

こうした熊本が持つポテンシャルを最大限に生かし、地域の活性化につなげていくとともに、世界に開かれ、そして世界に羽ばたく熊本を目指してまいりたいと考えております。

また、熊本の未来を担う子供や若者がきらきらと輝き、地域に不可欠な人材として育ち、そうした人材がみんなの個性と持てる力を存分に発揮できる熊本を実現していきたいと考えております。

その実現に当たっては、県民の皆様との対話を重ね、共に挑戦を続ける県民が主人公の県政を進めてまいります。

このため、今回の基本方針では、世界に広がる、人を育てる、ともに創る、この3つをキーワードに「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来をともに創る」、このことを基本理念としております。

今後の取組の基本的な方向性につきましては、大きく4つの柱を示すとともに、私が先頭に立って県政を進めるに当たり、重点的に取り組む施策を明らかにしております。

基本的な方向性、まずは「こどもたちが笑顔で育つ熊本」であります。

質の高い教育や未来を担う人材育成のほか、子供、若者がきらきら輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる、そういうこどもまんなか熊本の実現を重要施策と位置づけ、教育機関、企業などと連携した施策を推進します。

2つ目は「世界に開かれた活力あふれる熊本」でございます。

まず、熊本で働く人材の育成、確保を図ります。そのほか、半導体関連産業のさらなる集積を図るためのくまもと版サイエンスパークの実現など、半導体研究の拠点形成に取り組めます。

また、長年の課題である渋滞対策については、国、市町村など関係機関と連携して、ハード、ソフトの両面から大胆かつ着実に推進してまいります。

加えて、本県の最も中心的な産業である農林畜水産業については、担い手の確保、生産性の向上はもとより、新商品開発、ブランド化、地産地消など、食の観点から農林畜水産物の高付加価値化を進め、食のみやこ熊本県の創造に取り組んでまいります。

3つ目は「いつまでも続く豊かな熊本」でございます。

熊本の宝である豊かな自然を守りつつ、地域社

会を持続可能なものとして将来にしっかりと継承していくため、自然環境の保全や県内各地の魅力づくり、そうした特色を生かした移住、定住の促進などに取り組んでまいります。

県民の皆様の関心が非常に高い地下水については、市町村や企業としっかり連携し、質、量の保全を進め、正確な情報発信に努めてまいります。

4つ目は「県民の命、健康、安全・安心を守る」でございます。

熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧、復興、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を着実に推進してまいります。

また、人生100年時代の到来を迎え、高齢者の皆様方が安心して生活できる環境整備にもしっかりと取り組みます。

くまもと新時代共創基本方針の目指す姿を実現するためには、県議会をはじめ、関係機関、そして県民の皆様との連携が不可欠であります。インクルーシブな視点も踏まえながら、なかなか声の上げられない方、困難な環境にある方へも県としてしっかり寄り添って、県民が主人公の県政を推進してまいります。

この新たな基本方針に基づいて、スピード感を持って県政の飛躍に向けた挑戦を重ね、県民の皆様とともにくまもと新時代をつくってまいります。

以上でございます。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 知事の答弁は、以前から思っておりましたが、非常に聞きやすいというか、分かりやすい丁寧な説明、御答弁をいただきました。

申し上げましたように、この基本方針は、県政の最上位となる方針であります。ですから、書いてないことはやらないというようなメッセージにもつながりかねないという側面もありますので、

どうしても網羅的、総花的にならざるを得ない、事の性質上、そういうものを内包しているんだろうと、このように思っております。

しっかりしたこの基本方針という幹、柱ができますならば、これから総合戦略や各施策、事業が枝となり、葉となり、そして最後は立派な花が咲くことを期待をいたしております。

次に、少子化対策及び子育て支援について要望をいたします。

こどもまんなか熊本は、言うまでもなく県政の最重要課題の一つであります。人口減少対策との関係でも重要であり、基本方針及び総合戦略にももちろん書き込んであります。

前述の社会増減は、市町村間、都道府県間の人の奪い合いでありますから、熊本の人口、日本の人口が増えるか否かは、新たにどれだけ生まれるか、まさに自然増にかかっているのです。将来の納税者であり、消費者であり、地域の担い手になってくれる赤ちゃんを増やすための投資は必要であります。

県は、結婚、妊娠、出産、子育てと、まさに切れ目なく支援をしてきております。不妊治療などについてのさらなる支援も必要でしょうし、子供を望む方々が、子供を産んでみようと思ってもらう、また、1人産んだ人が2人目、3人目を産んでみようと思ってもらう状況になればいいと思います。とはいえ、女性が子供を産むか産まないか、何人産むかは極めてパーソナルな問題であり、最大限尊重すべきは当然のことであります。

結婚、そして出産、子育ては、肉体的にも精神的にも大変だけれども、それ以上に幸福感があるという価値や若いうちが妊娠しやすいなどの医学的事実を、早い段階で情報として伝えることも必要だと考えます。選択の問題ではありますが、知っていればそうしたのにと、後悔が残ることだけ

は避けなければなりません。

これらを前提にして、行政による少子化対策及び子育て支援としての保護者負担軽減のさらなる推進を望みます。特に、3歳未満児の保育料の完全無償化と県内全ての市町村への副食費補助の創設を強く要望します。

前者については、9月定例会において、我が党の坂田議員が質問しておられます。我々自民党はしつこいですから、今回は要望でありましたが、実現するまで問いつける覚悟でありますので、知事、よろしくお願いいたします。

あつ、うんて言いましたね。いえいえですか。

以上が要望でございますが、この項の3番目でございます。

次に、食のみやこ熊本県の創造に向けた今後の展開について質問いたします。

9月定例会の我が党の緒方議員の質問に対して、知事は「全国や全世界の消費者から、食の都は熊本にありと言われるような食のみやこ熊本県を創出してまい」と答弁なさいました。そして、本年10月、食のみやこ熊本県を創造するため、県庁初となる農林水産部と商工労働部が共同で管轄する組織、食のみやこ推進局を新設しました。

県知事選挙のとき、木村知事は、マニフェストの一つに食のみやこ熊本県の創造を掲げられました。それを受けて、今議会に提案されているくまもと新時代共創基本方針及びこれを具体化するための総合戦略において「食のみやこ熊本県」の創造」という項目が入れられていると理解しております。

言うまでもなく、組織はあくまでも手段であります。つくって終わりではなく、いかに効率的、効果的に機能するか、そして、機能して目的を達成し得るか否かが肝要であります。年度途中での

組織改正、人事異動は異例のことではあります。スピード感を重視する木村知事の強い思いの表れだと解します。

具体的に見てみますと、農林水産部、商工労働部、それぞれの部が持つノウハウやネットワークを生かしながら、農林畜水産物や球磨焼酎をはじめとした県産品の国内外での認知度向上、販路拡大、ブランド化への支援をしていくこと、特に県南フードバレー構想については、一定の成果は出ているものの、課題は残っていましたが、インバウンド向けPRや輸出拡大企業とコラボレーションした販売チャネルの多様化へ取り組むなど、ステージ2として展開していくこと、また、県内外の民間企業や大学等と連携した食品開発や農産物生産に先端技術を活用するフードテックやアグリテックなどの取組を前向きに進めていくとのことであります。

さらに、最近では、台湾をはじめとしたインバウンド客が増加傾向にあり、農林畜水産業だけでなく、外食や観光など、食に関連する他産業の活性化も期待されるところであります。

ただ、本県の農林畜水産業は、一方で国民への食料の安定供給に多大に寄与しながらも、他方で、燃料、肥料、飼料などの生産資材の高騰、価格転嫁が困難などという喫緊の問題に加え、担い手の減少、頻発する自然災害など、厳しい現状を抱えているのも事実であり、この点も解消しなければなりません。

そこで質問です。

新たに食のみやこ推進局が発足して約2か月がたちましたが、食のみやこ熊本県の創造に向けた共管局における今後の展開について、初代食のみやこ推進局辻井局長にお尋ねします。

なお、局長は、初答弁でしょうから、多少なりとも緊張なさっているかもしれませんので、その

意気込みにつきまして、もう恒例となりました松田式三択質問でお尋ねしたいと思います。答弁の最後に答えていただいて結構であります。

それではまず、A、知事の指示を忠実に守り、失点がないように無難にそこそこやる、B、知事からブレーキがかかるくらいに行け行けどんどんでやる、C、部下の能力を最大限引き出し、時には自分も前に出て、垣根を越えるからこそできる取組を積極的にやっていく、以上、お答えいただきたいと思います。

〔食のみやこ推進局長辻井翔太君登壇〕

○食のみやこ推進局長(辻井翔太君) 議員御紹介のとおり、食のみやこ推進局は、県産品のさらなる販路拡大に向け、熊本の豊かな食文化を生かした農林畜水産物の高付加価値化を進め、食のみやこ熊本県を創造するため、農林水産部と商工労働部の共管でスタートいたしました。

熊本県は、天草などの海から阿蘇等の標高の高い山間地域まで、変化に富んだ地形や気候、球磨川などの一級河川や豊富な地下水を生かして、野菜、果樹、畜産など、多様な農林畜水産物が生産されています。

また、からしレンコン、阿蘇タカナ漬け、球磨焼酎など、各地域の豊かな風土、そして、人が育てた郷土料理や伝統食、県産酒が非常に多くありまして、独自の食文化を形成してまいりました。私は、国内はもとより、世界に誇れる食材、食文化を持ち合わせている県であると認識しております。

このような中で、食のみやこ熊本県の創造に向けては、豊富な食材を生産する農林畜水産業者の皆様が、生産性向上や高付加価値化、そして売り先の確保等により稼げることが非常に重要です。また、県民の皆さんも、その食材と食文化を誇りに思いながら購入し、食べていただくことが併せ

て肝要であると考えております。

県では、まず、これまでも取り組んできた国内外での農林畜水産物をはじめとした県産品の認知度向上や販路拡大の支援、地産地消の推進等を、関係課と連携しながら、さらに実施してまいります。

また、近年、台湾をはじめとして、海外インバウンドが増加しています。今後、外食や観光などの食に関連する産業と連携した取組も重要であることから、どのような連携ができるか、検討してまいります。

今定例会では、まず、食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョンづくりの関連予算を提案させていただいております。今後、農業団体、商工団体及び食に関わる幅広い分野の皆様から御意見をいただく会議や他県の先進事例調査等を実施しながら、来年6月頃までに完成させる予定です。

日本の食を支えている熊本の農林畜水産物の食文化が持つポテンシャルを最大限に活用しまして、関係者が一丸となって、世界中の人々の胃袋をつかむことでの稼げる農林畜水産業の実現や熊本の食関連産業の発展につながる取組を展開してまいります。

最後に、議員から三択の御質問をいただきました。私の答えはBです。

大変ありがたいことに、木村知事からも、どんどん面白いことをやれと言っていただいております。食のみやこ熊本県の創造に向けては、従来の発想にない新しい取組が必須であると認識しております。

これまでも、県内の産官学金の関係者が、食に関する商品開発や販路拡大など、様々な取組を進めてきました。また、世界中、日本中の都市や地域においても、食を目玉に地域づくりやまちづくりにまで多面的に発展させている例が多く見られ

ます。

こうした中で、改めて熊本県が食で飛び抜けるためには、知事に止められるくらい、この食のみやこ推進局が常にアクセル全開、フルスロットルで取組を推進する必要があると考えております。

ただ、議員の御質問にあることも、組織を運営する上で大変重要な考え方であると認識しております。この点も十分に踏まえ、食の都は熊本にありと言われるよう、関係機関や関係者の皆様、関係部局と連携しながら、積極的に取り組んでまいります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 質問しといてなんですが、私はCだろうかと予測をしておりましたが、何とも心強い限りでございます。

局長の御答弁にもありましたように、農林と商工それぞれでできるなら、何もあの共管局をつくる必要はないわけであります。まさに垣根を越えるからこそできる取組というものに期待をしたいと思います。部局横断的な共管組織のメリットを最大限に発揮してもらいたい、このように思っております。

その際、農林サイドからは、どのように購入されて食べられるのか、また、商工サイドからは、生産現場のこと、生産者の苦労などにそれぞれ思いをはせ、創造力と思いやりを持って取り組めば、隙間なく、切れ目なくうまくいくのではないかと、このように思っております。

余談ではございますが、辻井局長は、熊本県庁に来られて数年、この間に10キロほど体重が増えたという話を聞きました。まるでこの食のみやこ推進局の初代局長を地で行くようなキーパーソンでございますので、答弁の最後にありました、世界中の人々の胃袋をつかむ、大いに期待をいたしておりますので、頑張ってくださいたい、このよ

うに思います。

次の質問です。

今後治水安全度が高まる球磨・人吉地域の振興策について。

その中で、まず、洪水被害のない安全、安心な地域の実現に向けた取組についてお尋ねいたします。

あの忌まわしい令和2年7月豪雨災害から、早いもので4年5か月が経過しました。被災された方々の御努力をはじめ、国、県、被災自治体及び関係者の皆様の絶大なる御支援、御協力により、復旧、復興がハード、ソフト両面において着実に進んでいると感じております。

一方で、先般、球磨、人吉の10人の市町村長と意見交換する機会があり、そこで次のような御指摘がありました。流水型ダム、J R肥薩線、球磨・人吉地域の人流、物流の大動脈である国道219号など、完成や完全復旧までに少なくとも10年あるいはそれ以上かかるという予測の中で、人口減少が県平均よりも大幅に進み、県内格差を生じており、球磨、人吉に対する特別の取組が必要ではないか、また、これまで国、県には復旧工事を中心に取り組んできてもらっているが、これからはまさに創造的復興の加速化につながる取組をお願いしたい、そして、これまでは農林畜産業が地域を支えてきたが、廃業する者も増えてきているし、若者が働きたくなるような企業が少ない中、10年後、球磨、人吉に戻ってくる者もおらず、農林畜産業の人々もさらに減り、地域は成り立たなくなるなどの意見が出て、ここでも人口減少への大いなる危機感を感じました。

同時に、県に対して改めて要望なさいましたので、それを基に質問を組み立ててみました。

繰り返しになりますが、球磨、人吉の人口は約8万人であり、この10年間で15%余り人口が減少

しており、これは県全体の減少率の約3倍であります。今後ますます人口減少が進むことが危惧されております。

若い人が地域外に出ていってしまう契機は、就職と進学であります。地域内に雇用の場が少なく、あったとしても自分が望む業種がない、また、地域内に大学や私立中学、高校がなく、どうしても地域外へ出ざるを得ない状況であります。

若者の地元定着のためにも、多種多様な雇用の場が必要と考えます。例えば、球磨、人吉に工場や企業を立地してもらうためにも、洪水被害のない安全、安心な地域の日でも早い実現が必要不可欠だと思います。

そこで、川辺川の新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の現在の取組状況と今後の見通しについて、知事に質問をいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 令和2年豪雨からの復興に向けて、球磨、人吉が、今、人口減少に対し、全ての市町村長の皆様が非常な危機感を持っておられることは、私も十分理解しております。

議員御指摘のとおり、人口減少に歯止めをかけ、豪雨災害からの創造的復興を成し遂げるためにも、その前提となる洪水被害のない安全、安心な地域の実現に向けた取組が必要であり、その点についてお答え申し上げます。

まず、命と清流をともに守る川辺川における新たな流水型ダムは、着実に進捗しております。

10月11日に、令和3年から行われておりました法と同等の環境アセスメントの最終報告書となる環境影響評価レポートが公表されました。このレポートのその後の公告縦覧を経て、環境アセスメントの一連の手続きは完了いたしました。今後とも国では、学識者から成る検討会を設置し、環境保全措置の具体化に向けたさらなる検討が進められ

ております。

また、国では、今後の事業の見通しについて、令和9年度、ダム本体基礎掘削工事の着手、令和17年度の完成を目標に、関連工事や本体設計、各種手続を進めるとされております。

私からも、11月5日開催の球磨川流域治水協議会の場で、ダム本体工事の着手に向けた手続を着実に進め、早期に完成させていただくことを改めて国に求めました。

今後、建設に向けた手続が進められ、命と清流をともに守る新たな流水型ダムの整備が着実に進んでいくよう、県としても協力してまいります。

次に、ダム以外の治水対策についてでございます。

球磨川流域では、河道掘削、宅地のかさ上げ、遊水地などの取組が進んでいます。

ダム完成により下流の治水安全度は大きく向上することとなりますが、ダム上流域も含めた一体的な整備による安全確保が重要です。

そのため、県では、川辺川の県管理区間の河川整備については、流水型ダムの完成目標である令和17年度を目指し、集中的に取り組んでまいります。

また、川辺川以外の県管理の支川でも河川整備を進めております。一例を挙げますと、人吉市内を流れる御溝川では、人吉駅周辺を含む市街地の浸水被害を軽減する二次放水路の整備が、令和6年度、今年度中に完了する見込みでございます。

球磨川流域の支川においても、川辺川に次ぐ流域面積を有する万江川では、令和2年7月豪雨で土砂、流木の複合災害が発生いたしました。これを踏まえ、都道府県事業としては全国初となる土砂・洪水氾濫対策事業に取り組んでいます。

これは、流域治水として、砂防、治山、河川の

3つの事業が連携し、土砂、流木と洪水の複合災害対策を進めるものでございます。上流から流れる土砂を受け止める堰堤や山腹からの流木を止める流木捕捉施設の整備を進めております。

これまでに、今申し上げた対策に加え、森林の整備、保全などの山の対策、雨水の貯留効果が見込まれる田んぼダムや雨庭といった流域全体での対策をさらに加速してまいります。

また、これらのハード整備の途上でその施設能力を上回る洪水が残念ながら発生した場合でも、被害の最小化が図られるように、早期避難を促すソフト対策、復興基金を活用した水災保険の加入促進などについても、引き続き進めてまいります。

さらに、これらハード、ソフトが一体となった緑の流域治水の取組の推進については、地域住民の皆様の御理解、御協力が何より必要不可欠でございます。

現在、球磨川流域の地形や河川の特徴、緑の流域治水の取組などを分かりやすく伝える動画のユーチューブの配信ですとか、球磨川流域の小学生、中学生、高校生に対する出前授業の実施、そして、住民に一番身近な行政機関である市町村の職員の皆様に向けた研修など、幅広く、積極的な周知啓発に取り組んでおります。

議員同様、球磨川流域の豪雨災害からの創造的復興、そして、これからのこの地域のさらなる発展のためには、安全、安心な地域を一日でも早く実現しなければならないと私も考えております。洪水被害のない地域の実現を望む声にしっかりと応えできるように、今後も、国、県、流域市町村、そして住民の皆様が、協働で流域全体の総合力で緑の流域治水を着実に推進してまいります。

以上でございます。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 知事からなかなかの丁寧な、具体的な御答弁をいただきました。

ダム以外の治水対策として、今まであまり触れられないことであったかもしれませんが、川辺川の県管理区間の話でありますとか、川辺川以外の県管理支川、人吉の御溝川の第二次放水路の整備でありますとか、山江村の万江川、これは都道府県事業としては全国初という御答弁がありました。土砂・洪水氾濫対策事業、このようなものも取り組んでいただいているし、何よりも流域治水の一つ一つの特徴であります森林整備、保全等の山の対策というのもございました。ソフト事業では、動画のユーチューブ配信あるいは小中高校での出前事業、また、市町村職員向けの研修など、非常に多岐にわたる取組を丁寧に御答弁をいただきました。

御答弁にありましたように、このハード整備の途上で施設能力を上回る洪水が発生した場合でも、被害の最小化が図られるようにという御答弁がありました。

先ほど来申し上げております、約10年と言われているこのダムでありますとか、肥薩線でありますとか、219の復旧、これをできるだけ早く、知事の答弁にもありましたように、できるだけ早く早く進めていただきたいというのが地元の要望でありますし、その間に、先ほど答弁にもありました、豪雨に襲われても被害の心配をしなくて済むようにというのが流域住民の願いでありますので、引き続き、御支援、御協力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、今後の球磨・人吉地域の振興策についてお尋ねいたします。

先ほど申し上げましたが、流水型ダム、JR肥薩線、国道219など、完了するまでの間も人口減少が進んでいくことが危惧されます。完了をじっ

と待って、さあこれからというときには人はいなくなっただけでは話になりません。球磨・人吉地域に若者をはじめ人々が豊かに住み続けるためにも、人口減少に歯止めをかけて、人口定着に向けた環境整備にスピード感を持って取り組むことが必要だと思います。

できれば、人を増やす、増やせなくても減らないようにする、減るとしても、そのスピードを遅くするといった、球磨、人吉の10人の市町村長の切実な願いをかなえなければならないと思います。

そこで、球磨・人吉地域の創造的復興のさらなる加速化、重点化に向け、どのように取り組んでいかれるのか、木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 次に、今後の球磨・人吉地域の振興策についてお答え申し上げます。

令和2年7月豪雨は、コロナ禍の中であったこと、そして、人口減少の著しい中山間地という厳しい条件の中で発生したこと、この2点において、熊本地震にはない、復旧、復興に向けた重い課題のある災害であると私は認識しております。

実際、発災から4年5か月が経過した今、球磨・人吉地域は、災害を契機としたさらなる人口減少、産業の衰退の危機に直面しております。

また、議員が御指摘いただきましたとおり、国道219号やJR肥薩線の復旧を含め、地域の重要な社会インフラが整う間も人口減少が進むことが大変懸念されております。

私も、御質問の中で述べられました、球磨、人吉の10市町村長、その切なる願いについては、直接お伺いしております。そして、十分理解しているものと思っております。

市町村長の願いを受け止め、球磨・人吉地域の現状を打開するために、地域の再生、発展に向け

たあらゆる手だてを早急に講じていかなければならないと考えております。

現在、年内の公表に向けて改定を進めさせていただいております令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン、ともに創る復興プラン、これについては、緑の流域治水のさらなる推進による一日も早い安全、安心の実現、そして、議員御指摘いただいたような、若者残り、集う産業、雇用の創出と、この2つを2本柱として掲げております。

安全、安心の実現については、さきの質問で詳しく述べさせていただきましたが、それを前提としたもう一つの柱である産業、雇用の創出については、産業振興と人づくりに向けた取組を重点的に推進することで、人口定着につながる好循環を加速させていくことが必要であると考えております。

地域の外からの人材も含めて、様々な関係者と協働し、球磨・人吉地域の課題に対応するとともに、地域の核となる人材の育成にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

県では、現在、地域の再生、発展に向けた取組として、五木村にありますくまもと林業大学校県南校を核とした産業振興、人材育成、また、アニメの「夏目友人帳」など、地域ゆかりのコンテンツを活用した誘客、周遊の促進などにも取り組んでおります。そして、球磨・人吉地域への企業誘致についても、取組を強化してまいりたいと考えております。

また、地域においては、くま川鉄道の全線運転再開を生かしたにぎわいづくりでありますとか、先日展示を開始いたしました人吉市での「SL人吉」の展示、また、水上村でのスカイビレッジなどを活用したスポーツツーリズム、相良村での川辺川を生かした拠点整備など、それぞれの地域、

それぞれの市町村の特色を生かした振興策が実施されています。

今年度末のＪＲ九州との最終合意に向けて、さきの２日に開催いたしました地元12市町村とのＪＲ肥薩線再生協議会においては、流域の振興につながるアクションプランの素案を議論したところでございます。

さらに、今後、治水機能の確保と環境影響の最小化の両立を目指した世界初のダム構造となる新たな流水型ダム、そして、清流球磨川が車窓から楽しめるＪＲ肥薩線などの創造的なインフラ整備が進むことによって、今以上に交流人口、関係人口が増え、その経済効果が地元にもたらされることを期待しております。

球磨・人吉地域の取組が地域再生のモデルとなるように、球磨・人吉地域の皆様とともに、未来に夢のある球磨・人吉地域を、共創の言葉どおり、共につくっていけるよう、県を挙げて全力で取り組んでまいります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 御答弁にありましたように、これまでも様々な、いろいろなことをやっていただいておりますし、独自に人吉市あるいは球磨郡の9つあります町村でもいろいろ努力をなさっておられますし、これからいろいろ考えていただいているんだと、このように思いました。心より感謝を申し上げたいと思います。

度々申し上げますが、この球磨、人吉に限らず、県内の多くの市町村で人口が減少しているわけでございます。ただ、この球磨、人吉の場合は、知事の御答弁にもありましたように、この大災害、大水害をきっかけとして、それがさらに加速している、今までの積み上げてきた努力が何かリセットされてマイナスからの再スタートを強いられているというような感情がおりなわけで

ございます。ですから、他の県内の市町村と同じ土俵にまだ上がってない、その土俵に上がるまでの間は、国、県の集中的な支援をお願いしたいということが願いではないかと思っております。

ですから、同じ土俵に上がってからは、それからまたそれぞれの努力次第ということでございますので、どうか引き続きの県の御支援に、知事が先頭に立って、お願いを申し上げたいと思います。

それでは、最後に、魅力ある高等専門教育の場の創出につきまして要望をしたいと思います。

先ほど、若い人が地域外に出ていかざるを得ない事情の多くは就職と進学であると言いました。就職、雇用については申し上げたとおりであります。大学等での教育を希望するならば、どうしても地域外へ出ていかざるを得ないのが実情であります。せっかく優秀な小学生、中学生、高校生が地元で育っても、進学などのために地元にとどまることができないというのは、全くもったいない話であります。

そこで、人吉市と球磨郡町村会とが、先ほど申し上げましたように、合同で、つい先日、県の協力、支援を要望されました。

幾つかある中で、半導体やＤＸ、ＧＸ等の成長分野の専攻学科を有する高等専門学校や大学のサテライト校の誘致、県立技術短期大学のサテライト校の設置、くまもと林業大学校県南校に企業経営やデジタル技術を活用できる高度人材育成や大工など地域資源を活用できる人材育成課程を設けることなど、つまり、地域に専門人材育成や移住希望者にも訴求できる魅力的な教育機関を誘致して、若者が地元に着し、そして新たな人材を呼び込むための支援を要望しておられます。球磨、人吉10市町村の総意であります。よろしく願いいたします。

別の観点からもう1点。

先日、拓殖大学の濱口和久教授にお会いし、話をする機会がありました。御存じのように、濱口さんは、本県の出身であり、地方政治行政研究所附属防災教育研究センターのセンター長をなされており、防災の分野で大変活躍なさっておられる方であります。

濱口教授から、熊本の県立高校に防災科をつくらうかどうかとの提案をいただきました。大震災を経験した兵庫県や宮城県では、震災後に防災科や防災コースを設けたそうであります。

教える側の講師の質の確保が難しいのではとお尋ねしたところ、熊本県内には大学もあるし、私も全面的に協力しますよとのことでありました。そして、最後に、できれば熊本市内の高校ではなく、郡部、とりわけ大水害を経験した球磨、人吉がいいんじゃないですかと話されておりました。

さきに述べましたくまもと新時代共創基本方針や総合戦略にあるグローバル人材の育成という点や県立高校の魅力向上という施策にも合致し、目玉として人を呼べるものであり、一考に値すると思います。

また、球磨郡町村会からは、県立高校に高森高校に続きマンガ学科の設置の要望もあっていることを付言しておきたいと思います。

以上、今回は、時間の都合上要望となりましたが、加速度的な人口減少に危機感を持つ球磨、人吉の、度々申し上げておりますが、10市町村長の切実な願いが背景にあるわけでございます。その意味では、要望ではありますが、一般質問的要望と捉えていただき、前向きに検討してもらいたいと思います。知事、教育長、よろしくお願い——あっ、うんと言いましたね。よろしくお願いいたします。

若干時間は残りましたが、今年も皆様には大変

お世話になりました。来年もよろしくお願いを申し上げます。私の一般質問を終了いたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時3分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

幸村香代子君。

〔幸村香代子君登壇〕（拍手）

○幸村香代子君 皆様、おはようございます。立憲民主連合会派・八代市・郡選出の幸村香代子でございます。本日3回目の質問となります。1回目、2回目の反省を基に、余裕を持った質問をしたいというふうに思っておりますので、どうぞ最後までのお付き合いよろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、1つお話をさせていただきます。

2024年7月3日、最高裁判所大法廷で、旧優生保護法は憲法違反であるとの判断が下されました。これを受けて、2024年10月8日には、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律が成立いたしました。

この法の前文において、国の責任と謝罪を明確にしています。そして、被害の対象として、強制不妊手術被害者及び配偶者だけではなく、人工妊娠中絶に対しても国の責任が認められました。

また、不法行為から20年が過ぎると賠償を求める権利がなくなる除斥期間を適用しないとの判断もなされました。これにより、被害者全員を救済する道が開かれました。

これらを受けて、国が熊本地裁で原告勝訴の判

決について控訴していた福岡高裁においては、11月7日に原告お二人との和解が成立し、国による謝罪と賠償が行われました。

第一義的責任は、国や国会にあります。優生手術を進めてきた地方行政の責任も問われています。木村知事も記者会見で謝罪をされ、本議会の開会日にも、謝罪と、来年1月17日から始まる補償金申請の受付を被害を受けた方々に寄り添った対応をしていく旨の発言がありました。今議会に関連予算も提案されております。

しかし、対象となる方たちが必ずしも申請の声を上げられるとは限りません。長い長い苦しみの中で、家族にも打ち明けられず、周りに知られることを恐れている方もたくさんいらっしゃいます。

そこで、被害者の支援をされてきた団体や弁護士会、これらの皆さんと連携しながら細やかに対応をいただきたいと思います。高齢化も進んでおります。対応は急がれます。

そのことをお願いして、本日4項目の通告をしておりますので、質問に入ります。

1項目めは、第50回衆議院議員総選挙を終えてです。幾つかの点についてお尋ねをいたします。

まずもって、県・市町村選挙管理委員会の皆様、大変お疲れさまでございました。想定されていた公示日、投票日が早まったために、期日前投票所の確保、投票所の確保、投票所入場はがきの郵送などなど、選挙に伴うもろもろの準備に大変御苦労されたことと思います。本当にお疲れさまでした。

今回の選挙で数点気にかかることがあり、お尋ねをいたします。

小項目の1項目めは、投票所閉鎖時刻の繰上げについてです。

今回の衆議院選総選挙投票日の県内投票所数は

905か所です。公職選挙法では、閉鎖時間は原則午後8時とされていますが、閉鎖時間を1時間から4時間繰上げた投票所は651か所に上ります。その割合は72%になります。しかし、熊本市内150か所では繰上げたところはなく、荒尾市、長洲町でも実施されておられません。投票の機会は平等であるはずなのに、地域差があるのはいかがなものかと思います。

確かに、公職選挙法で、特別の事情がある場合は、各市町村の選挙管理委員会の判断で最大4時間までの繰上げが認められています。その特別の事情とは、選挙人の立場から判断し、行政サイドの立場からで判断するものではないと解されています。

この投票所閉鎖時間繰上げの現状について、熊本県選挙管理委員会としてどのような所見をお持ちなのか、選挙管理委員会委員長にお伺いをいたします。

また、有権者に対して、時間繰上げに対する十分な告知が行われているのかも併せてお答えください。

〔選挙管理委員会委員長松永榮治君登壇〕

○選挙管理委員会委員長(松永榮治君) 投票所閉鎖時刻の繰上げについては、議員御指摘のとおり、投票機会の確保に影響を与えることから、慎重な判断が必要であります。このため、市町村選管に対して、選挙人の行動傾向など、地域の実情に十分考慮するように求めています。あわせて、投票所入場券や広報媒体等で十分に周知するように要請しております。各市町村選管において、それぞれの事情を踏まえながら、適切に運用されているものと考えております。

なお、市町村選管では、期日前投票の充実や投票所への移動支援なども行っており、様々な形で投票機会の確保が図られております。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 委員長のほうからお答えを頂戴いたしました。

今回の衆議院選挙なんですが、全国で見ても4割の投票所で閉鎖時間の繰上げが行われたということが総務省のまとめで分かりました。

選挙は、全ての有権者が公平に参加できることが大前提です。しかし、一方で、公職選挙法の趣旨には沿いませんが、投票立会人の確保が難しいであるとか、職員の時間外手当を削減したい、夕方以降の来場者が少ないなど、地域の事情によって繰上げが行われていることについて、趣旨には反するけれども、現状としては理解せねばならないところかなというふうに思います。

また、お答えにもありましたが、期日前投票所の利用が増えていることや、投票所への移動支援、その他、移動期日前投票所の運用、共通投票所での投票など、投票機会が増えていることも繰上げの理由になっております。

しかし、それが本当に十分なのかという課題はやっぱり別にあると思います。

例えば、期日前投票所の場所についても、そんなに多くはありません。投票所の数ほどに期日前投票の場所があるとは思えません。移動支援にしても、移動支援、また、移動投票所、これも一部の場所に、地域に限られております。そのことを理由に繰上げが行われているということについては、理解はできますけれども、納得ができないところが正直なところです。先ほども述べましたが、公平性が担保できていないという点です。住む地域によって選挙権の行使に差があるというのは、やはり問題であると思います。

また、先ほど述べましたように、投票機会が増えているという理由で、投票時間の繰上げが当たり前ということになることが、有権者の投票意欲

を減退させることにつながるのではないかということも一方では危惧します。委員長にお答えいただきましたように、慎重な判断が求められるものです。

県選挙管理委員会におかれましては、まずは公職選挙法の趣旨を厳守され、市町村選挙管理委員会への対応をお願いいたします。

また、周知については、十分とも言えない状況もお聞きしているところです。様々な方法でのさらなる取組を改めてお願いいたします。

次の質問に入ります。

選挙公報の世帯配布についてお尋ねをいたします。

選挙公報は、公職選挙法により「各世帯に」「選挙の期日前二日までに、配布する」と定められています。選挙公報は、有権者が候補者を選ぶために重要な手段の一つです。

その配布方法は、各市町村の選挙管理委員会で選挙ごとに検討がなされており、自治会などに依頼して配布する場合や郵送による配布など様々であるようです。

また、公職選挙法では、特例的に新聞折り込みなどにより配布することも認めており、今回の選挙でも、県内4つの選挙管理委員会で、新聞折り込みでの配布またはポスティング業者による配布が行われております。それぞれに課題もありますが、特に新聞折り込みについては、新聞発行部数の減少もあり、届かないというお声も私の事務所に今回の選挙中届いております。

選挙管理委員会としては、いま一度、その趣旨にのっとった配布が行われるよう検証すべきと思いますが、御意見をお聞かせください。

続いて、3点目は、ポスター掲示場の設置場所についてです。

選挙ポスターについては、公示日に各市町村の

選挙管理委員会が設置したポスター掲示場へ掲示する必要がありますが、場所によっては危険を感じるような場合があるとの声があります。脚立が要る、掲示場がフェンスにあり高過ぎる、側溝をまたがなければならない、車の通行量が多く危険であるなどです。

いろんな方がポスター貼りには関わられます。男性だけではなく、女性も御高齢の方もいらっしゃいます。安全を確保することは必要だと思います。選挙管理委員会から各市町村への状況の把握と周知をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、選挙管理委員会委員長に御答弁をお願いいたします。

〔選挙管理委員会委員長松永榮治君登壇〕

○選挙管理委員会委員長(松永榮治君) まず、選挙公報の世帯配布について、自治会等の協力による世帯配布が極めて困難な場合などは、新聞折り込みなどによることが認められております。

なお、新聞折り込みの場合は、議員御指摘のとおり課題が生じますことから、市町村選管では、役場や公共施設等に選挙公報を備え置くなどの補完措置を講じております。さらに、県選管もホームページに掲載して、選挙人への周知を図っております。

次に、ポスター掲示場の設置箇所については、市町村選管の判断の下に、選挙人への周知に適した場所が選定されています。議員の御指摘を踏まえて、市町村選管に対しては、改めて、候補者がポスターを貼る際の安全面にも十分配慮するように要請します。

県選管としましては、引き続き、市町村選管の判断が法の趣旨に沿って適切に行われるように、あらゆる機会を通じ、助言や情報提供に努めてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 委員長のほうにお答えを頂戴いたしました。

公職選挙法によって選挙運動が非常に厳しく制限されている中で、選挙公報だけが、全有権者に対して、立候補者の政策、考え方などを知る唯一の手段であると思います。

また、今話題になっているSNSを利用した選挙運動が広がっている中で、情報の正確性や信頼性からも、紙媒体である選挙公報は、有権者にとって非常に重要な情報源であるというふうに考えます。

その趣旨からも、全世帯に配布される、これが望ましく、例えば新聞折り込みにした場合、私の選挙区になりますが、八代市郡の世帯数は、約6万2,500世帯になります。新聞購読数は、1万6,000部となります。そうすると、4万6,500世帯には不配布となる計算になります。これは、公職選挙法100条12項に違反するのではないのでしょうか。

また、特例は、先ほど冒頭でお話をしたように、当該選挙のみということになります。この特例が常態化するというのも問題であると思います。

選挙管理委員会としては、再度、市町村選挙管理委員会に対して、配布期日についても改善を促すべきだというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、ポスター掲示については、安全面の配慮を要請していくとのことのお答えでしたので、これも併せて、今後の選挙、来年は参議院選挙もございませう。よろしくお願いをいたします。

この項の最後に当たって、お話というか、要望をさせていただきます。

立候補に当たっては、多くの提出書類がありま

す。しかし、県選管からいただくものはPDFのために、手書きでしか提出ができなくなっています。パソコンでの入力が可能のように改善をしていただきたいと思います。

また、今、SNSと選挙の議論が盛んに行われています。現行の公職選挙法が時代に合っていないということもありますが、これからますます多様な対応が求められてくると思います。

日常業務に加えて、選挙事務が増大することに対応できる専門的知識を持つ職員の体制の強化を要望し、この項を終わります。

次、2項目め、香害や化学物質過敏症に対する日常生活困難者への対応についてお尋ねをいたします。

まず1項目めは、啓発の必要性の認識と相談窓口の現状についてです。

2009年10月1日に化学物質過敏症が病名リストに登録されました。そして15年が経過し、本県としてのその対策や啓発、患者さんへの対応などがどのように進んだかについてお尋ねいたします。

また、今回の質問に至った理由をまずお話をします。

八代に在住されているある方から、具合が悪くなって救急車を呼んだが、そのときの隊員さんの制服の香り、洗剤か柔軟剤の香りだっただろうと思う、その香りがきつく、言葉も発することが困難なほどの息苦しさを感じた、通院もしているが、看護師さんのユニホームの匂い、エレベーター内の芳香剤などに苦痛を感じており、改善をお願いして対応してもらったこともあるが、いまだに歯医者には通えていない状況です。このように日常生活に支障を来しているとの御相談があったからです。

この背景には、香りによって日常生活などに困難を抱える人がいるということが周知されておら

ず、理解が進んでいないことがあると思われます。

厚生労働省は、早い段階に啓発の必要性を示しています。香りと体調不良との因果関係が明らかではないとしながらも、香りに困っている人がいるとのスタンスで、各関係団体をはじめ、県を通じての医療機関、施設、医師会など、広く周知と取組を推進しています。

啓発ポスターも作成されています。しかし、自治体によって取組に差があるのが現状です。特に、相談窓口が明確でないことについても不安の声がありますし、現状を把握できないという問題もあると考えます。

熊本県を中心に活動されている化学物質過敏症患者会くまもとCSの会には、全国から相談が寄せられているそうです。電話相談件数だけ見ても、2021年度は、142件、相談時間数は111時間になります。2022年度は、295件、時間数は199時間、2023年度は、298件、相談時間は210時間になります。年々増加傾向にあるそうです。しかも、相談を受ける体制が少なく、相談を受ける御本人も症状が出るために全てに対応できていないとのお話でした。

そこで、啓発の必要性の認識と相談窓口の現状について、健康福祉部長にお伺いをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 近年、柔軟剤等に含まれる香料による香りの害、いわゆる香害について、県消費生活センターに相談が寄せられていること、また、その内容については承知をいたしております。

香害につきましては、現時点では、病因や病態、発症機序等が明らかになっていないことから、具体的な対策を講じることが難しい分野だと思っています。

このような中、業界団体が自主的に適正使用量を守ることなどの表示をしたり、香料成分を開示する取組を進めています。

国においては、令和5年7月に、消費者庁をはじめ関係5省庁で啓発ポスターを作成し、厚生労働省からも都道府県宛てに情報提供の依頼がありました。

これを受け、県としては、特に対人サービスを行う医療機関、高齢者施設、保育所等に向け、周知啓発を図ったところです。

香りの感じ方には個人差があるということを理解し、香りつき製品の使用に当たっては、周囲へ配慮していただくことが必要と認識しています。

今後とも、関係部局と連携し、広く県民に啓発を進めてまいります。

また、香害を含む化学物質過敏症に特化した相談窓口はありませんが、国が行っている研究の成果や知見も注視しつつ、香害による体調不良で何らかの症状が出た方に対しては、保健所で行っている健康相談でしっかりと対応してまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 今御答弁を頂戴したのですが、その中にあった表示、業界団体が表示をしているということで確認をいたしました。

確かに、柔軟剤であるとか洗剤の後ろのほうの使用量というところに、香害、香りにいろんな捉え方があるので、適正な使用量を守ってくださいというような表示がされていますとか、例えばキューブのようなものであると、1から5段階ぐらいの表があって、1個使うと香りの段階がこうありますというような表示もされておりました。

しかしながら、そういった表示があるんだということをやっぱり知らせないと見れないような場所なんですよ。だから、やっぱりその部分というのをもまた必要なことかなというふうに思いま

す。だから、やっぱりそのことが、当事者の方たちが一様におっしゃる、知ってほしいと、知ることから始めてほしいと言われるような啓発につながっていくというふうに思います。

ネットで「香害」というふうに検索をしますと、本当にたくさんの情報が流れてきます。中には、市町村のホームページでそのことを捉えているところがあって、衣替えの時期に、例えば市報なんかでそのことをお知らせしているような自治体もあります。そういった取組をやっぱり全体化していく必要があるんじゃないかなと。取り上げるところは取り上げるけれども、取り上げないところは取り上げない。熊本県下の市町村でも差があるわけですから、そういったことについて県が情報を提供するということと、その情報が的確にその市町村の住民の皆さんにつながっているのかというところまでの検証がやっぱり必要なんだろうと。それが必要なんだろうというふうに思いますので、ぜひそこまでお願いをしたいというふうに思います。

香害のもう一つの問題は、香りを長続きさせるために、マイクロカプセルが使用されているということです。この香りのマイクロカプセルは花粉より小さくて、ぱんとはじけたときに、破片が肺や脳に入って健康障害を引き起こす可能性があるということも指摘をされております。

こういったふうなことに過敏に対応される方たちが特別な方たちじゃないんです。今は症状が出ていなくても、やっぱりその当事者となる可能性がある、ということもあります。

この間お話を伺った方も、最近までどうもなかったんだけど、大人になり、この年代になって症状が出始めましたということをお話ししてくださいました。やっぱりそういうこともありますので、日常的な啓発活動ということは必要だとい

うふうに思います。

先ほど御答弁をいただきました相談窓口ですが、特化したものではないけれどもと前置きはされましたけれども、保健所の健康相談で対応していくということでした。今までこういったことの相談窓口ということをお答えいただいたことがありませんでしたので、非常に心強い感じがいたします。

この保健所の窓口についても、各市町村に周知をいただきたいということもお願いして、次の質問に入ります。

学校における配慮です。

学校現場での香害の問題は、共有の給食エプロン、この洗濯のときの洗剤とか柔軟剤で、その香りで体調不良を感じる子供たちがいるというお話は、私自身が子育てをしていた当時、生協活動の中で学習した記憶がございます。そのときから数十年が経過しているわけですが、先ほど御紹介したCSの会の皆さんのお話を聞くと、事態はもっと深刻になっているのではないかと思います。

このような中、三重県教育委員会が、今年7月から8月にかけて、嗅覚の過敏について、通信制を除く公立小学校、中学校、義務教育学校、全日制、定時制の県立高等学校、県立の特別支援学校を対象に、実態とその対応状況についての調査を行われたというニュースがございました。

そこで、その内容についてお尋ねをいたしました。言うなればアンケートですね、調査の回答率は92.8%で、その結果、14万6,916人のうち、176人の児童生徒が嗅覚の過敏があり、日常生活や通常の学校生活を送るのが難しくなったり、体調不良を起こしていると答えております。

また、教職員の、柔軟剤などの化学物質に反応する、いわゆる化学物質過敏症という言葉も、どれくらいの人数の教職員が知っているかとの問い

には、約79%の学校においては、全員または大体の教職員が知っているとの結果でございましたが、約21%の学校では、一部の教職員の認知にとどまっており、周知の必要性を認識しているというようなお答えでありました。

この嗅覚の過敏があるという児童生徒への個々の状況に応じて、非常に細かく対応されております。思春期になれば、デリケートな問題もあると思いますが、教室の中に苦しむ児童生徒がいるということに対して、保護者や学校関係者が連携を取りながら学べる環境をつくる必要があるというふうに述べられてもおります。

そこで、本県においての実態把握と、どのような対応が行われているのか、教育長に伺います。また、アンケート調査の実施についてのお考えも併せてお答えください。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 香害や化学物質過敏症への学校における配慮についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和3年度からこれまでに2回、県内全ての公立学校に啓発資料を配付するとともに、令和4年度からは毎年、各学校の健康教育担当者を対象とした研修会で周知しているところでございます。

香りの問題については、感じ方や体質等に個人差がありますが、例えば、制服や給食エプロン等への香りの強い柔軟剤の使用については、周囲への配慮を求めるなど、各学校の実情に応じた取組を進めています。

今後は、県内の公立学校を対象に毎年実施している健康教育実態調査の中に、香害や化学物質過敏症への取組状況について、新たに調査項目として加えるなど、実態把握に努めるとともに、引き続き、全ての児童生徒が健康で快適に活動できる学習環境づくりに取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 教育長にお答えをいただきました。

まずは、健康教育実態調査の中に、新たな項目として、香害や化学物質過敏症への取組状況、これを加えて、実態把握に努めていくということの御答弁でした。また、今までも、いろいろな研修会であるとか、啓発資料も配付されていると。また、各学校の実情に応じた取組を既に進めているんですよというふうな御答弁であったかというふうに思います。

ぜひ、子供たちが安心して学べて、学校生活において差別や偏見なく過ごせるよう、引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

1つだけ要望なんです、アンケートについては明確な御答弁はなかったかなというふうに思います。つまり、先ほどの調査項目の中に、冒頭紹介した調査項目の中に入れていくということの御答弁であって、全体的な調査、三重県みたいなことについては御答弁なかったんですが、できましたら——本当に私は、この実態調査について、いろいろ調べましたけれども、消費者団体がやるということとか、大学の先生がやるかということについては出てきたんですが、県の教育委員会が主体となって調査をやるということは、非常にまれなことではないかなというふうに思います。ぜひ、この背景なども調査いただいて、今後の取組に生かしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、小項目3に移ります。

公共施設の建設についてお尋ねをいたします。

公共施設の建設に当たっては、多くの方が利用をされるということを受けて、使用する資材などに結構入館者の皆さんが影響を受けると言われることがあります。そして、そのことについてどの

ような対応が行われているのか、お尋ねをいたします。

サービスの提供や施設の利用に当たっては、障害者に合理的配慮がなされるよう、障害者差別解消法によって定められています。香害や化学物質過敏症により健康被害を発症されている方に対しても、同じような配慮が必要と考えます。

そこで、県有施設においては、率先して対応すべきかと考えますが、現在どのように進められてきたのか、土木部長にお尋ねをいたします。また、公共施設を所有する市町村に対して、どのような対応をされていくのかについてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 化学物質に起因する健康被害については、平成8年頃からシックハウス症候群として問題が顕在化したため、平成15年から、建築基準法において、ホルムアルデヒドとクロルピリホスの2種類の揮発性有機化合物の使用が制限されています。

その他の化学物質については、現時点では、香害や化学物質過敏症との因果関係が明らかになっておらず、特定の建築資材の使用を制限するような基準はありません。

県有施設においては、あらゆる人が快適に利用できるよう、初めから考えて計画するというユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、利用者の意見を設計や工事に生かしていくことを重視しています。

昨年度完成した防災センターでは、多くの方が安心して快適に利用できるよう、計画段階から、ユニバーサルデザインの専門家、香害や化学物質過敏症の発症者と有識者、障害のある方、子育て中の方にも意見をお聴きし、多目的トイレと授乳

室で、香害や化学物質過敏症の発症事例を踏まえた材料の選定や使い勝手に係る設備の配置、形状の工夫を設計に反映しています。

県有施設では、今後も、このような取組を継続するとともに、香害や化学物質過敏症に関する国の動向等を注視してまいります。

また、市町村に対しては、県が持つ情報の提供や施工事例の紹介を行うなど、香害や化学物質過敏症に対応した取組が広く普及するよう、技術的支援を行ってまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 お答えを頂戴いたしました。

今、御答弁の中に、市町村に対しての情報、技術の提供であるとか、やはりそういったふうに関係していくというふうな前向きな御答弁を頂戴いたしましたので、非常にありがたかったかなというふうに思います。やはり県がこのように率先して取り組むということが、市町村がやるということと、あと、これが民間にも影響を与えていくというふうに思います。これで県全体のユニバーサル意識の向上につながっていくというふうに考えております。

このような、今、香害であるとか化学物質過敏症であるとかということに特化して質問をしておりますが、結局、こういう方たちに対応していくことが、ほかのことも含めて、非常にまちづくり全体にやはり意識が行く、知事がおっしゃる県民一人一人に配慮したようなまちづくりにつながっていく、やっぱりそういったふうな意識の醸成につながっていくんじゃないかなというふうに思いますので、今後の県の取組に期待をしたいというふうに思います。

次に、大項目3の公聴会の在り方についてお尋ねをいたします。

これまで、3つの事業の公聴会を傍聴いたしま

した。事業者が、事業実施に伴う環境影響について、調査、予測及び評価した結果並びに環境保全措置をまとめた環境影響評価準備書に対して、知事が環境保全の見地からの意見を聴くために公聴会を開催されております。この公聴会で出された意見は、知事が事業者に対して知事意見を述べる際に反映されるべき貴重なものであるというふうに思います。

私は、これまで、球磨郡五木村及び相良村の川辺川の流水型ダム、水俣市の肥薩ウインドファーム、八代市二見地区のくまさん安定型最終処分場整備事業の公聴会を傍聴いたしました。

公述される方々は、皆さん知事に対して意見を述べられております。知事は来ないのか、リモートで見ているのかとの御意見があった会場もございます。

私は、少なくとも、知事は、公述された意見を正確に知る必要があると思いますが、どのように把握をされているのでしょうか。また、知事意見を述べるに当たって、重要なことは何だとお考えでしょうか。環境生活部長にお尋ねをいたします。

次に、公聴会の公式公述記録の公開です。

公述記録は公開をされておりました。しかし、川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポートについては公開をされております。

私は、このことを大きく評価をいたしております。情報を広く公開するということ、知事意見にどのように反映されたのかを確認するためには絶対に必要なことだと思います。

しかし、これが特例になってはならないと思います。どの公聴会の公述記録も公開されるべきだと思いますが、これも併せて環境生活部長にお尋ねをいたします。

また、10分間の持ち時間のパワーポイント使用

などの柔軟性、公述人募集に当たってのメールでの受付についても併せてお尋ねをいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 環境影響評価、いわゆる環境アセスメントについて、公聴会の在り方など4点質問をいただきました。

まず、知事は、公聴会での意見をどのようにして把握しているかについてお答えいたします。

本県では、環境影響評価条例及び規則に基づき、準備書手続の段階で、知事から指名を受けた職員が議長となり、公聴会を開催しております。

公聴会では、環境保全の観点からの意見をお聴きし、述べられた意見は、開催後速やかに知事に概要を報告するとともに、後日、記録書を作成し、報告しております。

次に、知事意見を述べるに当たって重要なことについてお答えいたします。

環境アセスメントの知事意見は、事業者が事業実施に際し、十分な環境保全対策を実施する内容とすることが重要と考えております。

そのため、県では、事業者から送付された住民等からの意見の概要に加え、公聴会で直接意見をお聴きするとともに、各分野の専門家で構成する審査会や関係市町村長の御意見を踏まえ、知事意見を述べております。

次に、公述記録の公開についてお答えいたします。

議員御紹介の川辺川の流水型ダムに関する環境アセスメントの公聴会の記録については、公述人全員のお名前が記された書面による申入れを踏まえ、個人情報に配慮した上で公開したものでございます。

記録の公開に当たっては、公述人への配慮も必要であることから、募集の際に、記録の公開に対する希望の有無をあらかじめ確認するなど、対応

を検討してまいります。

最後に、公聴会の開催方法等についてお答えいたします。

公述の際のパワーポイントの使用は、これまで、公述人からの申出により、公述の補足資料として使用されたことがございます。

今後も公述人の申出に柔軟に対応するとともに、公述人の募集に当たっては、現行の郵送、FAXに加え、メールや電子申請による受付も進めてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 知事に直接意見を届けたい、これが公述された方たちの思いであろうというふうに思います。

今、御答弁には、知事には2段階の報告がされているということをお答えを頂戴いたしました。それは今の段階で理解をいたしますが、どの会場も10分間の時間を有効に使うと事前準備をされております。原稿を書き、パワーポイントを準備し、資料を作られております。その生の熱量が伝わるような方策が考えられないかというふうに思いますので、今後御検討いただきたいというふうに思います。

公述記録の公開は、先ほど御答弁にもありましたように、川辺川の流水型ダムに関する環境アセスメントの公聴会の記録、これを公述人全員の申入れによって実現されたものです。この全員の同意を取る作業も公述人自らがされております。それは、自分たちが述べた意見がどのように知事意見に反映されたのか、そのプロセスを確認したいということが大きくありました。そのことが一過性で終わるのではなく、県の姿勢として示されることが重要であるというふうに思います。

公聴会の柔軟性、公述人募集に当たっても、メールや電子申請による受付もされとのこと。今

後の開かれた公聴会の在り方に期待し、この項を終わります。

最後、共同親権についてお伺いをいたします。

離婚後も、父母双方が親権を持つ共同親権が選べるようになる民法等の改正法が2024年5月に成立し、2年後の2026年までに施行されることとなりました。

この法案の成立、施行に当たっては、格段の配慮が必要として、衆議院で12項目、参議院で15項目の附帯決議が付されております。

共同親権というふうに聞くと、親の責任が明確化され、養育費が支払われ、別居親も主体的に子育てに関わる共同養育ができるというイメージがあるのではないのでしょうか。

しかし、親の扶養義務は、現行法でもあり、養育費の支払い、共同養育もできている家族は、法改正をしなくとも円満にできています。むしろ、離婚後、共同親権導入によって離婚後の争いが増加したり、共同で親権を行使しなければならないことによって関係が悪化する可能性が高くなることも予測されております。

例えば、法が改正されたからといって、養育費が必ず支払われるという保証はありません。経済的な貧困が軽減されるという保証はどこにもないのです。

また、離婚時に、単独親権とするか、共同親権とするかの争いが生まれます。これまでは、どちらが主に子育てをしていたかという監護の継続性が重要視され、DVの有無を必ずしも争点にする必要がなかったのですが、DVなどの場合は単独親権にするという基準が設けられたので、DVの有無が争点になり、離婚協議が長期化するのではないかと懸念もあります。

そもそも、DV被害で離婚し、単独親権となるはずのものが、家庭裁判所の判断により共同親権

が採用されれば、引き続き元配偶者との接点が生じ、離婚しても、DV、児童虐待が継続される可能性があります。

ほかにも、子供の進路決定、重い病気の治療、引っ越しといった場面においても、協議の必要が生じることへの懸念の声は後を絶ちません。

自治体においては、離婚後の共同親権について、正確な情報の提供、DVや児童虐待被害者への支援、相談員や支援員の体制強化など、改正法が施行されるまでの間に取り組む課題も多いと思われます。

そもそも、家族の在り方は、父母共にそろっていることや親権の有無とは直接関係ありません。人と人との関係です。お互いの信頼関係があれば、どのような形を取ろうとも、子供の幸せを一番に考えられるはずです。子供たちが笑顔で安心して暮らせる家庭や社会になることが大切なことだと思います。

そこで、離婚後の共同親権に対する県の認識を健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 子供の心身の健全な育成を図るため、離婚後も父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たし、その利益のために親権が行使されなければならないことを定めた民法等の改正法が、本年5月に成立いたしました。

この改正により、離婚に際して、単独親権だけでなく、父母双方を親権者とする共同親権を選択できることとなりました。

また、離婚後の親子交流に関する見直しや養育費に関する取決めがない場合にも一定額の請求を可能とするなど、養育費の確保に向けた見直しも行われることとされています。

現在、国において、今後1年半以内に施行される改正法の円滑な運用に向け、国による横断的な

連絡会議が設置され、総合的かつ効果的な取組を推進するための検討がなされています。

県としては、改正法の施行までに、改正の趣旨が適切に反映された具体的な運用が早期に示されることを期待しています。

議員御指摘のとおり、特に、DVや虐待が原因で離婚を選択するケースにおいて、今回の共同親権の導入により、離婚後も加害相手と引き続き関わることとなりかねないといった不安の声があることも承知をしております。

県としては、そのような声があることを踏まえ、国の検討状況を注視し、こどもまんなか熊本が目指す全ての子供が幸せに暮らし成長できる制度、運用となるよう、適時適切に対応してまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 お答えを頂戴いたしました。

県としては、国の動向を注視しながら、その後適切に対応していくということのお答えであったかなと思います。

こどもまんなか熊本、これを掲げる本県でございます。知事をトップとする「こどもまんなか熊本」推進本部が設置されております。今後、この会議の議題としても取り上げていただきたいと考えています。

また、離婚届の提出先である市町村に対しても、様々な悩みや相談が寄せられると思います。どのように相談者に寄り添っていくのか、県も市町村のサポートをしていく必要があると思います。課題の洗い出し、先んじてできることに取り組んでいただくことをお願いいたします。

おかげさまで時間内に終わることができました。残り2分となりましたけれども、これで私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時8分開議

○副議長（高木健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田雄三君。

〔本田雄三君登壇〕（拍手）

○本田雄三君 皆さん、こんにちは。熊本市第一選挙区選出・公明党の本田雄三でございます。一般質問、代表質問を合わせまして、通算8回目の質問の機会をいただきました。皆様に心より感謝を申し上げます。今回、5項目の質問を準備いたしましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

本年もあっという間に師走を迎えておりますが、振り返りますと、本年元旦に発生しました能登半島の地震で、新年の空気も一変するような年明けでございました。能登の被災地は、瓦礫の除去や倒壊家屋の解体が今なお続いております。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

その後は、蒲島県政から木村県政にバトンが継承され、政権選択選挙であります衆議院議員の解散・総選挙も施行されるなど、何かと慌ただしい1年でありましたが、木村知事は、就任直後から、県政における諸課題に対し、6つの推進本部を設置されるなど、勢いのある県政運営をリードされていると実感しております。

本県は、TSMCの進出後、待ったなしの課題が山積しており、副知事を経験された木村知事であればこそ陣頭指揮で、お出かけ知事室や政府への予算要望など、堅実に前へ前へとかじを切っておられます。

新聞報道がなされましたが、多くの県民の皆様が心配される地下水保全については、いち早く県庁及び菊陽町、合志市におきまして、地下水水位監視システムが年内に先行運用の運びと公表されております。観測データも公開することによって、県民の不安払拭の一助に大きく貢献するものと考えております。

また、利用者が急増しておりますJR豊肥本線についても、県からJR九州に対し、一部複線化などの輸送力強化を要望されるなど、目に見える形で様々な取組がスタートしています。私も、議員として、諸課題に対し、常に前向きに県民の皆様の声を県政に反映できればと固く決意をしております。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。

木村知事へは今回が初めての質問となりますが、知事をはじめ執行部におかれましては、明快かつ前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

最初の質問は、木村知事が就任直後に設置をされました熊本県地下水保全推進本部について質問を行わせていただきます。

11月15日の新聞報道によりますと、「本県は」「熊本地域の地下水量の将来予測を本年度中に公表」との記事が掲載されました。TSMCをはじめとする半導体関連企業の集積や農地の減少といった近年の環境変化を踏まえた将来予測で、公表は2008年度以来であります。長期的な地下水涵養量の目標設定や保全策づくりに生かすとなっております。

将来予測では、雨水などによる自然涵養と田んぼに水を張る人工涵養などの流入量から地下水の採取量や湧水量の流出量を差し引いた1年ごとの水収支を基に目標の涵養量を設定し、節水や涵養の具体策をまとめるとともに、データを県民の皆

様に開示し、地下水保全への取組を説明していくと結んであります。

TSMCの第1工場では、年内の量産開始を前に、高度な水処理システムが既に稼働しており、運営子会社のJASMIは、半導体製造に使った水を再び使えるようにしたり、工場内の空調機器の冷却に使用されるなど、採取した地下水の75%のリサイクルを目指す公表されました。

さらに、本システムは、センサーが約300台ついておりまして、24時間監視をする、そういう中で、フッ素などの化学物質が混ざった水を20種類に分類し、それぞれの用途で再利用し、硫酸などの化学物質は16種類に分けて、リサイクルできないものは外部の専門業者に処理を委託し、ほかの用途向けに利用されるそうです。同時に、地下水の水位も監視しておられ、異常を確認したらポンプが自動停止し、過剰なくみ上げを避ける体制も備わっているとのことであります。

新聞によりますと、第1工場では、フル稼働時に1日最大3万立方メートルの水を使う予定であり、このうち最大8,500立方メートルは敷地内の井戸からくみ上げた地下水を使用し、残りは工場内でリサイクルした水で賄う、実に画期的ですばらしい水循環システムであると思います。

木村知事は、地下水保全推進本部会議の挨拶で「様々な県民の声を伺い、特に熊本都市圏を中心に、地下水の保全に対する思い・気持ちが、みなさん強く県民の中にあられるということを痛切に認識しました。」と述べておられます。

さらに「地下水保全を一本立ちさせた推進本部で、しっかりと県民の皆様に向けて情報発信をしていく、また県庁の中でも横串を刺し」「関係部局が一丸となって、取り組んでいくことを明らかにしたいと思い、この推進本部を立ちあげました。 ともかく、私たちとしては、地下水保全に

ついて、これまでよりも広い視野で、また様々な手法で守っていく、そしてそれを県民の皆様に発信していく、このことを一番重視して」いきたいと、力強く発信をされておられます。

知事も述べられているとおり、多くの県民の皆様が心配されておられる地下水の保全につきましては、今後進出される企業や新たに造成される工業団地においては、水循環システムのような地下水採取量削減の取組を求めていく必要があるのではないのでしょうか。

本県には、平成2年10月2日に発布された熊本県地下水保全条例があります。第1条の2に「地下水の保全は、地下水の流動が蒸発、降水、地下への浸透並びに河川及び海への流出を繰り返すという水の循環の一部をなすものであり、かつ、地下水が県民生活及び地域経済の共通の基盤となっていることを踏まえ、地下水は公共水であるとの認識に立ち、事業者、県及び県民が地下水の保全に係るそれぞれの責務を果たすとともに、連携し、及び協働して地下水の保全に取り組むことにより推進されなければならない。」と明確に位置づけられています。

そこで、知事にお伺いします。

今後、半導体製造など地下水を大量に使用される企業に対し、地下水採取量削減のため、県として具体的にどのような対応を求めていくのか、知事の見解をお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本田議員から御質問いただきました半導体企業による地下水取水の影響について、県民の皆様が不安に思っているところでは、もう強く強く承知しているところでございます。このため、県では、地下水保全に向けた3つの原則として、地下水取水量そのものの削減、そして他の水源利用の推進、そして地下水涵養のさ

らなる推進、この3つを掲げて、様々な取組を進めているところでございます。

T SMCの日本法人J A S Mにおいては、本県への進出決定後、採取量以上の地下水涵養に取り組むことをいち早く表明するなど、本県の宝である地下水を県民と同様に大切に考えているという同社の姿勢を県としては評価しているところでございます。

昨年5月には、J A S Mと県、菊陽町など5者で地下水涵養の推進に関する協定を締結しており、白川中流域で初めてとなる冬期湛水事業や水稻作付拡大などの取組を進めております。

一方で、やはり涵養できる農地にも限りがあることから、今後は、涵養以外の対策として、採取量そのものを削減する取組も非常に重要であると考えております。

県では、企業などが採取する地下水量を削減するため、御紹介いただきました地下水保全条例に基づいて地下水使用合理化指針を示しまして、企業等に対して、節水型の機器でありますとか、雨水利用施設の使用、また、再生水の使用にも努めるよう求めております。

さらに、地下水採取者に対しては、採取許可申請の際に、地下水使用合理化計画、この提出を求めているとして、その実施状況についても、毎年度実績を確認することとしております。

また、進出企業と立地協定を締結する際に、協定書に企業側の環境配慮を明記させるなど、地下水保全をはじめとした環境保全の取組を求めています。

さらに、地下水の採取によらない他の水源利用の推進のため、有明工業用水道の未利用水を活用する取組も進めているところでございます。

なお、台湾のT SMC本体では、高度な水再生処理システムが稼働しているということから、先

月、調査のため、関係職員を台湾に派遣いたしました。一部の調査は、県議会の経済環境常任委員会の皆様にも御一緒していただいたと聞いております。

私は、この調査の報告を受けまして、水再生処理システムが今後の地下水の取水量の削減に有効な手段として期待されるのではないかと感じました。

そのため、先ほど申し上げました地下水使用合理化指針で求めている取組をより具体化するためにも、水再生処理システムの導入可能性について、庁内のプロジェクトチームを立ち上げて検討を始めました。今後は、企業ともこの点について協議してまいりたいと思っております。

企業による地下水利用の影響を最小化するため、私が先頭に立って、企業に対して、地下水を守る取組をしっかりと求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 地下水保全におけるこれまでの取組の状況と多くの皆様の御協力を得ている涵養等の推進状況について丁寧な御答弁をいただきました。また、プロジェクトチームを今後立ち上げていかれるなどの前向きな御答弁で、期待が持てると思っております。

新たに地下水を使用される企業等に対し、採取する地下水の量を削減するため、地下水保全条例に基づきまして地下水使用合理化指針を示し、節水型機器や雨水利用施設の使用などのほか、再生水の使用にも努めるとの答弁でありましたが、従来、採取量に応じた認可が必要になります。知事承認が必要な大容量地下水採取者に対しましては、採取許可申請の際、地下水使用合理化計画の中に、明確に、採取量の半分であるとか、具体的

な数値目標を求めることが必要ではないかと考えます。

担当部局の皆様が、高度な水再生処理システムが稼働している台湾のTSMCを視察されていますので、地下水採取量削減の有力な手段だけではなく、進出企業等の理解を求め、一定規模の水再生処理システムを導入することを愚直に推進していただきたいと思います。

もちろん、再生水の利用が困難な業種もあると思いますので、柔軟性を持たせながら、熊本県の地下水使用合理化計画には、明確に再生水利用が位置づけられているとの認識が熊本の象徴であってもよいのではないのでしょうか。

環境に配慮した熊本であり、将来の発展に寄与する施策が今大事であると申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問です。

不登校児童生徒の支援策は、これまでも多くの議員の皆様も質問を行われています。質問の観点は違っても、増加の一途をたどる不登校児童生徒が少しでも減少すればとの思いは同様の認識であると考えます。

私も、この議場で、フリースクールに通っている児童生徒の出席扱いの統一化や不登校の要因とも言われる起立性調節障害のマニュアル作成のお願い、さらに、学びの多様化、学校開設の推進など、質問を重ねてまいりました。

しかし、不登校児童生徒は、減少ではなく、毎年増加傾向にあり、令和5年度の文部科学省調査の結果では、本県小中学校の不登校児童生徒数は5,848名であり、不登校傾向にある児童生徒を含めると相当数おられます。そのような全ての児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える必要があります。

全国的にも深刻な課題であり、政府も、こども

家庭庁創設の上、関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残さない、学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進されるなど、様々な施策を講じられているところです。

本県も、知事を本部長とする「こどもまんなか熊本」推進本部も実働を開始され、こどもまんなか熊本・実現計画を策定されているところであります。

他県の事例として、不登校対策におけるフリースクールの支援に変化が生じていると実感しましたので、今回も質問を行わせていただきます。

本来、フリースクール等への補助は困難な状況ではありますが、運営費等について、東京都や静岡県など複数の行政機関において、一般財源での補助制度が開始されています。背景には、学びの多様化が急速に変化し、フリースクール等の利用者も増加傾向にあることや、こども家庭庁のこどもまんなか実行計画2024の「こども施策に関する重要事項」の中に「学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進」「居場所づくり」「いじめ防止対策の強化」「不登校のこどもへの支援」体制の整備強化、「校則の見直し」「体罰や不適切な指導の防止」等と具体的に明記されたことも考えられます。

また、不登校児童生徒の保護者からは、様々な支援をいただきたい、フリースクール等民間施設や教育支援センターなどの情報が欲しいといった要望も聞いています。

東京都などの事例に熊本県も直ちに呼応しなければならないとは考えていませんが、本県のこどもまんなか熊本・実現計画の中間整理にも、不登校への対応は、こどもまんなか熊本の実現に向けた重要な事項として明確に位置づけられています。

そこで質問です。

こどもまんなか熊本のコンセンサスは、本県の児童生徒の皆さんが将来自立し、それぞれの人生を謳歌していくことが主眼であると思います。

県教育委員会では、10月から、有識者から成る不登校児童生徒への支援に関する協力者会議を新たに立ち上げ、不登校児童生徒への支援方策について協議、検討を始められたと聞いております。

今後、フリースクールに通っている児童生徒を含めた全ての不登校児童生徒やその保護者への支援をどのように考えておられるのか、教育長の見解をお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 県教育委員会としましては、年々増加する不登校児童生徒の支援は喫緊の課題と認識しておりまして、これまでも、各市町村教育委員会と連携し、スクールカウンセラー等の専門家によるカウンセリングや教育支援センターの設置など、様々な取組を行ってまいりました。

また、議員御紹介のとおり、県教育委員会では、10月に、フリースクール、教育支援センター、不登校児童生徒保護者支援団体、大学関係者等の有識者から成る不登校児童生徒への支援に関する協力者会議を新たに立ち上げ、今後の不登校児童生徒への支援策について議論を行っているところでございます。

第1回の会議では、県内にどのようなフリースクールがあるかなど、不登校児童生徒の保護者に必要な情報が十分に届いていないのではないかとこの御意見があったことから、新たにホームページに周知に関する情報を掲載したところでございます。あわせて、県内のフリースクール等民間施設やその活動内容等を掲載した資料を作成し、小中学校等へ配付いたしました。今後も随時更新するなど、積極的に情報発信していく予定でございます。

ます。

また、今月には全ての不登校児童生徒及びその保護者を対象にアンケートを実施し、どのような支援を望まれているかなど、直接声をお聞きし、施策に反映させていくこととしています。

県教育委員会としましては、協力者会議の議論やアンケートの結果等を踏まえながら、こどもまんなか熊本の視点に立ち、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実に努めてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 児童生徒を取り巻く状況は、社会全般における生活環境の著しい変化やSNSの普及など、また、教育現場も、日常的なカリキュラムのほか、部活動の在り方やいじめ対策など、多岐にわたる課題が生じていると考えられます。

環境の変化に順応するのは大変だと思いますが、答弁にありましたように、第1回会議での不登校児童生徒の保護者への必要な情報が十分に届いていないのではないかという意見に対しまして、早速不登校児童生徒及びその保護者へのアンケートを実施されるとのことですが、アンケートだけではお互いの意思の疎通が図れない場合もあると思いますので、できれば聞き取りによるデータも活用されることも必要ではないでしょうか。

東京都などが推進する経済的支援も不登校児童生徒の皆さんの援助にはなるとは思います、本県のこどもまんなか熊本における諸施策も重要な取組でありますので、悩んでいる児童生徒に寄り添っていただき、最善の道が開けることを切望いたします。

しかし、教育現場には別の大きな課題もあります。明らかに教員数が不足をしている現状に、県教育委員会も追加募集や経験者採用など、あらゆる手段を講じて対策を進められておりますが、充

足ができていない実態は深刻であります。学校における働き方改革とこどもまんなか熊本の目指す取組が過度な負担にならないように推進されることを要望し、次の質問に移らせていただきます。

3点目の質問は、エネルギー関連についてであります。

少し分かりづらいと思いますので、ゆっくり申し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本年2月の定例議会で、水素の利活用について質問を行わせていただきましたが、今回は、シリコンアイランド九州の中心拠点でもある本県の再エネ普及や空港周辺地域でのRE100産業エリアの創造の取組において重要となる電力の安定供給について質問をさせていただきます。

初めに、RE100の概念は御承知の方も多いと存じますが、確認の意味で申し上げます。

脱炭素への取組を推進するために、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアチブがあり、世界や日本の企業が参加をしておられます。

本県は、第2次熊本県総合エネルギー計画——2020年12月に策定してあります。において、2030年度の県内電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の割合を50%とする目標が掲げられております。これは、原油換算では150万キロリットルとなります。2023年度は33.7%の実績となっております。

再エネの普及促進と並行し、いわゆる送電網の強化も必要不可欠です。域内——この域内というのは、九州で言えば九州内ということになります。各大手電力の送電エリアとなります。は各電力会社が管理していますが、大手電力間の地域連系線の管理運用は、電気事業法に基づき設立をされました電力広域的運営推進機関が担っておられ

ます。

広域機関は、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大における平常時、緊急時の需給調整機能を強化することを目的としており、電力の需給状況を監視し、需給状況が悪化した電気事業者に対し、他の電気事業者からの電力の供給指示等の業務を行うことにより、電力の安定供給確保が重要な業務となっております。

皆様の記憶に新しいと思いますが、11月9日に四国地方で大規模な停電が発生しまして、最大36万戸余りに影響が出ました。停電の原因は、トラブルの対応で四国電力送配電が関西電力送配電に装置の操作を依頼した際に、両者の間で認識のずれがあり、適切な操作が行われなかったためだと明らかになりました。

具体的には、四国と本州を結ぶ送電線でトラブルが発生し、四国電力送配電が関西電力送配電に操作を依頼した後に、本州に流れる電力が急増して四国側が不足をし、需要と供給のバランスが不安定になり、停電に至ったということでもあります。

現在の送電網の管理は、再エネが大きく普及し、太陽光や風力、バイオマスなどの多岐にわたる発電量を管理し、運用することの難しさを物語っている事象でもあります。

送電網の脆弱さは、広域大規模停電の危険性をはらんだ、ある意味ではリスクでもあります。本県でも、本年8月21日に、九州電力苓北火力発電所2号機がトラブルにより、約2か月間運転が停止をしました。今回は事なきを得ておりますが、仮に複数の電源に不具合が生じた場合、不足する電力を関門連系線により本州から融通を受けることとなりますが、現行の関門連系線の容量では、大規模工場等の稼働に支障を来すおそれもありま

す。

そのような背景から、T S M C等の半導体工場や空港周辺地域の電力をR E 100で賄う計画は、災害時や緊急時のバックアップ体制が網羅されているのでしょうか。

そこで質問です。

1点目は、電力広域的運営推進機関が計画をしている関門連系線の増強工事には長期間を要す見通しであります。県として地域間の電力系統の現状をどのように捉えておられるのか。

2点目に、空港周辺でR E 100を進める場合、当該地域には、空港や自衛隊の航空隊など重要な施設が含まれております。再エネ電力供給における信頼度をどのように考えておられるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) まず、1点目の地域間の電力系統に関する御質問についてお答えします。

議員御紹介のとおり、8月に、苓北火力発電所2号機が運転を停止し、九州エリアの電力需給が逼迫するおそれがあるとして、中国・関西エリアから電力融通を受ける事案が発生いたしました。

T S M Cをはじめ、今後、九州への半導体企業等の集積により電力需要の増加が見込まれる中、不測の事態が生じた場合に九州と本州で電力を融通する重要性和電力系統を増強する必要性を改めて認識したところでございます。

九州と本州を結ぶ電力系統の増強が実現すれば、非常時に相互に電気を融通できるだけでなく、平時は九州で発電した再生可能エネルギーを本州に送る容量が増加することとなります。

このため、本県の国の施策等に関する提案・要望において、今年度から、新たに九州と本州を結ぶ地域間の電力系統強化を要望し、また、九州地

方知事会の特別決議においても、地域間の電力系統の強化を盛り込んでいただいたところでございます。

次に、2点目の再エネ電力供給における信頼度についてお答えします。

阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリアの創造の取組では、地域エネルギー会社を設立し、地域内外の再エネを集約した上で、地域の企業等に対し、再エネ電気を供給する予定でございます。

太陽光が発電しない夜間等のために蓄電池も整備される予定であり、さらに、バックアップの電力も確保されますので、再エネ電力であることで供給に支障を来すことはないと考えております。

また、送電は従来どおり九州電力送配電の送電線を使って行われますので、災害時における停電等のリスクが高まることもございません。

さらに、空港周辺地域では、新たに整備する太陽光発電の電力を専用線で直接企業に供給することも可能でございます。その場合、災害時の非常電源としての活用も可能となります。

まずは、脱炭素先行地域において、再エネの安定供給を実現し、将来的な脱炭素社会の実現に向けて、熊本では再エネ100%を目指した企業活動が可能であるという、次の時代を見据えた環境づくりに取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 地域間、要するに、九州と本州をつなぐ山口県下関市の関門連系線については、1点目に、緊急時の電力をお互いに補うこと、これを融通と言います。2点目に、再エネの普及に伴い、太陽光や風力で発電した電気を電柱の電線や鉄塔の送電線につなぎ、管理する必要も出てまいります。この1と2の備えのために、関門連系線の送電量増加の必要性が生じてくることになりま

す。その対策として、今答弁がありましたように、九州地方知事会の特別決議で、地域間電力系統の強化を政府に要望されたとのことであります。

質問でも述べましたが、増強工事完了までには相当の年月が必要となりますので、万一の備えとして、政府や広域機関に対しましては、現行の関門連系線の容量に見合う再エネを含めた緊急時対策ガイドライン化、あるいはルールの構築を強く求める必要があると考えますので、九州地方知事会におけるさらなる要望を検討していただきたいと思います。

空港周辺地域におけるRE100につきまして、数年前の計画立案時は、送電網に過度に接続しないで電力を供給する専用線化が記載されておりましたが、答弁では、現行の送電網に接続して供給するに見直されたようでありますので、停電等のリスクが減少することは間違いのないと思います。

私も、次世代を担う再エネの必要性は十分理解しておりますし、良質で安定した信頼度の高いエネルギーの供給を的確に進めていくべきだと考えております。

ただ、現行の再エネ導入計画には、太陽光や蓄電池のほか、バイオマス発電等は挙げられておりますが、水素の利活用が入っていないのが残念であります。

蓄電池の開発と同時並行で水素の利活用が進展すれば、夜間の電力供給も可能になる新たなエネルギーとして再エネの主軸になるのではないかと思いますので、ぜひ、水素も視野に入れた再エネ推進を検討していただくよう切望いたします。

様々申し上げましたが、大事なものは、電気やガス、水道等の設備は、技術的にも専門性が高く、緊急時には必要不可欠な重要インフラであ

りますので、的確に運用することが最重要であります。

仮に自然災害等で送電線は停止していても、太陽光は発電している可能性があり、大手電力側では、その現状を把握できない可能性も想定できます。そのようなリスクの最小化を念頭に置いた再エネ普及を推進していただくと同時に、安全最優先を徹底して探求すべきであると申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

4点目の質問です。

多くの皆様が観戦をされたと思いますが、本年10月11日に、小倉、大分、熊本、福岡を舞台として、サイクルロードレース第2回ツール・ド・九州が開催されました。このサイクルロードレースは、UCI、国際自転車競技連合公認でありまして、国内外17チーム、約100台で開催される国際レースとなっております。物すごいスピードで走っていかれるスポーツでもあります。

ツール・ド・九州は、九州の経済団体トップと各県知事で構成される九州地域戦略会議において、ラグビーワールドカップのレガシーの持続的継承や九州でのサイクルツーリズムの推進、近年九州を襲った自然災害からの復興を象徴するイベントとして開催を決定しております。第1回大会、これは、昨年10月6日から9日に福岡、熊本、大分に続き、第2回大会が本年10月11日から14日に開催されました。

ツール・ド・九州の熊本阿蘇ステージは、南小国町の瀬の本レストハウスをスタートし、産山村、阿蘇市、高森町、ゴールが南阿蘇村役場のコースであり、主催者発表によりますと、約4万人が観戦されたようです。

ちなみに、サイクルロードレースは、基本的に優勝を競う個人戦のレースでありますけれども、1チーム6人のうち1名を優勝させることで、チ

ーム全員が好成績を得られるルールとなっております。そのためには、チームでの連携が重要となります。高速で公道を走り抜けるサイクルロードレースを制するためには、前面からの空気抵抗をいかに減らすかが重要となるようです。

2025年は、長崎県と宮崎県が開催県に加わり、5県での開催となるようです。

このように九州が一丸となったスポーツイベントは、あまり類がないと思われますので、さらに振興させる必要があるのではないのでしょうか。開催準備や道路維持に携わる職員の皆様の御苦勞も多いと推察いたしますが、急速に国際化が進む本県の取組としても効果が大きいと思われます。

そこで質問です。

本県には、世界一の阿蘇のカルデラを含め、世界遺産の崎津集落などを巡る天草のサンセットルート、日本遺産に認定された人吉、球磨の歴史文化財を堪能できる球磨川サイクリングコースなど、県内各地にコースとしてそれぞれに違った面白さがあります。

2025年のコースは決定されていると思われますが、2026年度以降、県内の魅力度を向上させるためにも、新たなコースも構築されてはいかがでしょうか。

観光文化部長の御見解をお尋ねいたします。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長（倉光麻里子さん） 議員御紹介のとおり、ツール・ド・九州は、ラグビーワールドカップのレガシーの継承やサイクルツーリズムの象徴的なイベントであることに加え、九州、山口が一体となって魅力発信や誘客を行うことを目的として始まっています。

熊本地震や令和2年7月豪雨で多大なる被害を受けた本県では、復興する姿を国内外に発信するため、観光のシンボルでもあり、熊本地震で大き

な被害を受けた阿蘇地域を舞台として、第1回から参加しているところです。

世界最大級を誇る阿蘇のカルデラは、雄大な草原を有する牧歌的風景に加えて、サイクルロードレースに適した起伏に富んだ地域であることから、参加チームの評価も極めて高いと伺っています。

さらには、コースとなる道路の幅員や路面の状態も問題がなく、安全対策がしっかりしていることから、安全なレースが可能となっています。

本県としては、世界中からサイクリストが集まる瀬戸内しまなみ海道のように、阿蘇地域もサイクリストの聖地として浸透させていきたいと考えています。

そのため、引き続き、阿蘇地域でツール・ド・九州の開催を進めていきながら、その効果を県内全域へ波及させるため、優れた観光資源と走行環境、休息・宿泊機能などの連携が期待される天草や人吉、球磨など、阿蘇地域以外のサイクルツーリズムの推進にもしっかりと取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 観光文化部長の思いが十分に伝わる御答弁でありました。

本年の8月中旬でありましたが、九州経済連合会様と我々公明会派で意見交換会を開催いたしました。その際、九州経済連合会様より、特にツール・ド・九州の取組に力を入れるので、様々な角度からの支援を強く要望されております。

取組の内容も、オール九州の経済効果への寄与に主眼を置かれた力強いアピールでありましたし、共感できる内容でありましたので、今回質問をさせていただいた次第であります。

当面は、前回及び今回のコースが、道路の幅員や路面の状態など、サイクルロードレースに適し

ていることから、世界的にも阿蘇地域をサイクリストの聖地として浸透させたいとのことでありました。何よりも世界の阿蘇をアピールできることは大きな喜びだと、私も確信しております。

重ねてになりますが、本県には世界に誇れる美しい自然や風景が数多くありますので、ツール・ド・九州の効果が県内全域へ波及することを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

5点目になります。最後の質問になります。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されました2023年5月から24年4月の1年間で、亡くなった方が計3万2,576人に上ったことが、厚生労働省が公表した人口動態統計で明らかになりました。季節性インフルエンザの約15倍と格段に多い状況です。

また、熊本県医師会の見解によりますと、新型コロナウイルスは変異を繰り返すことから、今夏の流行は収束しつつあるが、今冬には再び大きな流行が予想されると危惧されております。

さらに、あまり報道されませんでしたでしたが、この夏のいわゆる11波では、高齢者の死亡者数は前年を上回っており、その原因の一つが、オミクロン株対応ワクチンの接種率低下ではないかと警鐘を鳴らしておられます。

ワクチンは何回接種したかではなく、どの株のワクチンを最後に接種したのかが重要だと思われます。つまり、複数回ワクチンを接種していても、1年以上接種しないと、その効果はほとんどなくなるということです。

そこで、1点目の質問であります。

重症化リスクが高い65歳以上のコロナワクチンは定期接種の対象となっていますが、その他の年代は、効果がなくなるのであれば、一部でも公費助成が必要ではないかと考えますが、御見解をお

尋ねします。

2点目は、带状疱疹ワクチンの公費助成についてであります。

昨年12月の定例議会で同一会派の前田憲秀議員が質問いたしました際、当時の健康福祉部長から、「県としては、全国衛生部長会を通じ、検討を急ぐよう国に要望している」との御答弁がございました。その後の進捗状況等を含めてお尋ねしたいと思います。

今回、改めて、带状疱疹の原因や症状について、皮膚科の先生にお尋ねさせていただきましたが、一般的に言われているように、体内の水痘带状疱疹ウイルスが活動を再開することで発症するということであり、主に子供の頃に水ぼうそうを発症されることが多いと思いますけれども、治った後も、ウイルスは脊髄から出る神経節という部位に潜んでいて、ふだんは体の免疫力によってウイルスの活動が抑えられているため発症しませんが、免疫力が低下すると、ウイルスは再び活動、増殖し始め、ウイルスは神経の流れに沿って神経節から皮膚へと移動し、帯状に痛みや発疹が出る带状疱疹を発症するとのことでありました。

要するに、带状疱疹の原因は水ぼうそうと同じウイルスで、日本人の約9割が持っており、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。

発症すると、治療が長引くケースや後遺症として痛みが残るなど様々なケースもあることから、带状疱疹ワクチン接種が効果的であり、50歳以上の方を対象としたワクチンも開発されているようです。予防接種で带状疱疹を完全に防ぐものではありませんが、たとえ発症しても症状が軽く済むという報告がありますので、全国各地の医師会からの助成要望や、全国及び九州市長会においても、定期接種化されていない現状を課題と捉え、

要望を継続されていると存じております。

そのような状況下であります。公費助成の必要性を判断され、現時点における全国の助成自治体は、都道府県は東京都をはじめ2都県、市町村は729自治体、政令市は、静岡、名古屋、浜松、神戸の各市が助成をされています。

県内では、昨年12月時点で3町村のみでありましたが、現在は、水俣市が10月から開始され、15市町村で助成をされています。

そこで質問です。

带状疱疹ワクチンの接種機会の必要性を踏まえた国の公費助成の検討状況など、以上2点について、健康福祉部長の御見解をお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、1点目の新型コロナワクチンの公費助成についてお答えします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症による重症化リスクは、厚生労働省が公表したデータでも、30代と比べて60代は25倍、80代は71倍と、年齢が上がるほど重症化率が高くなっています。

新型コロナワクチンについては、令和5年度までは、蔓延予防上緊急の必要がある状況にあったため、集団予防に重点を置き、幅広い世代を対象に、全額公費による接種が行われました。

現在は、そこまでの状況にないと考えられ、個人の重症化予防を目的として、重症化リスクの高い65歳以上の方と60歳から64歳までの基礎疾患がある方を対象に、一部公費助成を行う定期接種が10月から開始されています。

このため、重症化リスクが相対的に低い若い世代は、公費による定期接種の対象ではなくなりました。県として単独の公費助成は予定していませんが、感染を予防するためには、若い世代も含

めた全ての世代の方に対し、定期的な換気、場面に応じた適切なマスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を発信し続けていくことが重要と考えます。

そのため、週ごとの感染症情報等を公表するとともに、感染拡大の兆候が見られるときは、早期に知事から県民の皆様への注意喚起を行うなど、様々な方法で呼びかけてまいります。

次に、2点目の带状疱疹ワクチンの公費助成についてお答えします。

これまで、県では、国に対し、带状疱疹ワクチンについて、公費助成の対象となる定期接種化の検討を行うよう要望をしてまいりました。その結果、6月に開催された国の審議会において、ワクチンの有効性、安全性、費用対効果の評価等を踏まえ、技術的な観点からは、带状疱疹ワクチンを定期接種に用いてよいとの方向性が示されました。

これを受け、国において、接種の目的、対象年齢、用いるワクチン等、さらに詳細な検討が続けられています。県としましては、定期接種化の正式決定に向けて行われる国の議論の動向を注視してまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 新型コロナについては、国策としての方向性で運用されているのは理解できます。しかし、5類移行後の1年間で、季節性インフルエンザの約15倍の方が亡くなっていることや、私たちは新種の株に抵抗できる抗体がないとの医学的見地から、2019年の世界的流行時に比べ、どのような違いがあり、一般的な手洗いやマスクの着用、人混みを避ける等の対策で大丈夫なのか、分かりやすく県民の皆様へ周知することが必要ではないかと思えます。

今答弁がありましたとおりでありますけれど

も、確認しましたところ、ウイルスの形態が違うので、2019年の頃と今のウイルスは強度が違うから大丈夫ですというような見解でございます。しかしながら、2019年と同じようなウイルスが出てきたら同じことが発生する可能性もありますので、そこあたりは十分に情報として提供することも大事ではないかと思えます。

带状疱疹ワクチンにつきましては、本年6月の国の審議会において、ワクチンの有効性、安全性等の技術的な観点からは、定期接種に用いてよいとの方向性が示されてあるということでございます。引き続き詳細検討が行われているようですが、必要に応じ、先行的に助成を行っている自治体も多くなっておりますので、可及的速やかに公費助成が実現できるよう強く要望させていただきます。

以上で、本日私が用意しました5項目の質問は、全て終了をいたしました。

これから県民の皆様のお期待にお応えできるよう誠心誠意尽くしてまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

慌ただしい年末になりますが、皆様、どうか健康な新年を迎えられますよう御祈念申し上げます。質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明5日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時2分散会

第 3 号

(12月5日)

令和6年 熊本県議会11月定例会会議録

第3号

令和6年12月5日（木曜日）

議事日程 第3号

令和6年12月5日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の
一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに
県の一般事務について）

出席議員氏名（49人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君

中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知 事 公 室 長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企 画 振 興 部 長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健 康 福 祉 部 長 下 山 薫 さん
環 境 生 活 部 長 小 原 雅 之 君
商 工 労 働 部 長 上 田 哲 也 君
観 光 文 化 部 長 倉 光 麻 里 子 さん
農 林 水 産 部 長 千 田 真 寿 君
食 の み や こ 辻 井 翔 太 君
推 進 局 長
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
事 務 局 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○副議長（高木健次君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（高木健次君） 日程に従いまして、日程

第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

高井千歳さん。

〔高井千歳さん登壇〕（拍手）

○高井千歳さん 皆様、おはようございます。熊本市第一選挙区選出・参政党の高井千歳です。本日、一般質問の機会をいただきました先輩議員、同僚議員の皆様には心より感謝を申し上げます。また、ふだんより熊本のために御尽力いただいております知事はじめ職員の皆様方には感謝と敬意を表しつつ、精いっぱい質問をさせていただきます。

なお、昨日本田議員が質問されましたが、偶然にも同じようなテーマが幾つかございました。切り口が違う部分もございますが、多様な意見があるからこそ健全な議会だと捉えていただき、御理解いただけますと幸いです。

それでは、早速質問に移させていただきます。

まず、子供たちの1人1台端末について伺います。

国がGIGAスクール構想を進め、コロナ禍の2020年から、教育現場にiPadなどのデジタルデバイスが浸透、小中学生の1人1台端末は当たり前になりました。

2019年に計上したGIGAスクール構想の国の予算は、1人1台端末の整備に約2,800億円、その他通信整備なども含め、総額約4,800億円ほどでした。

それから約5年、今、小中学生の1人1台端末の更新時期を迎えており、基準額は、1台5.5万円、国全体で約2,600億円を拠出する時期を迎えています。

本県でも、令和6年度当初予算において、国の基金からではありますが、県内の市町村立学校の1人1台端末更新費約26億円が計上されました。

GIGAスクール構想は国の事業です。しか

し、県としても、小中学校においてさらなるICTの活用を進めています。

第4期熊本県教育振興基本計画でも、1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合を、小中高校で100%となることを目標に掲げられると伺っております。

ですが、OECDが2012年に行ったICTと学力の調査によると、教育におけるICT利用と数学や読解力の得点との間には、弱いか、時には負の関連性しかないという結果が出ています。

この結果の原因について、OECDの教育局長は、次のように述べています。

一つの解釈として、高次の思考を育てるには、教員と生徒との緊密なやり取りが必要だが、しばしテクノロジーはそのような人間の関わりを阻害すると考えられる、もう一つは、19世紀の学校組織による20世紀の教育実践に21世紀のテクノロジーを加えるだけでは、テクノロジーを最大限に活用した教育は実現できないということであると述べています。

つまり、紙の教科書をただ単にデジタルに置き換えたり、従来の宿題をただ単にデジタルに置き換えるなど、デジタル機器の活用そのものが目的化されてしまうと、結果的に効果が上がらないということです。

スウェーデンでは、国を挙げて教育の超デジタル化を推進し、2010年から1人1台端末を進め、デジタル教科書に完全移行をしていました。

しかし、現在、逆の流れが生まれています。2023年8月の新学期からは、印刷された書籍に新たな重点を置き、ICTを活用する時間を減らしています。

この政策転換には、スウェーデン最大の教育機関であるカロリンスカ研究所の「デジタルツールが生徒の学習を向上させるのではなく、むしろ妨

げる」という声明が大きく影響をしています。

声明では、デジタルメディアが生徒に利益をもたらすのではなく、害を及ぼすことに疑いの余地はない、画面上で読んだ内容の読解力と記憶力は30%以下に低下し、インターネットで資料を検索する生徒は、従来の教科書よりも明らかに劣ると主張しています。

もちろん、従来の学習方法ではなく、子供たちが課題を見つけ、自ら調べ、まとめて発表するなどの主体的な学びや探求型の学びにおいては、デジタルデバイスは成果を上げている事例もあるようです。

しかし、現状では、家庭や教育現場から様々な声が聞こえてくるのも事実です。

例えば、書くことが減ったため、子供たちが字を覚えにくくなったや、子供たちが考えることを面倒くさがるようになった気がする、生活リズムへの影響、デジタルデバイスの家庭での指導が難しい、視力や心理面に対する影響が不安などです。

これからの時代、デジタルを避けて通るわけにはいきません。しかし、子供たちのデジタル活用には、健康、特に目やメンタルヘルス、体内時計への影響、ネット依存やゲーム依存のリスクなどもあります。

令和5年のこども家庭庁の調査によると、インターネットを利用すると回答した青少年の利用内容の内訳は、高校生で「勉強をする」は78%に対し、「動画を見る」は95%、「音楽を聴く」は93%でした。中学生では、「勉強をする」は73%に対し、「動画を見る」は94%、「ゲームをする」は87%。小学生では、「勉強をする」は67%に対し、「動画を見る」は90%、「ゲームをする」は87%で、小中高いずれも、勉強よりもゲームや動画を見るという利用内容のほうが高い結果にありまし

た。

また、インターネットを利用する平均利用時間は、前年度と比べ増加傾向にあり、高校生は約6時間14分、中学生は約4時間42分、10歳以上の小学生は約3時間46分で、目的ごとの平均利用時間は、趣味、娯楽が最も多く、約2時間57分でした。

もちろん、趣味や娯楽に使ってはいけないということではありません。しかし、学習の妨げになったり、生活リズムへの影響が出てくるデメリットもはらんでいます。

GIGAスクール構想は国の事業です。しかし、県でも教育現場でのさらなるデジタル化を進め、さらに今後進めていく以上は、どのように現場や家庭の声を収集していくのか、また、家庭での使い方をどのように指導しておられるのか、教育長に伺います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 県教育委員会におきましては、国のGIGAスクール構想を踏まえて、1人1台端末などのICTを活用した学校づくりを推進するため、学校教育情報化推進基本方針を策定するとともに、児童生徒の情報を活用する能力の育成や端末を活用した授業づくりなどに取り組んでいます。

まず、デジタル化推進に当たっての教育現場等からの意見聴取についてお答えいたします。

現在、学校教育情報化推進基本方針を改定した第2期計画の策定作業に取り組んでおり、学校教育の情報化の推進に係る課題を踏まえた今後の方向性や具体的な施策について検討を重ねています。

策定に当たっては、各校長会、PTA団体等で構成される外部有識者会議からの意見をいただくとともに、今後、パブリックコメントを実施し、

広く県民の意見を聴くこととしています。

また、ICT活用に関して、学校を訪問し、教職員との意見交換を通じ、成果と課題の両面について、児童生徒の声も含めた意見を聴きながら授業の改善に生かしています。

次に、家庭での使い方の指導についてお答えいたします。

デジタル化を推進していく上で、デジタル機器を長時間利用した場合の児童生徒の健康面への影響等が懸念されています。

そのため、県教育委員会では、児童生徒や保護者向けに、家庭における端末の利用時間に関するルールづくりなどに関するリーフレットを作成し、周知を行っています。

また、インターネットや端末の安全利用に関わる情報モラル教育の向上を図るため、出前講座や中学校新入学生の保護者向けの講話などを実施し、家庭への啓発にも取り組んでいます。

さらに、来月には、全ての県立学校及び市町村立学校を対象とした情報モラル教育に関する研修会を実施することとしています。

引き続き、学校現場の課題やニーズを適切に把握するとともに、情報モラル教育の向上を図りながら、教育情報化の取組を推進してまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 教育長に御答弁をいただきました。

今後、様々な機会を通じて、意見の収集や情報モラルの啓発を行っていかれるとのことでした。

お酒は飲んでものまれるわけではありませんが、同様に、デジタル機器も使いこなせる人間を育成すべきで、デジタルに使われる人間になってはいけないと思います。私たち大人でも、自らを律しつつ使うというのは難しいことです。子供たちはなおさらだと思います。

これはあくまでも可能性の話ですが、私は、子供たちの不登校の増加とデジタル機器というのは無関係ではないような気がしています。

以前、不登校対策の取組をされている株式会社の方のお話を伺ったことがあります。その会社では、約3週間で子供たちが自ら再登校するというのを目標とされていますが、約80%の子供たちが再登校できるようになると、そういったプログラムをされている会社です。

その際、何をするかといいますと、1つは、親子の関係を見直すということ、そしてもう一つは、デジタルデバイス断ちをさせるということでした。やはり夜中までデジタル機器を使ってしまい、朝起きれずに不登校になるケースも多くなっているということでした。

技術の革新は素晴らしいことですが、一方で、この急速なデジタル化は、人間がかつて直面したことのない環境でもあります。

大人への影響は少ないと思われますが、子供たちは脳の発達の感受性期であり、やはり人と人との関わりや自然体験、その他様々な経験こそが、子供たちの前頭前野の発達、人間の土台を形成する時期においては、最も大切な時期であるということをお私たちが大人は忘れてはならないと思います。

デジタル機器を使うことだけを目的とするのではなく、うまくどう活用するかということに引き続き重きを置いていただいて取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、農業と産業の均衡ある発展のための慎重な農振除外や農地転用について伺います。

半導体工場進出に伴い、周辺も含め164ヘクタールの農地が工業用地や宅地に転用されています。この農地減少は、地域の畜産業や農業全般に

深刻な影響を及ぼしており、特に飼料用トウモロコシなどの作付に支障を来し、畜産、酪農の生産基盤が今後さらに縮小する可能性があります。

また、農地の減少は、循環型農業の実施を困難にし、畜産農家の約3割が排せつ物や堆肥の処理について懸念を抱いているため、家畜排せつ物の適正な処理や利用を含む具体策取りまとめのための調査に関する予算が、今11月定例議会でも示されています。

今年8月29日、本県は、半導体関連企業の進出により減少している農業用地について、代替地を早急に確保するため、農地整備に必要な手続の簡略化や関連施設整備の補助率引上げなどを国に要望しました。しかし、新たな農地の整備には多額の費用と自然の開発等を伴います。

そもそも、半導体工場が進出する際、農業振興地域における農用地区域における農地転用が慎重に行われたのかは疑問が残るところです。

もともとJAS第1工場の農地は、農振法においては農用地区域、農地法においては甲種農地及び第1種農地でした。また、第2工場においては、農振法においては同じく農用地区域、農地法においては第1種農地であり、原則として農地転用はできない土地でした。

この例外的な農地転用には、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、いわゆる農村産業法が適用されていますが、平成9年につくられた熊本県農村地域工業等導入基本計画によりますと、「工業等導入地区の設定に当たっては、国土資源の合理的利用の見地に立つとともに集团的優良農用地の保全の観点から、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき市町村が定めた」「農用地利用計画において農用地区域としている区域に設定しないものとする。ただし、土地の地形及び広がり等から工業等導入地区を農用地区域

外の区域に設定することが困難であり、かつ、工業等導入地区の設定に伴う農用地利用計画の変更が将来的に農用地利用に支障を及ぼさないと認められた場合は、当該農用地利用計画の変更により対処することもやむを得ないものとする。」とあります。

この農村産業法というものは、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的として制定されたはずです。先ほど申したとおり、「工業等導入地区の設定に伴う農用地利用計画の変更が将来的に農用地利用に支障を及ぼさないと認められた場合は、」「やむを得ないものとする。」と書いてあります。しかし、現状を見ますと、周囲の農業への影響は大きなものがあります。

冒頭で述べたとおり、周辺も含め164ヘクタールもの農地が工業用地や宅地に転用されており、農地減少は、地域の畜産業や農業全般に深刻な影響を及ぼしています。

県が関係機関と合同で実施した農業者へのニーズ調査では、聞き取りを行った100戸の農家のうち42戸の方が代替農地を望まれているそうですが、マッチングの成立に向けてはまだ調整中と伺っています。

周辺の農地転用も進んでおり、農地所有者の転用期待も高まっています。今のままでは、産業と農業の均衡ある発展とは言えない状況であり、今後の農振除外や農地転用は慎重に運用すべきだと考えますが、県のお考えを農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 県では、農業振興と企業進出の両立を目指すため、農地の集団化や農業の効率化に支障がないよう、企業や住宅を農地の基盤整備が行われていない区域に集約、誘導

することとしています。

議員御紹介の農村産業法を活用して、産業を導入すべき区域を設定する場合、同法に基づく県の基本計画では、原則、広い優良農地、いわゆる集団的農用地を保全する観点から、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づく農用地区域には設定しないこととしています。

しかし、農用地区域外、農用地区域の外への設定が困難であり、かつ将来的に農用地利用に支障を及ぼさないと認められた場合、具体的には、都市計画法に基づく市街化区域または用途地域など農用地区域外での開発を優先すること、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること、面的整備を実施した農用地を含めないことなど、5つの要件を全て満たす場合に、例外として設定を認めています。

また、市町村において、農村産業法に基づく実施計画を策定した場合、農振法に基づく農用地区域からの除外への同意及び農地法に基づく農地転用の許可について、特例の適用が可能となります。

同実施計画の策定に当たっては、土地利用に関する調整の状況や農業従事者等の意向、導入産業の計画の実現性、事業の継続性の確認が求められています。

加えて、同実施計画では、農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること、産業を導入した場合に、農地や担い手等農業構造の改善が図られると認められること及び農地保有の合理化が図られると見込まれることが満たすべき要件とされています。

県では、同実施計画が国の基本方針や県の基本計画に適合しているのかを十分に確認し、同意の是非を判断しているところです。

今後も、法制度にのっとって、必要な手続を適

切に行ってまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 農林水産部長に御答弁いただきました。

先ほども申したとおり、この農村産業法というのは、農業と工業の均衡ある発展のための法律であり、また、農林水産部長の御答弁にもあったように、農業構造の改善や農地の合理化が図られると見込まれることが満たすべき要件となっているとのことでした。

しかし、農地の集積という観点で、令和5年、令和6年に変更された菊陽町の農村産業法実施計画を見てみますと、令和5年と令和6年の認定農業者等への農地の集積率の目標値は全く変わっておりません。むしろ、令和元年に計画変更されたときの目標集積率の70%の目標を下回っています。農業構造の改善が図られるための法律にもかかわらず、それが達成できていないということではないでしょうか。

高齢化や後継者不足により、このまま農家を続けるよりも農地を売ってしまったほうが楽だというお声があることも承知しております。しかしながら、当たり前ですが、一度失われた農地を取り戻すことはできません。

また、代替農地を見つけたいと思っていらっしゃる42戸の農家の方々が、マッチング成立を待たずして、諦めて農家をやめてしまわれることのないよう、一日も早い御対応と御配慮をお願い申し上げます。

次に、熊本地域地下水総合保全管理計画の策定について伺います。

先日の新聞報道で、県は、11月14日、「熊本地域の地下水量の将来予測を本年度中に公表する」との報道がありました。

これは、TSMCをはじめとする半導体関連企

業の集積や農地の減少に伴う涵養量の減少、取水量の増加といった近年の地下水を取り巻く環境変化を踏まえた将来予測になります。

将来予測では、自然涵養と人工涵養を合わせた流入量から、地下水の採取量、湧水量といった流出量を差し引いた1年ごとの水収支が示される予定と聞いています。

その水収支は、今年度が最終年度となる熊本地域地下水総合保全管理計画の新たな策定と環境基本計画の見直しに生かされると理解しています。

ところで、本計画の次期計画策定の検討に当たって、その理念及び策定の手続に関して踏まえるべき関係法令として、水循環基本法というものがあります。

同法第3条第2項では「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。」とされています。

また、第16条第2項では「国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。」とされています。

水循環基本法に基づいて本年8月に閣議決定された水循環基本計画では「流域水循環計画の策定に当たって、行政、有識者、事業者、団体、住民等の関係者の様々な意見を調整し、反映するよう努めるものとする。」とされています。「また、住民等の意見が反映されるよう、住民代表の流域水循環協議会への参画、アンケートの実施、シンポジウムの開催その他の住民等の参画に必要な措置を地域の実情に応じて講ずるよう努めるものとする。」として、計画策定段階での住民参加の重要性が述べられています。

熊本県民の宝として長年育まれてきた地下水は、これからも、地域住民参加の下で、後世に引き継がれるべき共有の財産であると認識しています。

これまでの計画とは違い、現在急激な地下水需要が高まり、県民の不安が高まる中での計画策定です。たとえ計画策定の主体が行政であったとしても、県民は、策定された計画の目標達成のための行動計画の実践者として、その一翼を担い、責任を負うことになります。

次期地下水総合保全計画が、この先何年間を見据えて立てられるのか、まだ不明ということですが、前回の計画は16年間のものでした。

このように、住民生活に直結する重要な地下水の保全計画策定に当たり、住民の意見を反映するためにどのように取り組まれる予定でしょうか。環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長（小原雅之君） 熊本地域地下水総合保全管理計画の次期計画策定の考え方についてお答えいたします。

この計画は、熊本地域における地下水保全対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成20年度に、当時の熊本地域14市町村と県が共同で策定したものでございます。

大手半導体関連企業の進出以降、熊本の地下水を取り巻く環境は大きく変動しており、今後の見通しを踏まえて次期計画を策定する必要がございます。

また、最近では、SNS等により様々な情報が発信されていることから、県民の皆様にも過剰な不安を与えないためにも、科学的かつ客観的データに基づき判断していくこと、そして情報発信していくことが重要と考えています。

そこで、熊本大学等との連携により構築したシ

ミュレーションモデルを活用し、大規模取水や農地等の減少による影響の評価を行っております。

現在は、次期計画の策定に向け、データの集積を行うとともに、長期的視点に立った将来像などについて、関係市町村と協議を行っているところです。

計画の策定に向けた検討に当たっては、住民等の意見が反映されるよう、地域住民や事業者の皆様の声をより身近で把握している市町村としっかりと連携して進めてまいります。

本県の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支える熊本の宝です。地域住民、事業者、行政それぞれが当事者意識を持ち、地下水を大切にす機運の醸成につながるよう、今後とも県と関係市町村が連携しながら、様々な取組を推進してまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 環境生活部長に御答弁いただきました。

私も、県民の方々に過剰な不安を与えないため、県からの適切な情報発信が必要だと感じております。しかしながら、行政任せにしているても大丈夫なのだろうかという方々の気持ちも少し理解できます。

なぜかと申しますと、1つ例を挙げますと、県が行う公共事業に当たって実施される公共事業事前評価における地下水の水量及び水質に関する影響のチェックというものがありますが、特定公共下水道事業に関して令和6年1月に作成された事前評価表では、水資源への配慮の項目のうち、水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当していないかに関して、該当なしとの判断がなされています。このように、事態の捉え方が少し甘いのではないかと感じざるを得ない部分もあるからです。

今後、地下水の需要はますます増大しますが、一方で、地下水保全地域における面的開発が進み、涵養地の減少はますます進むことは明らかです。

加藤清正公が、私たちに400年の時を超えて熊本の豊かな地下水を残してくださったように、私たちも、数百年後も確実に熊本の地下水をつないでいけるようにしなければなりません。

そのためにも、やはり責任ある計画を立てていただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、災害に備えた再エネ施設の対応について伺います。

国は、2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減の実現を目標とし、今後10年間で官民合わせて150兆円を超える脱炭素投資を進めることとしています。

また、現在、本県においても、第2次熊本県総合エネルギー計画に基づき、再生可能エネルギー、省エネルギーの促進が行われています。

私たちの暮らしに欠かせないエネルギーを考える上で重要なのは、電力の安定性、安全性、経済性、環境調和性が極大化するように、エネルギーのベストミックスバランスを追求することだと思います。

今年1月1日に発生した能登半島地震では、再生可能エネルギーインフラに深刻な被害をもたらしました。

地震により、少なくとも19か所の太陽光発電施設が破損または崩落。特に、穴水町由比ヶ丘地区では、斜面に設置された数百平方メートルの太陽光パネルが地盤とともに崩落し、町道を塞ぎました。この事故は、震度6強を観測した際に発生し、撤去作業が終わるまで車両の通行ができない状態が続いたそうです。

また、破損したパネルは、感電や発火の危険性を伴い、事業者からの報告が不十分なため、国は被害の全容を把握できていない状況です。直後に転売したため、現在の状況は不明と述べている事業者もいるとのことで、責任の所在も不透明です。

また、風力発電施設についても深刻な被害が報告されています。能登半島地震によって、73基の風力発電機全てが停止し、そのうち数機でブレードが折れ曲がったり落下したりする事態が発生しました。特に、珠洲第2風力発電所では、ブレードがタワーの真上で折れ曲がる破損もあったということです。

調査によりますと、風力発電施設は、地震に対して非常に脆弱であり、一旦壊れると周囲に危険を及ぼす可能性があります。特に、大型化する風車では、ブレードの長さが100メートルを超えるものもあり、その落下や飛散による危険性が懸念されています。

熊本地震を経験している本県としては、やはり地震が起こった際の対策などもしっかりと立てておく必要があると思います。

また、地震だけでなく、火災の際も注意が必要です。

令和元年9月、台風15号が千葉県を襲った際には、千葉縣市原市にあるダムの上メガソーラーが破損し、火災が発生しました。

この水上メガソーラーは、5万枚の太陽光パネルが使用され、面積はおよそ18ヘクタールと、水上ソーラーとしては国内で最大規模だったようですが、未明に台風15号が千葉県を通過した影響により、太陽光パネルがめくれ上がり、火災が発生したということです。

一般的に、太陽光発電所は、稼働を停止しても太陽光パネルに日が当たると電流が発生するた

め、損壊による漏電などで発火する可能性があります。太陽電池モジュールが発電し続けることがあります。

また、太陽光パネル火災への放水では、棒状の注水になった場合、消防員が感電するおそれがあるとされ、消防隊員の感電などの事故につながる可能性が十分考えられます。

また、今年4月には、宮城県仙台市にあるメガソーラー発電所で火災が発生し、消防車50台以上、消防隊員、団員200人以上が駆けつけましたが、感電のおそれがあるため、すぐには手が出せず、22時間後の翌日になってようやく鎮火をしたということでした。

また、今年3月、鹿児島県伊佐市では、メガソーラーの蓄電設備が入った建屋が爆発し、消防隊員4人がやけどを負い、重傷者も出ています。

そこで質問です。

地震や台風など、太陽光発電施設では崩落や感電リスクが高まり、風力発電では構造的な脆弱性が露呈しました。また、平時においても火災の発生するおそれもあり、その際には消火が難しいという懸念もあります。

本県においては、災害時における再エネ施設への影響を最小限にするため、平時からどのような対策を取っておられるのか、商工労働部長に伺います。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 近年、太陽光や風力など、再エネ施設の設置が急速に進み、それに伴い、全国各地で、地震、豪雨や台風等の自然災害の影響による被害が発生しています。

同様の被害の発生を防止するため、経済産業省は、電気事業の所管官庁として、再エネ施設の構造等に係る技術基準を見直すとともに、事業者に対して安全管理の徹底を求めています。

県としても、再エネ施設の被災によって生じる地域への影響を最小限にするため、災害の予防、適切な維持管理等が必要と考えています。

まず、災害の予防については、県では、再エネ施設を適地に誘導することを目的に、昨年9月、ゾーニング図を公表いたしました。この中で、災害の危険度が高い地域への再エネ施設の整備自体が抑制されるよう、急傾斜地や土砂災害警戒区域、保安林などを再エネ施設の設置を控える地域に分類しています。

次に、適切な維持管理については、県では、平成22年度から、メガソーラー施設等に係る県、市町村、事業者による3者協定の締結を推進しています。この協定等を基に、土砂災害防止や火災の予防、環境保全が図られるよう、適切な施設整備や維持管理を促進しているところです。

さらに、これらの協定締結事業者等に対しては、梅雨入りや台風接近時など、災害の危険性が高まる時期に、防災対策の徹底や事故発生時の備えなどの注意喚起を行っております。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、さらなる再エネ導入が求められる中、再エネ施設が地域と共生するためには、自然災害時の不安解消に向けた取組は大変重要です。

引き続き、再エネ施設の適地誘導や、防災や火災の抑制につながる適切な維持管理を徹底し、再エネ導入と環境、景観等の保全が両立できるよう取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 商工労働部長に御答弁いただきました。

今回この質問をさせていただきましたのは、先ほど申しましたように、電力というのは、安定性、安全性、経済性、環境調和性が極大化するように、そのベストミックスを模索すべきだと先ほ

ど言いましたけれども、しかしながら、第2次熊本県総合エネルギー計画においても、2030年度の県内電力消費のうち、再生可能エネルギー発電量の割合を50%とする目標を掲げられており、とにかく再エネを増やせばいいというような風潮といえますか、そういったものがあるのではないかと、いうふうに私は感じておりますけれども、では、その目標を達成したら、気温上昇をどのぐらい抑えられるのか、そういったところが少し曖昧ではないかと感じられるからです。

例えば、世界の約3%のCO₂を排出している我が国が、10年で官民合わせて150兆円の投資を行い、2050年までにカーボンニュートラルを達成したとしても、世界の気温上昇を僅か0.006度しか抑えられません。熊本が達成したとしても、残念ながらごく僅かということになります。

だからといって取り組まなくてもいいということをお願いしているわけではありませんが、やはり再エネこそが万能というわけではなく、災害時の破損の危険性や、山の保水力を低下させ、逆に土砂災害の危険性が高まる可能性、また、2039年には約78万トンの大量のパネルが廃棄されることなども多角的に考えておかなければならないと感じております。

御答弁にもあったように、引き続き、防災の観点から、そして地域共生、環境との共生にも十分御配慮をお願いいたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

最後に、コロナワクチン被害者救済制度のための情報発信について伺います。

コロナワクチンについて、前回の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、今回もお伺いいたします。

コロナワクチンによる被害者のうち、予防接種健康被害救済制度で認定された方は、全国で

8,432名です。これは、救済制度が始まった1977年から約47年間の認定数3,693件を優に超えていることになります。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

こちらは、ワクチンの接種別に、過去47年間の健康被害の認定件数を示したものです。

青い棒グラフは、1977年から過去約47年間のワクチン別の健康被害の認定件数を示したのになります。

そして、右の赤い棒グラフは、2021年以降、現在に至るまでの約3年9か月の間に、新型コロナワクチンによる健康被害で認定を受けた方の認定件数になります。認定を受けられた方々は8,432人、このうちお亡くなりになられた方は、全国で903名いらっしゃいます。

本来であれば、総接種回数をならす必要がありますが、1977年から過去47年間のコロナワクチンを除く全ての接種回数は約10億回、対して、コロナワクチンの総接種回数は約4億回です。コロナワクチンは、過去、ほかのワクチンの接種回数の約半分以下にもかかわらず、コロナワクチンの健康被害は2倍以上認定されていることになります。

また、死亡認定を受けた方に関しては、季節性インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンの接種回数がほぼ同数となるよう、ならして比較すると、新型コロナワクチンによる接種後死亡者数は、従来のインフルエンザワクチンと比較して、約100倍多いことが分かります。

そして、この救済制度に申請するも、まだ審査未了の方は1,357件。申請件数は、毎月全国で200件から300件ほどのペースで増えているようです。

この熊本県においても、申請件数は、前回公表の半年前より12件増加の164件、国の審査会で認

定された件数は、半年前より16件増加の111件となっています。このうち、県内でお亡くなりになった方は14件となっています。そして、今年度に入ってから申請をした県内の13件の方は、全て審査待ちの状態です。

新型コロナワクチン後遺症の会というものがあります。既に1,000名以上の方が在籍されていますが、会がワクチン被害に遭った510名の方に救済制度の申請状況について調査を行ったところ、本当は救済制度に申請したいが、申請そのものが困難で、申請に至っていないというケースが相当多く、約3割程度の方しか申請に至っていないということでした。途中で申請すること自体を諦めたり、それ以前に、体調が悪い中で制度のことを調べることもできない方、申請する予定がない方を合わせると約48%に上るということです。

私も以前、県内在住の方で、コロナワクチン健康被害により歩くことすらできなくなった方にお話を伺いましたが、その方も体調の悪い中で書類を集めて出すことは不可能と判断し、救済制度の申請を諦めましたとおっしゃっていました。

そもそも、この救済制度というものを御存じない方もまだまだいらっしゃいます。

以前、街頭演説を行っていた際、じっと立って聞いてくださっている方がいらっしゃいました。終わってからお話を聞くと、実は、3回目の接種を行った帰りのバスの中でもうろうとなり、その後もいまだに体調が悪く、かかりつけ医に相談しても、単なる加齢ではないかと済まされて困っていますと。そして、コロナ後遺症外来のある病院に行ったら、ここはコロナ後遺症外来であって、ワクチン後遺症外来ではないと、半ば叱責をされたということでした。

また、その方は、コロナワクチン被害が、過去のワクチンと比べ、それほど多いということも初

めて知ったと、救済制度というものがあることすら知らなかったとおっしゃっていました。

私は、この方のように、接種後体調不良を抱えながらも、どのように対応していいか分からない、予防接種健康被害救済制度というものが存在することすら知らない方がいまだにいらっしゃるのではないかと思います。

その理由の一つとして、新型コロナワクチン接種後に生じる疾患や副反応が多岐にわたっている点が挙げられると思います。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

こちらは、日本の医学学会で報告されている、国内においてコロナワクチン接種後に急に発症し、学会報告された疾患の一部をまとめたものになります。

心臓、皮膚、目の病気のほか、次の資料をお願いいたします。脳や消化管の病気など、疾患が多岐にわたっていることが分かります。

また、2022年3月に、日本の厚生労働省に当たる米国食品医薬局、FDAが公開したファイザー社のコロナワクチン接種後に生じた有害事象報告は、1,291種類にも上ります。

このように、コロナワクチン接種後の健康被害と一言で言っても、症状や疾患が多岐にわたっているため、病院を受診しても原因が分からないと言われたり、ワクチンの健康被害であると気づいておられない事例もあるのかもしれません。

科学は常に進歩しています。実際に、ポリオを世界から根絶したポリオワクチンなどは、科学の大きな功績だと言えます。

そして、今回のコロナワクチンを接種しても全く健康に影響はなかったという方がほとんどです。しかし、残念ながら、このように全国でも県内でも被害を受けた方が出ています。

ワクチンは、病気を抱えた患者さんに対してで

はなく、健康な人に対して接種するものなので、安全性の基準は桁違いに高く設定されるべきです。

短期的な副反応だけでなく、生殖や世代を超えて遺伝的リスクを含めた長期的リスクもきちんと判断するために、これまでのワクチン開発には10年を費やすというのが製薬業界の常識でした。

しかし、今回のパンデミックでは、約半年で特例承認された人類史上初のメッセンジャーRNAワクチンによって、これまで何不自由なく過ごしてきた方々が健康被害を受けられています。

今回のワクチン接種の健康被害救済制度は国の事業です。しかし、やはり県民の健康に寄り添い、適切な情報を県民に発信していく責任を県も担っていると思います。ですが、本県のホームページを見ても、十分な情報発信を行っているとは言い難い状況です。

熊本県は、申請件数などを、半年に一度、報道機関を通じて公表しています。しかし、例えば奈良県では、救済制度の県内での申請件数や認定件数などの進捗状況を常時公開していますし、熊本市や沖縄県、佐賀県のホームページでも行っています。

さらには、奈良県は、予防接種健康被害救済制度の申請に必要な書類の一つである受診証明書の記載方法を示したマニュアルを掲載したり、新型コロナワクチン接種後の副反応対応協力医療機関を掲載しています。

現在、新型コロナワクチンは、65歳以上の方が定期接種になっていますが、今後、健康被害があった場合も踏まえ、適切な情報発信を行っていくべきだと考えます。

そこで質問です。

県民の健康を預かる行政機関として、今後どのように情報発信を行っていられるのか、健康福祉

部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 予防接種は、感染症を予防するために重要であり、国において、その有効性、安全性等を確認の上、薬事承認されたワクチンが用いられております。

また、接種後、副反応の疑いがある場合、医療機関からの報告を基に、国において安全性の評価が常に行われるとともに、接種により健康被害が生じた場合には、国が認定、救済するという制度が設けられています。

このため、県としては、県民の皆様にとって必要な正しい情報を発信することがとても重要だと考えています。

これまでも、県では、県民の皆様に対し、新型コロナワクチンを接種するかどうかを判断するための情報として、県のホームページ等で、ワクチンの目的、効果と併せて、副反応のリスクについても発信してきました。

そして、万が一健康被害が発生した場合の救済制度の概要や手続などについても周知するとともに、昨年度からは、認定者数についても、定期的に報道機関を通じた公表を行っています。

また、実際に健康被害の疑いが生じた場合には、まずは接種した医療機関またはかかりつけ医を受診するよう、市町村や県から御案内しているところです。

引き続き、既に発信している情報に加えまして、認定者数や受診の御案内等についても、県のホームページやSNS等を活用した、より分かりやすい情報発信に取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 健康福祉部長に御答弁いただきました。

重症化予防と副反応のリスクの両方を理解し

て、本人の意思に基づき接種の判断をしてほしいとのことでした。しかし、そもそも県民に接種するかしないかを判断するだけの適切な情報提供がなされているのか、私は疑問に思っています。

また、前回の一般質問の際も申しましたが、2020年の年始から始まったコロナ禍ですが、コロナ元年の2020年の超過死亡は、戦後初めて減少をしています。しかし、2021年から現在に至るまでは、死者数は毎年増えているのも疑問が残るところです。そして、6回、7回と世界で唯一頻回接種している我が国で、なかなか感染が収まらなかったことにも疑問が残ります。

さて、今年9月、国内製薬メーカーの現役社員の有志たちによって、ある一冊の本が出版されました。

その本のタイトルは「私たちは売りたいくない！」というものです。発売から僅か3か月ほどですが、既に7度の重版を重ねています。

その製薬メーカーは、従来のワクチンも、そしてメッセンジャーRNAタイプのワクチンも製造している会社です。その現役社員たちが、解雇されるかもしれない危険を冒してまで訴えたかった理由、それは、同じ会社の26歳の優秀な仲間を突然メッセンジャーRNAワクチンで失ったことでした。

そこからこの安全性に疑問を持つようになった社員たちが、これだけ被害が出ているにもかかわらず、中止しようとしないうる国の在り方に疑問を投げ、さらに、自分たちの会社を告発するような異常とも言える事態が起こっています。

先ほどから申しているように、救済制度は国の事業ですが、実際に県内でも被害を受けたりお亡くなりになられていることを考えると、そこに手を差し伸べるのが行政の役割ではないでしょうか。

よく誰一人取り残さないという言葉に耳にします。しかし、果たしてこの状況が、誰一人取り残していない状況と言えるのでしょうか。

ぜひ、健康被害と一言と言っても、人生を台なしにされた方々に少しでも寄り添っていただけるよう、適切な情報の発信をお願いいたします。

以上で通告していた質問が全て終わりました。

今後も、私も県民の皆様の声を代弁していけるよう精進してまいりますので、来年も引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） この際、5分間休憩いたします。

午前11時休憩

午前11時10分開議

○副議長（高木健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住永栄一郎君。

〔住永栄一郎君登壇〕（拍手）

○住永栄一郎君 皆さん、おはようございます。上益城郡区選出・無所属の住永栄一郎でございます。今回2回目の質問となります。先輩議員の皆様方には、この場を与えていただきましたこと、本当にありがとうございます。そして、木村知事に対しまして、今回初めてとなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1回目は、私の愛読する熊本の新聞に新人議員「ゼロ回答」と書かれてしまいましたので、今回は、せめて爪痕ぐらいいは、せめて小指の爪痕ぐらいいは残したいなと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速1問目から行かせていただきます。

熊本の未来をつくるアリーナの必要性について。

前回は要望で終わりましたので、今回は1発目に質問させていただきます。

蒲島前知事は、任期中に取りまとめることが困難になったと発言されながらも、スポーツ施設の重要性を訴えられていました。あれから1年、4月より木村新知事となり、心躍らせ期待していたものの、いまだに進まないこの議論。

6月定例会の知事所信においては、スポーツ施設の整備の方向性を検討しますと短いコメントでした。9月の定例会一般質問でも、私の一存で決めるべきものでもなく、決められるものでもないとの答弁でした。

知事就任直後に行われた代表質問でも、お二人の代表の方がこのことに関して質問され、これまでも、定例会ごとに、議員の皆様が毎回のよう質問をされておられます。

我々議員は、地域の代表です。この県議会議員がこぞって質問し、お願いをしている、つまり、県全体が望んでいる問題なのです。これに取り組まなくてどうしますか。機運を見ながらとおっしゃっていますが、県民の気分は既に盛り上がっています。

私は、リーダーの仕事は、決めることと責任を取るのだと思っています。そろそろ建てるのか、建てないのか、知事自らの言葉ではっきりとおっしゃっていただきたい。

そこで、知事の答弁をよろしく願いいたします。

私は、これまで10年間、全国のアリーナを見てまいりました。スポーツにしても、コンサートにしても、イベントにしても、どれを取ってもわくわくします。会場は、みんな笑顔で活気にあふれ、町は活性化しています。

九州内におきましても、3年前の沖縄アリーナから始まり、昨年のSAGAアリーナ、そして、今年10月、長崎スタジアムシティHAPPINESSi ARENAがグランドオープンいたしました。こけら落としの福山雅治さんのコンサートには、残念ながら行けませんでした。その翌日に、ライブ会場の解体を見に行かせていただきました。アリーナに入った瞬間、わくわく、ドキドキ、圧巻の設備です。福山さんのコンサートは、2万5,000人の無料招待でしたが、周辺のホテルや飲食施設、交通機関などの経済効果はいかばかりだったかと思います。ちなみに、SAGAアリーナのこけら落とし、B'zのライブがありまして、経済効果は3億9,000万とのことでした。

長崎では、地元のタクシー運転手や複数の飲食店オーナーに話を伺いました。こんなになるとは思っていなかった、正直、長崎は終わっていると思っていたのでびっくりですと、口々におっしゃっていました。

長崎スタジアムシティは、年間来場者数850万人を見込んであります。スタジアム、アリーナ、商業施設、ホテル、オフィス棟での雇用創出は1万3,000人です。まさに長崎新時代です。西九州新幹線の開業も含めると、まちづくりのグランドビジョンがしっかりとされているなということを感じました。アリーナ建設で地域は雇用が生まれ、経済が発展し、にぎわいが創出される、新しいストーリーが始まっています。

熊本県民の皆様が、他県で行われる日本最高峰のスポーツやイベント、トップスターの歌や踊り、劇などを見に行かれるときには、休暇を取り、飛行機や新幹線などを利用の上、宿泊も伴えば、多額の費用と時間が必要となります。ということは、熊本県民は、お金と時間、そして得られるべき機会を喪失しているということになりま

す。

これだけ全国に続々と建設されているアリーナやスタジアムを、県は視察に行かれているとは思いますが、ぜひ全部見に行っていたきたい。アリーナの利点、効果や問題点、何でも教えていただけたと思います。実際に見て、聞いて、肌で感じて体感した上で、県独自の調査分析を行い、県としての一番よいアリーナ構想を立てていただきたい。

先日、県が主催するスポーツ施設整備に関する検討会議に出席をさせていただきましたが、オーナーとしての県独自の考えを聞くことができませんでした。今後のスケジュールを見ると、スピード感があるとは到底感じられません。

市街中心地に建設できれば一番いいと思います。重々理解はしておりますが、周辺の道路や公共交通機関が整わないと、現状でもワーストワンの渋滞王国熊本です。さらに県民の皆様に迷惑をかけることになるでしょう。市街中心地で建設を計画するのならば、インフラも含めたところで考えなければなりません。

新アリーナの整備を検討している八代市さんや県営野球場の誘致を検討されている菊陽町など、やる気のある自治体と協力することも一つの可能性だと思います。そして、県がどのように支援をするのかを検討した上で、早期の判断と決断が大事です。

プロスポーツは、子供たちの夢や憧れです。競技への夢や憧れから、試練、修練を重ね、子供たちも大きく成長します。プロサッカーも、ロアッソ熊本が発足したときに、専用スタジアムができていれば、お隣の佐賀県よりもっと盛り上がってただろうし、多くの優秀な選手の流出を防げたかもしれません。

スポーツのみならず、次の世代を育てるには、

まず環境を整えることが重要だと思います。そのためにも、土台となるアリーナ建設は最優先課題です。

100年に1度の大チャンス、今を逃していつできますか。機運醸成の今だからこそ、期限を設定して、早く動く時期だと思います。

そこで、知事に御決断をよろしくお願いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 住永議員からの御質問にお答え申し上げます。

議員御案内のとおり、アリーナやスタジアムは、スポーツの試合はもちろん、コンサート、イベントの開催などにより、町がにぎわい、雇用が生まれるなど、地域経済に大きな波及効果をもたらします。

そのため、全国各地で、近年、アリーナやスタジアムの建設が進められており、また、多くの新設、建て替えの構想も持ち上がっております。

熊本県におきましても、このスポーツ施設の整備については、長年この県議会でも多くの御質問をいただきましたが、前蒲島県政では方向性を取りまとめるに至りませんでした。

そのため、私は、この3月の県知事選において、県政の重要課題の一つとして、任期中に方向性を決めることを公約にいたしました。

そこで、7月に、まず、スポーツをする側、見る側、支える側の視点、さらには、まちづくりや地方創生、そのような観点から幅広く議論を行っていただくため、有識者による検討会議を設置いたしました。

また、10月には組織改正を行い、スポーツ施設整備の検討を行うための専任部署も新たに設置いたしました。

私も、整備主体や運営手法が異なりますSAG

Aアリーナと長崎スタジアムシティは拝見いたしました。施設のすばらしさはもちろん、地域への影響なども肌で感じました。

議員御指摘のように、私自身も、今後さらにほかのアリーナやスタジアムを見てまいりますし、担当部署には、多くの施設を調査するよう指示をしております。

施設整備には、巨額の費用が必要となります。また、日常的にスポーツ施設を利用されている多くの県民がいらっしゃることも忘れてはなりません。

そのため、スポーツ施設の整備の方針の決定に当たっては、やはり県民的議論が不可欠であり、丁寧に県民の皆様の理解を深めていくことが重要であると考えております。

検討会議での議論を重ね、プロスポーツチームや競技団体を含めた様々なスポーツ関係者などの御意見もお聞きしないといけません。

多くの県民、そして関係者の皆様の英知を集めながら、検討のスピードを上げて、まずは来年度にかけて、整備方法や運用コスト、経済波及効果などを踏まえた方向性の整理を行っていきたいと考えております。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 知事、御答弁ありがとうございます。

本当は、やりましようと言っていたかと思っただけですけども、残念ですが、ある意味期待どおりだったかもしれません。ですが、任期中にというのはどうしても遅いと思います。ぜひ、すぐにでもやっていただきたいのですが、いろいろと事情は分かっております。

T SMCが、3年で1兆円、実現をいたしました。このスピード感を持って、ぜひ、町のにぎわいも創出をしていただきたい、そう思います。

数十年この問題は取り組んでおりますので、副知事時代からやっているのは知ってらっしゃると思います。ぜひ早急にやっていただきたい。そしてまた、今手を挙げていらっしゃる八代市、そして菊陽町のためにも、早期の判断と決断が必要です。多分方向性の4年間は待てないと思います。ですので、ぜひ、そういった意味でも、早期の判断をよろしく願いいたします。

もう1つ、プロスポーツチームのためにも環境を整えることも考えていただきたい。どうしても選手は、環境がどれだけ整っているかによってチームを決めます。ヴォルターズが、残念ながら今の成績では到底強くなるとは思えません。ほかの地域は、アリーナができて、町ができて、そしてプロスポーツを育成する、そういった環境ができているんです。ですので、そういった意味でも早急をお願いしたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子ども食堂の新しい価値と必要性について。

熊本県内に約180か所ある子ども食堂は、コロナの影響以降、現在も増え続け、今年度中には200か所に届こうかという勢いでございます。全国では約9,000か所あるとのことですが、もともとは、家庭内の様々な理由から、自宅で御飯が食べられない子供たちに食事と温かい場所を提供しようと、地域の大人たちがボランティアで始めた事業です。そして、その背景には、現代社会では想像もつかない貧困という問題があります。

最初に子ども食堂の存在を知ったとき、食事に困っている子供が、御飯食べさせてくださいと言えるのだろうか心配をいたしました。ですが、絶対にこの事業は必要だなとも確信をいたしました。

熊本においてこの活動が広がったのは、2016年

の熊本地震以降だと感じております。被災された方が、体育館や公民館で避難生活を送られる中、食事を提供していただくために、みんなが並ぶという体験をいたしました。私も、益城町在住でございますので、随分とお世話になりました。そういう経緯も踏まえて、困っている人に手を差し伸べたいと思われる方々が、御苦勞をされている子供たちや親御さんたちのお手伝いができればと、この子ども食堂という新しい支援の輪ができたのではないかと思います。

しかしながら、地域によって温度差があるようにも思います。例えば、熊本市内の小学校校區別に調べると、3割の校区にまだ子ども食堂がないとの話でした。

運営状況も、大半が週に1回や月に1回であり、本当に食事が必要な子供たちのためにも、もっと運営頻度を上げたいと思いますが、現在、県が行っている子ども食堂に対しての支援は、1か所につき年に最大15万円。内訳は、県が10万円、各市町村が5万円とのことです。1か月に換算すれば1万円強であり、ボランティアといえども、なかなか厳しい現状だと思います。

子ども食堂は、今や食事の提供の場だけではなく、子供たちの勉強やコミュニケーションの場となりつつあります。中には、学校に行けない子供が、子ども食堂には来るという子もおりますし、学校や家では話せないことも、子ども食堂のおばちゃんや年上のお兄ちゃんたちには話せるということも聞いています。要は、子ども食堂が、子供たちにとって楽しい必要な場となっているのです。

不登校の子供たちが年々増加傾向にある中、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、子供たちを取り巻く問題はなかなか解決しません。学校や家以外の安心できる居場所、頼れる大人の存在が

不可欠となります。

子供は、家庭で、学校で、地域で育てる環境が必要だと思います。そのためにも、さらなる行政の支援が必要であり、地域企業からも支援の輪が広がればと考えています。

そのためには、まず現状を知ることが大事です。プライバシーの問題はありますが、子ども食堂の運営事業者や学校とも連携をして、子供たちの家庭事情、そして実態を把握することが必要ではないでしょうか。

また、子ども食堂があるということを知らない家庭もまだまだあるようですし、不登校の子供たちをはじめ、広く周知することも必要です。

子供に関わる全ての大人たちが連携をし、次代を担う子供たちを育てる、誰一人取り残さない社会、真のこどもまんなか熊本をつくるために、さらなる支援が必要と考えますが、県の現状の考え方とこれからの支援について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 子ども食堂は、NPO法人や任意団体、個人など様々な実施主体が、それぞれの思いを持って運営されています。その活動は、食事の提供はもとより、学習支援や農業等の体験活動、高齢者との交流など、地域に応じた自発的な創意工夫による取組が展開されています。

また、活動の中で、子供やその家庭が抱える困難を把握した場合は、行政や民間の支援団体につなぐなど、地域における重要な役割を担っていただいています。

県では、子ども食堂の取組が県内各地で展開されるよう、運営費の補助を行っています。それに加え、子ども食堂支援のためのコーディネーターを配置し、新規立ち上げや応援していただける企

業の掘り起こしなどの支援も行ってきました。さらに、企業が提供する支援物資の受け取り、配分の調整など、関係者とのマッチングによる運営のサポートも行っています。

このような取組により、県内の子ども食堂は、県が初めて調査を行った平成29年8月の31か所から、本年8月までの7年間で、約6倍の185か所に増加しました。

国は、子ども食堂をはじめとした子供の安全、安心な居場所づくりを進めるため、昨年12月に、こどもの居場所づくりに関する指針を定めました。この指針において、都道府県は、市町村の子供の居場所づくりを支えることが求められています。

県としては、引き続き、市町村や民間団体などの御意見を伺いながら、子ども食堂が、子供、若者にとって安心できるよりよい居場所となるよう取り組んでまいります。

こうした取組を通して、子ども食堂に関わる方々の連携が深まり、ひいては地域全体で子供の育ちを応援する機運が醸成され、「こども・若者がキラキラ輝く」こどもまんなか熊本の実現を目指してまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 御答弁ありがとうございます。

今や子ども食堂は、コミュニケーションステーションです。ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。現代社会が抱える、先ほど言いました不登校、ネグレクト、育児放棄、虐待、いろんな問題が山積みでございますけれども、まず、一件一件の現状把握を、実態把握をもっとしていただきたいと思います。

不登校の子供たちも含め、ぜひ全員に案内する方法も考えてください。コーディネーターの話も

伺いましたが、もっと連携が必要だと思います。そして、具体的な支援を出していただきたい。新しい仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。

つい先日のニュースで見させていただきました。味の素さんのニュースです。期限切れが間近になった食品であったりとか箱が傷ついた商品を、子ども食堂に連携をして配布をしているというような話がありました。

熊本にも食の台所田崎市場があります。そういったところと連携するなど、ぜひ地域の企業とも連携をし、そして新しい仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。どうぞ今後とも御支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

県立高校の在り方の検討状況について。

今年度は、令和3年3月に策定したあり方提言に基づく魅力化の取組の最終年度となると聞いています。

県教育委員会では、今年7月に、外部有識者会議、県立高等学校あり方検討会を立ち上げ、募集定員の見直しなどを含めた今後の県立高校の在り方検討の方向性を検討会で議論し、現在、地域との意見交換を実施されている最中かと思います。

この意見交換会、県内25か所で開催予定かと思いますが、私も、10月には、矢部高校がある山都町会場、先月11月には、御船高校がある御船町会場に参加をさせていただきました。

意見交換会には、大学教授、メディア、地元有識者、高校の先生、生徒、保護者、そしてOB、行政、各議員、そして県の関係者、いろいろな立場の方々が、それぞれの視点で考え方を発言されていました。

地元高校の魅力の話、問題点、その地域の魅力

の話、こうあったらいいという憧れ、理想の話など、限られた時間の中で、全く話し足りない様子で、非常によい会議だと思いました。

特に、地元の方々、高校のOBは、自分たちの母校がなくなるのではないかと非常に危惧されており、どうしたら地元に残る子供たちが残るか、そして、どうしたら自分たちの町に子供たちが来てくれるか、熱い議論がなされており、真剣でございました。

私は、昨年来、地域でいろんな話を聞く中で、私の活動範囲である山都町蘇陽地区の町がこのような状態になったのは、地元の高校、蘇陽高校がなくなったからだと考えています。

地元の高校がなくなると、まず高校生がいなくなり、子供の世話をする親も一緒に出ていってしまいます。そして、兄弟たちがついていき、若者、子供がいなくなります。そうすると、町はより活性化が失われ、町は廃れてしまいます。

何としても、今ある高校は残さないといけません。その意味でも、地域に残すための魅力化がより求められていると考えます。

今一番成功している県立高森高校のマンガ学科、そして水俣高校への半導体情報科の設置など、全国にアピールできる仕組みだと思います。よそにないオンリーワンが必要なのです。御船高校は、ロボットや美術が日本トップクラスです。矢部高校の二輪車競技部も日本で、日本唯一です。もっとこの魅力を発信しましょう。

また、課題となっている定員割れの問題についてですが、定員割れをしていない高校を含めた県全体での再検討が必要と考えられます。

そこで、10年後には少子化がさらに進展していく中で、現在開催されている地域意見交換会は非常に重要な役割だと思いますが、その開催状況はどういうふうになっているのか、また、今後、県

立高校の在り方検討をどのように進めていくのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、県立高校在り方検討に係る地域意見交換会の開催状況についてお答えいたします。

県立高校在り方検討につきましては、7月に外部有識者会議を立ち上げ、これまで7月と8月の2回にわたり検討会を実施いたしました。

検討会では、県立高校の現状や生徒数の減少といった課題を踏まえ、熊本市内の大規模校を含めた県全体での定員の見直しや普通科の通学区域の在り方などについて議論を行っているところでございます。

地域意見交換会は、検討会の議論の状況を踏まえながら、人口減少時代における地域での高校の在り方について、10年後、その地域にあってほしい高校の姿を地元の方々と一緒に考えることを目的として開催しています。

これまで12か所で開催し、地元自治体をはじめ、同窓会や保護者、生徒など、延べ約700人が参加されており、いずれの会場も、県立高校の魅力化や将来の在り方について、とても熱心に意見交換が行われています。

また、先月は、市長会や町村会との意見交換会も開催しており、それぞれの首長さんからも様々な意見をいただいているところでございます。

次に、今後の進め方についてでございますが、現在実施している地域意見交換会を来年2月頃までに残り13か所程度で開催し、併せて市町村や高校などにアンケートによる意見聴取を行うこととしております。その後、いただいた意見を参考に、今後の方向性や具体的な取組、魅力化の考え方などをテーマとして、来年3月に第3回の検討会を開催する予定としております。

県教育委員会といたしましては、専門的な知見や地域の意見などを踏まえながら、引き続き、地域に根差した魅力ある高校づくりに向けて、しっかり検討してまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 教育長に御答弁をいただきました。

子供がいなくなると、学校がなくなると、本当に町が廃れてしまうんです。熊本は、日本一伸び代がある県ですよ。ぜひ、今回の会議で、地域の皆様、OBの皆様、熱い議論、切実な願いだと感じています。そして、間違いなく一緒にやってくれると思っています。行政、学校、そして地域が一体となって、学校を守り、町を支えていきたいものです。

そして、定員は、定員割れしているところだけではなく、中心部の大規模校を含めた県全体での定員の見直し、よろしく願いいたします。

魅力の学科のさらなる支援もお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

国宝通潤橋と世界遺産を目指す阿蘇をつなぐ矢部阿蘇公園線の実現について。

昨年4月の当選以降、九州中央自動車道をはじめ、三本松甲佐線、小川御船間道路、小川嘉島線、阿蘇幹線道路、蘇陽五ヶ瀬道路、そして主要地方道矢部阿蘇公園線など、県内各道路の期成会総会に参加をさせていただいております。それぞれの完成に向けて、道路整備及び各種調査事業に御尽力いただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

さて、その中で、山都町と南阿蘇を結ぶルートである矢部阿蘇公園線は、全長28.6キロのうち、残り9キロが未事業区間であり、車両による通行ができない路線となっています。大正9年に県道に認定され、昭和57年に、国道を補完する幹線的

役割を持つ主要地方道に指定されていますが、ここ5年、全く事業が進んでいない状況です。

今年10月、矢部阿蘇公園線整備促進期成会会長である山都町の坂本町長をはじめ10数名で、県庁に要望書を持って早期実現のお願いに上がりました。

会の最後に、私が質問をさせていただきました。開始から40年余り、今まで造ってきて、途中で中止になるようなことはありませんよね、完成までやるんですよと確認をしたところ、はいと県の担当者から前向きなお答えをいただきました。そうであれば、具体的にいつまでに完成させるのか、目標期限を定めて進めないと、これまで道路に関わってこられたたくさんの方々の努力が無駄になるとの思いから、期間や予算について、具体的なプランを提示して話をしないと、毎年この繰り返しで終わってしまうのではないかと危惧していることをお伝えいたしました。

後日、多方面から道路の使用頻度や費用対効果の話も伺いましたが、今の山都町は違います。昨年9月に通潤橋が国宝に指定され、今年2月には山都通潤橋インターが開通いたしました。また、有機農業日本一の野菜やお米、全国有数の夏秋トマトなど、農産物のトップブランドの産地でもあります。加えて、林業でも木材流通の活性化が期待され、地域経済の底上げにもつながります。さらに、今年8月には南海トラフ地震臨時速報が発令されるなど、地震や阿蘇山噴火の懸念が増える中、防災拠点の重要なアクセス道路としての役割を担うことができます。

現在でも建設コストに見合うだけの便益が得られているのかもしれませんが、この道路は、間違いなく観光や産業の物流、防災などで役に立つ道路と考えます。国宝通潤橋と世界遺産阿蘇を目指すビクトリーロードでもあり、ありとあらゆる側

面から、この矢部阿蘇公園線の早期完成が必要です。

国においても、費用対効果等の評価手法の見直しに向けて検討されているとお伺いいたしました。また、実際のところ、令和2年以降工事は進んでいませんが、調査費用の予算は、毎年数百万から1,000万前後支出されているようです。

そこで、土木部長にお尋ねいたします。

これは、県が前向きに道路の完成に向けて調査を実施されている費用だと思いますが、その調査内容についてお聞かせください。あわせて、具体的な実現の可能性についてお伺いいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 矢部阿蘇公園線は、上益城地域と阿蘇地域を結び、両地域の観光や産業の振興に寄与する道路と考えており、熊本地震以降、災害発生時の避難路や復旧支援道路として期待が高まっていることを承知しています。

しかし、未開通区間においては、阿蘇外輪山の駒返峠を挟む極めて急峻な地形から、多額の建設コストが想定され、さらに、そのコストに見合う道路利用が見込めないという大きな課題があります。

このため、県では、道路がつながることによる効果について、多方面から調査、検証を進めることとし、地元自治体と連携して、様々な地域資源を調査し、関係団体へのヒアリングやアンケートを行ってまいりました。

まず、1点目の調査内容についてお答えします。

上益城地域と阿蘇地域には、観光や文化資源、農産物など8分野204の地域資源があり、関係団体等へのヒアリングにより、両地域の往来が強化されることで、複数の地域資源の融合による旅行者や交流人口の増加、農産物の販路拡大などの効

果が見込まれることが分かってきました。

昨年度は、観光や文化資源、温泉などの5分野における効果の定量化に向けて、道路の利用意向や目的、旅行費用などに関するアンケートを行い、約500件の回答をいただいております。

両地域を相互に行き来できる道路があれば、約8割の方が利用したいと回答し、特に、文化資源や温泉分野での観光の範囲や機会の拡大に期待する声が多く寄せられました。

現在、この結果を基に、分野ごとの交流人口の増加や観光消費額などの算出について検証を進めており、今後は、農作物や食、物産、林産品分野についても同様に調査、検証を行ってまいります。

また、ルートを含む様々な事業手法についても検討を進めており、地元自治体とともに、既設道路などの現地調査や新たな観光資源の掘り起こしに係る勉強会も行っております。

次に、2点目の未開通区間の整備実施の可能性についてお答えします。

現在は、道路がつながることによる効果や様々な事業手法について検討を進めている段階ですので、現時点では、未開通区間の整備実現に向けた課題解決には至っておりません。

一方で、2月に、九州中央自動車道の山都中島西インターチェンジから山都通潤橋インターチェンジが開通し、熊本市方面から山都町に行き来する交通量が約2割も増加しており、効果のさらなる拡大も期待されます。

現在、国において、道路事業における費用便益分析に含まれない効果算定の検討が行われており、その動向を注視するとともに、引き続き、地元自治体と連携して、課題解決に向けた検討を着実に進めてまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 土木部長に答弁をいただきました。

厳しい状況は重々分かっております。ですが、何が何でもそういう気持ちでおりますので、ぜひとも前向きに、そして、しっかりと県にも要望を出していただいて取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

農林業を苦しめる野生鳥獣を増やさない取組について。

私の住む上益城地域は、山間部が多く、農業と林業がすごく盛んな地域です。気候がよく、きれいな水が流れ、すばらしい木材ととてもおいしい農産物が豊富にできる自慢のふるさとですが、随分前から頭を抱えている問題があります。野生鳥獣問題です。しかも年々ひどくなっている。鹿、イノシシ、最近では猿も増えてきたそうです。

現状の対策としては、電気柵、ワイヤーメッシュ、わな、そして猟ですが、それぞれに課題、問題もあるようです。相手は生き物、県全体で相対的に取り組む必要があると考えます。

ようやくお米が高くなりました。農産物の価値が評価され始め、農家の大切さが認識されるようになり出しました。ですが、現状は高齢化の波。お父さん、お母さんも、これぐらいで売れるようになったのならば、もうちょっと頑張ろうと思っている矢先に被害が拡大しています。

山林も同様に、植林をした直後に頭のとっぱ先の軟らかい部分だけ食べられて、成長途中で木が駄目になってしまうそうです。山が育たない。災害、水害、土砂崩れの原因となります。こちらも深刻です。

数年前から高校での出前授業を行うなど、県、関係団体の協力で狩猟免許取得者も増え、若手も育成されていると聞いていますが、狩猟者の高齢

化が進んでおり、新たな狩猟免許取得者の確保は喫緊の課題と思われます。

また、物価の高騰により、捕獲に要する経費も上昇しており、捕獲者の負担軽減のため、捕獲補助金の引上げが必要と考えます。

いろいろな問題が山積みですが、入ってこさせない、よけるという対策と、根本的に数を減らすという対策が必要かと思います。以前、宇土半島で大量発生したタイワンリス、推定生息数6,000匹を約5年で数十匹まで減少させたというよいお手本もあります。

被害対策を推進するためには、捕獲対策の強化に加え、担い手の対策などを総合的に取り組む必要があります。

これまでも、県では、電気柵の支援や捕獲報奨金などの様々な対応を講じられていますが、鳥獣被害が深刻化する中、新たなアイデアを取り入れるなど、さらなる捕獲対策を講じる必要があると考えます。

そこで、これ以上の被害を避けるため、野生鳥獣を増やさない取組について、環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 県では、有害鳥獣捕獲に係る規制を緩和し、捕獲しやすい環境づくりを行うとともに、国や九州5県、市町村と連携し、一斉捕獲を行うなど、捕獲強化に取り組んでおります。

また、狩猟免許所持者の減少や高齢化も大きな課題であるため、若手狩猟者確保に向け、高校生を対象とした狩猟に関する出前講座や農業大学校等の学生にも狩猟への関心を促す取組を進めております。

その結果、5,000人を切っていた狩猟免許所持者数は約6,000人まで回復し、昨年度の有害鳥獣

の捕獲頭数も、鹿が2万6,000頭、イノシシが2万9,000頭となるなど、着実に増加しております。

議員御指摘の有害鳥獣の捕獲に対する補助金については、捕獲活動への支援単価を実態に即して引き上げるよう、国に要望しているところでございます。

さらに、捕獲に対する新たなアイデアについては、ICT技術を活用したわな猟による捕獲など、新技術を取り入れた捕獲の検討や実証を行うことにより、これまで以上に効果的な捕獲の取組を推進してまいります。

今後とも、市町村や猟友会などの関係団体、農林業従事者など地域の方々との連携を図りながら、有害鳥獣捕獲を着実に進めてまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 御答弁をいただきました。

これは早くやらないと、イノシシは3倍、4倍で増えますから、悠長に考えとつてもいかぬと思います。中山間地域は、農業の担い手もいないのですから、人がいなくなるとますます増えます。県を挙げてやっていただきたい。市町村だけでは無理。具体的な対策と支援を早めに出していただければと思います。国も絡めて、早期の取組をよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問になります。

御船町に建設予定の産業廃棄物処理施設の影響について。

上益城郡御船町に計画を予定されている産業廃棄物中間処理施設について、我がふるさと上益城郡の方々から多くの不安の声が寄せられています。

もともとは、上益城5町の一般廃棄物処理施設の建設予定地として、上益城広域連合が土地を買収されたとのことですが、その土地の地主や町民

が知らないうちに産業廃棄物処理施設に変更をされていきました。町民の皆様がこれを知ったのは、3年前の2021年の9月、新聞報道でした。

この施設が完成すると、1日400トンの廃棄物の焼却処理を行う予定とのこと。これは、一般廃棄物処理施設の計画のときの5倍の量になります。この時代に焼却処理とは、CO₂削減の流れに逆行しているのではないかと思います。しかも、その産業廃棄物は九州一円から運ばれてくると聞いています。御船の山中を1日300往復トラックが通行するという話も聞きました。

御船町で開催されたお出かけ知事室の場でも、参加者、質問者20名のうち4名が、この施設に関する質問をされました。そこでの知事の回答は、誘致はしていないが、仲介はしたとのこと。また、現在環境アセスメントの手続を行っている最中とのことでした。

建設予定地は、熊本市を中心とした100万人の命の水、生活を支える水、その世界に誇る地下水の上流に位置しています。県は、そのようなことを認識した上で仲介されたのか、また、下流域の熊本市には相談をされたのかと疑問を感じています。

廃棄物処理施設の必要性は十分に理解をしていますが、その設置場所が問題です。熊本地震でも、御船町では相当な被害が出ております。断層もあるため、心配をしております。

また、TSMCを含む半導体関連企業やPFASを使用する企業などから排出される産業廃棄物が新施設に持ち込まれるのではないかと懸念をしているところです。

水の安全性確保のため、行政でも様々な取組が行われているとは思いますが、例えば、昨年11月に井芹川で検出された有機フッ素化合物、PFOS、PFOAについて、まだ原因特定に至ってお

りません。また、今年7月には、ソニーセミコンのフッ化水素の誤報告と県のチェックミスがありました。これも2年間気づかれませんでした。さらに、つい先月も、南関町の産廃最終処分場の井戸から有機フッ素化合物PFASの検出との報道がされたところです。このような状態で本当に大丈夫なのかと不安になります。

そこで質問です。

新施設の設置場所は、本当に現在の予定地で大丈夫なのか、また、新施設の周辺環境への影響に対するチェック機能、これはきちんと働くのか、そして、万が一地下水が汚染されて使えなくなったとき、事業者及び県は、どのように対処し、どのように責任を取るのでしょうか。知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 上益城郡5町にとって、老朽化により住民生活に必要な不可欠な一般廃棄物処理施設の建て直しは急務であります。今回新たに設置される施設について、議員御指摘の地下水をはじめとした環境への影響を懸念される方がいらっしゃることは承知しております。

県では、環境アセスメントにおいて、これまでも地下水の保全を含む知事意見を事業者に述べてまいりましたが、この後、次の準備書の段階でも、環境保全の観点からしっかりと意見を述べてまいります。

議員御質問の施設の設置場所については、5町において、法的な規制の状況、立地条件、経済性といった様々な観点から外部有識者などの評価を得て整備を計画された土地であると聞いております。

次に、施設の周辺環境への影響に対するチェック機能、これにつきましては、施設の設置前については、環境アセスメントに加え、廃棄物処理法

による設置許可に係る構造基準、施設の維持管理基準などの審査を県がしっかり行います。

また、施設設置後は、廃棄物処理法などに基づく定期的な検査を行うとともに、立入調査などを通して、法令で定める基準が守られるよう、しっかりと監視してまいります。

なお、この施設は、最終処分場ではありません。ですので、処理した廃棄物の埋立ては行われません。

また、方法書によれば、搬入される廃棄物の処理で生じた水や施設の生活排水は、施設内で再利用等が行われ、外に排出されない計画と聞いております。このため、議員御懸念の地下水の汚染については、構造的には発生しないと考えております。

それでも万が一地下水汚染が生じた場合には、その原因や結果に応じ、事業者等により適切な対応を行うことになると考えますが、そのような事態が生じないよう、事業者において、万全な運営がなされるものと考えますし、県としても、法令等に基づいて、的確な審査、監視を行ってまいります。

地下水を含め、本県のかげがえのない自然環境を県民共有の財産として次の世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの重要な責務です。引き続き、環境保全に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

○副議長(高木健次君) 住永栄一郎君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔にお願いします。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 知事から答弁をいただきました。

地下水汚染が生じたときには、もう遅いんです。熊本県民の命の水、本当に大丈夫ですか。ぜ

ひよろしく願ひいたします。

チェック機能も心配しておりますので、今まで問題が解決できなかったところも含めて、ぜひ、市民、県民が分かるように説明をしていただきたいというふうに思います。こんな大事な問題だからこそ、県民、住民の理解を得て、十分な話合いの下遂行すべきではないかというふうに考えます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。時間いっぱいになりました。

これからも、地域の皆様の声の代弁者として、しっかり県にいろいろと問答をしていきたいというふうに思います。今後とも御指導をください。よろしく願ひいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時14分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕（拍手）

○岩本浩治君 皆さん、改めましてこんにちは。10回目の質問になりますが、やはりここに立ちますと、非常に緊張しておるところでございます。本来でしたら、木村知事が就任されて、私は初めての質問で、木村知事に真っ先にとっと思ったんですが、ちょうど12月3日から12月9日まで障害者週間で、全国で障害者のいろんな催物があるところでございます。

熊本県でも、12月の6日には、農業と福祉連携のハートフルがこの県庁の中であるようでございます。その関係で、私は、49年近く障害者の方と

一緒に生活しておりますので、まず障害者のことを1番目に質問したいと思います。

それでは、通告に従いまして、就労継続支援A型事業所の閉鎖及び障害者の解雇について質問をさせていただきます。

東京商工リサーチが2021年3月に公表した「障害者福祉事業」倒産と休廃業・解散調査によると、2019年に倒産、休廃業、解散した障害者福祉事業の数が前年比46.2%増の136件となり、過去20年で最悪の件数となりました。2020年は、前年比6.6%減の127件になりましたが、2019年に続き2年連続で100件を上回ったとの調査結果が出ております。

そのような中、今年8月、共同通信が実施した全国自治体調査で、就労継続支援A型事業所が今年3月から7月に全国で329か所閉鎖され、働いていた障害者少なくとも約5,000人が解雇や退職となったことが明らかになりました。

就労継続支援A型事業所は、障害者総合支援法で定める障害福祉サービスの一種です。一般企業で働くことが難しい障害者の方々が、働きながら一般就労に必要な知識や技術を習得するための支援を行っております。事業所と障害者は雇用契約を結び、最低賃金など労働者としての権利が保障され、全国に約4,600か所あり、精神、知的障害者を中心に8万人強が働いております。閉鎖された329か所のうち4割強は、最低賃金が適用されないB型事業所に移行したとのことです。

熊本県内には、約160事業所があります。今年10月の熊日新聞では、県内では令和6年4月の報酬改定を前にした3月から9月までに8事業所が閉鎖され、少なくとも83人の利用者が退職を余儀なくされ、「福祉的な役割が軽視されている。働こうと頑張る人の居場所がなくなってしまう」と危ぶむ声が報道されておりました。

就労継続支援A型事業所が国から受ける報酬は、令和3年の報酬改定以降、利用者の就労状況や福祉支援の内容のほか、生産活動収支の状況に応じて加点されるスコア方式による評価に基づいています。

今年4月の報酬改定では、平均労働時間の長い事業所をより評価する一方で、事業収入が賃金支払い額を下回る赤字事業所には、新たにマイナス点が適用されることになりました。

A型事業所には、障害者の支援という福祉的役割がある一方、その運営には収益性が求められています。しかしながら、経済状況や物価高騰などを背景に、事業所の多くが収益確保に苦慮している中、今回の報酬改定が引き金となり、事業所閉鎖につながった可能性があります。

ただ、経営状況の悪化だけでなく、そもそもの事業所運営に問題があったところも多かったのではないかと思います。

本来、勤務時間は、一人一人の障害の特性に応じて設定すべきところを、勤務時間を一律に短時間にし、利用者を集めることで、多くの報酬を得ようとする事業所や、中には、営利目的で安易にA型事業に参入する営利法人等もあったのではないかと思います。

そこで質問いたします。

1点目は、就労継続支援A型事業所から廃止の相談があった場合、利用者の雇用継続のために、県は、事業所を運営する事業者に対して、どのような指導をされているのか、お尋ねします。

2点目は、A型事業所の指定に当たり、どのような基準に基づいて審査をされているのか、必要書類だけで判断するのではなく、障害者支援と収益確保の両面の観点で審査をされているのか、お尋ねします。

また、赤字が続く事業所は、経営改善計画を県

に提出する必要があると、各事業所も努力はしておりますが、物価高騰の影響もあり、収益の確保は厳しい状況が続いています。

そこで、3点目は、一般就労につながらない方々の労働契約による雇用であり、社会的、経済的自立支援の場であるA型事業所が事業を継続していくために、県はどのような取組をされているのか。

以上3点について、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 就労継続支援A型事業所は、障害者への就労機会の提供という雇用の側面と一般就労に向けた就業・生活面での訓練という福祉の側面とがあり、雇用契約に基づく賃金を支払える収益を確保しつつ、利用者の状態や能力に応じた適切な支援を行うという重要な役割を担っています。

まず、1点目の事業者からの廃止の相談があった場合の県の指導内容についてお答えします。

A型事業所を廃止しようとする事業者は、利用者やその御家族に廃止することになった経緯を説明し、全ての利用者の希望に応じて、近隣の事業所の紹介や移行先との調整を行った上で、廃止の1か月前までに指定権者に届出を行う必要があります。

県としては、事業者がそれらの責務を確実に果たすよう指導するとともに、履行状況を確認した上で、届出を受理することとしております。

次に、2点目の事業所指定に当たっての審査についてお答えします。

A型事業所の開設に当たっては、事前に事業計画の提出を求め、指定基準に基づき、必要な人員が確保されているか、適切な福祉サービスが提供できる体制が整備されているか、また、生産活動

による収益が利用者の賃金の総額を上回っているかなどについて、詳細な審査をした上で指定を行っています。

最後に、3点目のA型事業所の継続的な運営に向けた県の取組についてお答えします。

まず、報酬改定等に関する情報は、県ホームページや集団指導などで速やかに周知を行い、事業所が加算等を確実に算定できるよう努めています。また、事業開始後、経営状況の変化等により収益が賃金総額を下回るようになった事業者に対しては、収支の改善に資する実効策を盛り込んだ計画の策定を求めるとともに、中小企業診断士による経営診断等の支援を行ってきたところです。

県としては、障害者の就労機会が確保され、一般就労に向けた知識、能力の向上のための訓練が継続的に行われるよう、引き続き、実地指導等の機会を捉えて、A型事業所の運営状況の把握に努め、必要な助言、指導を行ってまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 健康福祉部長より大変すばらしい答弁をいただきました。

私の法人では、平成5年当時の知事でありました——当時福島知事でございました。福島知事より、県下には知的障害者の福祉工場がないということで、当時の福島知事の肝煎りで、初めて知的障害者の福祉工場の経営を始めました。当時、落成式には福島知事も来られて、盛大に行われたのを思い出しました。

知的障害のある方々が、労基法に基づき、最低賃金など労働者として権利が確立され、当時は、知的障害者の方々は働くことができないとの概念が強く、施設入所もしくは通所施設の利用でございました。知的障害者の人が、私どもの福祉工場で働くことによって初めて給料を手にし、男性は焼酎や酒をたしなみ、女性は口紅や化粧品を買

い、おしゃれをすることができるようになります。これは、私は、障害者も健常者も共に支え合う社会に近づいた一歩ではないかと思った次第でございます。

現在は、制度改正により就労継続支援A型事業と言いますが、答弁にありましたように、事業所を廃止しようとする事業者は、障害労働者やその家族に経緯をよく説明し、そして、その後失業保険や健康保険の手続等の事業者が労基法による責務を果たすように指導を行い、継続な運営に向け、報酬改定に関する情報や、収益が賃金総額を下回る事業所に対しては、収支改善策を盛り込んだ計画の策定を求め、中小企業診断士による経営診断等の支援をしていただきたいと思うわけでございます。

A型事業の障害者は、労基法に基づいて働いているために、廃止になっても失業しないよう、可能な限り新たな雇用の場の開拓をしていただき、就労機会が確保されるようお願いをする次第でございます。

次の質問に移ります。

次の質問は、白川と阿蘇カルデラ内の水循環の関係についてでございます。

御存じのとおり、阿蘇は九州の水がめと言われております。阿蘇カルデラと外輪山の広大な地形は、九州4県の一級河川の源となっているからであります。熊本の白川、緑川、菊池川、そして福岡の筑後川、大分の大野川、五ヶ瀬川、これら6河川の源流は、阿蘇地域であります。その源流である地域において、太古の昔から子々孫々の水源涵養に尽くしてきたのは、阿蘇郡市の1市3町3村であります。

本日は、大津町、菊陽町、熊本市を経て有明海へ流れる白川と阿蘇カルデラ内の水循環の関係について質問したいと思います。

熊本市及び周辺地域は、水道水のほぼ100%を地下水に依存している関係で、地下水帯水層に関する研究や地下水資源維持管理に積極的に取り組んでおられます。

20年以上にわたる地下水位変化記録によれば、熊本平野では、緩やかな水位低減傾向が認められました。地下水供給元と考えられている阿蘇西麓台地では、より大きな水位の長期低減傾向が観察されております。

熊本地域の地下水帯水層は、第一帯水層と第二帯水層があり、その間に水を通しにくい難透水層が存在していると思われております。しかし、大津町や菊陽町の白川中流域には、この難透水層が存在しないため、この地域はざる田と呼ばれております。

田んぼからの水の浸透量を表すのに減水深というのがあります。一口に言うと、田んぼの水の地下への漏れ具合と言えます。一般的な水田の減水深は、日量1から2センチ程度ですが、この地域は、多いときでは5センチから20センチで、いかにこの地域の水田の減水深が大きいかが分かります。翻って、これは水田としては好ましくない条件であります。水田というぐらいですから、水をためて初めて稲作が成立します。しかし、ざる田では稲作には不向きであります。

この問題解決策として考えられたのが、白川からの用水路工事であります。現在、この地域の白川には、主要なものとして6つのかんがい用の堰が設けられております。上流から、上井手堰、下井手堰、畑井手堰、迫・玉岡井手堰、津久礼堰、馬場楠堰があります。

上井手堰は、加藤清正時代に着工し、細川藩に受け継がれて完成しております。この上井手は、大津町の中心部を流れ、鉄砲塚小路付近で堀川となり、合志市を經由して坪井川に合流すると言わ

れております。極めて広範囲のかんがい用水であります。この用水路は、別名南郷堀とも呼ばれております。これはなぜかといいますと、阿蘇南郷の人々が多くこの工事に使役されたことからこう呼ばれているようでございます。

さて、これらの用水路の取水口である白川の豊富な水流はどこから来ているかといえば、それは阿蘇カルデラ内の湧水であります。阿蘇谷を流れる黒川と南郷谷を流れる白川の上流には無数の湧水があります。

阿蘇谷では、外輪山からの支流が多くの湧水を黒川に集め、阿蘇五岳の湧水は、東岳川や西岳川から黒川に流れ込みます。阿蘇神社付近では、自噴している地下水が有名であり、また各所に見られます。

南郷谷では、有名な白川水源が毎分60トン、南阿蘇湧水群10か所では約150トン、高森湧水トンネル公園では32トンと、膨大な湧水が白川に流れ込んでおります。

話は戻りますが、最大の地下水受益地である熊本市は、長期的な地下水位の低減傾向に危機感を抱き、2004年から持続的な地下水の循環利用を目指した政策に取り組み出しました。そこで取り組まれるのが、さきのざる田を逆手に取ったざる田利用の地下水涵養政策であります。

熊本地域内の企業などから寄附を集め、白川流域の転作田を一定期間借り上げ、転作田一面に水を張り、地下浸透を促して地下水を涵養するという政策です。

地下水は公共のものであるとの理念の下で、熊本市以外の大津町、菊陽町と行政境界の垣根を越えた事業として注目されました。しかし、その地下水の涵養田への水の供給源である黒川・白川流域の阿蘇地域は、熊本県地下水保全条例の指定区域にも重点区域にも入っておりません。

前回、このことについて質問しました。県からの回答は、指定地域の要件である地下水の採取に伴う障害が確認されていないため、指定地域にも重点地域にも該当しないとのことでした。

先日、令和6年10月31日、阿蘇地域の土地改良区が主体となり、阿蘇カルデラ内の水環境と熊本地域地下水と題して、地下水学・水資源学専門の東海大学名誉教授市川勉先生の研究発表を兼ねた勉強会が開催され、先生の許可をいただいて、研究発表の内容を引用させていただきます。

それには、阿蘇カルデラと熊本平野の地下水区である熊本地域の接点は立野火口瀬です。ここを通じて、阿蘇カルデラから水が白川として熊本平野に流出します。

しかし、立野火口瀬の下には立野層という礫層があります。これまで、阿蘇カルデラから熊本地域の地下水への直接の流入はないと考えられてきましたが、2020年、立野火口瀬の出口、大津町外牧で地下水観測井戸を掘削し、地下水の存在を確認しました。地下水位は、地表面下35メートルの位置にあり、白川の水は川底から下へ浸透していないことが確認されました。

また、地下水の流速、流量を観測しました。その結果、地下水流速は1日9.7メートル、流量は日量4万立方メートル、年間約1,500万立方メートルの地下水流量が推定されました。この量は、熊本地域年間地下水涵養量6.4億立方メートルの2.3%程度になるそうです。

阿蘇から熊本まで地下水がつながっていることは大きな意味を持ちます。白川の河川水は、中流域水田帯のかんがい用水として利用され、年間、水田で5,000万立方メートル、湛水事業で2,000万立方メートル、合計約7,000万立方メートルですから、白川経由で8,500万立方メートルが阿蘇カ

ルデラから熊本地域地下水への涵養量になります。

そのほかに、阿蘇外輪山西側で熊本地域に供給されている涵養量は約1億立方メートルとされていますので、熊本地域の地下水涵養の3分の1は、阿蘇山の直接的な涵養と言えます。

以上、長くなりましたが、市川名誉教授の研究発表の一部を引用させていただきました。

水源保全には、水田管理のほかに、草原、牧野の管理や森林間伐、刈り草管理が欠かせません。

例えば、白川流域を主体にした土地改良区では、黒川・白川河川流域水土里ネット連携協議会を組織し、様々な涵養活動を行っています。

その一つに、根子岳山麓に地下水涵養を促すための山林原野を阿蘇市から借り受け、森林涵養活動を行っています。阿蘇地域の地下水を守るということは、すなわち白川を守り、熊本地域の地下水に貢献するということにほかならないということです。

白川中流域における湛水事業が拡大していく中、上流域である阿蘇地域の地下水保全の取組をどのように評価されているのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩本議員からの白川と阿蘇カルデラ内の水循環、そして阿蘇地域の地下水保全に関する私の見解をお尋ねいただきましたので、お答え申し上げます。

半導体関連企業の集積が進む中、地下水に支えられた経済発展と地下水の保全、その両立を実現することが極めて重要でございます。

このため、県では、地下水保全条例に基づく地下水涵養指針を改正し、熊本地域について、取水事業者の涵養目標を取水量の原則1割から10割へと強化した運用を昨年10月から行ったところでご

ざいます。

また、農家の方々をはじめ、関係者の方々の御協力によりまして、水田湛水の取組が広がっており、白川中流域では、令和6年度の涵養量が、前年度の約1,500万トンから約2,800万トンへと、1.8倍に増加する見込みでございます。

このような涵養を維持していくためには、阿蘇地域を源とする白川の豊富な水量が水田湛水にとって必要不可欠ですし、議員が御紹介いただきました東海大学の市川名誉教授の知見によれば、阿蘇地域と熊本地域が地下水脈で一部つながりが見られることや、阿蘇外輪山西側での地下水涵養も熊本地域にとって重要であるということでございます。

このように、阿蘇は、その地理的な特性から、九州の水がめとして人々の生活を支えていることは、これは明白でございまして、私も、8月に、熊本市の大西市長と阿蘇地域の地下水保全にしっかり連携していくことを確認したところでございます。

阿蘇では、人々が1,000年以上もの長きにわたり、広大なカルデラ地形を利用しながら日本の伝統的な農業を営むことにより、草原をはじめとした独特の文化的景観が形成され、今日まで維持されてまいりました。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行による担い手不足で、阿蘇地域の草原、水田などの維持は極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、県では、阿蘇地域の草原、水田や森林の水源涵養に果たす役割に着目し、企業や住民など下流域の受益者が、阿蘇の草原等を維持する活動を支援する仕組みをつくるべく、今関係機関との協議を進めているところでございます。

白川を通じて、熊本地域の水循環の一端を担う

阿蘇地域の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支える貴重な宝であります。

現在、JASMをはじめとする半導体関連産業の集積に伴う地下水への影響が懸念されておりますが、JASM第1工場の地下水取水予定量が年間310万トンであるのに対し、熊本都市圏の住民の水道のために取水される地下水は年間約1億トンです。桁が2つ違います。

このように、私たちが多くの地下水を使用しているという実態を考えれば、半導体企業のみならず、その恩恵を受ける企業や住民の皆様で、熊本の地下水を支えていくことが重要であります。

繰り返しになりますが、熊本の地下水を守るためには、阿蘇地域の草原、水田、森林は宝物と言えます。

熊本都市圏を中心とする下流域の受益者である企業や住民などによって、この宝物である阿蘇の草原などを守る活動が持続可能なものとなる仕組みを関係市町村と連携して構築してまいります。

以上でございます。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 知事より答弁いただきました。

知事の答弁の中にありましたように、8月の19日だったと思いますが、知事は、熊本市との協議会において、阿蘇の地理的特性から、九州の水がめとして人々の生活を支えていることで、地下水保全対策の連携を熊本市と確認され、阿蘇の水、地下水の重要性を深く認識されておられることに、知事に感謝を申し上げる次第でございます。

答弁にありましたように、半導体関連の企業の集積が進む中、地下水に支えられた経済発展と地下水保全の両立を実現することが重要で、県では、地下水保全条例に基づく地下水涵養指針を改正し、熊本地域において、取水事業者の涵養目標を取水量の原則1割から10割へと強化した運用を

昨年10月より実施しておられるとのことでございます。

J A S M第1工場の地下水取水予定量が年間310万トン、熊本都市圏の住民のための地下水取水予定量は年間1億トン、私たちが多くの地下水を使用している実態を考えれば、半導体企業を含めた企業や住民等で熊本の地下水を支えていくことが必要であると思います。

また、熊本地域の水環境の一端を担う阿蘇の地下水は、熊本都市圏の生活と産業を支える貴重な宝であると認識されております。

県では、阿蘇地域の草原、水田等の維持は、人口減少や高齢化の進行による担い手不足などで厳しい状況にある中、草原、水田や森林の水源涵養を目的として、企業や住民など下流域の受益者が、阿蘇の草原等を維持する活動を支援する仕組みの構築に向け、関係機関と協議を進めていくということでございました。

阿蘇の宝物である地下水涵養を守る活動が持続可能なものであることをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

阿蘇山上への観光客増加を見据えた火山防災の取組について質問をいたします。

令和6年10月26日、阿蘇山上ビジターセンターにおいて、入場者200万人達成セレモニーが開催されました。

当センターは、2016年の熊本地震からの復興を目的に、環境省によって2019年3月に設置された施設で、開設から5年8か月で入場者200万人を記録しました。コロナ禍にもかかわらず達成できたのは、インバウンド効果とともに、阿蘇カルデラを目的とする観光客の急増によるものと思われる。

入場者は、2022年35万5,000人、23年49万5,000人、今年の24年には54万人が予想されております。

す。

観光客の増加は、熊本県の発展に多大なる貢献となり、国際観光地としての熊本を世界に売り出す絶好の機会でもあります。

世界的に有名な阿蘇観光ですが、この人気を継続していくためには、忘れてはならない大きなものがあります。それは、阿蘇山観光の売りである火口を直接見ることができるといった体験は、危険との隣り合わせでもあると言えます。一たび噴火等による人身火山災害が発生したら、長年かけて築き上げてきた安全神話も根底から崩れ去り、それを取り返すことは至難の業となるのは明白であります。

安全、安心は、観光の大前提であります。噴火は自然現象ですので、それを防ぐことはできません。また、その噴火を伴う火山がなければ、阿蘇観光の魅力と発展は考えられません。

かつて噴煙で火口立入り規制が実施されたときの観光フレーズは、生きている阿蘇を見に行こうでした。火山と共生した安全、安心の阿蘇観光を世界にPRしていかなければならないと考えています。

死者58人、行方不明者5人を出した2014年9月27日の御嶽山噴火災害から10年目を迎え、信濃毎日新聞は、長野県内外の犠牲者の遺族らを対象にしたアンケートの結果をまとめました。

その中で、火山防災で国や県に強化してほしいことは、異変を知らせる情報伝達の体制づくり、観測・監視体制、気象庁、研究機関、地元の連携というのが上位を占めておりました。自由記載では、県主導で設立された御嶽山ビジターセンターを評価する声が多く寄せられました。

このビジターセンターは、長野県が、2017年2月に、長野県火山防災のあり方検討会報告書で、木曽町と王滝村、そして長野県での基本構想とし

て決定されたものです。

設置の目的は、噴火記録と教訓の伝承、登山者が安全に登山できるよう、適時適切な情報の提供、修学旅行や社会見学などに利用し、正しい火山防災知識を学び、体験できる場所の提供、火山と共生した地域づくりの拠点確立等が挙げられております。

県内では、国が阿蘇山上ビジターセンターを開設しています。また、阿蘇市、高森町、南阿蘇村、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所、阿蘇火山博物館、自然公園財団阿蘇支部、熊本県で構成する阿蘇山上ビジターセンター運営協議会が設置され、阿蘇山上ビジターセンターの適切な利用及び円滑な運営を図っております。

しかし、最近の観光客の増加、特に外国人観光客の増加への防災対策が心配されております。さらには、御嶽山噴火災害の教訓を踏まえ、私は、次のような阿蘇山火山防災対策を行ってはどうかと考えております。

まず、噴火時の避難先について、阿蘇市地域防災計画書では、避難促進施設として阿蘇山上ターミナルを指定してありますが、激増する阿蘇観光客の非常災害時収容人員を確保するため、阿蘇山上ビジターセンターの追加指定も必要になると考えます。

次に、異変を知らせる非常警報用広報スピーカー等の設置や外国人観光客への対応を踏まえたスマートフォン等への非常通報システムの構築、さらには、火口周辺、草千里周辺の広域モニターカメラの設置に加え、非常時の観光客や登山者の状況把握にデジタル技術を活用することも重要と考えます。

その上で、将来的には、阿蘇山上ビジターセンター、震災ミュージアム、旧立野小学校防災施設を東西に結ぶ阿蘇カルデラ東西観光防災ラインと

して整備していくことが理想であると考えます。

日本列島には110の火山が集中しております。自然災害、特に火山噴火は予知するのが困難です。

私たちは、火山から豊かな土壌、温泉といった自然の恵みを授かって、農林業や観光を営み、暮らしや文化を育んできました。ただ、その恩恵は、噴火という驚異と隣り合わせであることを忘れてはならないと思います。そのためには、防災に対する正しい知識を備え、万全の体制で世界中の観光客を熊本に迎えたいと思います。

以上のことを踏まえ、阿蘇山観光の防災対策の推進に向けた阿蘇山上ビジターセンターの避難促進施設としての追加指定やデジタル技術を活用した阿蘇山の非常時情報の発信と把握について、知事公室長にお尋ねします。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 阿蘇山上は、本県にとって重要な観光資源の一つであり、中岳火口や草千里などには、国内外から多くの観光客が訪れています。

阿蘇は、火口近くまで観光客や登山者が近づくことができるという魅力がある一方、活火山であり、観光客等の安全をいかに確保していくか、そういう点が非常に重要でございます。

議員御指摘のとおり、阿蘇山上における観光客等の安全を確保するためには、避難施設の充実が不可欠です。

県では、国立公園満喫プロジェクトの取組の一つとして、国や阿蘇市と連携し、中岳火口見学エリアに退避ごう等を整備するなど、観光客等が噴火直後の噴石等から身を守るための対策に取り組んでおります。

そのような中、現在阿蘇山上ターミナルが避難促進施設として指定されていますが、観光客の増

加を見据えれば、阿蘇山上ビジターセンターが位置する草千里周辺における追加指定の必要性も高まっていると認識しております。

避難促進施設の指定には、施設が所在する阿蘇市において地域防災計画に定めるとともに、施設管理者等において避難確保計画を作成する必要があると認識しております。

県といたしましては、阿蘇市や阿蘇山上ビジターセンターの施設管理者等の意向を踏まえた上で、計画策定の支援を通じて、避難体制の確保を後押ししたいと考えております。

次に、デジタル技術を活用した阿蘇山上の非常時情報の提供と把握についてお答えいたします。

県では、気象庁や観光客の安全確保等を行っている阿蘇火山防災会議協議会と連携し、噴火警報や立入り規制情報をエリアメールやSNS、ホームページ等を活用して観光客に発信しております。

また、令和4年8月には、登山者向けアプリを運営する株式会社ヤマップと県警を含めた3者による連携協定を締結し、アプリの普及を通じた登山計画の事前届出や避難時の位置把握にも取り組んでおります。

さらに、近年、住民がSNSに投稿した災害情報を集約、分析するSNS情報収集サービスの活用にも積極的に取り組んでおります。このサービスの導入により、本年の出水期には、河川の増水や冠水した道路の映像等をリアルタイムで把握できたという成果も上がってきており、今後、火山防災情報の把握力向上にも期待をしているところでございます。

引き続き、新たなデジタル技術を活用した非常時情報の提供や把握手段の多重化を進め、阿蘇山上への観光客や登山者の安全を確保する取組を推進してまいります。

本年10月には、組織改正により、危機管理防災課を所管する知事公室に国際課が移管されました。その両課の相乗効果を発揮し、災害発生時における外国人避難者の情報収集や多言語での情報発信等、在住外国人の皆さんの支援に加え、海外からの観光客の防災対策にも一層力を入れて取り組んでまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 知事公室長に答弁いただきました。

観光客の増加、特に外国人が増加し、山上ビジターセンターが位置する草千里周辺における避難促進施設の追加指定の必要性が高まっているという認識をされておられます。また、県では、阿蘇市や阿蘇山上ビジターセンターの意向を踏まえた上で、避難体制の確立を後押ししたいとのことであります。

県では、気象庁や阿蘇火山防災協議会と連携し、噴火警報や立入規制情報をエリアメールやSNS、ホームページ等を活用して観光客に発信しているとのことでした。

さらには、登山者向けアプリや住民がSNSに投稿した災害情報を集約及び分析を行い、SNS情報収集サービスの活用に積極的に取り組んでいくということでした。新たなデジタル技術を活用した非常時情報の提供や把握手段の多様化を進め、阿蘇山上への観光客や登山者の安全を確保する取組を推進していくということでした。

また、本年10月の組織改正により、危機管理防災課を所管する知事公室に国際課が移管され、両課の相乗効果により、海外からの観光客の防災対策にも一層取り組んでいくとのことでした。

万全な体制で、世界中から来られる観光客を安

心、安全で迎えたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問になります。

阿蘇地域の農業問題についてでございます。

本県は、全国有数の農業県であり、基幹産業である農業の発展が熊本の成長につながると考えております。

農林水産省生産農業所得統計によれば、令和2年農業産出額が全国で5位、生産農業所得は全国3位であることから、その重要性については、皆さんも御承知のとおりだと思います。

さらに、農業につきましては、産業としてでなく、地下水の保全といった生活インフラにも寄与しているところであります。

特に、広大な草原につきましては、田畑や森林などの水が浸透しやすい土地、涵養域の中でも、より優れた水源涵養機能を有していることが指摘されております。

この地下水につきましては、飲料水としてだけでなく、農業者が農業を行うために必要不可欠な資源であります。この涵養域の減少や台湾の大手企業、TSMCの進出により大量の地下水が必要なことから、涵養量の低下、水位の低下が最も懸念されております。

阿蘇地域においても、かんがい用に地下水を利用していることから、涵養量について、今後の動向に注視していこうと考えております。

このように、県民の生活にとって重要な農業ですが、農業を取り巻く現状は、非常に厳しいものがあります。

農業従事者の高齢化による労働力の低下、後継者不在に起因する農業耕作地の減少など、従来からの課題がますます心配な状況になっております。

数年前からの燃料、資材、肥料、飼料の高騰で

農業経営を圧迫しております。

農業産出額に占める品目別の割合の上位である米、畜産について、もう少し申しますと、今年の米については、農林水産省が取りまとめをし、10月18日に公表した令和6年産米の取引価格、数量、令和6年9月では、熊本県のコシヒカリ60キログラムが2万3,311円で、昨年産の1万5,237円と比較して8,074円の増加となっており、農業者からは、今年の米の価格が当然であり、後継者の意欲、励みになるとの声がある一方、今般の価格高騰による買い控えや将来の人口減少による米需要の減少など、今後の動向への不安の声も聞かれます。

畜産につきましては、今年の米と違い、子牛価格の下落や飼料等の多年高騰で二重苦の状況です。

本県の子牛の価格は、平成24年以降高値で推移し、年間平均では平成28年がピークで、黒毛和牛が78万8,000円で、褐毛和牛が73万7,000円でしたが、令和2年度第4四半期頃から再び価格が低下に転じました。

最新の子牛価格データでは、褐毛和牛については68万6,000円まで回復していますが、黒毛和種では、令和3年4月の82万2,000円が、令和6年9月には49万4,000円に、約6割まで下落しています。

先日の熊本県家畜市場での黒毛子牛平均価格は、雌で44万5,814円、去勢で59万1,164円でしたが、地元畜産農家に聞くと、飼育日数が増加する分、赤字が膨らんでいく状況とのことでした。

さきに触れましたが、大変優れた水源涵養機能を有している広大な阿蘇の草原を先人から受け継いで維持してきたのも農業者であります。畜産業を含めた農業の衰退は、草原の保全を困難とします。先日の記事でも、草原は地下水涵養に貢献と

大きく掲載されていました。

阿蘇地域における米及び畜産について、これからの担い手農家や高齢者農家の安定した所得の確保に向けた取組について、県の考えを農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 初めに、米についてお答えします。

阿蘇地域では、豊富な水資源により、古くから米の生産が盛んで、特に冷涼な気候を生かし、農薬を減らした米の栽培に地域を挙げて取り組んでおられます。

近年、環境や食の安全、安心に対する消費者の関心が高まっている中、県では、現状よりさらに農薬を減らすため、米の品質に最も影響をもたらす害虫に特化した防除方法を導入するなど、J Aと連携して取り組んでいます。

また、J A阿蘇では、10月に温度や湿度を一定に保つことができる大型の米倉庫を整備されました。これにより、年間を通じて品質の良い米を出荷する体制が整い、消費者や取引先からの信頼が高まり、さらなるブランド力の強化が期待されています。

このような市場のニーズをしっかりと捉えた生産と販売は、阿蘇地域の米の評価を高め、安定した需要の確保と農家の所得向上につながるものと考えています。

次に、畜産についてお答えします。

阿蘇地域は、子牛を産む母牛が約1万2,000頭飼養される県内最大の肉用牛の生産地帯であり、広大な草原での放牧風景は、地域特有の景観を形成しています。

肉用子牛の価格が低迷し、飼料価格等が高止まりする中、草原を活用した放牧や牧草の生産は、コストの削減に有効な手段です。

そのため、県では、放牧している牛の管理のためのICT機器の導入や牧場の整備、牧草の生産資材の購入等を通じ、放牧を支援しています。

このように、畜産経営に草原を利活用することは、草原の適切な保全にもつながっています。

また、優良な子牛の生産による販売価格の向上を図るため、満10歳以上の母牛から優れた若い雌牛への更新も支援しています。

さらに、経営安定対策として、国は、子牛の販売価格と再生産可能な価格との差額を補填する制度を措置しているところです。

阿蘇地域は、平成25年5月に世界農業遺産として認定されました。県では、市町村、農業団体など関係者と一体となって、草原を活用した持続的な農業の価値や農耕祭事などの文化の県内外へのPRとともに、阿蘇の農畜産物のブランド力の向上に取り組んでいるところです。

県としては、引き続き関係団体と連携し、米農家及び畜産農家の所得の向上と持続的な経営発展に向けて支援してまいります。

○議長(山口裕君) 岩本浩治君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 農林水産部長より答弁いただきました。

県では、J A阿蘇などの関係団体と連携し、米、畜産について、今後とも提案をしていきたいということでした。

また、特に阿蘇地域は、平成25年5月に世界農業遺産として認定され、県では、草原を活用した持続的な農業の価値などの県内外へのPRとともに、阿蘇の農畜産物のブランド力の向上に取り組み、引き続き関係団体と連携し、米農家及び畜産農家の所得向上と持続的な経営発展に支援していくとの答弁をいただきまして、大変ありがたく思

う次第でございます。

最後に、ＪＲ豊肥本線の複線化について要望をさせていただきます。

本年9月11日の熊日新聞紙上に、県と——残り時間がなくなりました。この要望につきましては、次の機会に、要望ではなくて質問をさせていただきたいと思います。

ちょっと目が最近悪うなりまして、午前中、参政党の高井さんからの——俺は、コロナの影響じゃないかなと思いながら、涙を拭き拭き、目を悪くしております。

本日は、最後まで御清聴いただきまして、次の機会に複線化については質問に……

○議長(山口裕君) 所定の時間を超えておりますので、質問を終結願います。

○岩本浩治君(続) 変えさせていただきます。

(拍手)

○議長(山口裕君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明6日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時15分散会

第 4 号

(12月6日)

令和6年 熊本県議会11月定例会会議録

第4号

令和6年12月6日(金曜日)

議事日程 第4号

令和6年12月6日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の
一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに
県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君

中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知 事 公 室 長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企 画 振 興 部 長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健 康 福 祉 部 長 下 山 薫 さん
環 境 生 活 部 長 小 原 雅 之 君
商 工 労 働 部 長 上 田 哲 也 君
観 光 文 化 部 長 倉 光 麻 里 子 さん
農 林 水 産 部 長 千 田 真 寿 君
食 の み や こ 辻 井 翔 太 君
推 進 局 長
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
事 務 局 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(山口裕君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(山口裕君) 日程に従いまして、日程第

1、昨日に引き続き一般質問を行います。

斎藤陽子さん。

〔斎藤陽子さん登壇〕(拍手)

○斎藤陽子さん 皆様、おはようございます。菊池郡選出・自由民主党の斎藤陽子です。本日、2回目の一般質問の機会をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

また、前回の反省を踏まえまして、今回は時間いっぱい質問を用意してまいりました。全力でチャレンジをさせていただきたいと思いますので、その辺もお含みおきいただきまして、皆様方の御協力をお願い申し上げまして、早速1問目の質問に入りたいと思います。

まず、熊本の地方創生の取組について御質問をいたします。

今年4月、民間の有識者グループである人口戦略会議から、消滅する可能性のある自治体が発表されました。

熊本県では、18市町村が、2050年にかけて、20代から30代の子供を産む女性が50%以上減少し、いわゆる消滅可能性自治体に分類をされています。地元紙でも大きく報じられ、県内に大きな衝撃を与えるとともに、地方創生の喫緊の課題を再認識させるものとなりました。

また、100年後も若年女性が半分近く残るとされる自立持続可能性自治体は、県北部の7自治体に限定されていることも分析されており、半導体関連産業が集積する県北地域では、人口減少に歯止めがかかる影響が見られるとされる一方で、中山間地域では、役場や学校の統合が地域の中心部へと集約されたことが人口減少を加速させた要因とも言われています。

このような人口減少下にあっても、安定的な成長を目指して、地域で住み暮らす住民の幸せを大切にするウェルビーイングな社会の重要性が強調

されています。

このウェルビーイングとは、皆様御存じだと思いますが、身体的、精神的、そして社会的に良好で全てが満たされた状態であり、地域の幸福度としても数値化されており、地域の暮らしやすさと住民の幸福感を数値化、可視化した指標で表されており、地方創生の鍵としても注目をされています。

木村知事が掲げられるくまもと新時代においては、経済もちろん重要であります、心の豊かさや幸福を重視する視点や価値観もとても重要な要素であると考えています。

県内の各地域においても、それぞれの地域の特性を生かしたウェルビーイングを追求し、誰一人取り残さない社会の実現に向け、市町村が果たすべき地方創生の取組が行われており、このことは、熊本県の地方創生にとっても重要であると考えられます。

このような背景の中、木村知事は、半導体関連産業の進出をくまもと新時代のチャンスと捉え、県内全体への波及効果を目指す中で、熊本の魅力を掘り起こし、市町村との連携強化にも取り組んでおられます。

また、地方創生のプロとして、今まで届かなかった小さき声、弱き声に耳を傾ける姿勢を示され、地方創生会議やワーキンググループ、お出かけ知事室、地域未来創造会議など、多岐にわたる取組を推進されています。

また、喫緊の課題には、推進本部を立ち上げ、さらに機構改革にも着手されるなど、精力的に取り組まれていることには、大変期待をするところでもあります。

木村知事のマニフェストでは、10の政策を掲げられておりますが、私は、その中でも特にスポーツの部分に大きな可能性を感じております。

皆様も記憶に新しいことだと思いますが、今年開催されましたパリ・オリンピック・パラリンピックにおいては、熊本出身の選手が大活躍し、その姿は熊本県民に夢と感動を与え、熊本全体を元気にしてくれた出来事であったと思います。

今定例会においても、パリ・オリンピック・パラリンピックにて活躍された選手に、熊本県民栄誉賞、そして熊本県スポーツ特別功労賞が贈られることが報告され、県民の皆様にも喜んでいただけるニュースであると思います。

熊本が新時代を迎える今、時代の変化による課題が大きく報道される中であっても、毎日、スポーツや文化芸術のニュース、またはその活動そのものが、私たちの心をより豊かに元気づけてくれています。

こういった視点から、私は、今回、地方創生とスポーツという視点で2点質問をさせていただきます。

今回私が取り上げたいスポーツには、健康、教育、福祉への効果は既に認識されておりましたが、最近では、スポーツ大会などの開催や合宿の誘致で、観光、経済、まちづくりにつながる地域活性化への効果も認識されています。まさにスポーツは、地方創生に確実に貢献するものであり、その中で、スポーツコミッションの存在はとても重要であると私は考えております。

熊本県においても、令和4年に、くまもっと旅スポコミッションを設立し、その効果として、県内においても、上天草市、阿蘇市、八代市、水俣市、南関町、大津町の7地域においてスポーツコミッションが設立されており、コミッション以外でも、様々なスポーツによる地域活性化の取組が進められています。

また、県内においては、今年もツール・ド・九州、熊本マスターズジャパンなど大会が開催され

ましたが、地域においては、単なる大規模大会や合宿の誘致だけにとどまることなく、大会や合宿の開催を契機としたまちづくりや地域のグランドデザインの再構築など、地域活性化、地方創生につながる効果が現れています。

例えば、水上村においては、平成29年にクロスカントリーコース、水上スカイヴィレッジがオープンして以降、スポーツによる地域活性化に取り組まれており、その成果の一つとして、今年3月には、駅伝の名門校であります青山学院大学陸上部の合宿が行われました。

しかし、合宿だけにとどまらず、合宿をしている選手が参加して、地域の児童生徒を対象とした陸上教室が行われました。参加した子供たちにとっては、貴重な体験となり、子供たちの夢や希望、地域愛が育まれる機会であると同時に、地域活性化につながる取組であると思います。

また、木村知事は、スポーツ施設についても積極的に取り組まれる御意思を示しておられますが、施設の検討には、必ず運営をセットとした考えを示していただく必要があると思います。

県内にはすばらしいスポーツ施設がたくさんあります。スポーツ施設には、それぞれの特異性があり、例えば体育館で言えば、何の種目を主体的に考慮して造られているのか、見ればすぐに分かります。バスケットボールやバドミントン、バレーボールなど、コートの大さはそれぞれ違いますが、一番使われる種目のラインを一番分かりやすく引いてあります。施設を見れば、どんな競技を主軸に考えられているのかがすぐに分かります。

さらに、地域の皆様のためにある施設なのか、それとも外から呼び込んで使ってもらいたい施設なのか、また、その両方を考えている施設であれば、運営はとても難しくなります。

さらに、スポーツの側面だけでなく、体育館の施設は、地域住民のニーズに沿って多様な使われ方がなされており、防災拠点の一つとしても重要な施設であると言えます。

このように、地域において様々な活用がなされる重要な施設として、熊本県の運動公園周辺には、益城町、西原村、菊陽町、大津町において、体育館やスポーツ施設がとても充実しており、地元住民以外の利用も多く、特に土日は混雑をしています。施設運営の現場においては、施設の空き時間を活用する施設同士の連携も発生していると聞いています。

このような取組は、これまでの熊本県スポーツツーリズム推進戦略において、集客力のある大規模スポーツ大会の誘致、体験型プログラムの開発、地域スポーツの掘り起こしを基本方針に掲げ、事業に取り組んでこられたこと、また、戦略を県内に示すことで、市町村や競技団体との連携を推進してきた成果でもあると言えます。

これからも、県が先頭となって市町村や競技団体との連携を一層強化し、支援することにより、スポーツの持つ効果を最大限に発揮する地域活性化ができるのではないかと、大きな期待を持っています。

木村知事は、就任後半年のスピードで観光戦略部の機構改革に取り組み、新たに観光文化部を創設されました。コミッションもこの中に位置づけられるのだと思いますが、このことにも、私は、今後のスポーツコミッションの磨き上げに寄与できる執行体制であると大いに期待をしています。

今後、これまで策定されていた方針をさらに発展させ、新たな方向性を示していくことは、熊本県や連携する市町村、さらには県民にとって、とても重要であると思います。

今定例会で示されております県の最上位計画である基本方針及び総合戦略においても、スポーツの推進は組み込まれておりますが、世界に開かれた熊本、世界へ羽ばたく熊本の実現に大きく貢献できるスポーツコミッションについても、熊本県の具体的な方向性を示し、リーダーシップを発揮していくべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。木村知事の思いをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 斎藤議員から、熊本の地方創生、中でもスポーツコミッションの磨き上げについて御質問いただきました。

まさに、今日、この議会が終わった後、午後に、熊本県スポーツ特別功労賞を、先ほど議員の御質問でも取り上げていただきましたが、女子バドミントンダブルスの再春館製菓のシダマツペア、志田千陽選手、松山奈未選手に、ちょうど今日授与させていただく記念の日に、こういう形で御質問いただけたことをありがたく思っております。

熊本県では、議員の御質問にも入れていただきましたが、令和4年1月に、熊本版のスポーツコミッションであるくまもつと旅スポコミッションを設立いたしました。スポーツ大会の誘致など、交流人口の拡大に向けた様々な活動に、そのコミッションで取り組んでいるところでございます。

特に、昨年度から開催されているツール・ド・九州では約4万人、そして、国際バドミントン大会の熊本マスタースジャパンでは約2万人もの観戦者を集めるなど、その効果を実感しているところでございます。

また、現在、大会誘致などを進めているアーバンスポーツは、若者に非常に人気が高く、県外からの誘客はもちろん、県内在住の若者にとっても、熊本を好きになる魅力的なコンテンツになる

のではないかと期待しています。

また、議員が例に挙げていただきました水上村の陸上競技のキャンプ誘致につきましては、私が内閣府で地方創生を担当した際に、村長から御相談を受けて支援をしてきた事例です。今や全国からのキャンプ誘致に成功して、地元の宿泊施設のにぎわいにもつながっており、大変感慨深いものがあります。

私自身、このようなスポーツによる効果やそのポテンシャルを感じているからこそ、コミッションの活動をこれまで以上に強力に推進したいと考えており、そのスポーツを通じた交流促進を専任するスポーツ交流企画課を新設したところでございます。

県のコミッションでは、現在開催している国際スポーツ大会の継続開催に加え、県内各地のスポーツ施設を生かした大会開催や合宿誘致を進めていきたいと考えております。

大会の開催や誘致に当たっては、議員から御指摘いただきましたとおり、地元の市町村、それから競技団体などと十分に連携をしております。

また、県外からの誘客が複数年にわたって継続的に見込まれるように、スポーツと観光資源を組み合わせた体験型のプログラムの拡充にも取り組んでまいります。

スポーツは、県民に夢や希望、誇りをもたらすだけでなく、活力あるまちづくりにとっても大きく寄与する力があると思っています。

その力が地域に根差すように、水上村のような全国の優良事例のノウハウを関係者で共有するなど、地域でスポーツツーリズムを支える人材育成も進めてまいりたいと思います。

さらに、地域や関係者の方々との定期的な意見交換の実施、そして、大会、合宿誘致に向けた競技団体と県内の市町村との調整など、このコミッ

ションとしてのプラットフォーム機能の充実を図って、スポーツがもたらす波及効果の最大化を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 観光文化部のスポーツ交流企画課は、スポーツを通じた交流促進を専任する組織であるとの知事のお話は大変頼もしく、これからの熊本県のコミッションにますます磨きがかかるものと、大きな希望を感じました。

さらに、今後は、人材育成を進めていかれるとのことで、その効果により、スポーツが様々な分野と融和して相乗効果が生み出されるような機運が県内各地で高まっていくことを期待したいと思います。

また、競技団体と県内市町村との調整などを円滑に進めるためには、知事のおっしゃるとおり、まさにプラットフォームの機能の充実が必要不可欠であります。にぎわいの創出、世代間の交流、インバウンドなど、スポーツの持つ力を最大限に発揮できるようくまもと新時代となるよう、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

次に、熊本のスポーツの大きな課題の一つである中学校部活動の地域移行について御質問をいたします。

これまで部活動は、スポーツや文化活動を通じて、子供たちが様々な体験や学ぶことのできる場として役割を果たしてきました。さらに、地域資源の掘り起こしや地域活力の創造につながる取組であり、熊本の地方創生の礎ともなり得る取組として、これまで多くのトップアスリートの輩出や国際大会をする、見る、支えるの力で盛り上げたことも、その成果であると私は考えています。

一方で、全国的な課題である少子化や教員の働

き方改革による影響は、熊本においても課題であり、今まで当たり前だった部活動の仕組みや放課後の活動が大きく変化するこの課題については、子供たちだけの課題ではなく、私たち大人が自分事として捉え、社会全体の課題として、子供たちの成長に必要な学びや体験ができる環境をつくっていくことが必要であると思います。

各地域には、それぞれの背景があるでしょうし、地域資源もそれぞれだと思います。地域の子供たちは地域で育てるという考え方の下、各地域が主体的に取り組めるように、ぜひ、熊本県が中心となり、市町村と連携して、覚悟を持って取り組んでいただきたいと思います。それなくして子供たちが幸せな地域移行は実現しないと思います。

文部科学省の部活動改革実行会議の地域スポーツクラブ活動ワーキンググループにおいての中間報告によると、令和8年度以降を改革実行期間とされ、子供たちの活動を地域の関係者全体で支えていくという部活動改革の理念をより明確化するために、地域移行から地域展開という新名称に変更されるようですが、どのように展開していくのか、現状では見通しが立たないようにも感じています。言葉が変わったところで、何も現状は変わらないと思いますし、何より国から示される方向性が熊本に合っているのか、疑問もあります。

熊本県内の地域によっては、チーム編成ができないほど子供の数が減っている現状もあり、部活動改革の理念に沿った地域移行を進めるに当たっては、地域の力を最大限に発揮し、先行して地域の実情に合わせた取組を進めていく必要があります。

先日、熊本市では、中学校部活動を新たな仕組みで継続していく方向性が示されました。これは、地域の実情に合わせて議論され、子供たちの

実態に向き合った覚悟のある政策だと私は思います。また、熊本市以外でも、南関町と大津町では、重点地域における政策課題への対応として、実証事業に取り組まれています。

このように、各地域の実情に合わせて地域の取組が進む中で、熊本県としての役割は非常に重要であると言えます。その一つは、競技大会の開催です。

熊本においては、中体連の大会が開催されており、部活動の地域移行に合わせて、競技大会の仕組みにも変化が必要になってきています。

日頃の活動は当然ですが、大会等においては、地域枠での大会の出場も新たに認められているところではありますが、現状ではまだ学校部活動が継続しているため、チームによって大会に出場する条件に格差がある競技もあり、保護者や児童生徒から不満の声も聞かれています。

この条件の格差により、地域移行が進まない要因にもなっているとの指摘もあります。地域移行を進めていく上でも、地域から出てくるチームをしっかりと認めていくことは重要であり、県として早急に対応していく必要があると考えます。

また、この中学校部活動の地域移行という熊本のスポーツの大改革は、地域の力とともに、これまで熊本のスポーツを牽引していただいているスポーツ組織や各競技団体の協力が必要不可欠となります。

こういうパートナーとなり得る団体があるということは、熊本の強みであると言えますが、今スポーツが抱える課題は、中学校部活動の地域移行だけにとどまらず、国スポの在り方、県民体育祭の開催についても大きな変化を迎えており、熊本県のパートナーとして現在でも全力で取り組んでいるところでもあります。現状では、地域スポーツクラブや競技団体のマンパワー

も不足し、組織の持つ本来の力が十分に発揮できていないものと思われます。

そこで、熊本のスポーツの礎とも言える部活動をよりよく改革していくために、現状での課題を踏まえ、スポーツ協会や競技団体などとの連携強化などの取組を含め、県として今後どのように進めていかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 中学校の部活動は、近年、少子化の進展や学校における働き方改革などの観点から、従前と同様の体制では維持運営することが難しくなっています。

こうしたことから、県教育委員会では、国の実証事業等を活用しながら、市町村教育委員会と連携し、学校単位から地域単位の活動に移行するための取組を進めています。

しかしながら、部活動の地域移行を進めるに当たっては、地域クラブが中体連大会に出場する際の条件整備や子供たちのニーズに合ったスポーツ活動の受皿づくりなど、様々な課題があるのも事実でございます。

そこで、県教育委員会では、県スポーツ協会や競技団体等と連携しながら、課題解決に向けた取組を進めています。

具体的には、これまで学校単位で参加していた中体連大会は、昨年度から地域クラブも参加できるようになりました。現在、県中体連においては、引き続き、大会への参加条件や生徒、保護者等への周知方法などの課題について、見直しを進められているところでございます。

また、子供たちのニーズに応じた受皿づくりについては、多くの子供たちが勝ち負けを気にせず活動することができる部活動やスポーツクラブなら参加したいと回答しているアンケート調査の結果なども踏まえ、引き続き、市町村と連携し、ス

ポーツの楽しさや喜びを味わうことができる地域クラブ活動の設置を進めてまいります。

さらに、地域移行を進めるためには、議員御指摘のとおり、県スポーツ協会や競技団体等との連携強化は不可欠でございます。現在、県教育委員会では、県スポーツ協会と連携し、指導者研修会を開催するなどして、指導者の資質向上を図っています。

また、競技団体と連携して、子供たちが将来にわたってスポーツに親しめるよう、専門的な指導者の派遣をはじめ、多様なスポーツを体験するための機会の提供や自主的な活動を支えるための動画コンテンツの作成など、様々な取組を行っています。

県教育委員会といたしましては、引き続き、県スポーツ協会及び競技団体等と課題を共有しながら、部活動の地域移行を含めた、誰もが気軽にスポーツに参加できるスポーツ環境の整備を着実に進めてまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 熊本県は、全国で見ても、多くの市町村が地域移行のモデル事業に取り組んでいる県であります。今後、各地域があらゆる視点で部活動の在り方を検討し、多様な環境づくりに取り組まれるものと思います。御回答いただきました地域との連携とは、県が地域の多様な在り方を認めて支援していくことだと思います。

また、中体連の大会については、地域枠を認めているとのことでしたが、そもそも枠を設け、チームを区別することが必要なのかどうかについても、さらなる議論が必要だと思います。

勝ち負けにこだわらないからこそ、大会の在り方には検討が必要であることと同時に、スポーツが好きで、上手になりたい、大会で勝ちたいと思うことが悪いわけではないと思います。もちろ

ん、勝ちにこだわり過ぎて、成長に合わない長時間の練習や暴力を受けるなど、子供たちが犠牲になることは問題であり、決してあってはならないことです。

子供たちの成長の過程で、何かに一生懸命になり、仲間ができ、共に泣いたり笑ったりする経験は貴重であると思います。勝ち負けがあることで、ますますスポーツに熱を持つ子もいるし、こだわらないからこそスポーツを楽しめる子もいます。今後の部活動の地域移行には、このような多様なスポーツの在り方が広く認められるべきだと思います。

引き続き、現場の声に耳を傾けながら、全力で取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

半導体関連企業の進出に伴う地域課題について御質問をいたします。

1点目です。

今後の営農継続に向けた取組について御質問をいたします。

今年6月の議会答弁の中で、TSMC進出が決まった2021年10月以降、菊池地域の2市2町で約164ヘクタールの農地が別の用途に転用されたことが明らかになりました。今後も半導体関連企業の進出によって農地がさらに減少していくことについて、私は大きな危機感を抱いています。

この開発による農地そのものの減少は、私の地元大津町でも大きな課題として取り上げられ、議論が進められている状況にある一方で、全国的な農業の課題となっている担い手不足も深刻な状況であり、大津町では、その両方の側面で、町の基幹産業である農業とこれからの新たな産業をどう進めていくかが議論をされているところであります。

農家の方々からは、担い手が減少していること、農地が減少していくこと、耕作放棄地が増えてきていることなどへの心配の声や農業よりも進出企業への配慮が優先されているのではないかと不安の声が数多く寄せられています。私自身も、改めて農業と産業のバランスをどう考えていくのかということがとても重要であると感じているところです。

熊本県においては、半導体関連企業の進出に当たり、農業の振興と企業進出の両立を掲げ、取組を進められており、企業進出に当たっては、農業を守る観点から、農林水産部に半導体拠点推進調整会議を設置し、土地利用調整などを行う一方で、営農継続支援PT会議や市町村連絡会議を設置するなど、まさにベストバランスを目指した取組が行われているものと思います。

ここ数年の間に、世界的な半導体企業の進出によって巨大な工場が完成し、広大な農地が広がる景色が一変する様相に、地元住民からは、期待と不安の両方の意見が聞こえているところでもあります。

一般的には、これほど大規模な農地をほかの用途に変えるには、とても長い時間をかけていろいろな手続を得る必要があると思います。その手続の一つとして、地元市町村での農振除外の手続を行う必要がありますが、熊本県では、農振除外や農地転用を行うに当たっては、民間開発のスピード感も意識し、農村産業法や地域未来投資促進法などの特例法を活用した土地利用調整を行っていると聞いています。

熊本県において、基幹産業である農業を守っていくという考え方を基に、農振除外等の特例法を活用する意義と現在の活用状況を農林水産部長にお尋ねいたします。

また、企業進出の影響を受ける農家の営農継続

に向けては、さきに述べた営農継続支援PT会議や市町村連絡会議を設置されるとともに、今年の夏には影響を受ける農業者へのニーズ調査が行われたと聞いており、率先して動いていただいていることは大変ありがたいことであると思っています。

これらのことを踏まえて、今後、農業者が営農継続していくためにも、熊本県としてどのような取組をされるのか、併せて農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 1点目の農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づく農用地区域からの除外等の特例法を活用する意義と現在の活用状況についてお答えします。

特例法の一つである農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、いわゆる農村産業法は、地域への産業の導入による農業従事者の就業機会の確保や、農地や担い手等農業構造の改善に取り組むことで、農業と産業の均衡ある発展と雇用構造の高度化を図ることを目的としています。

産業を導入する区域に農用地を含める場合、市町村がこの農村産業法を活用し、実施計画を策定することで、農振法に基づく農用地区域からの除外への同意や農地法に基づく農地転用の許可について、特例の適用が可能となります。

また、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること、面的整備を実施した農用地を含めないことなどの要件を満たすよう、地域の実情を踏まえた調整が求められることから、県では、農村地域への産業導入に関し、同法など特例法の活用を働きかけています。

あわせて、県では、農用地区域への半導体関連企業の進出に当たり、一元的相談窓口として半導

体拠点推進調整会議を設け、企業進出に係る土地利用調整を行っています。その中で、都市計画法など関係法令の許可可手続等を並行して進行管理することで、期間の短縮を図っています。

このような状況の中、県が同会議を設置した令和4年12月以降、市町村から、農用地区域への企業進出に関し、特例法の活用について26件の相談がありました。このうち、菊池市、合志市、菊陽町、西原村、益城町で、計7件の農村産業法に基づく実施計画が策定されています。

県としては、今後も市町村と連携し、農村産業法等特例法を活用しながら、農業振興と企業進出の両立に向け、取組を進めてまいります。

次に、2点目の今後の営農継続に向けた取組についてお答えします。

これまで、県では、営農継続支援プロジェクトチームや市町村連絡会議で情報共有を図りながら、農家と農地のマッチングなど支援を実施してまいりました。

代替農地を求められている農家に対しては、貸借可能な農地の調査を実施した上で、マッチングや簡易な整備を行い、約4.8ヘクタールの農地を確保見込みです。

本年夏には、影響を受ける農家の方々を対象にニーズ調査を行った結果、122ヘクタールの代替農地のニーズを把握しました。これを踏まえ、国に対し、農地確保対策と畜産農家の営農継続対策について緊急要望を行ったところです。現在、ニーズ調査の結果を基に、関係市町村や農業団体と今後の取組について検討、協議を行っています。

今後のさらなる農地の整備については、整備手法などの課題を整理し、市町村が策定する地域計画など、将来の営農の状況や農家、地権者の意向を丁寧に酌み取りながら、関係市町村と連携し、検討を進めることとしています。

さらに、畜産農家の営農継続に向けては、周辺環境との関係を含め、地域全体の営農環境の整備が必要なことから、家畜排せつ物の適正処理や利用方法の検討を中心とした全体構想の策定に係る予算を今定例会に提案しています。

このような取組を進めながら、引き続き、西日本最大の酪農地帯であり、多様な農業生産が展開されている菊池地域の営農継続を支援してまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 半導体産業の集積が進む中で、基幹産業である農業と産業のベストバランスを図っていくことは重要であり、大変難しい課題がありますが、振興を進めていくという視点で、農産法の適切な運用に努めていただいていることを御説明いただきました。

農産法の目的は、農業と産業の均衡ある発展であり、農業振興と企業進出は、一方を立てれば一方が立たないといった図式で捉えるべきものではないということを改めて認識する機会となりました。

また、PT会議や市町村との連携会議、さらに農家へのニーズ調査にも取り組んでいただき、きめ細やかに対応していただいていることが分かりました。

農家の担い手不足も課題とされておりますが、私は、実際に農業高校や県立農業大学校を何度も視察をさせていただき、学生の皆様は、大変幅広い視野で農業を専門的に学んでおられることを知りました。熊本の農業を担っていただける人材に、大変期待をしているところでもあります。

菊池地域は、酪農をはじめ畜産が大変盛んな地域であり、稲作はもとより、大津のサツマイモ、菊陽のニンジンなど、様々な根菜類の宝庫でもあります。菊池地域は、知事が提唱される食のみや

こ熊本を支える重要な生産拠点です。

引き続き、農業と産業のベストバランスを追求しながら、その上で、熊本の誇れる農業を固く守り抜き、発展させていけるようお力を発揮していただきたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

セミコンテクノパークから東側の渋滞対策と肥後大津駅周辺のまちづくりについて御質問をいたします。

熊本都市圏の渋滞は、政令指定都市で3大都市圏を除いた中で全国ワーストワンと言われる熊本市や半導体関連産業が集積して著しく交通量が増加しているセミコンテクノパーク周辺などでは、とても重要な問題となっています。

私は、先日、建設常任委員会の管内視察に地元議員として参加をいたしました。国が進める中九州横断道路の工事現場では、高架橋などが設置される様子を近くで視察させていただき、大規模な工事が着実に進められていることがよく分かりました。

また、県が進める空港とセミコンテクノパークのアクセスを強化する県道新山原水線の現場でも、令和8年度の供用開始に向けて、豊肥本線をまたがる橋梁の工事が進められていました。

そのほかにも、大津植木線の多車線化、合志インターアクセス道路などについても整備状況の説明を伺い、セミコンテクノパーク周辺の交通アクセスの整備は着実に進められていることが分かりました。

セミコンテクノパークから東側に位置する大津町においても、交通渋滞は大きな課題であり、県が多車線化の整備を進める大津植木線とともに、大津町では、これに接続する三吉原北出口線の4車線化を表明しました。さらに、南北方向の新た

な町道も整備することを掲げています。

私としては、中九州道路を軸とした幹線道路ネットワークの将来像がしっかりと示されており、県においても、国の交付金を活用して道路整備を集中的に進められるなど、交通環境が大きく改善されていくものと、大変期待をしているところであります。

しかしながら、私の地元大津町では、TSMCの進出公表を契機として、国道57号線沿い、325号線沿いなどに多くのマンション、ホテルの建設や開発の申請が急増しており、企業進出や住宅開発申請も加速しています。

セミコンテクノパーク周辺から東側においても、これまでにないような車の増加を目の当たりにして、交通渋滞の影響を受ける住民からは、幹線道路やその周辺の交通渋滞がひどいので何とかしてほしい、将来的に企業や住宅の建設が進むと、さらに渋滞が加速するのではないかと心配など不安の声も多く寄せられ、深刻な課題となっています。

また、町の交通の拠点になっている肥後大津駅の周辺では、駅から左右2か所の踏切がボトルネックとなっていて、朝夕の混雑もひどい状況です。

公共交通であるJR利用者も急増している中、肥後大津駅北口の県道停車場線においては、通学や通勤の時間帯に送迎車が連なり、駅周辺が混雑している状況であり、それにつながる県道大津植木線についても渋滞が増えています。

このような状況から、大津町においては、肥後大津駅周辺まちづくり計画の策定作業なども進めており、また、10月からは、町や本田技研工業が連携した通勤バスの運用も開始されるなど、渋滞解消に向けた取組も進めているところですが、今後も交通量がさらに増えることが予想される中、

地元住民の不安は募るばかりです。

そこで、土木部長に2点お尋ねいたします。

1点目は、今後も人口の増加や半導体関連企業の進出によって渋滞がさらに激しくなることが予想されますが、セミコンテクノパークから東側の地域における将来を見据えた渋滞対策について、道路整備の状況と今後の取組についてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

2点目は、肥後大津駅周辺のまちづくりについて、駅周辺には県道大津植木線や大津停車場線もあり、県と町が連携して取り組んでいくことが重要だと思っています。

将来的に、肥後大津駅は、阿蘇くまもと空港とつながり、重要な拠点となります。交通結節点としての機能強化やにぎわいの創出のための強化など、取り組むべき課題はたくさんありますが、その中でも、歩行者や車などが安全、安心して円滑に移動できるような道路整備など、町とともにどのように取り組んでいかれるのか。

以上、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) まず、セミコンテクノパークから東側の渋滞対策についてお答えします。

この地域においては、企業の立地に加えて住宅開発が急速に進展しており、朝夕の通勤時間帯を中心に、国道325号や県道大津植木線、町道三吉原北出口線などの幹線道路や市街地の道路で交通渋滞が発生しています。

このため、県では、新たな交通需要に対応する将来の基幹的な道路ネットワークの中から、県道新山原水線のバイパスや県道大津植木線の多車線化などを優先的に取り組んでおり、特に渋滞の著しい室北交差点では、町道三吉原北出口線の約250メートルの整備も、県道大津植木線と一体的

に進めております。

現在、県道新山原水線は、令和8年度の供用に向けて、JR豊肥本線をまたぐ橋梁工事を行っており、県道大津植木線は、9月に都市計画事業の認可を受け、10月からは用地契約を進めているところです。

これらの県道整備に加えて、国が進める中九州横断道路の整備や大津町が行う三吉原北出口線の4車線化により、市街地内を目的としない通過交通が幹線道路に転換する効果も期待されます。

セミコンテクノパークから東側の渋滞解消に向けては、事業中の道路整備に全力で取り組むとともに、中九州横断道路の整備促進や町道三吉原北出口線整備への技術的支援について、国、県、地元自治体と連携して、しっかりと取り組んでまいります。

次に、肥後大津駅周辺のまちづくりについてお答えします。

肥後大津駅は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、北口と南口は、それぞれ都市の骨格となる県道大津植木線と国道57号に近接しています。このことに加え、空港アクセス鉄道との結節も計画していることから、今後、さらに交通結節点としての機能、役割が高まっていくことが期待されます。

しかし、北口は、県道大津停車場線につながる駅前広場が手狭であり、駅周辺のアクセスを担う県道大津植木線も、歩道が未整備で、主要交差点に右折車線がないなど、中心市街地の幹線道路としての機能が不足しております。

このため、議員御指摘のとおり、通学通勤の時間帯は駅周辺が混雑し、大津植木線の渋滞原因ともなっております。

このようなことから、大津町では、住民参加型の肥後大津駅周辺まちづくり会議を設置し、町の

中心拠点としての機能を高めるための検討が進められています。

現在、ウォークアブルな歩行空間や駅前広場の整備、駅へのアクセス道路の改良、町なか駐車場の設置などについて議論されており、今後、具体的な方向性が示される予定でございます。

この取組は、交通結節点としての交通円滑化や乗換え機能の向上、生活利便性の高い地区への居住誘導など、県が都市計画区域マスタープランに定めたコンパクトなまちづくりに即したものであります。

また、市街地の内外で急速に土地利用が進展している状況も踏まえて、県では、構想の検討段階からまちづくり会議に参加するなど、まちづくり計画策定の促進を図ってきたところです。

今後も、県道の区域となる北口駅前広場やアクセス道路計画について、地区内の土地利用や市街地の整備計画と整合を図り、安全、安心で快適に利用できる公共空間となるよう、大津町と連携して検討を進めてまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 渋滞対策について、具体的に大変詳しく御説明をいただきました。

今月よりTSMCの第1工場が本格稼働し、第2工場の建設も進んでいきます。また、関連企業の集積も加速する中で、交流人口の予測は流動的であると考えられます。

こうしたことを背景に、今後、予想以上に人が増え、渋滞がますます深刻化する懸念もあります。今ある渋滞を解消するだけでなく、今後の発生を予見した上での早めの対策、見逃しのない迅速な対応をお願いしたいと思います。

また、まちづくりについては、御答弁をいただいたとおり、今後、大津町がより具体的に駅を中心とした方向性を示していく中で、熊本県との連

携が重要となってまいります。交通への影響や再開発などの事業手法や手続、都市計画に関わる様々な課題など、引き続き町への情報提供や技術的支援をよろしくをお願いしたいと思います。

また、北口駅前広場とアクセス道路について検討を進めるという大変ありがたい答弁をいただきました。肥後大津駅周辺が、多くの観光客でにぎわい、地域に愛される町となるよう、引き続き町と連携して取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になります。

空港アクセス鉄道の開業に向けた肥後大津駅の役割について御質問をいたします。

肥後大津駅と阿蘇くまもと空港を結び、豊肥本線からも乗り入れ可能となる空港アクセス鉄道計画が、令和4年に整備方針として決定をされました。

熊本県においては、空港アクセス鉄道概略設計や費用対効果などについて、有識者から意見を聴きながら事業推進を図られるのと併せて、環境アセスメントや都市計画決定に向けての手続も進められているところであります。

現在、セミコンテクノパークへの最寄り駅を有する菊陽町においては、半導体企業集積に伴う経済発展や人口増加に対応するための区画整理事業を計画され、新たな交通拠点となる新駅を整備される予定です。

一方、大津町においては、空港の最寄り駅であるJR肥後大津駅の取組として、2011年10月に、空港と駅を結ぶ空港ライナーが試験運行を開始し、これまで多くの皆様に御利用をいただいているところです。

また、2017年3月には、熊本県と協力し、JR肥後大津駅が熊本空港の最寄り駅としての機能を強化していくために、阿蘇くまもと空港駅との愛称が付与され、県外、海外の方にも広く知られる

ようになりました。

さらに、昨年3月には、くまモンの秘密基地をコンセプトにした観光施設くまモンベースが駅南口にオープンし、駅の機能だけではなく、観光資源としても活用されていることなど、駅を中心とする活性化の取組を行ってきました。

大津町独自でも、駅の機能向上に資する取組として、ＪＲに請願し、肥後大津駅南口を開設し、その改札口運営のために年間1,000万円を拠出しています。

南口は、空港からの二次交通の拠点として、機能向上に向けたハード整備も行い、タクシー、空港ライナー、阿蘇や大分に向かうバスの乗降口でもあります。さらに、北口においても、菊池や山鹿方面への路線バスや本田技研と結ぶシャトルバス、タクシーの乗降口、駐輪場も備えるなど、これまで町が所要経費を支出して駅の改良を進めてきた経緯もあります。

大津町では、肥後大津駅が阿蘇くまもと空港と結ばれることにより、今後多くの利用増が見込まれるとして、駅周辺の活性化や駅の機能強化につながるよう、地元住民と意見交換をしながら将来ビジョンの検討を行っており、都市計画マスタープランの改定も進めています。

そのような中、県からは、いまだ空港アクセス鉄道に関する具体的なルートも示されておらず、肥後大津駅の将来の姿が描きづらい状況であります。

今後、肥後大津駅が熊本県にとって空の玄関口の重要な拠点となるよう、県と町は連携協力して、駅の役割や機能、ふさわしいデザインなどについてＪＲ九州と協議を行い、早い段階で具体的に計画を示していくべきではないでしょうか。

先ほど土木部長へも質問をさせていただきましたが、肥後大津駅周辺の交通結節点としての機能

強化やにぎわいの創出のための強化など、積極的に取り組んでいく必要もあると思います。

空港アクセス鉄道は、都市計画の手続を今後進められるとは聞いていますが、それとは別に、地元において、空港アクセスの主要な結節点として肥後大津駅を中心としたまちづくりを進めるためにも、肥後大津駅に求めるその役割についてどのようにお考えか、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) ＪＲ豊肥本線の肥後大津駅は、地元住人の通勤通学や国内外からの阿蘇方面等の観光地へのアクセス、さらには、ＪＡＳＭをはじめとした半導体関連企業の活動における利用など、様々な場面で多くの人々が行き交う場と考えています。

この重要な交通結節点である肥後大津駅の拠点性を生かすためにも、県では、定時性、速達性、大量輸送性に優れた阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道整備と半導体関連企業の集積を踏まえたＪＲ豊肥本線の輸送力強化の実現に向けた取組を進めております。

ＪＲ豊肥本線の輸送力強化については、先日、車両の増結、運行本数の増加による輸送力の強化等の実施について、ＪＲ九州に対して要望を行ったところです。

肥後大津駅周辺に目を向けますと、阿蘇くまもと空港においては、国際線で5路線、週43便の就航が決定し、今後さらなる航空旅客数の増加が見込まれます。

空港旅客数の増加に合わせ、肥後大津駅南口を発着する空港ライナーも着実に利用者を伸ばしております。また、10月には、空港内にそらよかエリアも開業し、にぎわいを見せております。

これらのことから、阿蘇くまもと空港と空港ア

クセス鉄道でつながる肥後大津駅は、国内外からより多くの人々が集う広域の交流拠点として、熊本都市圏東部における交通の要所となる役割が求められます。

このため、地元大津町は、肥後大津駅周辺のまちづくりに向けて、今年度内に基本計画の策定を目指しています。

基本計画に基づき、二次交通の充実化や魅力的なまちづくりを行うことにより、駅利用者の利便性の向上が図られ、周辺地域の活動や交流の活発化による経済の活性化も図ることができると考えます。

県としましては、地元自治体との連携を深め、肥後大津駅の拠点性向上を目指し、空港アクセス鉄道整備、そしてJ R 豊肥本線の輸送力強化の実現に向けて、取組を着実に進めてまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 肥後大津駅の持つポテンシャルについて、アクセス鉄道の開業を見据えた角度から御説明をいただきました。

灯台下暗しの例えがあるように、地元にいながらも、地域資源の魅力や可能性に気づかないために、まちづくりに向けた議論が深まらない場合もあります。今回、富永企画振興部長より、肥後大津駅の拠点性向上、豊肥本線の輸送力強化を進めるという御答弁をいただきましたことに、大変心強く思っております。

空港アクセス鉄道の開業に向けて、より具体化していくために、これからも県からの助言や必要な情報の提供を引き続きお願いしたいと思います。

皆様の御協力によりまして、私の一般質問、どうか無事に時間内に終わることができました。富永部長、ありがとうございました。

今後も、ふるさと熊本県のために、皆様とともに

に全力を尽くしてまいりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西聖一君。

〔西聖一君登壇〕（拍手）

○西聖一君 おはようございます。熊本市第一選挙区・会派立憲民主連合の西聖一でございます。

本日で通算27回目の質問となりますが、今年度は、6月に続いて2回目となります。前回、代表質問ということで木村知事に多くの答弁をいただきましたので、今回は知事にお休みをいただき、各担当部長に答弁をいただきたいと思います。議会答弁に忙しい知事にとって、至福の1時間となれば幸いです。もちろん、質問内容には知事に答えていただきたい点もあるのですが、その点は後日感想をいただければと考えております。

さて、今回の質問に当たって、10月の衆議院選挙後1か月余りしかなく、慌ただしい中ではありましたが、いろいろ考えているうちに質問項目が7項目にもわたりましたので、早速通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず、カスタマーハラスメント対策についてです。

ハラスメントにも様々ありますが、近年、カスタマーハラスメントが話題となり、県庁職員にも大きく関係がありますので、その対策についてお尋ねします。

特に、窓口業務や電話対応において、この問題は深刻化しているようです。自治労の調査では、

1万9,000人に配布して1万4,213人から回答があり、過去3年間に住民から迷惑行為や悪質クレームを受けた人は46%いるとなっています。職場としては、生活保護で76.8%、児童相談所で61.4%と際立っています。

実際に、長時間にわたって悪質なカスハラを受けた職員は、出勤したくないという気持ちを抱くようになり、眠れなくなったという精神的な問題が出ています。中には、休職や退職に追い込まれてしまう職員もいるなど、厳しい状況がうかがえます。

また、私も、県庁の若い職員から、知事や議員に対する批判が話題となると、県民からのクレーム電話対応で30分以上、場合によっては1時間近く電話にかかりきりになり、ただでさえ人員が少なく業務が多忙になっている中で、どうにかならないのだろうかという相談も受けています。

これは、本県だけではなく、各自治体職場も同様であり、既に対応している事例があります。例えば、福岡県では、直近の2年間の職員アンケート調査結果を受けて、カスタマーハラスメント防止に対する取組を今年の4月から始めていますし、東京都や北海道では、カスタマーハラスメント防止条例を定めて、令和7年4月から施行するとされています。

本県では、熊本市でカスタマーハラスメントについて議会で取り上げられ、対応に着手をされていると伺っていますし、山鹿市では、今年の4月から、職員の名札表記について、顔写真及びフルネームから名字のみへの改善を行っています。

東京都の条例を調べてみましたが、カスタマーハラスメントの定義に苦慮している点がうかがえるものの、都民に理解を得て都庁職員のカスタマーハラスメントの改善に取り組まざるを得ない状況を鑑みると、先ほどの県内事例も挙げました

が、県庁の職場環境改善のために、同様に取り組むべきではないでしょうか。

そこで、職場の実態をどう捉えているのか、また、他県、市の改善事例を踏まえ、カスタマーハラスメントに対して今後どのように対応していくのか、総務部長にお尋ねいたします。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長(小金丸健君) 県職員へのカスタマーハラスメント対策についてお答えします。

職員に対する人格否定などの暴言や侮辱、明らかに妥当性を欠く要求を行うなどのいわゆるカスタマーハラスメントについては、その対応により業務の遅延を余儀なくされるなど、適切な職務遂行の妨げになるとともに、職員の健康にも悪影響を及ぼしかねないものと認識しています。

県民からの要望や苦情等に対し、職員が丁寧かつ誠実な対応に努めることは大前提ですが、質の高い県民サービスを提供していくためには、カスタマーハラスメントから職員を守り、働きやすい職場をつくっていくことが不可欠と認識しています。

昨年9月、知事部局の全所属に対し、電話応対に苦慮しているケースを把握するための実態調査を行いました。

この調査では、複数の所属から、同じ主張の繰り返しによる長時間の拘束や暴言など、カスタマーハラスメントと考えられる事例が上げられました。

また、本年9月には、知事部局の職員を対象に、電話応対以外を含め、より詳細なアンケート調査を実施しました。

この調査については、現在取りまとめ中ですが、本庁、出先機関を問わず、様々な所属において、職員がカスタマーハラスメントに悩んでいる実態が見えてきたところです。

今後、この結果を分析した上で、他県の取組も参考にしながら、例えば、対応マニュアルの整備や電話の録音告知機能設備の導入など、組織的、効果的にカスタマーハラスメントから職員を守る対策について、検討を進めてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 総務部長の答弁にありましたとおり、県庁職員に対するアンケート調査や当面の対策を伺い、改善が進むことを期待いたします。

最近、様々なハラスメントが取り上げられ、人事管理担当部局もその対応に苦慮することが多くなりました。

今回取り上げたカスタマーハラスメント問題は、本来であれば、県民からの県庁業務への利便性の向上や職員の気づかない点などへの指摘であり、より県民に寄り添う業務改善に結びつく結果となるべきところですが、最近はとにかく一方的に文句や言いがかりをつける県民が増えており、本来業務に支障を来していることが問題だと考えます。

職員も生身の人間ですから、幾ら仕事上のこととはいえ、クレーム対応にも一定の限度があると思います。今回は県庁内で一定程度の対策を設けますが、今後は、他県と同様に、カスタマーハラスメント防止の条例を定めることが求められるかもしれません。

私は、そうならないように、県民にもカスタマーハラスメントに対する良識ある理解も求めているかなければならないのではと申し添えて、次の質問をさせていただきます。

指定管理者制度における人件費等の見直しについてです。

ロシア・ウクライナ戦争に端を発した小麦や石油の物資不足に加えて、急激な円安が加わり、輸入に頼る日本は、原材料費の価格高騰から、現在

大変な物価高となっています。

この物価高対策のために、政府は、電気代やガソリン代の補助金を出していますが、これがなくなると、さらなる物価高になることが論議され、その対策に追われています。

また、日本は、世界経済から30年間遅れているとやゆされ、賃金水準が世界より下回っていることから、政府を挙げて賃金の上昇政策に取り組んでいます。

この政府の姿勢を受けて、賃金が上がりやすいように、製品等の適正価格への転嫁の取組を、経団連や連合を中心とした労働組合団体も取り組んでいるところです。

さて、公務員の賃金は民間準拠で、若干民間から遅れるものの、人事院や人事委員会の勧告の下、賃金上昇の流れに同調していますが、公共サービスを提供している指定管理者制度下での職員の賃金は、その流れに乗りにくいという話を伺っています。

具体的に申し上げますと、県、市のスポーツ施設や県立劇場、県立美術館等は、官から民への行革推進の中で指定管理者制度が導入され、3年、5年等の期間を定めた指定管理者の公募が行われ、運営されるようになりました。

この制度導入により、これまで働いていた職員の雇用環境は不安定なものとなることから、私は、指定管理期間の延長をして職員の雇用安定に資するよう議会で取り上げたところであり、結果として、3年の指定期間から、5年、10年と指定期間が延長になったところもあります。

しかしながら、期間中の人件費等管理運営費は、公募時点での判断となるため、管理指定後、近年のような急激な物価高による経済動向の変化があると、賃金や光熱費の上昇が経営を圧迫するので、そこで勤務している職員の賃金上昇はなか

なか厳しいと伺っています。

また、継続して指定を受ける管理者が多いと思いますが、勤務年数等の職員の賃金のベースアップ分を見込むことで、人件費は自然に増加します。

公募の目的は、事業が適切に処理され、できるだけ安価であることが望ましいところも採択の大きなポイントです。そのため、運営経費、特に人件費や一般管理費を抑えることが採択に大きく関わってきます。

しかし、低賃金で人件費を抑えた新たな管理者が公募で入札を落札しても、事業継続困難で、指定管理期間を満了せずに撤退する管理者も各地で見られるようになってきました。

このようなことから、安定的な指定管理制度の運用のため、経済の激変緩和措置として、人件費等は毎年見直しを行い、当初契約金の見直しができるような仕組みや協定を導入して、指定管理者の努力だけではなく、自治体側も配慮することが必要ではないかと考えます。

聞くところによりますと、国交省では、資材単価表を基に毎年の見直しができています。総務省や文科省関係の指定管理機関の関係では、その点が十分機能できていないのではないかと思いますので、改善に向けて、指定管理者制度を所管する総務部長にお尋ねをいたします。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長(小金丸健君) 本県の指定管理者制度における人件費等の取扱いについてお答えします。

指定管理者が安定的に施設の管理運営を行うためには、県が支払う管理運営委託費として、必要な経費を適切に算定することが重要であると考えています。

そのため、指定管理者の募集に当たっては、直

近の民間給与実態調査や企業物価指数の伸びなどを踏まえ、管理運営委託費の上限となる基準価格を設定しています。

このように、直近の物価変動の動向等を踏まえた基準価格を設定していることや民間の能力を活用した施設管理運営の観点から、指定期間中に物価変動に伴う経費が増加した場合のリスク分担について、物価の上昇、下落にかかわらず指定管理者が負担するものとして募集し、指定管理者の選定後に協定書を締結しています。

一方、議員御指摘のとおり、近年の急激な物価高騰により、施設の管理運営に支障が生じる事例があることも事実です。

本県では、災害等の不可抗力により、あらかじめ定められた管理業務以外の経費が増加するなどの特殊事情が発生した場合には、県と指定管理者で協議の上対応する取扱いとしています。

実際に、昨年度には、最大の利用料金値上げを行ってもなお光熱費が不足する指定管理者に対し、必要な支援を行ったところです。

今後とも、物価変動の動向を的確に捉えた基準価格を設定するとともに、指定管理者の管理運営の実態把握に努め、その運営状況を踏まえた物価変動に伴うリスク分担の在り方について検討してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 総務部長から、人件費のリスク分担は、物価の上昇、下落にかかわらず、指定管理者が負担するものとして募集をし、協定書を締結しているとありましたが、今回の質問で、実態を踏まえ検討していただけるということなので、関係職場において早急に対応ができることを期待したいと思います。

官から民への流れは、決して間違いではなかったと考えますが、指定管理職場は利益を追求でき

ないために、管理運営費の人件費確保が厳しいという話は以前からありました。

これまでは、労働力が過剰な時代であり、低賃金でも一定人員の確保ができていましたが、物の本によりますと、人口減少社会の中、これからの企業は、働き方の改革や賃金のアップをして、いかに労働者を確保していくのかということが大きな業務管理のテーマになっているようです。

公務員や公共サービスの職場も同様で、AIやロボットによる人員削減が可能だとしても、業務に精通した職員が確保できなければ業務が回らないわけですから、適正な賃金水準を保つこともこれから重要だと考え、今回の質問に至ったところからです。

国のほうでも、一般経費に指定管理者制度分の賃金上昇分の予算枠を一定程度確保している国会答弁もありますので、県もその点を踏まえて、今後も指定管理制度の運用を行っていただきますようお願いいたします。

次に、食のみやこ推進局の取組についてお尋ねいたします。

この10月に、木村知事のマニフェストを具現化するために、商工労働部と農林水産部による共管局として、食のみやこ推進局が設置されました。農林水産県として全国に誇る熊本の農林畜水産物をさらにブラッシュアップして、県経済の発展に寄与するものと、その成果が期待されます。

そこで、私からは、推進局の取組に当たって、次の2点について質問をしたいと考えています。

まず1点目は、食の都と呼ばれる国の都市と連携した取組の考えはあるかということです。

他県での取組を調べてみますと、京都の丹後にある丹後王国「食のみやこ」がインターネットでは一番にヒットします。これは西日本一の規模を誇る道の駅ですが、このような施設を造ること

は、本県を目指すものとは異なると思います。

参考になるのは、鳥取県の取組です。鳥取県では、平成20年から食のみやこ鳥取県推進サポーター制度を導入し、地産地消をはじめとした様々な事業を展開していますが、令和5年にはバージョンアップして、食パラダイス鳥取県として取り組まれているようです。

本県も、基本的には鳥取県の取組と類似して考えると考えますが、私は、本県の独自性を出すために、さらに世界の食の都と連携する事業に取り組んでとは提案をいたします。

先日、中国四川省の成都農業科技職業学院大学からの視察一行が県農業大学校を訪れた際、意見交換を行いました。

その中で、中国側から、熊本県知事は農業施策にどれほどの力を入れているんですかという質問があり、私のほうから、今年度からは食のみやこ熊本とうたって農林水産業振興に力を入れていきますと答えたところ、成都も三国志の時代から食の都とうたわれていますという返事をいただき、それではこれから食の都つながりの交流もできそうですねという意見交換を行ったところから、先ほどの提案に至ったところからです。

ちなみに、世界の食の都はどんなところがあるのか調べてみましたが、フランスのリヨン、スペインのサンセバスチャン、ベルギーのブリュッセルなどヨーロッパをはじめ、タイのバンコク、オーストラリアのメルボルン、アメリカの各都市など、有名都市がずらりと並びます。

そういう都市と熊本が連携し、肩を並べるぐらい著名となり、インバウンド効果をもたらすようになれば、知事を目指すところに近づくのではないかと私は考えているところです。

2点目は、農林畜水産物や県産酒などの県産品を、国内外の流通販売業者や飲食店等に対しての

売り込みをどのように取り組んでいくのかということです。

今回、農林水産部と商工労働部の共管局である食のみやこ推進局は、これまでも販路拡大を支援してきた流通アグリビジネス課と販路拡大ビジネス課を所管しています。

これまでも、両課において、国内外の量販店や百貨店などで、熊本フェアや商談会、PRイベントなどを実施し、農林畜水産物や食品加工業者の販路拡大につなげてきたと思いますが、今回、食のみやこ推進局が共管局になったことから、さらなる販路拡大につながる取組を期待しているところです。

以上の2点を、新たに食のみやこ推進局長となった辻井局長に、今後の取組についてお尋ねいたします。

〔食のみやこ推進局長辻井翔太君登壇〕

○食のみやこ推進局長(辻井翔太君) まず、1点目の食の都と呼ばれる国の都市と連携した取組についてお答えさせていただきます。

議員御紹介のとおり、世界には、中国の成都やスペインのサンセバスチャン、また、フランスのリヨンなど、食の都と呼ばれる都市が多数ございます。

例えば、スペインのサンセバスチャンは、人口18万人の地方都市であるものの、観光客を呼び込もうと、地域ぐるみで食に関するレシピ共有や料理研究など、食のレベルを上げる取組を行った結果、近年では、ヨーロッパの美食の都と称され、世界中から多くの観光客が訪れる場所となっております。

国内におきましても、千葉県や三重県の市や町において、サンセバスチャンのような食をテーマとしたまちづくりを進めているように聞いております。

国内外でも様々な食の都への取組がある中で、今後、当局におきましては、本県の特徴を生かした食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョンを策定する予定です。

海外との連携も重要であると認識しておりますので、このビジョンの策定の過程において、既に熊本県として連携を行っておりますフランスのディジョンメトロポールを含めて、国内外の取組をしっかりと分析し、各都市との連携の可能性を検討してまいります。

次に、2点目の農林畜水産物や県産酒など県産品の国内外における流通販売業者や飲食店等への売り込みに関する取組についてお答えさせていただきます。

国内におきましては、これまで、大都市圏において、関係機関と連携した知事トップセールスやホテルでのレストランフェア、全国の商品流通業界バイヤーが参加する商談会への出展支援、また、大阪・梅田や福岡・天神といった百貨店と連携した大規模な熊本フェアなどに取り組んできたところです。

その結果、百貨店や量販店での継続販売や飲食店での新規取引など、大都市圏における県産品の販路拡大において、着実に成果を上げています。

また、海外におきましては、輸出のハードルが比較的低い香港やシンガポールを中心に県産品の輸出促進に取り組んでまいりました。

その結果、昨年度の農林畜水産物等の輸出額は122億4,000万円となり、11年連続で過去最高を更新、同年度の輸出目標額であった110億円を達成したところでございます。

今後は、香港などでの日本産品の競争激化等を踏まえ、これから輸出拡大が見込める新たな輸出先の開拓などにも取り組んでまいります。

当局では、食のみやこ熊本県の創造に向けて、

農林水産部と商工労働部のノウハウやネットワークを相互に活用することで、農林畜水産業から食品加工業まで、食を切り口に、一体的かつ広がりをもって国内外へ販路拡大ができるよう、相乗効果を最大限発揮してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 一般質問の初日、松田議員からの今後の取組の姿勢の質問に対して、皿を割っても積極的に取組を行うと回答されたとおり、辻井局長から積極的な答弁をいただいたと思います。

これから有識者会議を設け、ビジョンを策定されるそうですが、答弁にありましたように、私からの提案もぜひものみ込んでいただければありがたいと思います。

また、昨日、ユネスコで伝統的酒造りが無形文化遺産に登録されたことは、海外に向けての県産酒の販売促進に大変な追い風になりましたので、しっかりこれも活用していただきたいと思います。

ただ、食のみやこ熊本の実現は、素晴らしい素材と豊富な生産量の農畜産物があつてのことです。今後の本県農林水産業の担い手の減少の状況は、その点からすると心細いものがあります。

そのため、県農政の生産対策では、担い手不足を補うため、AIやロボット、大型機械等の最先端技術を導入することにも取り組んでいます、その導入費用は大変な額であり、家族農業が主体の中小規模農家にとっては、なかなか手が出ません。

もしそのような先端技術機械等が導入しやすい価格帯であれば、生産者はすぐにでも利用するでしょう。また、機械メーカーも、ニーズに応えられるような販売価格とするためには、技術開発費や材料費の負担を抑える必要がありますが、農林水産省の予算枠も乏しい中、そこまで補助金が行

き渡らないのが現状です。そのため、経済産業省の補助金をうまく活用できないかなと私は考えています。

今回、食のみやこ推進局の辻井局長は、経済産業省の出身と伺っていますから、国の予算をうまく活用できる体制を構築できるものと期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、マンガ県くまもとの取組の現状と今後の展望についてお尋ねいたします。

このテーマでは通算8回目となりますが、私の政策テーマとしていますので、今回もその取組等についてお尋ねをいたします。

私は、2010年の議会質問において、漫画『ONE PIECE』をはじめとする本県出身の著名な漫画家がいかに多いのかということを紹介し、本県の活性化に生かせるのではないかとということを前蒲島知事に質問させていただいたことがきっかけで、今日のマンガ県くまもとの取組が進んできたものと認識しています。

既に14年が経過しましたが、この間、2016年の熊本地震からの復興を契機に、漫画『ONE PIECE』の作者、尾田栄一郎さんをはじめ、多くの関係者の協力や尽力もあつて、フィギュアやコラボ商品の販売、清和文楽や南阿蘇鉄道とのコラボなど、様々な取組が展開されていることを大変うれしく思います。

県庁プロムナードの『ONE PIECE』ルフィの銅像は、2018年11月に建立され、6年経過しました。多くの外国人観光客や家族連れでの写真撮影を目にしているところです。

また、本県出身の緑川ゆきさんの原作で、人吉をモデルにしたアニメ「夏目友人帳」がありますが、今、そのモデル地周遊で、人吉を中心とした観光ブームが起きていると伺っています。令和2年の水害で被害を受けた人吉・球磨地域の復興に

も寄与するとして、県行政も様々な取組をした結果ではないかと思えます。

さらに、「クレヨンしんちゃん」と連携して、熊本県、埼玉県、秋田県と3県共同の事業を展開していると、前回の質問でも答弁をいただきました。

以前から、私は、アニメコンテンツ課設置を提唱してきましたが、令和4年度にコンテンツ推進班ができ、今回の組織改正により観光国際政策課から観光振興課に所管が移ったことで、他の観光施策とも連携して、さらに事業展開が進むものと期待しております。

そこで、『ONE PIECE』『夏目友人帳』『クレヨンしんちゃん』という熊本ゆかりの漫画・アニメコンテンツの活用状況とその成果、今後の展望について、観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長(倉光麻里子さん) まず『ONE PIECE』についてお答えします。

熊本地震からの創造的復興を後押ししてきたONE PIECE熊本復興プロジェクトでは、県内各地に設置した麦わらの一味の銅像を起点とする周遊観光促進に取り組んでおり、国内外から数多くの観光客が訪れています。

先日、ナビタイムジャパンから発表された外国人観光客の周遊動態分析調査では、コロナ前の2019年度と昨年度の比較において、ジンベエ像がある宇土市は7.33倍、サンジ像がある益城町は6.75倍など、銅像が設置された9市町村に来訪する外国人観光客が軒並み増加していました。結果、都道府県別の増加率でも、本県が全国1位を記録し、改めてコンテンツの力を感じたところです。

また、2日には、阿蘇くまもと空港のコンコース壁面に、縦5メートル、横18メートルの大きな

イラスト「大海賊百景」を設置させていただきました。

引き続き、熊本地震から10年の節目を意識しながら、これまで整備してきた周遊ARアプリなどを最大限に活用し、県内各地の復興が進んだ姿を国内外に発信してまいります。

次に、「夏目友人帳」については、令和2年7月豪雨からの観光復興の目玉として、本格的な取組を始めました。

人吉・球磨地域のアニメのモデル地を周遊するタクシープランやデジタルスタンプラリーなどを実施し、こちらも国内外から多くの観光客にお越しいただいています。

例えば、6月からスタートしたスタンプラリーで人吉、球磨を周遊された方は、10月末で既に6,000人を超えています。また、アンケート調査に基づく観光消費額は1億円を超えるものと推定され、「夏目友人帳」が地域にもたらす経済効果は大変大きいものと実感しています。

最後に、「クレヨンしんちゃん」についてですが、ゆかりのある埼玉県、秋田県、熊本県による家族都市協定を令和4年に締結し、観光PR等に取り組んでいます。

海外向けの情報発信も積極的に行っており、特に人気の高い中国においては、9月に中国・広州国際博覧会でブースを出展し、ライブ配信視聴者を含め、50万人以上の方に本県の魅力をPRしました。

今後も、『ONE PIECE』『夏目友人帳』『クレヨンしんちゃん』に加え、本県ゆかりの漫画・アニメ作品の活用可能性を検討し、熊本ならではの観光コンテンツの造成、充実を図り、さらなる誘客促進に取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 答弁にありましたとおり、マンガ県

くまもとは着実に成果を上げており、さらなる可能性を秘めていると感じます。

この漫画コンテンツによる熊本の活性化を提唱したのは、15年前に鳥取県の「ゲゲゲの鬼太郎」の著者である水木しげるさんの水木しげるロードを視察して、アニメコンテンツでまちおこしができるかと確信したからです。

そして、何とこの水木しげるロードの施策を提言、実現したのが、当時の鳥取県の財政課長であった木村知事であるということの記事を目にして、私は驚きました。また、先ほど食のみやこ熊本の質問も行いましたが、食のみやこ鳥取の施策も、木村知事が鳥取県に在籍していたときに手がけておられます。

それから考えますと、鳥取県での種が熊本でも花開いているのかなと思っております。そして、知事の着眼点と私の着眼点は一致していると感じておりますので、今後もマンガ県くまもとの施策はしっかり進めていただけるものと思います。

さて、中国国内では、くまモンと「クレヨンしんちゃん」は知らない人がいないぐらい有名だそうです。既に、本県は、くまモンと「クレヨンしんちゃん」をコラボしたデザインマークもできていますので、先ほど取り上げました食の都四川省成都と連携すれば、また面白い取組ができるのではないのでしょうか。

また、先日、この質問に当たり、「夏目友人帳」の展覧会や声優を招いてのイベントを実施している湯前まんが美術館を実際に見学してまいりました。早朝からコスプレヤーや家族連れなど大変な人出であり、駐車場誘導やテントでの物販など、地元の方の対応も大わらわの状況でありました。

このように、アニメコンテンツは、地域おこしの力が大変あると感じましたので、県下各地でも

マンガ県くまもとの取組の進展を期待したいと思います。

続いて、消防職員の処遇改善等についてお尋ねいたします。

消防職員は、御存じのとおり、火災の消火活動をはじめ、大規模災害等での救難支援業務や患者等の病院への救急搬送業務など、危険が伴う中、懸命に私たちの生命、財産を守る崇高な業務に従事されています。

それは、日常のたゆみない訓練等のたまものであり、その業務がスムーズに行われるよう、職場環境や給与等の処遇も改善していかなければならないと私は考えています。

さて、そのような消防職員との意見交換をさせていただく中で、改善を要すると感じる点がありましたので、お尋ねします。

1点目は、県の消防学校施設の利用についてです。

県の消防学校では、消防職員や消防団員の技術向上のため、講義や実務訓練を行っています。熊本地震では、震源に近かったため、体育館等が大きく被災し、現在は大規模な改修も進んで、新たな消防学校施設へと生まれ変わってきています。

その訓練施設の一つに、実際の火災を想定した実践的訓練施設があり、新たな施設も新設されていますが、各地域消防本部からの利用の要請があれば、利用は可能なのでしょうか。

近年の建物様式の変化に伴い、火災の様相も変化していると伺っています。この数年で、消防隊での殉職事故の報道もよく目にするようになりました。消防職員にとっては、これからの安全活動に関わる訓練施設であるため、このような訓練施設の活用には、県としても積極的に支援していただきたいと考えるからです。

さらに、施設を使用する際に必要となる燃焼物

等の負担などは、要請した消防本部が準備することになっていると伺いましたが、燃焼物などの廃材の木製パレットの手配や費用などは県が負担し、各地域消防本部の負担を軽減することは可能でしょうか。

消防学校では、費用と施設運営の安全管理上の問題を抱えていると伺いますが、消防職員にとって有益な訓練施設を、もっと使用しやすい環境を整えて、安全向上に寄与していただけないのか、今後の対応についてお尋ねします。

2点目は、大規模災害出動に関する手当のことです。

近年は、大規模災害が多く発生しており、そのたびに応援に駆けつける広域防災体制が構築されています。

当然、災害救助支援に駆けつければ、特別勤務手当や災害用の手当が支給されるものだと思います。しかし、総務省消防庁の支給状況調査結果では、消防本部によって対応は様々であり、県内では、阿蘇広域消防本部だけが条例化されていると伺いました。

この調査結果を受け、令和6年8月に、総務省消防庁から、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について、消防消第247号として通知がされています。

通知には、支給されていない場合には、新たに手当の創設をすること、支給されていても、金額が適当なのかを適切に対応するようにとされています。

また、消防職員の方々は、新型コロナウイルス感染症対策においても、医療従事者や保健所よりも処遇において差が生じていたことも伺いました。

この感染症が発生したときには、消防職員も救急搬送の役割を多く担いました。特に、感染したと思われる患者との初期対応は、緊急性と安全性

に大変気を遣い、防護服等の装備品には多額の費用を要したと考えられます。

しかし、感染対策や手当などの経費負担に関わる地方創生臨時交付金を直接申請できないため、本部の予算を切り詰めて対応された消防本部もあると伺いました。

このように、消防職員の手当や活動における現状を伺うと、改善が急務であると感じます。新型コロナウイルス感染症対策については、今さら仕方がないとしても、災害派遣に係る特殊勤務手当などについては、今後にも影響することになります。

災害派遣は、県単位で活動されるようなので、各消防本部での手当の支給要件や支給額に差が生じれば、現場に派遣される消防職員の士気にも影響しかねません。手当支給に関しては、各自治体の対応になると思いますが、県から格差が生じないように助言等はできないのでしょうか。

以上、現場が抱える2点の問題について、県下の消防本部体制の維持強化を担っている県としてどのように考えているのか、総務部長にお尋ねいたします。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長（小金丸健君） 県では、令和3年度に、消防学校に実火災体験型施設であるHT、模擬火災訓練施設であるAFTを、昨年度には新訓練塔を整備し、初任科等の消防職員の日々の訓練に役立てています。

新訓練塔については、既に消防本部への貸出しを行っています。HT、AFTについては、炎や煙を発生させ、実際の火災現場と同じような状況で熱や煙の実体験を通じた訓練を行うことから、消防学校の教官を含め、4名から5名の安全管理要員の配置が必要となります。また、AFTは、多機能ゆえに複雑な操作が必要で、操作には習熟が求められます。

消防学校では、これら安全管理体制を踏まえた上で、HT及びAF Tの施設貸出しに向けた検討を進めています。今後、試験的な貸出しを実施し、その利用状況も見ながら、取扱要領の整備や燃焼物等の実費相当分の負担の検討を行っていきます。

これらの施設は、県の消防力強化に有益な訓練施設であることから、安全上の対策を十分に講じた上で、消防本部の利用を進めてまいります。

次に、大規模災害出動に関する手当についてですが、消防職員が緊急消防援助隊として出動し、重大な災害現場で救助活動等に従事した場合、消防本部の関係条例に基づき手当が支給されることとなります。

この手当支給について、消防庁では、4月時点の調査を行っています。この結果を受けて、消防庁から、災害対応時に類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇の均衡を考慮し、支給の検討を行うよう助言があったところです。

これを受けて、県としては、手当支給に関する検討が進むよう通知を行い、現在、それぞれの消防本部で検討が行われているところです。

今後も引き続き、県として、各消防本部の手当支給の整備検討について、適切に助言してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 総務部長から改善に向けての取組が答弁でありましたので、県内の全ての広域消防本部には、年度内に条例等の改正ができるように助言、指導をしていただき、消防職員の士気が高まるよう、処遇改善をよろしくお願いいたします。

また、消防学校での実践的火災訓練施設の利用も、いろいろ問題点はあるのかと思いますが、消防職員の技術向上、そして、何よりも命を守るためには大事なことだと考えておりますので、併せ

てよろしくお願いをしたいと思います。

次に、定時制高校における生徒の就学環境の改善についてお尋ねをいたしたいと思います。

定時制、通信制の問題も何回か取り上げているところですが、2024年度熊本県定時制・通信制高校生生活実態白書並びに教育委員会との意見交換の中で、特に気になり、改善を要すると思われる2点を質問いたします。

1点目は、定時制生徒への夜間給食の問題です。

県立の定時制高校は8校あり、県立湧心館高校、県立熊本工業高校では完全給食が実施されています。法律で夜間給食は努力義務として定められていますが、さきの2校以外は、パンと牛乳の補食給食となっています。

近年の物価高の中、以前は1食当たり99円で、100円の壁がありましたが、関係者の努力により、2024年では、112.39円の単価まで対応をいただいています。

しかし、ここにその単価で支給されるパンを提示させていただきますが……（資料を示す）以前は40グラムあったものが、このように僅か30グラムのパンとなっています。パンと牛乳で112円相当ですかね。食べ盛りの高校生に、これはないのではないかというふうに思います。ぜひとも単価を見直し、もう少しボリュームのあるパンの支給をお願いしたいと思います。

2点目は、体育の授業でけがをしたときの医療費負担の問題です。

定時制高校ですから、体育の授業もあります。そこでけがをすると、病院を受診することになりますが、夜間診療ということで、選定療養に伴う費用として、7,700円以上を診療費とは別に負担をしなければならないと伺っています。

昼間であれば、その費用はかからないことか

ら、翌日に受診をする生徒もあり、頭部を負傷した場合や目では分からない骨折などがあっていた場合を想定すると、この受診時の定額の自己負担を何とか捻出できないのかという現場からの要望があります。

学校管理下で発生した負傷等については、日本スポーツ振興センターの災害給付を受けられるようですが、この選定療養に伴う費用は給付対象にならないようです。実際、ある定時制高校では後頭部打撲の事例があったため、今後のことも考えて対応してもらいたいということです。

授業の一環であれば、担当教師も、事後措置は心配になり、負担を感じるところです。適切に治療を受けられるよう、生徒の選定療養に伴う費用負担の配慮を県として対応できないでしょうか。

以上、2点を教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、定時制高校の生徒への夜間給食についてお答えいたします。

県教育委員会では、定時制高校8校のうち、調理施設のある2校で給食費の一部を生徒から徴収して完全給食を実施しています。それ以外の6校では、令和元年度に実施したアンケート調査で、費用を負担してまで内容の充実を望む生徒、学校は少なかったことも踏まえ、生徒の負担なしで補食給食を実施しています。

今年度の補食給食1食当たりの補助額の単価は112円で、ここ数年、物価の状況等に応じて増額しており、九州各県の中では最も高い水準となっています。

しかしながら、物価がさらに高騰しており、夜間給食の内容に影響が出ている状況です。今後、物価の状況や現場のニーズを把握しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、定時制高校の生徒の選定療養に伴う費用

負担についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、定時制高校の生徒が、体育の授業中に負傷し、夜間に病院を受診する際、医療機関によっては、診療費とは別に選定療養に伴う費用が必要となる場合があります。

現在、学校で起こったけがなどには、主に加入している共済で対応しており、それを運営する日本スポーツ振興センターより医療費の給付が行われますが、選定療養に伴う費用については、同センターの給付の対象外となっております。

なお、この選定療養に伴う費用は、定時制高校の生徒だけでなく、全日制高校の生徒でも、部活動や学校行事などでのけがで休日や夜間に病院を受診する際に求められる場合があります。

そのため、県教育委員会では、病状やけがの状況に応じて、保護者が受診のタイミングや受入れ可能な医療機関の情報等を相談できる救急安心センターのダイヤル、シャープ7119を各県立高校に對して周知しているところです。

今後、定時制高校の生徒に係る選定療養に伴う費用負担の実態を把握するとともに、必要に応じて、日本スポーツ振興センターなど関係機関と協議してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 補食単価が九州の中では最も高い水準だそうですが、物価高の中でも、食べ盛りの高校生ですので、教育長から答弁にありましたとおり、ぜひとも早急に改善に取り組んでいただきたいと思います。

また、選定療養に伴う費用について、日本スポーツ振興センターへ対象になるような働きかけは当然のこととして、当面はあまり費用を要しないわけですから、予備費等で対応できるのではないかと思います。

昨今の物価高とは違い、診療報酬等医療費用の

体制が変化してきたから、このような対応が教育の場面でも必要になっているのだと思います。

今回はほんの一例だと思いますが、社会環境の変化に合わせて、教育環境も様々に見直しをしていただくことで、本県の大事な子供たちの教育に資すると考えますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、高齢者の防犯対策について、匿名・流動型犯罪グループによる事件を受けてということで質問させていただきます。

この質問事項は、6月議会でも内野議員によって取り上げられております。その後も数多く事件が全国的に発生しており、特にその多くが高齢者が狙われていることから、県民からも不安の声をいただいておりますので、改めて県警の取組についてお尋ねをしたいと思います。

匿名・流動型犯罪グループの特徴は、主犯者が直接犯罪を行うのではなく、指示役となり、実際に犯罪を実行する実行役をSNSなどで募集し、その応募者は、一般人の、特に若い人が多いということです。そのため、警察でも、犯人の特定や犯罪の予防が困難になっていると考えます。

また、その手口も巧妙で、劇場型的に事前に電話等で危機感をあおり、その後警察官や銀行員に成り済ました者が現れ、対象者に安心感をもたらし、堂々と犯罪をするために、だまされたことに気づくのが遅れる傾向にあると聞いておりますし、劇場型の詐欺だけではなく、関東では強盗事件也多発しています。

高齢社会が進展している日本ですが、11月13日の熊日新聞の記事によると、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2050年には単身世帯が40%を超える県が27都道府県であり、熊本県も入っています。

推計では、本県の一人暮らしの世帯が26万世帯

に増え、そのうち65歳以上の一人暮らしは13万世帯と推計されていますから、ますます匿名・流動型犯罪グループから狙われる対象者が増えてくるのが容易に想像できます。

現在、このような犯罪に対して、県警でゆっぴー安心メール等による啓発活動がされていますが、まだまだ高齢者への登録呼びかけの余地があるのではと感じています。

最後に、闇バイト対策として、県警では、学生向けに「闇バイト 絶対 ダメ！」のチラシを作るなどして啓発活動にも取り組む一方、指定暴力団の本部にも捜査を実施するなど、犯罪の予防と検挙の両面に積極的に取り組んでおられ、犯罪を元から断つということは、非常に重要な取組だと考えます。

以上を申し上げ、今後、高齢者の安全、安心を守る県警の取組をどのように進めていかれるのか、県警本部長にお尋ねいたします。

〔警察本部長宮内彰久君登壇〕

○警察本部長(宮内彰久君) 首都圏を中心に連続発生しております、いわゆる闇バイト応募者を実行犯とする強盗事件につきましては、現在まで県内での発生はありませんが、11月には、闇バイト関連の事件として指定暴力団道仁会系組幹部らを検挙しているところであり、本県においても予断を許さない状況にあると考えております。

また、被害者の多くが高齢者であります電話で「お金」詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺につきましては、県内でも多発しているところがございます、高齢者の防犯対策は、県警察の重要課題であると認識しております。

県警察におきましては、ゆっぴー安心メール、県警公式SNS、地域安全ニュースなどによる情報発信や電話で「お金」詐欺被害防止コールセンター、通称むさし安心コールによる注意喚起、高

高齢者を対象とした防犯講話、防犯電話機購入支援キャンペーンによる防犯機能付電話機の普及促進など、様々な高齢者の防犯対策を推進しているところでございます。

このうち、ゆっぴー安心メールにつきましては、11月末現在で4万3,940人の方に登録していただいているところでございまして、また、7月16日から開始しております防犯電話機購入支援キャンペーンにつきましても、2,400件を超える申込みをいただいているところでございます。

また、電話で「お金」詐欺などの検挙対策につきましては、組織犯罪対策を担当する刑事部参事官を司令塔とする部門横断的な体制を構築しまして、犯罪の実行役に加えて、その上位者の検挙に向けた捜査を進めているところでございます。

県警察としましては、今後もあらゆる活動を通じて警察が行っている防犯対策の周知を図りますとともに、電話で「お金」詐欺をはじめとする各種犯罪の取締りを推進しまして、高齢者の安全の確保に努めてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 県警本部長から答弁をいただきましたが、指定暴力団への捜査や学生に対する啓発指導等の報道が大変目に留まるようになり、県警が、答弁にあったとおり、しっかりされていることがうかがえます。

また、ゆっぴー安心メールですが、以前私はPTAの役員をしていましたので、このアプリは子供たちの防犯ツールというイメージしか持ち合わせていませんでしたが、改めてゆっぴー安心メールに登録してみますと、注意事項が大きな文字サイズで送られてきますので、高齢者にとっても分かりやすく、防犯の注意喚起には大変よいツールだと、改めて感じているところです。

今、地域の自治会による防犯協会では、朝夕の

子供たちの見守り活動を行っていますが、防犯の緑の帽子をかぶって立っている方が至るところにいますが、犯罪をしようとする者に対して、一番の抑止力になることを伺っています。

このことから、熊本県では、高齢者がゆっぴー安心メールに皆登録しているということが実現すれば、その情報網が大きな犯罪抑止につながると思います。これから年末年始にかけて防犯強化の時期になると思いますが、さらなる県警の取組をお願いしたいというふうに思います。

以上で本日の質問を終わります。7項目ということで、時間が足りるかなと思っておりましたら、意外と余りました。で、最後に一言申し上げます。

今年の流行語大賞は「ふてほど」だそうです。「不適切にもほどがある!」というドラマのタイトルを略しているそうですが、最初にこの言葉を聞いて、不適切な報道やふてぶてしさもほどほどを略したものかなと私は思いましたが、そうではなかったところです。

昭和の時代では当たり前であった表現や対応が、令和の時代には通じなくなったことをドラマ化したもので、その意味するところは、私たちは、世代間の価値観の違いを考え、よりよい社会の在り方を模索することが大事だという意味だそうです。個人的にはあまりぴんときない流行語大賞かなと思います。よっぽど50-50のほうがよかったかなと思いますが、まあ、そういう「ふてほど」という観点から本日の質問になったのかなと思っています。カスタマーハラスメントや定時制高校、指定管理者制度の問題等も、時代の変化に追いついていないことから生じている問題だったかなと考えています。

来年は、私も、2025年で65歳となります。いわゆる高齢者になり、認知症と隣り合わせとなりま

す。「ふてほど」と言われないう、世代間の価値観の違いに追いついていけるよう、さらに自分磨きをし、県民の声を受け止めて、また次回質問の登壇をできるように頑張りたいと思っております。

以上を申し上げて本日の質問を終わりますが、最後まで御清聴いただきました皆様に感謝を申し上げ、これで質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時9分開議

○副議長（高木健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西村尚武君。

〔西村尚武君登壇〕（拍手）

○西村尚武君 天草市・郡選出の自由民主党・西村尚武でございます。

本日は、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1番目の質問といたしまして、牛深一蔵之元航路の維持及びフェリー乗り場の整備について質問いたします。

天草市の牛深港と鹿児島県長島町の蔵之元港を結ぶフェリー航路につきましては、これまでも、令和3年2月定例会及び令和4年12月定例会におきまして一般質問をさせていただきました。「地元自治体とともにしっかりと支えて」いくとの心強い答弁をいただいたところでございます。

新型コロナウイルス感染症や燃料費高騰による航路利用者の減少は、航路事業者であります三和商船株式会社の経営へ大きな影響を与えましたが、交付金などによる支援を受けまして、航路の

維持につながっているところであります。私といたしましても、大変ありがたく感じております。

一方で、国庫補助の対象となる離島航路の認定に向けた動きとしまして、国、県、関係自治体等により構成される牛深・蔵之元航路対策協議会におきまして、まずは、地域の住民が日常生活または社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として、国による指定区間の指定に向けた動きが加速していると伺っております。

さらに、牛深漁港周辺が国により海業の推進に取り組む地区に選定されたことにより、今後、牛深漁港は大きな発展が見込まれます。

本フェリー航路が担う役割は、地域のにぎわい創出という観点からも、大きな期待が寄せられていることからいたしましても、継続して漁港施設の整備は必要なものとなるものと考えております。

以上を踏まえまして、2点につきましてお尋ねいたします。

1点目は、本フェリー航路に係ります国の指定区間の指定に向けた現在の動向と、指定区間となることでどのようなメリットがあるのか、また、その先に国庫補助航路としての認定がどのように関わってくるのかを企画振興部長に質問いたします。

また、2点目といたしまして、牛深漁港内の老朽化したフェリー乗り場の防舷材の改修についてでございます。

本フェリー航路につきましては、地域住民の暮らしを支えるかけがえのない海の国道として機能していることを鑑みますと、国、県、関係自治体の役割分担により施設の維持がなされるべきものであります。

施設のうち、牛深港フェリー乗り場について

は、フェリーを係留する際、船体が損傷しないように岸壁に設置されている防舷材の老朽化が進行しています。

そのような中、地元天草市においては、長島町と連携しながら、航路事業者が所有する可動橋に設置された防舷材等の改修経費について、本年9月市議会定例会で関係する補正予算が可決されたところでございます。

県においても、フェリー乗り場の機能維持として、県が岸壁に設置した防舷材の改修予定について、農林水産部長に質問いたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、1点目の牛深一蔵之元航路の指定区間の指定についてお答えします。

指定区間に指定されると、船舶の運航に当たり、1日の運航回数や最低輸送能力など、区間ごとに定められたサービス水準を満たすことが必要になります。また、運賃については、国が認可する上限額の範囲内での設定となり、航路の休廃止に当たっては、早期の事前届出制が適用されるなど、利用者の利便性の確保を図り、航路の過当競争を防ぐことで、生活航路の維持につながるというメリットがあります。

現在、牛深一蔵之元航路の早期の指定に向けて、国や天草市、航路事業者とサービス基準の設定等について協議を進めているところです。

また、国庫補助の対象となる離島航路の認定に向けては、昨年8月に、国、県、地元自治体、航路事業者等による協議会を設置し、航路改善計画を策定するなど、認定に向けた課題の整理等を進めています。

指定区間の指定と国庫補助航路の認定については、目的及び要件等が異なるため、それぞれの手続が直接的につながるものではありませんが、ま

ずは指定区間の指定を受け、維持すべき航路としてより明確に位置づけることは、国庫補助航路の認定に向けてもプラスになるものと認識しています。

県としても、指定区間の指定や国庫補助航路の認定の手続が円滑に進むよう、引き続き必要な助言や調整を行ってまいります。

牛深一蔵之元航路は、地域の日常生活に不可欠な交通手段であるとともに、物流により地域経済を支える重要な航路と認識しています。今後も航路の維持が図られるよう、地元自治体とともにしっかりと支えてまいります。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) フェリー乗り場の整備についてお答えします。

牛深港フェリー乗り場は、平成3年度に着手した牛深ハイヤ大橋の整備に伴い、漁港区域内の現在の位置に移設したものです。

その際、航路事業者がフェリー用の可動橋を、県はフェリーなどの船舶が接岸する岸壁及び防舷材を整備し、平成5年度から供用が開始されました。

岸壁の防舷材については、令和2年度に修繕工事を実施しましたが、整備から約30年が経過し、その機能が低下したため、対策が必要と認識しています。

このため、航路事業者と工事の実施時期等を調整の上、早期に防舷材の更新を実施したいと考えています。

県としては、本航路は、地域住民の交通手段のみならず、海業を含めた水産業の振興にも重要な交通インフラと考えており、今後も引き続き、牛深港フェリー乗り場を含む牛深漁港の機能維持に努めてまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 御答弁をいただきました。

フェリーに関しましては、建造後30年を超える船体の更新が喫緊の課題であるため、地元自治体のみならず、県としても御支援をいただけますようお願いいたします。

先日、報道によりますと、天草地域の歴史的背景の側面から見た三県架橋建設の重要性がコラムに取り上げられておりました。内容としては、この架橋建設の「最大の目的は、交通利便性から見放された地域を活性化すること」と述べられていました。

私も三県架橋の早期完成について訴えてまいりましたが、実現には相当の期間が必要であることは間違いありません。その間にも、地域の過疎化や少子高齢化が進むことは間違いのないと思います。だからこそ、海上国道としての役割を担う本フェリー航路の維持が、天草、長島の住民の生活や各種産業の事業、さらには観光振興の面からも重要であることは言うまでもありません。今後ともしっかりと御支援をいただきますようお願いいたします。

次に、介護人材の確保について質問いたします。

超高齢化社会と言われる中で、介護業界では、人手不足によるサービス低下や介護職員の負担の増加、さらには、介護事業者の経営悪化が危惧されているところです。

令和6年7月に厚生労働省が発表している第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数についてによりますと、2022年、令和4年度との比較において、2026年度には全国で約25万人、2040年度には約57万人の介護職員がさらに必要になるとの推計が示されております。

また、公益財団法人介護労働安定センターが実施している令和5年度介護労働実態調査によりま

すと、64.7%の事業所が職員不足を感じているとの結果も出ております。

私の地元天草市におきましても、合併しました10市町のうち8市町が高齢化率50%を超えている現状の中で、市が昨年度実施した事業所実態調査によりますと、介護人材の確保ができていない、あまりできていないと回答した事業所の合計が5割を超えているという現状が浮き彫りとなっております。

このように、介護人材の確保がますます難しくなる中で、天草地域をはじめ県内の事業所において、外国人介護人材を受け入れる動きも増えているようです。

そのような中で、国においては、職場環境の改善など、介護現場の生産性向上に向けた取組を重点的に進めており、令和6年度の介護報酬改定においても、介護テクノロジーの導入や業務改善の取組を要件とする生産性向上推進体制加算が新設されたところです。

介護人材不足の解消が求められる中、外国人介護職員の確保や介護現場の生産性向上を含め、介護人材の確保に向けて、県としてどのように取り組んでいかれるのか、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 介護人材の確保についてお答えします。

本年3月に策定した第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画において、令和8年度時点の介護職員数の推計では、必要とされる人数を4,820人下回ると見込んでおり、介護人材の確保は、県としても喫緊の課題であると認識しています。

県では、学生等を対象にした就職フェアの開催や介護福祉士の資格取得に向けた支援等を行って

きたところですが、引き続き、多様な人材の参入促進や介護現場の生産性向上など、様々な対策を講じる必要があると考えています。

議員御指摘の外国人の介護職員につきまして、令和元年度から5年間で約1,000人増加しており、県内の介護現場において重要な担い手となっています。

これまで県では、介護福祉士を目指す留学生や技能実習生の日本語学習の支援等に取り組んできたところであり、今年度は、新たに外国人介護職員を雇用する事業所に対する家賃の助成に取り組むなど、さらなる受入れ環境の整備を図っています。

また、介護現場の生産性向上については、介護ロボットやICT機器を導入する事業者を支援し、介護職員の身体的・心理的負担の軽減や業務効率化を図っています。

国においても、介護現場への介護ロボット等の導入を促進しており、県としても、国と歩調を合わせ、それぞれの介護現場の課題に対応した機器の導入や活用の支援など、生産性向上に向けて積極的に取り組んでまいります。

このほか、県内では、人材確保対策として、資格を必要とする業務とそれ以外の業務を切り分けることで、障害のある方や高齢の方など、多様な人材が活躍できる場を提供している介護施設もあります。

県としても、このような柔軟な勤務環境の整備による人材確保の取組を、広く県内に周知したいと考えています。

今後も、介護現場の方から御意見を伺いながら、市町村や関係団体と連携して、介護人材の確保に粘り強く取り組んでまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 御答弁をいただきました。

一朝一夕で人材不足を改善することは難しいかもしれませんが。答弁において、外国人介護職員についての支援、助成についての話もありました。現場では、言葉の違い、また文化の違いからくる摩擦もあるように聞いております。また、介護現場での生産性向上、介護職員の負担の軽減等への取組の話もありました。これからも、介護業界の人手不足解消の成功事例等がありましたら、御紹介いただきたいと思います。

次に、中学校の部活動地域移行について質問いたします。

中学校の部活動地域移行につきましては、一昨年12月に一般質問をさせていただきました。国のガイドラインを踏まえて県の推進計画を策定し、市町村等への説明や推進体制の整備を進めるとの答弁をいただいたところです。

早速、その翌年には推進計画を策定され、学校、家庭、地域、行政が連携、連動しながら推進いただいておりますことに感謝を申し上げます。

県内では、知恵を絞りながら、地域スポーツクラブや拠点校との合同部活などにより地域移行が順調に進められている自治体もある一方で、熊本市では、指導者不足で地域移行を断念し、教員や希望者が指導する前提で現状のまま部活動を存続するという方針が検討委員会から示され、その方向で検討がなされているとのことでもあります。

令和7年度までとする改革推進期間の中で、どれだけの自治体が予定どおりに地域移行を進めることができるかを考えたときに、やはり課題感としてあるのは、指導人材の確保と経費負担の2点ではないかと考えます。

そこでお尋ねいたします。

熊本県では、人材確保の取組として、県地域クラブサポーターバンクを設けていますが、このバンクの登録者数と運用状況についてお尋ねしま

す。

また、人材確保は、都市部を離れるほど困難となることが予想され、なかなか自治体だけでは対応が難しい部分も出てきていると思われますが、その点について、県としてどのように関わっていくのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

さらに、天草市では、中学校部活動移行コーディネーターを配置して、人材確保に苦慮しながらも、指導員を10名ほど確保しながら進められているようですが、その人件費——謝金、報酬などですが、人件費や広い市域を移動するに当たり、必要となる交通費などの経費負担が大きな課題となっているとも聞いています。

このような経費に対する支援がなされることで地域移行が進む部分もあるのではないかと考えますが、県の支援についていかがお考えかを、以上、教育長にお伺いします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君） まず、人材確保の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、県内に68ある総合型地域スポーツクラブの指導者やスポーツ推進委員等を対象とした研修会を複数回開催し、指導者の資質向上を図るとともに、新たな指導者の人材発掘にも取り組んできたところでございます。

その結果、昨年12月に設置した熊本県地域クラブサポーターバンクの登録者数は、11月末現在で165人となっています。

また、本バンクへの登録情報については、定期的に市町村に提供し、人材確保に向けた取組に活用していただいているところでございます。

一方、都市部から離れた地域では、議員御指摘のとおり、自治体だけでは人材確保が困難な状況にあります。

そこで、県教育委員会では、市町村へのヒアリング等を実施し、そのニーズを踏まえた上で、クラブサポーターバンク登録者が都市部以外でも活動できる地域の確認も行っています。さらに、競技団体や大学等へも、サポーターバンクへの登録や地域への指導者派遣について働きかけを行っています。

引き続き、自治体と連携し、新たな人材発掘や人材確保に取り組んでまいります。

次に、中学校の部活動地域移行に係る経費支援についてお答えします。

現在、県教育委員会では、市町村と連携し、国の事業を活用しながら、指導者の人件費や移動に係る交通費等を含めた必要経費を補助する実証事業を実施しています。

今年度は、県内16市町村が本事業に取り組み、持続的な地域移行の運営に係るコストや受益者負担の在り方について検証しています。

例えば、玉名市では、指導者の謝金や会場使用料は運営主体の負担、指導者の旅費や大会参加費については受益者負担とするなど、それぞれで経費を賄いながら運営を行っています。

県教育委員会としましては、今後も、多くの市町村にこの実証事業の活用を促すとともに、実証事業の成果を広く県内に周知してまいります。

また、国が来年春に示す予定である今後の財政支援等の方向性を踏まえながら、熊本県中学校部活動の地域移行に係る推進協議会において、支援の在り方を検討してまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 御答弁をいただきました。

県教育委員会では、市町村と連携し、指導者の人件費や移動に係る交通費等を含めた必要経費を補助する実証事業を実施している、今年度は、県内16市町村が本事業に取り組み、持続的な地域移

行の運営に係るコストや受益者負担の在り方について検証している、県として、今後も多くの市町村に実証事業の活用を促すとともに、実証事業の成果を広く県内に周知していくということでありました。

生徒さんにとって、部活動の経験は、人生に大きな影響がある教育であると思っています。その生徒さんに重心を置きながら、生徒さんを中心に、中学校の部活地域移行に慎重に取り組んでいただきたいと思います。

次に、多様な学びの場整備事業と特別支援教育支援員の配置について質問させていただきます。

まずは、小中学校の特別支援教育についてでございますが、教員の確保につきましては、昨年12月の一般質問におきまして、教員の成り手が不足している中で、教職の魅力発信や働き方改革をどのように行っていくのかとの質問をさせていただきました。

教育長からは、あらゆる手段により人材の確保に努める、ICTや外部人材の活用により教員の負担軽減につなげるとの御答弁もいただきました。

今回は、特別支援教育に特化してお尋ねしたいと思います。

社会情勢の変化に伴い、障害の捉え方も変わっていく中で、特別支援教育を要必要としたり求めたりする児童生徒数が増えているようでございます。

私の地元天草市に確認したところでは、特別支援学級数と児童生徒数の直近の推移を5月1日の時点で見ると、令和4年度が62学級226人、令和5年度が63学級242人、令和6年度が63学級255人と、年々増加傾向にあるようです。

同様に、県全体を確認しましたところ、令和4年度が7,432人、令和5年度が7,866人、令和6年

度が8,387人と、本県全体も増加し続けている状況です。

このような現状を踏まえ、令和5年9月議会では、教育長から、多様な学びの場整備事業を実施し、教員が複数の学校を巡回して対象の児童生徒を指導する巡回型通級指導教室の段階的な整備、障害のある子供の最適な学びの場の検討、判断における共通の考え方を整理することや全ての教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図ることに取り組む等の説明があり、約1年が経過いたしました。

そこで、1点目の質問ですが、多様な学びの場整備事業の現在の検討状況や今後の見通しについて、教育長にお尋ねします。

また、先ほども申し上げたとおり、特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加傾向にある中で、天草市独自で教育活動等の補助を行う特別支援教育支援員20名を配置しているようですが、令和6年度におきましては約5,000万円の予算措置がなされており、年々増額しながら対応しているとのことでした。

その財源としては、国の地方財政措置が見込まれているようですが、結論として、市の財政負担が大きいものとなっているのが実情のようです。

そこで、2点目の質問になりますが、このような財政負担の大きさから、市町村の財政状況により特別支援教育支援員等の配置に格差が生じることも考えられるため、県としてどのような支援を考えられているのか、以上、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、多様な学びの場整備事業の3つの主な取組の進捗と今後の見通しについてお答え申し上げます。

1つ目は、巡回型の通級指導教室についてです

が、現在、モデル地域を設定し、1人の担当者が複数の学校を巡回して指導を行う取組を進めています。

この取組を通して、通級による指導を受けながら通常の学級で学ぶことを希望する児童が増えております。また、学校間の連携方法など、巡回型の通級指導教室を効率的に運営するための工夫等も明らかになってきており、一定の有効性が確認できたところでございます。

引き続き、巡回型の通級指導教室の充実に向けて取り組んでまいります。

2つ目は、障害のある子供の最適な学びの場の検討についてでございます。

学びの場の検討では、障害の状況や現在の支援内容などを把握した上で、必要な教育内容や支援をどのように提供するのかを検討することが重要です。

そこで、県教育委員会では、市町村教育委員会が子供の実態をより正確に把握し、判断するための具体的な視点等について、外部の専門家等に意見を伺いながら研究、検討を進めています。

来年度は、一部の市町村で試行的に実施し、課題を整理した上で、各市町村に広げていくこととしています。

3つ目は、教員の特別支援教育に係る専門性向上の取組についてです。

昨年度から、教員相互の研究授業参観等を通して、実践力を高める研修に取り組んでいます。さらに、来年度からは、通常学級の担任対象のオンデマンド研修や特別支援学級・通級による指導担当者の日頃の悩みに即した内容の新たな研修を実施してまいります。

次に、特別支援教育支援員配置に係る市町村への支援についてお答え申し上げます。

小中学校等の支援員の配置につきましては、市

町村教育委員会が各学校の実情に応じて配置を行っており、その費用については地方交付税措置があります。しかしながら、議員御指摘のとおり、国の財政措置はあるものの、市町村によっては財政の負担が大きくなっているとの話もお聞きしています。

県教育委員会といたしましては、これまでも、市町村の支援員について、国に対し、地方財政措置額の拡充を繰り返し求めてきたところでございます。その結果、国の措置額は年々拡充されてはいますが、まだ実態との乖離が見られることから、引き続きその拡充を要望してまいります。

今後も、県全体の特別支援教育の充実に向けて、市町村教育委員会と連携しながら取組を進めてまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 御答弁をいただきました。

多様な学びの場整備事業については、巡回型指導教室について、学びの場の検討、教員の専門性向上の取組ということで答弁をいただきました。

また、特別支援教育支援員配置に係る市町村への支援につきましては、国に対し、地方財政措置額の拡充に関し、引き続き要望をしていくとの答弁がありました。どうぞよろしく願いいたします。

次に、人手不足解消のための雇用対策について質問いたします。

少子高齢化や過疎化が進む中で、県内産業界における人手不足は深刻化しており、特に中小零細企業にとっては、働き手が確保できないことによって倒産を心配するような声も聞こえてきております。地域経済にとって、雇用対策は喫緊の課題となっています。

そのような中、県においては、今年8月に、知事をトップとする「くまもとで働こう」推進本部

を設置されました。私も本部会議の資料を拝見いたしました。8月20日に開催された第1回本部会議資料において、本県の人手不足の現状が示されています。

熊本商工会議所などによる熊本市下の中小・小規模事業者100社アンケートの調査結果によると、75%の企業が人手不足感があると回答し、人手不足の原因として最も多いのが、応募そのものがないが60%、次いで高齢化による退職増と回答されています。

また、熊本労働局の公表データを見てみると、令和5年度から令和6年度にかけて、企業の求人に対して、求職者が毎月7,000人程度不足しているとのことでした。

そして、職業別に見ると、建築・土木・測量技術者、医療技術者、介護サービス職業、接客・給仕職業、輸送・機械運転従事者、土木作業といった職業の求人倍率が特に高く、県民の皆様の生活を支える上で欠かせないような職業分野を中心として、働き手が足りないという深刻な状況になっています。

このような県内の人手不足を解消するためには、就職の際に、若者に県内企業に就職してもらう、女性や高齢者など誰もが働きやすい環境を整備する、在職者のスキルアップや将来の熊本を担う人材を育成するといった取組を強化していく必要があるのではないのでしょうか。

本県の産業界を支える人材の確保を図るため、「くまもとで働こう」本部会議における議論を踏まえて、県として、今後人手不足に対してどのように取り組んでいけるのか、商工労働部長にお尋ねします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 議員御指摘のとおり、建設、運輸、医療、福祉など、様々な分野に

おいて深刻な人手不足の状況にあり、この課題に対しては、全庁的な取組が必要であると認識しています。

そこで、各産業の人材育成、確保に向けて、関係部局による課題共有や連携体制を構築し、課題解決に向けた取組を進めるため、8月に、知事を本部長とする「くまもとで働こう」推進本部を設置いたしました。

10月の第2回本部会議では、関係部局の現在の取組や既に成果を上げている県内の企業や各団体の好事例を共有し、今後の施策の方向性を議論いたしました。

この好事例について御紹介しますと、ある介護サービス事業者では、有資格者にしかできない業務と資格が不要な業務を切り分け、細分化することで、介護職の業務負担軽減を図るとともに、障害者やアクティブシニアといった多様な人材の雇用にもつなげられています。

また、採用活動に関して、自社が選ばれない理由をしっかりと調査、分析をし、一人暮らし手当を拡充するなど、福利厚生を見直したことで、遠方の高校から応募する生徒が増え、求める人材の獲得につながったという事例もございました。

今回収集した好事例には、分野を超えて活用できるような様々なヒントやアイデアが多く含まれています。これらの取組が、多くの企業や様々な業界に広がることで、熊本で働く魅力を高めることにもつながっていくと考えています。

県では、現在、企業の採用力向上への支援やマッチングイベントによる雇用・就業機会の創出、職業訓練をはじめとした産業人材の育成など、様々な取組を進めています。

これまで2回の本部会議で整理いたしました課題や共有した好事例からは、賃金以外で魅力を高めることも人材獲得の大きな訴求力となることや

従業員を大切にしていることが選ばれる企業につながるという、改めての発見や気づきもございました。

これらを踏まえながら、今後、より実効性のある施策について検討を重ねてまいります。また、同時に、好事例を積極的に情報発信することで、企業とも一体となって、本県で働こうという機運を高めてまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 御答弁をいただきました。

現在、中小零細企業では、人手不足と併せて、燃油をはじめ諸物価の高騰のために、経営が非常に厳しくなっています。特に、2024年4月からの働き方改革以降に厳しさが増したという声が最近聞こえてくるようになりました。それに伴い、人件費も上昇してきております。これも経営を圧迫している要因ではあります。

求人募集してもなかなか応募自体がないという現状を見ましても、その企業の魅力を高めていくということも大事だと思います。本来、経営は自助努力が基本です。しかし、今、自助努力だけでは克服できない局面に来ていると思います。どうぞ成功事例等の情報を共有していただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移りたいと思います。

次に、人口減少地域における保育所の運営について質問いたします。

過疎化の進展が著しい中で、地理的条件が不利な地域において、保育園の運営が困難となり、休園するケースが出てきています。

天草市においては、入所児童の減少による休園が6園、また、最少定員20名に満たない保育園が6園という現状であり、地域で安心して子供を育てられる環境維持が難しくなっています。

この影響は移住にも関係しており、人口急減地

域への子育て世帯の移住を推進する際にも、保育園がないことで移住を諦めるケースもあり、人口減少の負の連鎖を引き起こしているところです。

過疎地におけるこれらの現状を踏まえ、国においては、こども家庭庁が来年度以降の新方針をまとめるとの話もあっているところです。

県においても、現在策定を進められており、先日、パブリックコメントにかけられていたこどもまんなか熊本・実現計画において「人口減少地域においても安定的に保育所等を運営できるよう支援制度の拡充を国に引き続き要望して」いくとの文言が記載されているところではございます。

そこで、少子化の影響のみならず、社会情勢の変化による影響も相まって、定員割れとならざるを得なくなっている保育所の運営費に対する支援制度の創設などにより、過疎地における子育て環境の維持につなげる取組ができないか、健康福祉部長にお伺いします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 議員御指摘のとおり、地域において安全で質の高い保育機能を維持していくことは、子育て当事者にとってはもちろんのこと、地域にとっても、若年層の流出を防ぎ、地域が存続していく上で大変重要であると認識しています。

本県の保育施設を利用する児童数は、平成31年4月の5万6,436人以降毎年減少しており、令和6年4月には5万1,166人と、5年で1割減少しています。

一方、本県の保育施設数の推移を見ますと、保育所と認定こども園の数は、約660園と横ばいになっています。

したがって、本県の保育施設の定員充足率は年々減少しており、定員を下回ることが常態化した施設では、運営を維持することが難しくなりま

す。

また、これ以上は定員を下げるできないという保育所等の定員は20名ですが、この最少定員で運営する保育所等の数は、令和3年の17園から令和6年には26園に増えています。

こうした現状から、地域によっては経営が厳しい保育所等が増加していると認識しています。

人口減少地域においても、保育機能を維持させるためには、保育所等の運営費に係る公定価格を規定している国が適切な対応をすべきものと考えております。

そのため、県では、国に対し、公定価格が地域において保育機能を維持していくために十分な設定になっているか再度点検を行い、必要な加算制度を拡充することについて要望したところです。

また、今後、市町村においては、地域インフラとしての保育機能を確保しながら、保育所等における子育てに関する相談対応等に取り組む多機能化や他の福祉関係機関との連携についても、検討を進めていくことが重要となると考えます。

県としては、市町村の検討が進むよう、利用可能な制度の説明や事例提供を行うこととしています。

引き続き、保育所等が地域の中でその役割を十分に発揮できるよう、国や市町村と連携しながら取り組んでまいります。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 御答弁をいただきました。

私も、最近、幼児教育の重要性、必要性を、年を取るにしたがって感じてまいりました。

人の成長の中で一番基本となるのは、0から1歳児のときに、親との、また、守ってくれる人の存在がその後の人格形成に大きく影響があるとの話を聞く機会がありました。精神的に壁にぶつかったときに、逃げ込める場所、シェルターになる

親や守ってくれる人が必要だということです。

私は、保育園の場合は、共稼ぎなり、両親が働く中で一時期預かってくれる場所という捉え方をしておりました。まさに、目からうろこの話でありました。そのような意味でも、保育所の存在は大きいと思います。

天草市におきましては、休園する保育所も増加傾向にあります。過疎化の進展が著しい中で、地域で安心して子供を育てられる環境維持が難しくなっています。大きな課題ではありますが、県のほうでも、指導を含めて対応いただきますようお願いいたします。

以上、6問を質問させていただきました。

本年4月に、民間の有識者でつくる人口戦略会議が、全国1,729自治体の持続可能性を分析した結果を発表した件は、皆さん記憶されているところと存じます。

この結果の中で、熊本県におきましては、消滅可能性自治体とされたのが18自治体、自立持続の可能性のある自治体とされたのが7自治体でした。残念ながら、私の住む天草2市1町は、消滅可能性自治体とされています。

その中でも、TSMCの進出などから、今後も人口の増加が見込まれる合志市をはじめとする近隣地域におきましては、自立持続の可能性のあるという分析結果でございました。

人口減少や依存度の高い普通交付税の減少などを考えますと、今回消滅の可能性があるとされた自治体は、厳しい財政のかじ取りを余儀なくされるものと思われます。

さらに、合併後の有利な財源として活用されてきた合併特例債の活用期限を今年度から来年度に迎え、自治体は自主財源で対応しなければならないことや、広域な合併を行った自治体ほど抱える施設の数も多いことに加え、特に、敷設後数

十年を迎え、敷設替えが喫緊の課題となっている上下水道管の維持経費をどのように捻出していくかについては、今後ますます深刻な問題となってくるものと危惧しているところです。

今回の一般質問におきましては、財政的な支援を求める内容を主にお聞きいたしましたのは、厳しい財政状況の中でも、創意工夫の下、事業を展開する自治体の今後を見据えた切実な財政事情をかいま見たからでございます。

木村知事は、熊本の新時代を県民とともに創るとして、県内自治体の独自振興策の実現を図るとした地域未来創造会議の立ち上げや、県民から直接意見を伺い、県の政策に速やかにつなげるお出かけ知事室を着実に実行されておられます。

引き続き、力強く県政を牽引いただくことをお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。

少々時間が余りましたが、御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明7日及び8日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る9日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時59分散会

第 5 号

(12月9日)

令和6年 熊本県議会11月定例会会議録

第5号

令和6年12月9日（月曜日）

議事日程 第5号

令和6年12月9日（月曜日）午前10時開議

- 第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）
- 第2 議案等に対する質疑（第1号から第33号まで）
- 第3 知事提出議案の委員会付託（第1号から第33号まで）
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）
- 日程第2 議案等に対する質疑（第1号から第33号まで）
- 知事提出議案の上程（第34号から第44号まで）
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託（第1号から第44号まで）
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程（第45号）
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名（48人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 畠 ミ カ さん

立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君

西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名（1人）

瀏 上 陽 一 君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 倉 光 麻里子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
食のみやこ
推 進 局 長 辻 井 翔 太 君
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者
管 理 者 平 井 宏 英 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 長
委 員 出 田 孝 一 君

監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事務局次長 本 田 敦 美
兼総務課長
議 事 課 長 富 田 博 英
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長（山口裕君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（山口裕君） 日程に従いまして、日程第1、6日に引き続き一般質問を行います。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕（拍手）

○荒川知章君 皆様、おはようございます。自由民主党・葦北郡選出・荒川知章です。本年2月の定例会に続き、6回目の一般質問となります。質問の機会を与えていただきました先輩議員、同僚議員の皆様、心より感謝を申し上げます。

私にとりまして、木村知事が就任されまして初めての一般質問となります。知事はじめ、答弁をいただく教育長、部長におかれましては、どうぞ明快な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問のほうに入っていきたいと思えます。

まず初めに、大規模災害の教訓を踏まえた防災力の強化についてお尋ねをいたします。

能登半島地域では、今年1月1日に大規模地震が発生し、甚大な被害に見舞われました。その後、9月の豪雨災害も重なった現地では、今なお多くの方が復旧に当たられています。

また、8月には、宮崎県日向灘で発生した地震

に伴い、南海トラフ地震臨時情報が発表され、改めて、大規模災害への備えの必要性を認識させられました。

そして、本県においても、平成24年熊本広域大水害、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨など、数々の大規模災害に見舞われてきました。

災害からの復旧、復興の道のりは大変なものがありましたが、災害のたびに、これまでの災害対応を振り返り、着実に防災力の強化が進んでいると私は思っております。

本県では、防災センターの整備や大災害の経験を踏まえた防災体制の強化、今年度は「世界津波の日」高校生サミットや、ぼうさいこくたいといった防災イベントの実施など、全国に先駆けた取組が行われています。

しかしながら、防災力の強化は、どれだけやっても完璧とはならず、将来の方が一への備えとして、市町村など関係機関と連携し、日々進化させていかなければならないものだと考えています。

石破総理は、臨時国会冒頭の所信表明演説において、防災へのさらなる対応を重要政策課題に掲げられました。また、今年度の経済対策においても、防災・減災、国土強靱化の推進が盛り込まれています。

災害は、いつ、どこで発生するか分かりませんが、近年の異常気象を考えても、激甚化、頻発化する災害への備えは、日本全国、どの地域でも平時から行うべき課題であると考えます。

そのため、これまで本県が培った経験や教訓を踏まえた防災力強化の取組を全国に発信することは、日本各地で今後想定される大規模災害に備える意味で重要な役割を果たすのではないかと考えています。

大規模災害を経験した本県だからこそ、他県に先んじて、防災力を高める先進的取組を、他県の

模範となるように取り組みつつ、さらにそのことを発信していくことが重要です。

そこで質問です。

県では、これまで防災力の強化を進めてこれましたが、改めて、大規模災害の教訓を踏まえ、今後防災力の強化にどのように取り組んでいかれるのか、また、大規模災害を経験してきた本県だからこそ、全国的な課題である防災力強化に対してどのように関わっていく考えなのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 荒川議員から、大規模災害の教訓を踏まえた防災力の強化について御質問いただきました。

私は、平成28年の熊本地震、そして令和2年7月豪雨、これらのこれまで甚大な被害を受けてきた熊本県の知事として、防災に対する強い思いを持っております。

災害は、いつ、どこで起きるか分かりませんが、あらかじめ可能な限りの備えを行っていくことにより、被害の最小化、そして被害に遭われた方々の一刻も早い再建につながることはできます。

このため、今定例会に提案させていただきました、くまもと新時代共創基本方針の中で、取組の基本的方向性の4つのうちの一つに「県民の命、健康、安全・安心を守る」、これを掲げております。防災、減災を含む災害に強い県土づくりを進めることとしております。

既に実施しております全市町村が参加しての豪雨対応訓練、また、物資等の確保や移送に関する民間企業との協定の締結、KVOADなどのような民間ボランティア団体との連携など、大きな災害を経験したからこそ本県の取組は、今、国や全国の自治体から高い評価をいただいております。

す。

例えば、私がかつて所属しておりました総務省消防庁では、本県の訓練をモデルとした内容で、小規模な自治体と都道府県が連携した訓練を展開してくださっているところでございます。

また、議員も御紹介いただきました、本年10月に本県で開催いたしました防災推進国民大会と「世界津波の日」高校生サミットは、ともに過去最大の参加者数となりました。この2つの防災のビッグイベントを通じて、本県の取組や創造的復興の状況を強力に発信し、防災意識の向上に大きく寄与したと考えております。

さらに、今月12月19日に、能登半島地震での教訓を踏まえ、天草・水俣地域における孤立対応を想定した総合防災訓練の実動訓練を行わせていただきます。天草地域における海上自衛隊の艦艇による揚陸訓練や水俣市における陸上自衛隊のヘリコプターによる緊急車両の輸送訓練などを行いまして、実践的な災害対応力の向上を図るとともに、孤立への県民の不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

国は、能登半島地震、豪雨での教訓を踏まえ、平時から、被災者支援のための備蓄などを拡充する事前防災の考えを改めて示したところです。

この事前防災は、本県がこれまでも推進してきたことでありまして、熊本県としても、市町村などと連携して、この事前防災の考え方の下、必要な資機材、物資の整備を進めるなど、県民の安心、安全の確保のため、さらなる防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、これまでの災害の経験、教訓を生かし、国全体の防災力の強化に貢献することは、熊本県の使命であると考えております。

特に、本県は、九州を支える広域防災拠点構想を掲げ、南海トラフ地震などが発生した際には、

大きな被害が想定される宮崎県、大分県などへの支援を行うことができるよう、訓練の実施や拠点機能の強化を進めているところであります。

県民の皆様の生命、財産はもちろんのこと、九州、そして全国の皆様の生命、財産を守ることに貢献していくことが、これまで大災害で全国から御支援をいただいた熊本県の責務であり、恩返しであるという思いも込めて、最大限の努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、対応できた自治体は20%だけだったとのアンケート結果が出ています。国全体の防災力の強化に貢献することは、知事がおっしゃるように、本県の使命であります。知事の力強い思いを確認することができました。ぜひよろしくお願いいたします。

私の地元には、県内で唯一の防災道の駅として、道の駅たのうらが指定されています。今後も、防災拠点として、しっかりとした役割を果たす必要があります。

国でも、今年度補正予算や来年度当初予算で、関係予算が手厚く確保していただけるものと思いますので、ぜひ県におかれましては、国の補正予算や来年度当初予算をうまく活用し、大規模災害を経験してきた本県だからこそ、他県の一步先に行く取組を積極的に進めていただきたいと思います。

次に、食のみやこ熊本の実現に向けて質問をいたします。

木村知事は、さきの知事選挙において「食のみやこ熊本県」の創造！を公約に掲げ、選挙戦を進められました。その公約を実現すべく、10月には、食のみやこ推進局を設置されました。県産

品のさらなる販路拡大に向け、熊本の豊かな食文化を生かした農林畜水産物の高付加価値化を進めることを狙いとして、新たな組織がスタートしています。

一方、市場では、今年、米の販売価格が大きく上昇しました。また、コロナ禍を思い出してみると、当初は、東京都内のデパートの地下食料品の店先から野菜や果物など生鮮食品が消え、食料品の確保が困難になるという報道を目にするなど、食料を輸入に頼る我が国の脆弱性が露呈してしまいました。

そのような経験を踏まえて申し上げますと、知事が常々おっしゃっている、熊本の最大の産業は農業である、熊本から日本人の胃袋をつかみたいという言葉は大変意義深いものであるとともに、食料安全保障という観点でも、私も大いに賛同するところであります。

私が住む水俣・芦北地域では、温暖な気候の下、山と海の幸やかんきつ類など豊富な農林畜水産物に恵まれており、県南フードバレー構想に基づき、地元で生産された農林畜水産物を活用した商品開発、流通の取組が積極的に行われています。

特に、最近では、和紅茶の生産が盛んに行われており、令和4年度には、芦北町のお茶のカジハラさんが生産された紅茶が、イギリスの国際品評会で世界一に輝いておられますし、芦北高校では、ジビエを使った商品開発も行われております。

また、津奈木町では、酒蔵・亀萬酒造さんが農業に参入され、自ら酒米を生産されておられますし、地元小学校の児童が、地元J A青壮年部の皆さんと協力の下、特産のサラダタマネギを民間事業者と連携して、生産から加工、商品開発、流通まで取り組むなど、食に関する様々な取組が展開

されています。

知事が目指しておられる食のみやこ熊本の創造は、県南地域においては、こうした県南フードバレーの取組をさらに進化させていくものではないかと思います。

そこで、まず1点目に、今後、食のみやこ熊本を実現していく中で、県南フードバレー構想をどのように推進していくかについて、知事の思いをお尋ねいたします。

次に、農林水産業の現場では、担い手不足に直面しているという現実があります。国は、農業経営体の数が2030年に半減するとの試算も出されています。農業は、ほかの仕事と違い、自然相手の労働環境で、収入や休みの不安定さがあるなど様々な課題があることは地元でも聞いています。この産業には本当に魅力がないのでしょうか。そうではないと私は信じています。

そのような中、知事は、親元就農に熱心であると聞いています。親元就農の方々には、営農に当たって必要となるトラクターや田植機など農機具、ハウスなどの施設、田畑などの経営資源がそろっており、就農が比較的スムーズにできると考えられ、親元就農を支援するという考えは、担い手不足を解消するため、とてもよい方向であると私も思っています。このような知事の思いを聞いたとき、熊本の農業の未来はとても明るいものになっていくと思っています。

また、知事は、就農者を増やすためにも、休みが取れる農業を実現したいとの思いも口にされており、このような考えが、今後担い手確保を行う上で重要性を増していくと私も感じています。

一方で、農業が天候や作物の生育に左右される仕事であることを考えると、その実現が簡単ではないことは理解しているつもりですが、とはいえ、どうにかならないものかと考えるところであ

ります。

そこで、2点目として、農業の担い手を確保するため、親元就農を進めたいと考える理由とその支援の方向性について、また、休みが取れる農業の実現に向け、どのように取組を進めていかれるのか、知事の考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 食のみやこ熊本県の実現に向けて御質問いただきました。

まず1点目に、くまもと県南フードバレー構想の推進についてお答え申し上げます。

くまもと県南フードバレー構想は、県南地域の豊かな農林畜水産物の資源を活用し、食関連産業などを集積させるフードバレーを形成することによって県南地域の活性化を目指すものでありまして、平成25年3月の構想策定から、昨年で10年を迎えました。

私は、副知事時代に、構想の推進母体であるフードバレー推進協議会の会長として、市町村や食関連事業者などと連携して、様々な取組を行ってまいりました。特に、令和2年7月豪雨とコロナ禍の後には、当時のフードバレーの施策を見直しまして、都市圏などでの商談会や県南フェア、そういったものの開催、または、ECサイトでの販売促進キャンペーンの実施などで食関連産業の売上げの回復を図る、それらとともに、フードバレー経営塾というものを創設しまして、食関連の人材育成に全力を注いできたところでございます。

ただ、これまでの取組を総括しますと、一定の成果は出ているものの、やはりさらなる施策の推進により県南地域の一層の活性化につなげる必要があると私は認識しております。

議員御紹介のとおり、県南地域は、日本一の生産量を誇るトマトをはじめ、デコポンなどの農林畜水産物に恵まれています。こうした産地の特性

を生かしながら、農産物として出荷するだけではなく、加工して販売することで、単価や収益性のアップが見込まれます。また、農家単独で加工に取り組むとなると、これは非常に大変なことでありますが、フードバレーのネットワークの下に地域で連携すれば、ビジネスの可能性は広がっていくものと考えています。

また、これらの加工品の販売においても、民間企業とのコラボレーションでありますとか、地元の商工団体などしっかりと連携することで、今後、会員の活動支援に幅や厚みが出るものと期待しております。

さらに、八代港には海外クルーズ船が多く寄港いたします。それらのインバウンド客向けにツアーを企画するなど、県南地域の特産品のPRや農業体験を通して地域の魅力を感じてもらうことで、輸出も見据えた新たな販路につなげたいと考えております。

この10年間で、フードバレー構想実現に向けた機運は着実に高まっております。そこで、これまでに蓄積した情報やノウハウなどの経験を生かして、核となる人材の育成と販路開拓に取り組みながら、県南の地域資源である農産物や食文化を生かした新商品の開発などによって、農産物やお酒などの高付加価値化を図るとともに、食関連産業の育成や誘致もしっかりと推進していきたいと考えております。

フードバレー構想は、今後策定予定の食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョン、この中核に位置づけ、フードバレー構想ステージ2として、さらなる展開を図るため、具体的な取組を検討してまいります。

県南地域の活性化は、県土の均衡ある発展という意味で県政の重要課題であり、知事として、県南フードバレー構想の実現に向け、しっかり取り

組んでまいります。

次に、担い手確保対策についてお答え申し上げます。

担い手の確保、育成は、熊本県の農業政策の喫緊の課題でございます。

私は、選挙期間中、または知事就任後も、各地を回る中で、産地として格段の活気がある地域に出会いました。そこでは、多くの後継者が自身の地元で就農し、仲間とともに切磋琢磨しながら農業を営んでおり、改めて、地域農業の中核として未来を支える担い手は親元就農だというその思いを強くしたところでございます。

そこで、知事就任後、アンケート調査を行いました。その結果においても、やはり親元就農者の多くは、地域への愛着が強く、地域の担い手として高い志を有するとの意見をいただいております。熊本県の農業の未来を支える人材として、その確保に向けた具体的な施策を現在検討させていただきます。

また、休みが取れる農業、議員御指摘いただきましたが、この点につきましては、後継者が地元で就職する上でも大変重要です。後継者が多く残っている雇用型の経営では、必要な労働力を確保し、交代制による休みの取得を実現されたり、また、家族経営であられても、スケジュール管理のアプリなどを活用するとか、栽培時期の分散を図って労働力の平準化を図ることで、休みが取れる農業経営を实践されている事例もございます。

ベビーリーフを生産する益城町の農業法人では、完全週休2日制を導入した結果、生産性の向上や求職者数の増加など、まさに休みが取れる農業経営を実現され、今年度、農林水産祭において、内閣総理大臣賞を受賞されました。

しかし、農業は自然相手のなりわいでございます。休みが取れる農業の実現には、まだまだ多く

の課題があると承知しております。

今後は、外国人材や農福連携などを通じた労働力の確保と併せて、休みが取れる優良事例の分析と普及を図り、農業経営者の思いに応えられるよう、積極的に施策を推進してまいります。

私の掲げる食のみやこ熊本県も、そして稼げる農林畜水産業も、全ては担い手が確保されてこそ実現できるものと考えています。今後も、関係機関一体となり、担い手の確保に全力を注いでまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 県南地域の活性化は、県政の重要課題であるという知事の言葉を大変うれしく思います。私の恩師である故山本秀久先生が常におっしゃられてたのは、八代が県の第二の都市とならなければならないということでした。

県南フードバレー構想もステージ2に入ります。食のみやこ熊本の実現と併せて、さらなる進化を期待しています。

また、親元就農については、元気のある農村地域を知事自ら確認し、知事の気づきに基づく支援の強化ということで、知事の強い思いを確認することができました。支援の強化を期待しております。

休みが取れる農業については、農家の方からすれば、むちゃくちゃなことを言うなという批判の声があるだろうことも重々承知の上で私も申し上げましたが、後継者の確保の観点では大変重要なポイントだと思いますので、積極的に進めていただきますようお願いいたします。

私の地元芦北地域は、農林畜水産業が大きな柱であるべきだと考えます。我が国の食料自給率向上の一助となるほどの農林畜水産業の振興に努めなければなりません。農林畜水産業全てにおいての担い手の育成をお願いいたします。

次に、こどもまんなか熊本・実現計画についてお尋ねいたします。

昨年4月、政府において、こども家庭庁が創設され、こどもまんなか社会の実現に向けた取組が本格的にスタートし、様々な取組が展開されています。

本県においても、令和5年度から、こどもまんなか熊本の取組をスタートされました。今年度は、木村知事の下、県政の重要課題の一つとして「こどもまんなか熊本」推進本部を設置し、全庁挙げての取組が進められています。加えて、現在、こどもまんなか熊本・実現計画を策定中であります。

9月定例会では、策定に向けた中間整理の報告がなされ、その後、パブリックコメントやこども未来創造会議において、子供、若者をはじめ、子育て当事者、保育、教育の現場で働く人など、多くの方から意見を聴いてこられました。

私は、こどもまんなか熊本の実現は、県民の皆さんと同じ方向を向いて一緒に取り組まなければ成し遂げられないものであると考えます。その意味では、計画の策定に当たっても、多くの県民の方々とともに作り上げていくことが極めて重要であります。

そこで質問ですが、パブリックコメントやこども未来創造会議で出された意見にはどのような意見があったのでしょうか。そして、その意見を現在策定中の計画にどのように反映していかれるのでしょうか。

また、中間整理の段階では、計画の理念や方向性、施策の柱立てが実現計画の中心でしたが、県民の意見を踏まえ、今後どのような取組を進めていかれるおつもりでしょうか。

今後の取組の方向性及び計画策定のスケジュールについてお尋ねをいたします。

以上、健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、1点目の計画の中間整理に対する意見やその反映についてですが、10月4日から11月3日までパブリックコメントを実施し、合計82人から御意見が寄せられました。

あわせて、子供や若者、子育て世代等から直接意見をお聴きするこども未来創造会議を県内5か所で開催し、合計141人から御意見をいただきました。その中で、知事は、中学生、高校生と直接対話したところです。

主な御意見として、まず、子供、若者からは、学校におけるいじめ・不登校問題への取組強化、通学路の安全確保、様々な体験活動の充実、先生の児童生徒と向き合う時間の創出、公共交通の利便性向上、さらに、就職先としての地元企業の魅力向上などがありました。

次に、子育て世代など一般の方からは、不妊治療への不安、保育、教育の質の向上、安心して働き続けられる職場環境の整備などについて御意見がありました。

このように、非常に多岐にわたり、ふだんの学校生活や子育て環境、地域活動の中からの切実な生の声をいただきました。これらの貴重な御意見については、計画の基本方針編において、子供施策に関する重要事項として反映してまいります。

2点目の取組の方向性については、計画策定のみならず、施策の推進においても、子供、若者、子育て世代等の御意見を大切にしながら、県内市町村や企業、団体等とも連携の上、全庁を挙げて進めてまいります。

早速検討したい主なものとして、まずは、子供、若者から意見が多かった安全、安心に過ごせ

る学校づくりとして、いじめや不登校等の諸問題が挙げられます。これらは教育委員会を中心とする取組となりますが、子供、若者の置かれた状況やその背景を踏まえ、健康福祉部も連携して対応してまいります。

さらに、一般の方から御意見の多かった不妊治療への支援拡充の検討を進め、保育環境の充実を図るとともに、子育てしやすい職場環境づくりの推進にも取り組めます。

計画策定のスケジュールとしては、来年1月に有識者会議で審議の上、「こどもまんなか熊本」推進本部を経て、次期定例会において県議会の皆様にも御報告し、今年度中に計画を策定いたします。

県としては、県民の皆様の御意見を踏まえて策定するこどもまんなか熊本・実現計画を基に、オール熊本で子供政策をしっかりと進めてまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 国は、こども基本法により、子供、若者に関する政策決定の際、当事者である子供、若者の意見を聴くことを義務づけています。

県では、今回計画を策定されるに当たり、中学生、高校生との対話や子育て世代の方々からの意見など、多くの声を聴いていただきました。関係者の意見を聴くことは計画策定段階でも必要ですし、今後施策を実行していく段階でも必要なことです。

今後も、常に関係者の意見を聴いていただき、その意見を施策に反映する、その繰り返しをしていただき、関係者が同じ方向を向いて、一体的な取組として、子供や若者、そして子育て世代の皆様が笑顔で暮らせる熊本を実現していただきますようお願いいたします。

次に、子供たちが笑顔で育つ熊本の実現に向け

てお尋ねいたします。

先月文部科学省が発表した不登校の子供の数は、昨年、全国で34万人、本県も6,700人で、過去最多という状況です。

不登校には、幾つか原因があると思っています。不登校の子供の中には、学ぶ意味や目的が十分理解できず、不登校となっている子供がいます。また、学ぶ意味や目的が理解できたとしても、学びたいと思ったときに学ぶことができる環境も必要だと思います。誰一人取り残さない教育を実現するためには、学校で学ぶ意味について考えることが必要でしょうし、学びたいと思ったときに学ぶことができる環境づくりが重要ではないでしょうか。

そこで質問です。

県教育委員会では、これまでも、不登校対策として、教育支援センターの充実などに取り組んでこられましたが、今後どのような取組を展開していかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

次に、英語教育の充実、特に今回は、英語によるコミュニケーション能力の向上について質問をいたします。

本州からフェリーで30分、瀬戸内海に浮かぶ大崎上島という島の中に、広島叡智学園高校という広島県立の高校があります。平成31年4月に開校した、まだ新しい全寮制の中高一貫校で、国際バカロレアの認定校でもあります。

中でも私が衝撃を受けたのは、数学の授業が英語で展開されているということでした。英語の授業を英語で行うのは一般的に見かける光景ですが、数学の授業を英語で行うことは、私の想像を絶するものでした。授業を受ける生徒にある程度の英語力が必要な上に、日頃から英語に親しみ、当たり前、公用語のように授業の中で活用しながらの教育は、ある意味新鮮でもあり、これぞ現

代のグローバル社会が求めている英語教育の在り方ではないかと思ったところです。

現在の日本を取り巻く環境を考えたとき、英語教育は欠かすことのできないものであり、特に英語を話せることは、これから世界に伍する日本の若者、とりわけ半導体の外資系企業が進出して以降、グローバル化が急速に進んでいる熊本の若者にとっては、とても重要なことだと思っています。

そこで質問です。

この英語教育の充実強化、英語によるコミュニケーション能力の向上については、教育委員会としても強力に進める必要があると考えますが、教育長の考えをお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 1点目の不登校の子供たちに対する支援についてお答えいたします。

令和5年度文部科学省調査結果によると、不登校児童生徒の状況としましては、学校生活にやる気が出ない、不安、抑鬱、生活のリズムの不調の項目が多くなっています。

県教育委員会では、不登校児童生徒の学びの場を確保するため、スクールカウンセラー等の専門家を活用したカウンセリングの充実や教育支援センター設置など、様々な取組を行っているところでございます。

また、対人関係の不安やストレス等が原因で、自宅から出ることが難しく、教育支援センターやフリースクールのような施設に通えない子供もいることから、学びたいときに学ぶことができる環境づくりも重要であると考えています。

そのため、県教育委員会では、不登校児童生徒への支援に関する協力者会議を設置し、具体的な協議を進めています。今後、家から出ることができない子供への学びの場を確保するため、1人1

台端末やオンラインを活用した学習支援の方策などについても議論することとしております。

また、今月には、不登校児童生徒及びその保護者を対象に、必要な支援や要望等に関するアンケートを実施し、不登校対策に活用していく予定でございます。

引き続き、誰一人取り残さない教育を実現するため、不登校児童生徒に寄り添った学びの環境づくりに努めてまいります。

2点目の英語によるコミュニケーション能力の向上についてお答えします。

議員御指摘のとおり、グローバル化が急速に進んでいる中、将来を担う児童生徒の英語によるコミュニケーション能力、とりわけ話す力を高めることは大変重要だと考えています。

県教育委員会では、英語を話す力を育成するため、義務教育段階から、英語によるスピーチや対話などを重視した授業への転換を図っています。今年度は、新たに県内中学生1,200人に対し英語スピーキングテストを実施しており、結果を分析して授業力の向上に生かすこととしています。また、英語による話す力を強化するとともに、英語学習の意欲を高めることを目的として、児童生徒がALTと英語でコミュニケーションを図るイベントを行っています。この取組は、県内の市町村独自の国際交流の取組へと広がっています。

高校段階では、英語ディベート等を通じた授業づくりのほか、探求活動の成果を英語で発表して議論を行ったり、理科などの学習内容を英語でも学ぶ取組も進めています。また、国際バカロレアを導入予定の八代高校では、英語とそれ以外の1教科の授業を英語で行うことを検討しています。

さらに、10月に開催された「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本においては、県内の高校生が国内外から集まった多くの高校生と英語で

対話し、防災に関する議論を深めるなど、これまでの英語教育の成果が表れているものと考えています。

県教育委員会としましては、引き続き、英語によるコミュニケーション能力の向上のため、教科指導だけでなく、様々な場面において英語教育の充実を図ることで、グローバル社会を担う児童生徒の育成に努めてまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 不登校については、その生徒数が年々上昇するなど非常に深刻な問題であり、これだけテクノロジーが発達した現代においてオンラインを活用することは必須であると考えます。コロナ禍では、オンライン授業が積極的に展開されました。この取組は、学校に行きづらい子供たちにとっては、とてもよい取組だったと思います。が、コロナ収束後には、オンライン授業をあまり活用しないコロナ前の状況に戻りつつあるように感じています。できれば、簡単な単元は自宅などでのオンライン授業を取り入れた上で、学習意欲が高まったところで学校への登校を促すなど、様々な取組が必要だと考えます。引き続き検討をお願いしたいと思います。

また、英語によるコミュニケーション能力の向上については、現状、スピーキングの試験が大学受験でないため、大学受験だけを考えると、スピーキングを積極的に取り入れることはバランスが必要な面もあると思うのですが、コミュニケーション能力を高めることで異文化交流を深め、その結果、英語そのものへの学習意欲が高まると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、外国人労働力の確保、活用について質問いたします。

現在、日本全国、あらゆる産業で人材不足が深刻化しており、担い手としての外国人労働者は貴

重な存在となっています。

県内の在住外国人の数は、近年、半導体関連の外資系企業の進出などを背景として年々上昇しており、令和6年6月末時点で約2万7,000人となり、過去最高を記録し、全国でも上位の伸び率となっています。

人口減少が進む中、外国人が地域社会の担い手として熊本で働くことを選択していただき、外国人労働者を熊本に取り込むことは、熊本がこれからも発展し続け、その活力を維持していく上で極めて重要であると考えています。

外国人労働者を雇用するに当たっては、人手不足の解消ができるなど、よい面もありますが、一方で、文化や習慣の違いを理解しないとトラブルにつながることや、外国人の日本語レベルによってはコミュニケーションがうまく取れないこと、また、雇用に当たっては経費面での負担が大きいなど、課題も多くあるのが現状です。

県では、今年9月、外国人材との共生推進本部を立ち上げ、外国人も県民も、共に働きやすく、暮らしやすい町にしていくための議論がスタートしています。

また、10月には、外国人材受入企業支援センターが開設され、専門家による相談対応、マッチング支援など、県内企業の外国人材受入れへの支援が始まっています。

一方で、令和9年6月までには、全国で現行の技能実習制度に代わる育成就労制度がスタートすることになっています。これまでの技能実習制度で認められていなかった外国人労働者の転籍が育成就労制度で可能になるため、この制度が始まると、賃金の高い都市部への人材の流出に拍車がかかることが懸念されています。

地方の企業においては、初期段階での指導、教育を行い、労働者として育成した挙げ句、これか

ら戦力として活躍していただく段階になって、給料の高い都市部の大企業に転職する例が、これまで以上に発生するのではないかと心配をしています。

さらに大きな視点で言えば、諸外国の経済発展による待遇の向上、日本における賃金の伸び悩みによって、優秀な外国人労働者の採用が難しくなりつつあります。

また、雇用する方の中には、外国人労働者を単なる労働力として認識し、いまだ、安く雇用でき、労働環境が多少悪くても働いてもらえると考えている雇用者も少なくありません。

給与水準が高い国が増える中、安く雇おうという考えでは、外国人はほかの国で働くことを選択してしまいます。日本人と同様の労働条件、給与水準で雇用する必要があることは言うまでもありません。

今後は、ますます外国人にとって働きやすい労働環境をつくらなければ、より多くの外国人労働者が、日本、もしくは熊本で活躍することはできないと思っています。

そこで質問ですが、現在、各分野で人材不足が深刻化している中、外国人労働者を貴重な労働力として頼らざるを得ない状況にあります。県では、企業における受入れ環境の整備や受入れに係る負担軽減など、外国人労働者の受入れ、確保についてどのように取り組んでいかれるのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 各産業における人手不足が深刻となっている本県において、外国人材は、地域経済を支える重要な存在であると認識をしています。

また、世界的な半導体関連企業の進出を契機として、本県の国際化の流れが加速する中、外国人

材に選ばれ、長く活躍していただくことは、本県産業の競争力強化にもつながるものと考えております。

議員御指摘のとおり、外国人材の受入れと確保は、企業にとって、在留資格取得に伴うハードルをはじめ、社内の受入れ環境整備や生活面のサポートなど、様々な課題がございます。

加えて、本人意向で転籍が可能となる育成就労制度が今後開始されることを踏まえますと、職場や地域への定着につながる取組も大変重要になってまいります。

そこで、県では、企業を対象とした外国人材活用ノウハウに関するセミナーや、日本人従業員向けに、職場においてやさしく日本語を伝えるための講座を開催しています。また、10月には、議員御紹介いただきました外国人材受入れに関する企業向けの相談支援窓口を新たに設置するなど、県内企業の負担軽減にも取り組んでまいります。

9月に設置しました知事を本部長とします外国人材との共生推進本部では、外国人材受入れに関する諸課題の解決につながる好事例を収集し、横展開を図るなど、外国人材にとって働きやすい環境を整備することとしています。

県としても、外国人材の県内就労や定着促進につながるよう、県内企業へのきめ細かな相談対応やオンラインイベントによるマッチング機会の提供を行ってまいります。

また、海外の外国人材に対して、ベトナムやカンボジアなど5か国語で作成するPR動画を活用するなど、熊本で働く魅力の情報発信を行い、外国人材に選ばれる熊本に向けた取組を充実させることで、人手不足の解消と地域経済の維持発展につなげてまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 外国人材は、これから獲得競争の

時代だと思えます。特に建設業や福祉施設においては、外国人材の方々の資格取得が望まれますが、現在試験が日本語で行われ、難しい漢字が読めず、資格取得が困難となっています。広島県では、民間団体が主体となり、母国語での試験問題が用意される例も見受けられます。ぜひ本県でも早急に対応していただきたいと思えます。

また、働きやすく、暮らしやすい熊本をいかに実現し、発信していけるか、このことも今後の課題であると思えます。多くの産業で人材不足が起こっている現状において、外国人材を欲しいタイミングで欲しい能力の方をしっかりと確保でき、各産業の生産性を高めていくためにも、今年度からスタートした外国人材との共生推進本部での議論をはじめ、様々な機会を通じて、外国人労働者に選ばれる熊本となるよう、県を挙げての支援をよろしく願いいたします。

最後に、深刻さを増している鳥獣被害に関しまして、その対策についてお尋ねをいたします。

令和4年度の野生鳥獣による農作物の被害状況は、県全体の被害額が約5億9,000万円で、イノシシ、鹿による被害が増加しており、依然高い水準となっています。

地元芦北地域でも、鹿による果樹への被害が深刻であり、地域の基幹作物であるかんきつ類への被害は喫緊の課題です。

私も、地元でお話を伺うと、鳥獣被害に対する悩みの声が多く寄せられます。特に、農家では高齢化が進んでおり、侵入防止柵の設置や修繕が負担になっていること、狩猟者においては、捕獲後のイノシシや鹿の運搬、埋設に係る掘削、埋め戻しなどの作業が負担になっていること、さらには、捕獲した鳥獣を埋設する場所を探すのが大変、捕獲したイノシシや鹿を処理する施設を建設してほしいなどの要望をお聞きいたします。

鳥獣対策としては、1つは、鳥獣の田畑などへの侵入防止、2つ目には、鳥獣を捕獲することが大きな柱になると思いますが、防護柵の設置だけでは、完全にシャットアウトすることはできませんし、鳥獣の数自体が膨大である昨今では、今のペースで捕獲しても、被害を防ぐための捕獲にはならないのが実情であります。

その上で、今私が最も課題と考えているのが、捕獲した後の鳥獣の処理についてでございます。この処理の仕組みを構築しなければ、捕獲そのものもうまく進まず、鳥獣被害対策全体がうまく進まないと思えます。

県では、これまでも様々な対策を講じていただいておりますが、今日まで抜本的な解決に至っていない現状を考えると、引き続き対策を継続しつつも、さらなる対策の強化が必要と考えます。

捕獲数も多いため、捕獲後の運搬の負担軽減や捕獲した鳥獣の処理をどう進めるのかを考えたとき、捕獲した鳥獣を処理施設まで運搬し、解体処分し、加工して商品化する、そして利益を上げ、その利益を、運搬から解体処理、加工、商品流通に至るまでの財源の一部に活用できるようにする、この仕組みを構築した上で施設を整備することが極めて有効と考えます。

解体加工施設では、単に解体処分をするだけでなく、売れる商品に商品化すること、かつ利益につながる仕組みを構築すること、その生まれた利益を施設の人件費や施設整備、技術力向上に要する費用に活用できるようにすること、この仕組みづくりにより、捕獲から加工、そして加工品の商品流通の流れができ、好循環が生まれ、鳥獣被害対策の全体がうまく回っていくものと確信をしています。

そこで、1点目に、鳥獣被害対策として、県では、これまで様々な支援を講じてこられました

が、これまでの対策をどう評価しておられるのか。依然として課題もあると思いますが、どのような課題があり、その課題に今後どのように対応していかれるのでしょうか、まずお尋ねいたします。

次に、2点目に、捕獲した後の鳥獣の取扱いを考えるに当たって、将来的に持続可能な解体処理、加工を行う施設を整備し、加工品を商品化し、流通させる必要があると考えますが、この点についてどのように考えておられるのでしょうか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 1点目の鳥獣被害対策についてお答えします。

農作物への鳥獣被害は、被害そのものにとどまらず、農家の生産意欲の減退を招くなど、重要な問題と認識しています。

このため、県では、収穫後に残った作物の除去や草刈りによる潜み場の解消など、野生鳥獣が生息にくい環境の整備と管理を地域ぐるみで行う「えづけSTOP!」対策を基本として、侵入防止柵の設置等を組み合わせた総合的な対策を進めています。

これらの取組により、農作物の被害は、平成22年の約8億円から近年は約5億円台に抑えられています。特に、沿岸部のカモ被害については、関係者一丸で対策に取り組んだ結果、大きく被害が減少しており、一定の成果が見られています。

一方、高齢化等により、柵の設置、管理や捕獲に係る負担を懸念する声が聞かれることから、県では、ICT技術を活用し、電気柵の電圧の低下やわなでの捕獲情報をスマートフォンで確認するシステムの導入など、対策の効率化、省力化を図っています。

引き続き、市町村などの関係者と連携しながら、

持続可能な対策が講じられるよう支援してまいります。

2点目の捕獲した鳥獣の処理についてお答えします。

捕獲した鳥獣を加工し、ジビエなどに活用することは、農村における所得向上にもつながる取組です。

県では、ジビエの利活用を推進するため、平成30年に、県内のジビエの処理加工業者や関係市町村、県などで構成するくまもとジビエコンソーシアムを設立し、加工技術の向上のための研修会やジビエフェアを開催するなど、関係者が一体となって品質向上や安定供給、ブランド化に取り組んでいます。このような取組の結果、イノシシと鹿のジビエとしての活用頭数は、平成28年度の2,978頭から令和4年度には4,038頭まで増加しています。

一方、処理施設の新規設置については、捕獲個体の種類や頭数によって、ジビエの処理加工施設とするのか、分解、圧縮する減容化施設とするのかなど、関係者の意向を尊重し、地域の実情を考慮の上、検討する必要があります。

芦北地域では、鳥獣被害防止対策広域連絡協議会において、効率的な処理方法の検討を進めているところです。設置や運営に係るコスト、設置場所など解決すべき課題は多くありますが、関係者と連携して対応してまいります。

今後も、関係団体と一丸となって、捕獲した鳥獣の処理が持続的に行うことができるよう、処理施設の設置に向けた支援やジビエのブランド化に取り組んでまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 鳥獣被害は、抜本的な対策を講じない限り減ることはないと思っています。

鳥獣の侵入防止は対策の基本であります、鳥

獣そのものの数が増え続ければ、幾ら侵入防止対策を頑張っても追いつきません。やはり、併せて捕獲を強化することが必要になってきます。捕獲を強化するためには、捕獲した鳥獣の取扱いを確立しないと、持続可能で効果的な捕獲にはつながらないと思います。

ジビエの処理加工施設とするか、減容化施設とするか、2つに1つではなく、肥料やペットフードなど、可能なことは全て取り組む道も選択肢に入れることが必要です。

ぜひ、県におかれましては、捕獲した鳥獣を運搬、解体、加工、そして加工品を商品化し、流通に回し、利益を上げるこの仕組みづくりをスピード感を持って主体的に進めていただき、他県に先んじて、全国のモデルとなるような取組をぜひ早急をお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問は全て終了をいたしました。

今後も、地域の皆様の安全、安心な生活のために、そして若者が希望を持てる地域づくりのために、そして県政発展のために誠心誠意全力で取り組んでまいります。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）
○議長（山口裕君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時8分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕（拍手）

○西山宗孝君 皆さん、おはようございます。自由民主党・宇土市選出・西山宗孝でございます。今回で10回目の質問の機会をいただきました。あ

りがとうございます。

先ほど質問しました荒川県議の爽やかな質問の後ですので、びしっと行けという先輩からのアドバイスありましたけれども、相変わらず緊張しております。心地よい緊張感の中で、しっかりと質問をさせていただきたいと思います。

今年も、県議会、常任委員会、特別委員会や自民党の各部会の政策会議に加えて、多くの議員連盟での政務活動をはじめ、コロナ後の国内外への視察などを通して大変忙しい1年となりました。同志議員の皆さんと一緒にたくさんの研さんを積ませていただきました。地元宇土市におきましても、政務活動の中で、団体や市民の皆様より多くの声をいただいてまいりました。

限られた時間ではありますけれども、6点について、要望1点を加えて質問をさせていただきたいと思います。

いよいよ一般質問の最終日となります。本年最後の一般質問の締めにはふさわしい論議となりますように、市民、県民の声について、木村知事をはじめ、しっかりと答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

私は、去る10月6日から11日までの6日間、ベトナム、カンボジア両国の視察に、坂田団長をはじめ、精鋭県議13名の視察団の一員として参加させていただきました。

今回の視察の目的でもあります、県内の多くの企業が人手不足に苦しんでいることから、県内企業への最多の人材を送っているベトナムと今後なお一層の増加が期待されますカンボジア両国での研修では、領事館やJICAをはじめ日本への送り出し機関や日本語学校など、多くの視察をさせていただきました。

スクリーンを御覧いただきたいと思います。（資料を示す）

一生懸命勉学に励む若者たちのきらきらした目が輝く印象が今でも残っております。法律上顔写真が御覧いただけないのが残念なんですけれども、非常に若い方々が目を輝かせて——御覧のスクリーンは、朝昼晩、1日3回のラジオ体操をやって、気合を入れて勉強に励んでおられる姿でございます。

卒業後、彼らの多くは、技能実習生として、生まれて初めて祖国を後にし、日本、そして熊本に來られます。その多くの若者は、借金をしながら、日本へ行くことを夢見て、日本語や日本の文化、マナーなどについて勉強されております。

実習先として熊本を選ばれた方々は、人材不足に悩む熊本の事業者の貴重な戦力となって、県経済をしっかりと支えていただいております。

一方で、来日後に、当初抱いていたイメージと実際の生活のギャップを感じて、一部の方々がドロップアウトする、行方不明になるという現状もあります。法務省によりますと、令和5年の技能実習生の失踪者数は全国で9,753名と、これまでで最も多い数字となりました。そのうち、熊本県における失踪者数は221名となっております。

菊陽町へのTSMC進出や人材不足などの影響により、県内の外国人住民の数は増加を続けています。（資料を示す）スクリーンにありますように、法務省の最新統計によれば、県内在住外国人は2万7,407名と、過去最高を更新いたしました。

私の地元である宇土市においても、実際に外国人の方を目にすることが珍しくなくなってまいりました。私は、数ある選択肢の中から熊本を選び、來られた方々が生き生きと楽しく暮らしていくことによって、さらに多くの優秀な人材が熊本を選んでくれるようになるのではないかと考えます。また、そうしなければ、熊本は選ばれなくな

ると思っております。そのためには、外国人の方たちを地域でどのように温かく受け入れ、地域の方々とともに暮らしていける共生社会を我々は真剣に考えなければならないと思っています。

そこで、県が市町村や企業、民間団体と連携し、外国人との共生の取組を進めることが大変重要だと思っております。外国人から選ばれる熊本を標榜されている熊本県として、今後どのように取り組んでいかれるのか、木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 西山議員から、選ばれる熊本に向けた外国人材との共生推進について御質問いただきました。

議員御紹介のとおり、県内にお住まいの外国人の数は、6月末時点で2万7,407人と、過去最高を更新しております。地域社会や各産業において人手不足が深刻化する中、文化や習慣が異なる外国人とともに暮らす、多文化共生社会の実現は急務になっております。

先ほど、先生から、ドロップアウトの話も御指摘いただきましたが、これまでの反省も含め、そのようなことが少なくなるように私たちはしなければいけません。

熊本が外国人材から選ばれ続けるためにも、外国人材を地域住民の一員として受け入れ、孤立しない環境を整えていくことが必要であると考えております。

そこで、9月に、私を本部長といたします熊本県外国人材との共生推進本部を新たに設置いたしました。県庁だけでなく、市町村や民間団体などとともに、多文化共生を推進する体制を整えております。これまで2回の推進本部会議を開催いたしました。まずは、地域や各産業における課題や優良事例を共有したところでございます。

例えば、八代市では、市民向けに外国人材が活躍する職場の見学会を実施されておられます。この見学会が、地域住民が多文化共生に目を向けるきっかけとなっておられます。また、美里町や山都町などの民間事業者では、日本の運転免許証を持たない外国人従業員が困らないよう、社員が休日に買物を手伝うなど、生活面を支援する取組が進んでいます。

こうした取組は、まだ始まったばかりではありますが、今後、推進本部の参加者同士による横のネットワークを強化することで、県全体に波及させていきたいと考えております。

先月、私は、多文化共生社会の実現を目指す熊本の民間団体、KUMAMOTO KURASUのシンポジウムに出席いたしました。多くの出席者の方々が熱心に話に聞き入る様子を拝見し、多文化共生への関心の高まりを感じたところです。こうした多文化共生を支える民間団体などの新たな動きも県として支援してまいります。

市町村や民間団体の方々ともしっかり連携しながら、外国人材に選ばれる熊本に向けた取組を充実させていくことで、外国人のみならず、日本人を含めた全ての住民にとって働きやすく、暮らしやすい環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 視察いたしました送り出し機関での教育と実際に日本で就職された生活環境のギャップについては、執行部も把握されていると思います。

このベトナム、カンボジア両国、6日間滞在中に、この国民性、非常に親日派で、日本が好きな国民性であることは皆さんも御承知かと思えます。日本人も、こういった方々と地域の住民として一緒に手を取り合っていける体制、環境ができ

ればいいかと常々視察先で思ったところでもございました。

就職されていかれる事業体、管理団体等もありますけれども、事業体によって極端にやっぱり対応が違う、運が悪ければ非常に悪質な環境の中で働く方もいらっしゃるかと伺っております。外国で、送り出し機関での現地での勉強、思いと日本におけるあまりにも大きなギャップに悩む方々もたくさんいらっしゃるようです。その辺りは、送り出し機関等々と熊本県が、そういったギャップも含めた課題を共有しながら、これから日本に行ったらいいかと、少しぐらいは給与が安くても日本がいいんだという思いを地域住民とつくり上げていただきたいと思います。

行政と民間の連携をするということで知事からお話がありましたけれども、やはり市町村内におけるしっかりとした組織を持っている、例えばJAであるとか、あるいは商工会議所であるとか、あるいは福祉団体であるとか、そういったのを行政と併せて、大体市町村の中にそういった相談機関があればいいと思うんです。そういったところとも連携を取りながら、いつでも気持ちよく受け入れてくれる、そういった環境をぜひつくっていただきたいと思います。

知事が本部長、外国人材との共生推進本部会議の中で課題をしっかり検討されて、そういった日本の熊本の住民であると、市民である、県民であるという認識の下で、そういった環境をぜひつくっていただきたいと思えますし、また、地域住民への理解についても、やっぱり進めていかなければならない課題だと思っておりますので、どうかよろしくお願いしておきたいと思えます。

次に、宇城地域における水産業の支援体制についてお尋ねをいたします。

宇城地域では、特性が異なる有明海、八代海に

において、多種多様な漁業が営まれています。とりわけ、広大な干潟を利用したノリ養殖業やアサリ、ハマグリ、採貝業などが盛んであり、令和5年度漁期の県内生産量に占める割合は、ノリが約16%、アサリが34%と主要な産地となっています。

これまで、県では、宇城地域をはじめ、地域の特性に応じた水産振興を進めるに当たり、効率的な支援体制を整備されてきたと認識しております。その支援体制は、平成2年に、玉名、熊飽地域、宇城、八代、芦北、天草事務所の水産業改良普及員を現在の県北、県南、天草の3か所に集約されて、今の支援体制になったと聞いております。

私の地元の宇土市は、県北広域本部水産課の所管となっていますが、その事務所があるのは玉名市、この玉名市から宇土市まで車で1時間以上かかる距離にあります。地元の漁業者からは、特に若い担い手からは、日常的に身近なところで水産業の経営、新たな事業展開に向けた相談窓口、こういった体制が求められているのが現状でございます。

また、県では、水産業の六次産業化を推進するに当たり、平成24年に水産研究センターにオープンラボを整備し、漁業者、漁協、加工業者、市町による加工品開発を支援されています。

農産物の六次産業化については、加工品試作や商品開発などの支援を、先ほどもありました八代のフードバレーアグリビジネスセンターで行って、昨年度は、農業者や食品加工業者から296件の相談などを受けて、相応の成果が見られています。一方の水産研究センターのオープンラボの相談件数については、13件と伺っております。

それぞれ特性、歴史も違いますので、ただ単に比較するわけにはいきませんが、宇城地域

におきましては、水産業の課題を把握して、六次産業化や高付加価値化による振興を図っていくことは、水産業の経営に大きく寄与するものであると思います。さらに地元に着したきめ細かな支援体制が必要ではないかと思っています。

そこで、宇城地域における水産業の支援状況、水産業の六次産業化に向けた水産研究センターの取組状況、そして、今後の宇城地域における水産業の支援体制について、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) まず、ノリ養殖業やアサリ採貝業などが盛んな宇城地域の水産業の支援についてお答えします。

県では、県北、県南の2つの広域本部にそれぞれ複人数配置された水産業普及指導員と水産研究センターの研究員が、地域や業務を分担し、漁業者からの相談に対する助言や技術指導などを行っています。

ノリ養殖業については、温暖化に伴う最適な生産スケジュールの提案や高性能摘み取り船の導入に向けた計画策定等の支援を行ってまいりました。その結果、1経営体当たりの生産額は、平成26年の1,894万円から令和5年には4,941万円となるなど、着実に向上しています。

アサリ採貝業については、資源の回復に向け、網袋による母貝団地の造成や被覆網による食害生物からの保護などを支援してまいりました。その結果、令和2年に0.2トンであった漁獲量は、令和5年には43.2トンにまで増加し、資源回復の兆しが見られています。

次に、水産業の六次産業化に向けた水産研究センターの取組状況については、平成24年度に急速凍結機や冷風乾燥機などを導入し、オープンラボの機能拡充を図りました。令和5年度までの12年

間で、合計491件の相談があり、72件の加工品が商品化されました。宇城地域では、住吉漁協の女性部が風味豊かなノリのつくだ煮を商品化され、今では直売所の看板商品となっています。

引き続き、オープンラボを積極的に活用してもらえよう、漁協、市町との会議や普及活動を通じて、加工品開発の成功事例などを発信してまいります。

最後に、今後の宇城地域における水産業の支援体制については、漁業者が抱える課題解決に向け、関係者の連携を強化する必要があると感じています。そこで、担当する水産業普及指導員が一目で分かる連絡網を漁協等の関係機関に配付するなど、漁業者が気軽に相談できる関係を構築してまいります。

さらに、漁業者の所得向上を目的とした浜の活力再生プランの達成のため、漁協、市町により組織された地域再生委員会などと水産業普及指導員がこれまで以上に連携し、地域が抱える課題の解決に取り組めます。

これらの取組を着実に実施し、宇城地域の水産業の振興にしっかりと取り組んでまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 今、部長から、宇城地域、宇土市における住吉漁協の例を取って、一例、ノリの加工等々の話がありましたが、あまり例を挙げると、少ないのかなと私自身が認識しておりましたので、一例ではありましたが、もっともこの加工とか六次産業に向けては、伸び代がある地域であると、産業であると思っています。

生産者の方から、農林畜水産、この関係のマッチングによって新商品の開発はまだまだ多くの可能性があると思います。

食の都推進には、これらの素材をさらに発展させるためにも、有明海域水産物の活用スポット

を当てていただき、さらに付加価値をつけていくことが、この地域に住まれる水産業の経営安定のためには絶対必要であると私は考えております。引き続き御支援を賜ればと思います。

また、従来、宇城振興局にありました水産の指導普及員の制度が随分前にあったと伺っておりますが、そのことをすぐつくるということではなしとしても、やっぱりそういった体制が身近にあるということが非常に大事だと思いますので、これからも、その体制についても、この宇土市のみならず、漁業関係では二部会、宇土、熊本市の一部にかかりますけれども、二部会においてもそういったお気持ちを持っておられるということを確認していただければと思っています。どうかよろしくお願い申し上げます。

本年1月に発生しました能登半島地震では、多くのインフラ施設に甚大な被害を及ぼしたことはまだ記憶に新しいところですが、道路は至るところで通行止めとなり、半島の地形の特性から奥能登へのアクセスルートが遮断され、奥能登全体が孤立状態となりました。また、多くの河川や港、農業用施設など、広範囲に甚大な被害が発生いたしました。その後、9月の奥能登豪雨でも、被害はさらに拡大したところであります。

私の地元であります宇土市においても同じ半島地形を有しており、能登半島と同様な被害が発生することを地元住民も大変不安を抱いております。宇土半島の道路事情としましては、宇土市側の国道57号、宇城市側の国道266号は既に改良済みであります。この2つの国道を南北に結ぶ主要地方道宇土不知火線及び一般県道郡浦網田線は、沿線住民の重要な道路であるとともに、大規模災害が発生した場合の重要な避難道路でもあり、命の道でもあります。

この宇土不知火線及び郡浦網田線の改良率を見

てみますと、それぞれ59%、43%であり、宇城管内の県道改良率の74%と比べますと、非常に低い改良率となっています。

宇土半島を抜け、天草に通じる道は、ただいま説明しましたような状況にあり、ここが寸断されたら、熊本都市圏から陸路による天草への道は完全に閉ざされることにもなります。先ほど天草での防災訓練大会があったとお話がありましたけれども、能登半島と本当に全く変わらないような環境になっていることは、知事も認識があると思います。

また、この半島域には、県の河川、潤川、網津川については、それぞれ国道とJRによって下流域への流下能力が小さく、毎年のように頻繁に氾濫が生じています。潤川については、現在河道のバイパス工事が鋭意進められておりますが、一日も早い工事完成が待たれるところです。さらに、上流域の対策も今後課題となっています。

また、網田川の下流域については、県の防潮水門を境に、上流には県河川、下流には宇土市管理の漁港があります。この周辺には多くの人家が密集していますし、天井川という関係もあって、本当にこの数センチの範囲で大変な災害がある感じも、いつも思っております。

近年の気象変動に伴い、潮位上昇、降雨量増大により、さらに被害が拡大することを懸念しており、地区一帯の浸水被害減に向けては、やはり県、市の関係もあって、県の強いリーダーシップ、あるいは市の主体性が私は不可欠であると常々思っております。

これらの河川は、河川改修促進期成会などを通じて、県や国に対して継続的に早期の治水対策の推進を要望するなど、地元の熱意は非常に強く、私も毎回同行して、整備の必要性など、地元の声をお伝えしているところです。

そこで、地元宇土市の県道宇土不知火線と郡浦網田線及び潤川、網津川、網田川の整備の状況と今後の取組について、土木部長にお尋ねをいたします。

続いて、県管理赤瀬漁港の安全対策についてお尋ねをします。

私の地元である宇土市の有明海沿岸では、ノリ養殖をはじめ漁業が地域の主要産業であり、干満の影響を受けないで利用できる県管理赤瀬漁港は生産拠点となる漁港で、地域の漁業者からは、安全性の確保と利便性の向上をこれまで求められてきました。

スクリーンを御覧いただきたいと思います。（資料を示す）

赤瀬漁港は、船だまりが広く、風向きによっては波が発生しやすいため、台風接近時には、波の影響を受けにくい近くの市管理漁港、網田漁港に漁船の避難を余儀なくされております。

安全対策については、私は、これまで、平成28年12月議会と令和2年2月議会時に一般質問をさせていただきました。令和2年2月議会では、県から、漁港内の風や波の調査、観測を詳細に行った結果、台風接近時には、波の高さが漁船を安全に係留できる基準を一部超えていることが確認されたため、漁船の安全を確保するとともに、陸揚げ作業を円滑に行うことができるよう、防波堤や物揚げ場などの整備に取り組むこととして、安全対策、課題解決に向け、国と協議を進めていくと答弁をいただきました。

県営の赤瀬漁港は、24時間、1年間を通して利用できる地域の水産業の拠点として設置をされています。通常時だけでなく、台風、地震、豪雨等の災害時においても、広域的に活用可能な漁港としての活用を願っているところであります。

前回の質問から4年が経過しております。県営

赤瀬漁港の安全対策や利便性向上対策の現状と今後の見通しについて、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) まず、宇土半島における避難道路ネットワークの強化についてお答えします。

主要地方道宇土不知火線及び一般県道郡浦網田線は、国道57号及び国道266号とともに宇土半島における幹線道路ネットワークを形成し、地域の生活や経済活動を支え、発災時には、避難や災害支援活動に寄与する重要な路線であると認識しております。

宇土不知火線については、現在、網津川沿いの家屋が連檐している地区を迂回する延長約2.3キロメートルのバイパス整備に取り組んでおり、これまでに約1.3キロメートルを供用しています。

このバイパス区間の整備により、網津川の洪水による通行止め等のリスクが軽減され、指定避難所である防災センターへのアクセスが向上します。

郡浦網田線については、網田小学校の通学路のうち、幅員が狭く急カーブとなっている網田工区約660メートルの改良を進めており、これまでに約160メートルが完成しています。

この区間の整備により、児童の安全確保に加え、災害時には、指定避難所である小学校へのアクセス向上や円滑な支援活動等に寄与するものと考えています。

この2つの路線については、宇土半島の道路ネットワーク強化に向け、まずは事業中区間の早期整備を図るとともに、未着手区間についても、地形条件や災害リスク、幅員、線形などの実情を踏まえ、効率的な整備手法を検討してまいります。

次に、主要河川整備の促進についてお答えしま

す。

潤川については、現在、熊本市と宇土市の境付近から上流約400メートルの区間において、河川バイパス整備を進めており、これまでに約300メートルがおおむね完成しています。残りの区間も整備を進め、河川バイパスへの早期の切替えを目指して、全力で取り組んでまいります。

また、この上流区間についても、測量、設計に着手しており、順次整備を推進してまいります。

網津川については、治水上のネックとなっているJR三角線の橋梁部より上流において、これまで、遊水機能を確保するための土地の整備や河川掘削などを行ってきました。

今後は、流域治水の考え方に基づき、宇土市と連携して、遊水機能の拡大や雨水貯留浸透施設の設置などの治水対策を取りまとめ、浸水被害の軽減に努めてまいります。

網田川については、これまでの水位計の設置や局部的に狭くなっている箇所への拡幅、定期的な河川掘削などを行ってきたところです。

下流域の浸水被害を軽減するためには、議員御指摘のとおり、網田漁港を管理する宇土市と連携した取組が不可欠であり、対策の検討に当たっては、県がリーダーシップを取って進めることが重要と考えています。

今後は、河口部の漁港を含む地区一帯において、内水や潮位の影響を含めた浸水被害のメカニズムを県が調査し、宇土市とともに効果的な治水対策を検討してまいります。

引き続き、宇土半島の防災力強化に向けて、幹線道路ネットワークの整備と流域治水の推進にしっかりと取り組んでまいります。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 赤瀬漁港の安全対策についてお答えします。

議員から御紹介がありましたとおり、赤瀬漁港は、船だまりで波が発生しやすく、台風接近時には、漁業者は、近隣の網田漁港に漁船を避難させている状況です。

そのため、強風時にも漁船を安全に係留できるよう、漁港の開口部に、沖からの波浪を低減する防波堤を新たに整備することとしました。

令和2年度に事業採択を受け、測量、設計を行い、令和3年度に工事に着手しました。工事に当たっては、ノリ養殖への影響を考慮し、海上で施工する期間を制限したため時間を要しましたが、本年6月には、防波堤の土台となる基礎の設置を完了しました。

現在、最終工程となる防波堤本体工事の発注準備を進めており、来年度上期の完成を目指しています。

また、赤瀬漁港は、宇土半島北部で唯一潮の干満の影響を受けず利用可能な漁港であり、地域の拠点として漁業者の利用が増加しており、漁船に係留する施設が不足しています。

そのため、安全対策に加え、漁業者の意見も伺いながら、令和4年度から、拠点性や利便性の向上を目的として、物揚げ場や浮き桟橋の増設に取り組んでいるところです。

県としましては、今後も、水産振興のため、安全で利用しやすい漁港の整備を進めてまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 宇土半島のこの道路ネットワークについては、先ほども説明差し上げましたように、未整備区間の整備を進めることで、天草への行く道、宇土側、宇城側を複線でつなぐこのネットワーク化が早急に必要だと思いますので、どうかよろしくお願いしておきたいと思います。

また、市域内の3つの河川がありますが、潤川

については、今鋭意事業を促進していただいておりますけれども、上流の設計にも入ったと聞いております。引き続き事業の推進をお願いしたいと思います。

また、網津川についても、取りまとめをこれから宇土市と連携して行うというお話が具体的に初めてありました。ぜひともスピード感を持って取りまとめをして、地域住民の皆様も、地元には期成会がもうできておるようでありますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、同じく網田川については、もう当初から県の河川、そして橋を挟んで宇土市の漁港ということで、協議会なるものまではなかったんですけども、現場にはもう何回も地域の方と立ち会いました。川も天井川になっておりますので、一つあふれたらもう本当に大災害が出るところでもあります。寛永年間には、随分と時代は遡りますけれども、高潮等々で大きな被害があった中心的場所でもあります。ぜひとも宇土市と連携して、特に県がリーダーシップを取ってということ、非常に心強い御答弁をいただきました。ぜひとも強いリーダーシップでその調査に入っていただきたいというふうに思っております。

また、赤瀬漁港につきましては、いつでも安全に利用しやすい漁港として、いよいよ来年度に向けた最終の工事が動き出したと伺っております。引き続きの安全で利活用できる赤瀬漁港として整備を進めていただきたいというふうに思います。

少子化の波や学校部活動の地域社会など社会構造の変化の中、少年スポーツ人口は減少の一途が進んでいます。現在、スポーツ施設の老朽化に伴う新設など、県政の重要な課題として論議をされていますが、その中で、私は、野球場の新設も大きな期待が寄せられていると思います。民間主導の野球場構想の提案もあり、注目を集めていると

ころであります。

本日は、将来を担う少年野球人口の減少に焦点を合わせて質問をさせていただきたいと思います。

全国の少年野球、男子加盟校数を2002年から2022年の20年間で比較しますと、全体で7.8%減少しており、その中で、軟式野球は11%の減少であり、高い減少率となっています。同様に、加盟の部員数を比較しますと、全体が8.7%の減少に対して、軟式野球は56.3%の大きな減少となっています。

このことは、将来、硬式野球、高校野球や大学野球、社会人野球といった硬式の野球に向かう子供たちの数が将来的にどれだけ減っていくのか、なかなかこの野球人口の増加には、非常に厳しい数字が出ていると思います。

（資料を示す）本県の小中学校及び高等学校の野球登録については、今年度、軟式野球で小学生登録数が3,400人、中学生が2,100人であり、高校生においては、軟式、硬式合わせて2,200人となっています。令和2年と比べ、小学生から高校生まで合わせると、4年間で300名以上の減少が進んでいます。

野球は、ほかのスポーツと比べて長い歴史の中で、日本において特別な地位を築いてきたと思っております。注目度も高く、幼少期から親しみ、多くの若者にとって、夢や希望を抱くことのできる競技の一つであります。本県においても、世代を超えた多くの県民に親しまれ、本県関係選手やチームなどの活躍が、多くの県民に元気と活力を与えてきた競技でもあります。

現実には目を向けますと、本県は、九州各県と比較しても、硬式野球大会が開催できる野球場の数が少ない。これは、九州では下位に位置すると聞いております。練習や試合を行うための場所は限

られていますし、また、高校野球では、県内3か所で主に高校野球予選等々やっていますけれども、九州の中でこの3か所を利用する県は、やっぱり熊本が一番少ない。もっともっと、沖縄、福岡を含めては、もっと数が多いんです。

高校野球につきましても、こういった底辺人口——少年野球や人口が少ない背景もあって、最近では全国レベルでの活躍が少ない状況でもあり、全国的に強いとは言えない状況であります。

村上宗隆選手を代表として、少年たちが目指すヒーローとなる存在を生み出し、野球を続けやすい環境を整えるためにも、また、野球場の新設推進に合わせて、減少する競技人口を増やすことも、その施策も大変重要であると思っています。県全体で野球の機運を盛り上げていくことが急務ではないかと思います。

そこで、県教育委員会として、少年野球の競技人口の減少、部活動の地域移行が進む中、この課題についてどのような取組をされていくのか、あるいは考えを持っておられるのか、教育長にお伺いいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君） 少年野球の競技人口減少の現状と課題についてお答えいたします。

本県は、これまで多くのプロ野球選手を輩出しており、その選手の活躍する姿は、県民に夢や希望を与えてきました。しかしながら、議員御指摘のとおり、本県の小中学校及び高等学校の野球登録者数については、年々減少傾向にあります。その背景としては、少子化の影響はもとより、スポーツ活動における選択肢の多様化など、様々な要因が考えられます。

県教育委員会としましては、学習指導要領で全ての小中学校で実施することとなっておりますソフトボールやティーボールなどのベースボール型

の授業を、より安全に、楽しく実施できるよう、体育の授業の指導方法や好事例について学ぶための研修会の充実を図っております。

また、子供たちが野球の楽しさを知り、競技を始めるきっかけとなるよう、令和4年度から、毎年、県高等学校野球連盟と連携し、県内の未就学児及び小学校低学年の児童を対象としたちびっ子ベースボールフェスティバルを開催し、野球競技人口の増加につながる取組も行っております。

さらに、中学校部活動の地域移行を進める中で、受皿となる地域スポーツクラブの充実を図るとともに、指導者の育成にも取り組んでいるところでございます。

加えまして、昨年9月には、競技人口の減少防止や環境改善などを目的として、県軟式野球連盟や県高等学校野球連盟をはじめとする12団体で構成される熊本県野球・ソフトボール連絡協議会が設置され、様々なイベントや情報発信が行われております。

県教育委員会としましては、これまでの取組を継続して実施するとともに、熊本県野球・ソフトボール連絡協議会などとの連携をより一層図りながら、野球競技人口の増加に向けた機運醸成に取り組んでまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 私は、この質問の前に、野球関係団体の方、複数にお会いしてお話を聞きました。今、12団体で連絡協議会をつくっているとお話がありましたけれども、これは、スポーツの振興という観点だろうと思うんですが、これから野球場建設を進めていく、検討していくという中に、やっぱり子供たちがそれに向けて頑張ろうという環境をつくっていく、そのためには、底辺人口を増やしていくことしかないと思うんです。

そうしますと、今検討の中で、新しい野球場を

どこに造る、方法はどうかということも必要ですが、その背景には、やはり子供たちのスポーツ、野球人口の減少、あるいは学生野球の強化とか、そういったことも視野に入れながら進めていくということが大変必要であると思っております。

これについて、やっぱり熊本県が、教育長、声を出していかないと、考えを示していかないと、やはりどうも、それぞれの方にお伺いしたんですけれども、組織、それぞればらばらの感もありますので、どうかひとつ、ぜひともそういったことも考えながら、団体の皆様からの意見の集約であるとか、県の考え方を進めていただければと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

近い将来、子供たちが希望を持ってこの野球場の建設を楽しみにプレーをする、そういった姿を心から願っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

私どもの世代では、幼少より活発であった地域婦人会の皆さんに、地域の行事、学校行事など、多方面にわたってたくさんの貢献をいただき、愛情もいただいてまいりました。

近年、その婦人会の存続が危ぶまれている、このことから、このテーマについて質問をさせていただきたいと思います。

地域婦人会は、地域社会の発展と住民の福祉向上を目的として設立された団体です。熊本県では、昭和22年に熊本県婦人連盟が結成され、地域の女性たちが中心となって様々な分野で活動を展開し、地域のつながりを強める役割を担ってられました。

青少年の健全育成、環境保全、交通安全活動、清掃活動やリサイクルキャンペーン、子供たちへの交通安全指導、高齢者向けの健康相談会などな

ど、多岐にわたる活動を行っておられます。地域住民の生活の質を向上させ、地域全体の発展に寄与されたということは言うまでもありません。

また、熊本地震の際には、多くの地域で婦人会の方々が中心となって炊き出しや物資の配布、さらには、精神的なサポートなどを通して地域の絆も深めていただきました。

熊本県地域婦人会は、昭和25年には22万人ほどあった会員数が、昨年の令和5年度にはどれぐらいに減っているか、皆さん御認識ありますか。25年に22万人あったのが、令和5年度には6,873人になっているそうです。

近年の地域コミュニティの希薄化や人口減少、あるいは高齢化等の影響で、会員の減少や会の解散といったこともよく聞かれるようになりました。

婦人会だけでなく、様々な社会教育関係団体においても同じことが挙げられます。地域の人口減少と高齢化が進行する中、これらの団体が持続的な活動を続けることが難しくなっています。

これまで地域を支えてきた婦人会は、このままでは消滅するのではないかと危惧しております。婦人会が消滅することで、住民同士の助け合いの精神が薄れることも懸念されます。

こうした減少する地域婦人会の現状と課題への行政の役割は大変重要であると考えます。

そこで、減少する地域婦人会の現状認識と今後の対応について、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君） 減少する地域婦人会の現状認識と今後の対応についてお答え申し上げます。

地域婦人会は、豊かな地域づくりを目指し、青少年の健全育成、環境問題など地域に根差した活

動を展開することで、社会教育や地域活動に大きく貢献してきた団体でございます。

例えば、学校における登下校での安全見守りや花壇の手入れ、ミシンを使った授業や伝承遊びでの支援など、子供たちの安全、安心で豊かな学びの環境づくりに貢献いただいております。

また、熊本地震の際には、県内各地で地域婦人会が炊き出しや物資の配布などを行うとともに、その経験を踏まえた防災教育など、地域に根差した共助を育む活動は、青少年の健全育成を図る社会教育の推進においても、重要な役割を担っていただいたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、地域コミュニティの希薄化や人口減少、高齢化等の影響による会員の減少などから、持続的な活動を続けることが難しくなっており、このままでは、地域婦人会の存続さえ危惧される状況となっております。

そのため、県教育委員会としましては、これまでの地域婦人会の活動内容や果たしてきた役割、その必要性などを県のホームページや広報紙で広く周知するなどして、より多くの県民の方々に地域婦人会への理解を深めていただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

また、地域婦人会へのアンケートや意見聴取を通しまして会員の声を聴くことにより、具体的な現状や課題を把握し、組織の活性化に向けてどのようなことができるか、各市町村等とも連携を図りながら、検討してまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 婦人会入会については、もちろん自由意思に基づくものであり、義務や強制ではないということは重々承知しておりますが、やっぱり婦人会の歴史を振り返りますと、本当にこれほど地域に貢献を長年続けてきた団体はそんなに多

くはない、少ないと思います。

私の地元では、婦人会の名前を女性会に変えて、そして、内部の改革も、どういった女性の会にしようかという研究もされているところもありますし、また、解散の話も出ているところもあります。

県のほうで今お話がありましたように、やっぱり婦人会の現状を把握すること、アンケート等を通して、ぜひとも現状を把握していただいて、これからの新しい、新しいといえますか、これからの婦人会の在り方についても十分検討していただき、地域の行政も含めたところで支援をして、検討していかなければならない大変重要な組織ですので、どうかよろしく願いいたします。

最後に、県民の芸術文化活動と後継者育成についてお尋ねをします。

私の地元である宇土市では、毎年、宇土市芸術文化祭が開催され、お琴や太鼓、日本舞踊、民謡など舞台発表や書道、陶芸の展示など、各種文化の発表の場となっています。

私も毎回楽しみに会場を訪れていますが、今年は、これまでと違うところがありました。いつも会場を彩っている生け花やお茶の席がありませんでした。伺ったところによりますと、高齢化や担い手の減少で参加が厳しくなったとのお話でありました。大変寂しく思うとともに、伝統文化の担い手が減少している現状を肌で感じたところでもありました。

県が令和3年度から4年度にかけて実施した伝統文化実態調査では、県内で活動する団体として487団体を確認していますが、この16年前の同様の調査では767団体とありました。30%以上も減少しています。

また、調査では、団体から、若い世代の参加率の低さや後継者の不在が課題であるとの意見も寄

せられております。これまで脈々と受け継がれてきた伝統文化の継承が危ぶまれている状況になっていることに対して強い危機感を抱いています。今後も伝統文化を持続可能なものにするためには、広く県民の芸術文化活動を通して、次世代の担い手育成など、何らかの手だてを講じることが必要ではないかと思います。

そこで、県民の芸術文化活動や後継者の育成に、現状を踏まえて、県としてどのような取組をされていくのか、観光文化部長にお願いをいたします。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長（倉光麻里子さん） 議員御指摘のとおり、本県においても、文化、中でも伝統文化の担い手が減少し、その継承が難しくなっています。

伝統文化の振興や継承には、特に感性豊かな子供の頃から伝統文化に慣れ親しみ、継続的に関わっていくことが極めて大切です。

そこで、県では、子供たちを対象にした取組を通じて、後継者の育成を進めています。その一つが、子供たちを主役とする子ども芸術文化祭です。今年度は8月に宇土市で開催し、国の重要有形民俗文化財である宇土市の雨乞い大太鼓など、13団体が伝統文化等を披露しました。

また、今年度から新たに、同じ分野の伝統文化に取り組む異なる地域の子供たち同士が専門家のアドバイスを受けながら交流を行う子ども芸術文化活動支援事業に取り組んでいます。

県では、これからも、県文化協会や市町村と連携し、地域に根づく伝統文化の振興や後継者育成に取り組み、地域の活力につなげてまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 ただいま紹介がありました、今年8月に、くまもと子ども芸術祭が宇土市で開催さ

れました。県内各地区を回っていくイベントなんですけれども、ただいまお話ありましたように、宇土市の伝統芸能でもあります、この中には、宇土の御獅子舞保存会、そして宇土雨乞い太鼓、松山の花棒踊り保存会なども披露されました。いずれの伝統芸能も存続の危機を経て、地域の方により、その灯が引き継がれてきたものでありますし、今も子供たちもその一環を担っている団体でもございます。

答弁を観光部長からいただきましたが、未来を担う子供たちの教育に当たられている教育委員会との私は連携が不可欠であると思います。この子ども芸術祭についても、行政、市長部局あるいは教育委員会あるんですけれども、やっぱり教育委員会の協力がなければ、子ども芸術祭なるものはなかなか実現できないという、そういった背景もありますので、しっかりとこの20年先、30年先を踏まえて、今の子供たちにこの伝統芸能、芸術を継承するような環境も共同でつくっていただきたいと思います。教育長もよろしくお願いいたします。

以上で質問を全て終わりました。

1つだけ最後に要望をさせていただきます。

公共インフラ整備に係る予算の確保と配分について要望いたします。

これまで、国においては、国土強靱化の考えに基づき、全国各地の公共インフラ整備強化に取り組んできているところではありますが、県内に目を向けますと、半導体関連産業への対応もあり、県北地域に偏っているような感も見受けられます。

T S M Cの進出に伴う県北地域の渋滞対策、道路整備等々については、私も、議員の一人として、チーム熊本の一員として、国や関係団体への要望も行い、その結果として、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金なる、いわゆるインフラ

交付金が創設されたところでもあります。通常の公共インフラ工事とは別枠で交付金が措置されているわけではありますが、この県北以外の地域との格差が生じることを非常に懸念いたしております。

そこで、地域の防災、減災の観点からも、より一層、県北の促進もありますが、これ以外の地域にも御配慮いただき、県全体の均衡ある発展に尽力をいただきますように、改めまして予算の確保、配分について要望させていただきます。どうかよろしくお願いします。

以上、質問、要望終わりました。御清聴、誠にありがとうございました。

いよいよあと1週間ほどで議会も終わります。また来年も、皆さんとともに勉強して、研さんを重ねて県議会活動していきたいと思います。

また、執行部の皆様におかれましても、問題山積でございます。来年に向けてしっかりと、木村知事の下で、力を合わせて頑張っていただきたいと思います。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 議案等に対する質疑（第1号から第33号まで）

○議長（山口裕君） 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第33号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

知事提出議案の上程（第34号から第44号まで）

○議長（山口裕君） 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第34号から第44号までが提出され

ましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第34号から第44号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第34号から第44号までを一括して議題といたします。

第34号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

第35号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

第36号 令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

第37号 令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

第38号 令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算(第2号)

第39号 令和6年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)

第40号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

第41号 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

第42号 令和6年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

第43号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第44号 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(山口裕君) 次に、ただいま議題といたし

ました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本日追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算については、10月11日に県人事委員会から勧告のありました職員の給与改定の実施に伴い、給料、期末・勤勉手当などの額を引き上げるものでございます。

これにより、一般会計は、冒頭提案分と合わせて113億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は8,741億円となります。

あわせて、この給与改定等に伴う条例改正も提案しております。

このほか、本日は、人事案件についても提案しております。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(山口裕君) 次に、ただいま議題といたしました議案のうち、第43号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

〔人事委員会委員長出田孝一君登壇〕

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に追加提案されました議案第43号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

議案第43号につきましては、本委員会が本年10月に当議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告に沿って、勧告のうち、本年の給与改定に係る部分について、地域の民間給与との均衡を図るため、給料表や扶養手当

等の引上げを行うものであり、適当であると考えます。

○議長（山口裕君） 次に、ただいま議題といたしました議案第34号から第44号までに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第3 知事提出議案の委員会付託（第1号から第44号まで）

○議長（山口裕君） 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第33号までにつきましては、さきに配付の令和6年11月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、議案第34号から第44号までにつきましては、さきに配付の同一一覧表（追号）のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

日程第4 請願の委員会付託

○議長（山口裕君） 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これを総務常任委員会に付託して審査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

知事提出議案の上程（第45号）

○議長（山口裕君） 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第45号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第45号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第45号を議題といたします。

第45号 教育委員会委員の任命について

○議長（山口裕君） お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長（山口裕君） 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明10日は、各特別委員会開会のため、11日から13日までは、各常任委員会開会のため、16日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、明10日から13日まで及び16日は休会することに決定いたしました。

なお、14日及び15日は、県の休日のため、休会であります。

○議長（山口裕君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る17日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時15分散会

第 6 号

(12月17日)

令和6年 熊本県議会11月定例会会議録

第6号

令和6年12月17日（火曜日）

議事日程 第6号

令和6年12月17日（火曜日）午前10時開議

- 第1 決算特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第3 閉会中の継続審査の件
- 第4 熊本県選挙管理委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

- 日程第1 決算特別委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 知事提出議案(第45号) 質疑 討論 議決
- 日程第4 熊本県選挙管理委員及び補充員の選挙
- 議員派遣の件

出席議員氏名(49人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 畠 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君

岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君

池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川 收君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 倉 光 麻里子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
食のみやこ 辻 井 翔 太 君
推 進 局 長
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
事 務 局 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長

議 事 課 長 富 田 博 英
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長（山口裕君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 決算特別委員長報告

○議長（山口裕君） 日程に従いまして、日程第1、去る9月定例会において決算特別委員会に審査を付託いたしました議案第41号から第61号までについて、決算特別委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

内野幸喜君。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 おはようございます。

去る9月定例会において決算特別委員会に付託されました令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、流域下水道事業会計決算、病院事業会計決算及び企業局3事業会計決算の認定等に係る議案第41号から第61号までの審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

第1 審査方針

本委員会は、令和5年度予算の執行状況等について、次のような審査方針の下で、執行部の説明及び監査委員の意見を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

- 1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。

- (1) 歳入は適正に確保されたか。
- (2) 歳出の執行に遺憾な点はなかったか。
- (3) 主要な施策はいかに達成されたか。
- 2 財産管理は十分であったか。
- 3 執行体制に問題はなかったか。
- 4 法令違反等はなかったか。
- 5 前年度決算特別委員会の指摘事項は、どのように処理されたか。

以上が本委員会の審査方針であります。

第2 決算の概要

次に、決算の概要について申し上げます。

まず、一般会計及び特別会計合わせて、歳入予算現額1兆4,572億6,500万円余に対し、収入済額は1兆3,016億6,000万円余、また、歳出予算現額1兆4,572億6,500万円余に対し、支出済額は1兆2,399億5,300万円余となっております。

その結果、歳入歳出差引き額は617億600万円余で、さらに翌年度へ繰り越すべき財源151億1,500万円余を差し引いた実質収支額は465億9,000万円余となっております。

次に、流域下水道事業会計では、総収益31億6,900万円余に対し、総費用は30億2,100万円余で、差引き1億4,800万円余の純利益となっております。

病院事業会計では、総収益16億3,000万円余に対し、総費用は14億8,700万円余で、差引き1億4,200万円余の純利益となっております。

電気事業会計では、総収益39億9,500万円余に対し、総費用は19億6,600万円余で、差引き20億2,900万円余の純利益となっております。

工業用水道事業会計では、総収益9億4,900万円余に対し、総費用は11億5,600万円余で、差引き2億600万円余の純損失となっております。その結果、令和5年度末の累積欠損金は55億3,000万円余となっております。

有料駐車場事業会計では、総収益1億1,200万円余に対し、総費用は2,700万円余で、差引き8,400万円余の純利益となっております。

以上が決算の概要であります。

第3 歳入確保と予算執行

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

まず、歳入確保のうち、収入未済については、一般会計で前年度比約2億3,300万円の増、特別会計で約1,800万円の増であり、一般会計で約25億円、特別会計全体で約32億円が収入未済となっております。

引き続き、貴重な自主財源の確保と県民負担の公平、公正の維持の観点から、費用対効果も踏まえ、効率的な徴収の促進に取り組むよう指摘したところであります。

次に、予算の執行については、厳しい財政状況の中、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

しかしながら、各部局において、事務的経費の節減以外にも不用額を出している事業が見受けられますので、限られた財源をより効果的に活用するためにも、次年度の予算編成及び執行に当たっては、現場の状況を的確に把握するとともに、さらに工夫を重ねるよう指摘、要望したところであります。

以上、令和5年度決算の全般的な事項について申し上げましたが、本県財政については、県債残高、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率全てにおいて昨年度よりも増加している状況です。

本県が令和3年10月に公表した中期的な財政収支の試算では、令和7年度の財源不足額を14億円と見込んでいたところ、公共施設等の老朽化対策等の推進や物価高騰に伴う光熱費の増加による施

設の維持管理経費の増加等により、見込みを上回る財源不足が予想されており、今後も厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

そのような中、くまもと新時代共創基本方針の下、熊本のさらなる発展に必要な取組を着実に推進していくためにも、真に必要な事業への選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した予算編成を行うなど、持続可能な財政運営に取り組んでいくことを求めるものであります。

さらに、歳入面では、税収の確保、未収金の早期解消等に、歳出面では、一層の事務事業の見直しと効率的、計画的な執行に取り組み、併せて国に対して財政支援を継続的に働きかけるなど、財源確保に努めるよう求めるものであります。

第4 施策推進上改善または検討を要する事項等

審査の過程において各委員から出されました施策推進上改善または検討を要する事項等について申し上げます。

（共通）

- 1 未収金対策について、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて、引き続き適正な債権管理と徴収対策の推進に努めるとともに、外部機関の活用を図るなど、職員の負担軽減を図ること。（総務部、商工労働部、教育委員会、警察本部）

- 2 車検切れの公用車の使用は、大変な事態である。

今回は土木部の事例であるが、このことは県庁全体でも起こり得るので、県庁全体で再発防止となるような管理方法を考えること。

（土木部）

（総務部）

- 3 新たな職員定員管理方針では、職員を増やす方向であるが、中途退職者も増加している。今後、職員数を維持していくに当たり、

定員管理基本方針に沿って、引き続き、必要な人員確保の方法を検討していくこと。

（企画振興部）

- 4 世界文化遺産登録推進事業について、執行残による不用額が発生しているが、阿蘇の世界文化遺産登録を目指して、事業をさらに効果的に進めること。

（健康福祉部）

- 5 近年の最低賃金の大幅な上昇がある中で、外部団体に委託している業務におけるその人件費の積算が、それらを反映した妥当なものであるか検証すること。

（観光文化部）

- 6 熊本地震震災ミュージアムK I O K Uの来場者数について、当初の見込みを下回っているが、防災教育、防災面の啓発に大事な施設であるので、関係機関と連携して来場者数の増加に取り組むこと。

- 7 台湾インバウンド誘客強化事業について

は、県の現地代理人である観光レップを活用し、一定の成果を上げているが、台湾との関係構築に意欲のある市町村との連携もさらに図りながら、誘客強化に取り組むこと。

（農林水産部）

- 8 新規就農者ハウス継承緊急支援事業費補助金、農業次世代人材投資事業等補助金について、資材高騰などで苦しい経営状況にある生産者や新しく農業を始めようとする若い人にもっと積極的に活用してもらうよう、市町村と連携し、さらにその周知に努めること。

（出納局）

- 9 デジタル化が進む中で、収入証紙に代わる収納方法として、今後どのような制度とするのか、キャッシュレス決済に対応できない利用者の状況も踏まえて、その制度の在り方を

検討すること。

(警察本部)

- 10 警察施設費について、老朽化した警察宿舎の改修は、実際に働いている人の働きやすい環境の整備につながる重要な事業であるので、なるべく早期に改修を行うこと。

第5 結論

本委員会は、慎重に審査を重ねた結果、本委員会に付託されました令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、流域下水道事業会計決算、病院事業会計決算及び企業局3事業会計決算の認定等に係る議案のうち、議案第41号から第56号まで、第59号及び第61号については、全員賛成をもってそれぞれ原案のとおり認定することに決定し、議案第57号、第58号及び第60号については、全員賛成をもってそれぞれ原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。決算特別委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、9月定例会提出議案のうち、議案第42号から第56号まで、第59号及び第61号を一括して採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、各議案とも認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第42号外16件は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号、第58号及び第60号を一括して採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、各議案とも原案可決及び認定であります。決算特別委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第57号外2件は、決算特別委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

次に、議案第41号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの決算特別委員長の報告は、認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(山口裕君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第41号は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

〔委員会審査報告書は付録に掲載〕

日程第2 各常任委員長報告

○議長(山口裕君) 次に、日程第2、去る9日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第44号まで及び請願について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案及び条例等関係2議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の11月補正予算は、公費負担医療費制度における医療機関のオンライン資格確認に係るシステム改修に対する助成に要する経費、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、6億6,100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,634億8,200万円余であります。

あわせて、来年度の年間委託業務等に係る債務負担行為の追加及び繰越明許費の追加であります。

病院局の11月補正予算は、来年度の年間委託業務に係る債務負担行為の追加及び職員給与改定関係の経費、3,100万円余の増額補正であり、補正後の収益的収支の予算総額は16億8,800万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について外1議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、今回提案されている熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部改正により保育士の配置基準が厳しくなるが、保育士が不足している

中、その基準を満たさない場合の罰則等はあるのかとの質疑があり、執行部から、改正条例では、経過措置として、当分の間は改正前の基準で保育士の配置ができるようにしている、改正後の基準を満たさない場合であっても、当分の間は罰則等はない、今後、改正条例の内容については、関係者に対して周知徹底を図っていくとの答弁がありました。

次に、委員から、こころの医療センターについて、医師の確保が課題となっている中、運営の現状及び今後の方向性についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、現在、常勤医師1名、非常勤医師11名で入院及び外来患者を積極的に診ており、目標数に近い患者を受け入れ、病院を運営している状況である、引き続き、熊本大学からの支援をいただくとともに、九州内の大学等にスポットでの支援を依頼することなどにより、思春期外来診療の設置を目指したい、また、病院ではひきこもり外来診療も行っており、こうした特徴的な取組をアピールしながら、当病院で働きたいという医師を募集していきたいと考えているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案であります。

議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の11月補正予算は、初期投資ゼロモデルにより県有施設に再エネ設備導入を行う事業者に対する補助に要する経費や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、1億700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて176億1,600万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加であります。

商工労働部の11月補正予算は、国家戦略特区を活用した外国人材の在留資格審査の迅速化に係る経費や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、6,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて749億5,800万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加等であります。

観光文化部の11月補正予算は、J Rグループと連携した熊本デスティネーションキャンペーンの実施に向けた事務局設置等に要する経費及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、1,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は31億2,100万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加であります。

企業局の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、2,300万円余の増額補正であり、補正後の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の支出予算総

額は、収益的収支及び資本的収支合わせて72億7,400万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

労働委員会の11月補正予算は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は1億1,400万円余であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、2050くまもとゼロカーボン推進事業について、県有施設に再エネ設備導入を行う事業者に対し、どのように補助を行うのかとの質疑があり、執行部から、県の施設に太陽光パネルを設置する民間事業者に国が補助し、当該設備により発電された電気を県で買い取るものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、これまでに幾つの県有施設に設置されているのかとの質疑があり、執行部から、この事業は令和5年度から始まり、本年度までに、球磨総合庁舎等、計6か所に設置を進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、観光誘客プロモーション推進事業について、どのようにJ Rグループと連携して誘客につなげていくのかとの質疑があり、執行部から、この事業は、J Rグループ6社、市町村及び地域の観光関係者と連携しながら、本県の観光情報の発信及び旅行商品の造成を行い、併せてJ Rが有する鉄道網を生かした送客を推進するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、J Rの軌道から離れた地域には事業の効果があまり及ばないのではないのかとの懸念が生じるが、観光においても均衡ある県土の発展が重要であるという観点から、どのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部から、ＪＲの鉄道網から離れた地域については、交通事業者及び関係機関等と連携しながら、ＪＲ駅などの交通結節点からの二次交通を充実させたいとの答弁がありました。

次に、委員から、エコアくまもとをはじめ、最終処分場周辺におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの調査結果について、今回のように迅速かつ適切に対応していくことが大事であり、県民が安心できるよう、今後も正しい情報を適切に提供してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本県産業成長ビジョンの改定素案の概要に関連して、阿蘇くまもと空港の路線拡大のスピードと産業成長ビジョンとの歩調は合っているのかとの質疑があり、執行部から、想定以上に航空路線拡大のスピードが速いため、現時点では産業への影響について測りかねており、３年後の産業成長ビジョンの見直しの機会に反映させたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案につきましては、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君） 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係２議案、条例等関係２議案及び報告１件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の11月補正予算は、食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョン策定や畜産営農継続に向けた取組、令和6年台風第10号等による災害復旧に要する経費等、21億3,800万円余の増額補正及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、3億9,400万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて786億2,000万円余であります。

あわせて、ゼロ国債を含む債務負担行為の追加等及び繰越明許費の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります、工事請負契約の締結について外１議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、食のみやこ熊本県創造推進事業について、これから食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョンを策定していくということだが、その策定に向けた思いについて教えてほしいとの質疑があり、執行部から、まずは、これまで県が行ってきた農業と食、農業と観光を絡めた取組などを振り返り、ビジョン策定に生かしていきたい、また、熊本の強みの検証や高付加価値化も重要なポイントと考えており、さらには、ＥＣサイトなどによる販売を含め、県産品を売り込んでいく新たな方法を考えていきたい、県政史上初めて農林水産部と商工労働部の共管局が新設されたことを生かし、具体的な取組をビジョンに反映していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、一次産業が厳しいと言われ

る要因に、生産原価が価格に反映されない、または生産原価が分からないということがあるので、このビジョンの中で、生産原価についてしっかり示してほしい、また、策定段階から生産、加工、販売など広範囲の関係者に意見を聴きながら、実現可能なビジョンにしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、大切畑地区県営農地等災害復旧工事について、これまでに何度か契約金額の増額変更、工期延長がなされている、やむを得ない事情があったかもしれないが、契約金額が倍増する事業はあまり聞いたことがないので、こうなった原因について、県民、特に受益者に向けて説明が必要ではないかとの質疑があり、執行部から、この工事は、契約金額を4回変更しているが、災害復旧事業として急ぐ必要があり、通常は調査や計画策定に7～8年かかるところを3年程度で着工したこと、また、掘削をしてみないと分からない想定外の湧水等があったことなどが原因と考えている、今後は、早く地元の方が水を使えるように、誠意を持って現状や今後の対応策を説明しながら、令和8年度の供用開始に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案、条例等関係11議案及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の11月補正予算は、災害復旧関連事業に要する経費、25億7,700万円余の増額補正及び人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費、2億500万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,234億6,900万円余であります。

あわせまして、ゼロ県債を含む債務負担行為の追加等及び繰越明許費の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について外10議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、令和6年度の繰越明許費に関連して、災害等により事業量が増加する中で、土木部においては、現在でも限られた人員で一生懸命事業を推進していると認識しているが、どのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、近年事業量が多い状況が続いている中、事業の執行については、現在事務の見直しに力を入れている、工事の遅れは、地域の安全、安心や振興の遅れにつながるという認識の下、出先機関と連携しながら事務改善を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、今定例会においても、道路の

管理瑕疵によって発生した損害賠償に係る専決処分
の報告及び承認が議案として上がっているが、
道路補修はどのような状況かとの質疑があり、執
行部から、道路の維持管理については、地域振興
局において計画的に行っているが、さらに細やか
な対応が必要と認識しており、今年7月からは、
A Iを活用した道路パトロールを導入して、損傷
箇所の早期発見に取り組んでいる、道路の損傷等
による事故を少しでも減らせるように取り組んで
いきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、大変だとは思いますが、道路の
損傷によって大きな事故につながることもあるの
で、しっかり対応してほしいとの要望がありまし
た。

関連して、委員から、市町村や路線管理を行っ
ている業者とも連携して取り組んでほしいとの要
望がありました。

次に、委員から、建設産業若手人材確保対策事
業について、高卒者の建設業界への就職はどのよ
うな状況かとの質疑があり、執行部から、ここ数
年の就職者は、年間200人程度で推移しており、
建設業界の学校訪問などによるPR効果もあり、
若干の増加傾向にあるものと認識しているとの答
弁がありました。

さらに、委員から、人材の確保、育成について
は、県は推進本部を設置して全庁的に取り組んで
いると思うが、建設業界がほかの産業のよい部分
を取り入れ、就職希望者が増えるよう取り組んで
ほしい、また、県の土木技術職員の確保に向けて
も、若手技術者から選ばれるような職場づくりを
進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県が作成した県内における津
波到達時間の調査結果については、関係市町は当
然だが、広く県民に対しても広報、周知を徹底し
てほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります
が、本委員会に付託されました議案につきましては、
全員賛成をもって原案のとおり可決または承認す
ることに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につ
いては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定の
とおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上
げまして、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、教育警察常任委員長の
報告を求めます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 教育警察常任委員会に付託されま
した案件につきまして、委員会における審査の経
過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3
議案、条例等関係2議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の11月補正予算は、
教育委員会事務局職員の時間外勤務手当の不足分
や人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経
費等、29億9,100万円余の増額補正であり、補正
後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて
1,369億7,700万円余であります。

あわせて、県立学校や県有施設の改修工事
等に係る繰越明許費の追加及び来年度の年間委託
契約等に係る債務負担行為の追加等であります。

警察本部の11月補正予算は、職員の時間外勤務
手当の不足分や人事委員会勧告に基づく職員給与
改定関係の経費、12億5,600万円余の増額補正で
あり、補正後の予算総額は441億6,800万円余で
あります。

あわせまして、警察棟空調設備更新工事等に係る繰越明許費の追加及び来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります、指定管理者の指定について外1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、県立鹿本高校サッカー部落雷事故調査委員会の設置について、事故から8か月経過しているが、もっと早く設置することができなかったのか、また、この委員会を設置する意義は何かとの質疑があり、執行部から、被害生徒の回復状況を見ながら、また、保護者からの調査委員会設置についての要望を受け設置することとなった、なお、この委員会は、今回のような重大事故の再発防止に向け検証を行うために設置するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、御家族の意向も踏まえて、こういったことがあったのか、会議の場で明らかにしてほしい、また、他の部活動も含めて、しっかりと事故防止を図り、指導者や生徒が安心して活動ができる環境をつくってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県立高校の改築工事等の繰越明許費追加について、入札不調、不落が繰越しの理由となっているが、入札不調、不落は全体で何件あり、その割合はここ数年高くなってきているのかとの質疑があり、執行部から、今年度は、75件の発注工事のうち19件が入札不調、不落となっている、また、土木部等の建築工事では、今年度の入札不調、不落は全体の約30%、前年度は約18%であり、昨年度よりも約10ポイントほど増えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、入札不調、不落が継続することとは、何かの原因があると思われるの

で、関係の土木部と協議しながら改善してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、宇城警察署電気設備改修工事で契約変更手続を経ないまま追加工事が行われた件について、再発防止対策に関してどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、発注者、受注者、監理会社相互の連携が図れていなかったことが原因にあると思われるため、今後は、設計変更の必要が生じた際は、まずは受注者に対し、打合せの場での情報共有や発注者の指示を受けて変更の施工を行うことを周知するとともに、発注者は、変更の大小、監理会社の認識にかかわらず、設計変更等の所要の手続を行うことを徹底し、再発防止に努めるとの答弁がありました。

さらに、委員から、受注者が困らないように、しっかりした設計の中で工事を行い、追加工事があれば、契約変更の手続も徹底してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

末松直洋君。

〔末松直洋君登壇〕

○末松直洋君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係12議案及び請願1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和6年度11月補正予算は、災害復旧関連事業や知事マニフェストの実現に向けて取り組む事業に要する経費のほか、人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係の経費等、112億8,200万円余の増額補正であり、補正後の令和6年度の一般会計の予算総額は8,740億9,500万円余であります。

あわせて、繰越明許費の追加及び債務負担行為の追加等であります。

また、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に要する経費で、令和6年度10月補正予算として行った12億8,200万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について外11議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、宅地造成等に関する工事の許可申請等の受付に関する事務は、熊本市を除く44市町村が移譲先となっているが、どのようにして移譲市町村を決定したのかとの質疑があり、執行部から、県から市町村へ事務の説明を行い、44市町村から同意を得られたため、市町村へ権限を移譲することになったものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、申請受付を行う市町村へは、県の手数料条例に基づく手数料も入るのかと

の質疑があり、執行部から、手数料は、許可を行う県に支払われるものであるため、市町村には入らない、市町村へは、処理した件数の実績に応じて権限移譲交付金を支払っているとの答弁がありました。

次に、委員から、先日、知事の記者会見で、いわゆる103万円の壁の見直しに伴い、約485億円の減収があるという話があったが、その内訳はどうかとの質疑があり、執行部から、個人住民税の基礎控除額を75万円引き上げた場合、減収額が県全体で約485億円になり、内訳は、県分が約150億円、市町村分が約335億円であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、働き控えや人手不足の問題の解消というよい面もある一方で、全国の自治体にとっては大幅な減収が見込まれ、住民サービスの低下につながる場合もあり、この場合の対応について、全国知事会などで要望されていると思うが、何か情報はあるのかとの質疑があり、執行部から、全国知事会では、恒久的な減税となる場合には、臨時財政対策債などの借金ではなく、国から現金で補填してほしい旨を要望している、県では、県、市町村で引き続き行政サービスが図られるよう、適時適切に県議会や知事会などの協力を得ながら要望していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、川辺川ダム建設に関する基本計画の廃止に対する意見を述べることにについて、令和4年に流水型ダムを位置づけた河川整備計画が作成されており、その時点で、基本計画の廃止をする必要があったのではないのかとの質疑があり、執行部から、令和4年に基本計画の廃止に係る意見照会が国から県になされたが、その時点では環境アセスメントが継続されており、また、ダムの影響を大きく受ける五木村及び相良村の振

興について協議がなされている状況であったため、回答を保留していた、今般、環境アセスメントが完了し、五木村及び相良村の振興が着実に進捗している状況を踏まえ、知事意見を述べる環境が整ったと判断したことから、意見に係る議案を提出したとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は1人10分以内でありますので、さよう御承知願います。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 皆さん、おはようございます。熊本維新の会・星野愛斗でございます。

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の

一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、知事や我々議員を含む特別職の期末手当の引上げを目的とした条例改正案であります。

我が会派としては、これらの手当を引き下げるべきだと考えており、引上げ案には賛成できません。

昨年、一昨年に引き続き、これらを慣例的に引き上げるのではなく、物価高騰による県民生活の厳しさが増す今だからこそ、この引上げを踏みとどまり、その姿勢をもって、また、他の改革も進めながら、少しでも財源を生み出し、県民の皆様のためになる施策を一つでも実行するべきではないでしょうか。

現在、熊本県では、様々な施策を財政上の理由で後回しにしております。このような中で、我々議員を含む特別職の報酬を増額改定することは、県民の皆様の理解を得られるとは到底思えません。

以上の理由から、本議案に反対をいたします。

最後に、昨年は、一般職や特別職の給与や報酬の改定が一つの議案でしたので、やむを得ず反対をいたしましたが、今回は、一般職、特別職がそれぞれ分かれて議案化され、個別に賛成、反対を示せる機会をいただきました。

執行部におかれましては、この際、この点について感謝を申し上げ、私の討論を終わります。

○議長(山口裕君) 幸村香代子君。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 皆様、おはようございます。

請願24号、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願は、付託されました総務常任委員会では不採択となりました。この不採択に対し、反対の立場で討論を

いたします。

2023年度、熊本県内の私立高校生の割合は、全日制高校全体の38.8%に上っています。これは、全国でも5番目に高い割合です。この背景には、高校無償化や就学支援制度が拡充されてきたことも大きな要因であると思います。これにより、子供たちが夢と希望を持ち、高校の進路選択肢が増えてきていることは喜ばしいことであると思います。

しかし、私学に通う生徒の支援は十分とは言えず、公立に通う生徒と比較しても重い負担があります。この格差を解消するために、他の都道府県では、私立高校に通う生徒に対し、単独の支援措置が行われています。現在この措置が行われていないのは僅か9県であり、熊本県もその一つです。

先日、請願を提出された皆さんが議長へ申入れをされました。その場に同席をさせていただきました。先生、保護者、生徒さん方から、それぞれの実情や思いを聞かせていただきました。

一部を紹介しますと、学校は楽しいが、親に負担をかけていることが心苦しい、私学を選択することは親不孝だと言われた、学費のことで私学を諦めた後輩がいる、自分のことだけではなく、後に続く後輩たちのためにも支援をお願いしたいなどがありました。そして、生徒たちが自主的に行った署名活動で集まった9,313筆の署名も提出されています。

日本では、1994年に子供の権利条約を批准しています。子供の権利条約には4つの原則があり、差別されない権利、子供の最善が第一に考えられる権利、生存していく権利、自分の意見を述べ、重視される権利です。

生徒たちの署名活動は、この権利条約に基づいて自らの意見をしっかりと主張し、安心して学べ

る環境を整えてほしいという活動です。この思いに応える必要が私たち議会にはあるのではないかと考えます。

また、9月定例議会において、私学助成に関する意見書の提出を求める請願が満場一致で採択されています。その趣旨は、今回の請願と変わりません。9月の請願は、国への意見書の提出を求めるものでしたが、国の対応が決まるまで、県単独での支援に取り組むべきではないでしょうか。

こどもまんなかを標榜し、くまもと新時代共創総合戦略にも、「こどもたちが笑顔で育つ熊本」の施策3、「質の高い教育・未来を担う人材の育成」が掲げられ、私学の振興も明記されています。

議員の皆様におかれましては、請願の趣旨を御理解いただき、総務常任委員会の不採択に対し反対いただきますことをお願い申し上げ、討論いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(山口裕君) 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議案第1号から第43号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外42件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第44号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告は、原案可決

であります。総務常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長（山口裕君） 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第44号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、請願に対する総務常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第24号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長（山口裕君） 起立または挙手多数と認めます。よって、請第24号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長（山口裕君） 次に、日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よっ

て、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案（第45号）

○議長（山口裕君） 次に、お諮りいたします。

去る9日の会議において提出されました知事提出議案第45号を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第45号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第45号を議題といたします。

第45号 教育委員会委員の任命について

○議長（山口裕君） お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よっ

て、議案第45号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 熊本県選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長(山口裕君) 次に、日程第4、熊本県選挙管理委員及び補充員の任期が12月24日をもって満了いたしますので、これより委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 全員御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

熊本県選挙管理委員に

高 島 剛 一 君 坂 口 眞 理 さん
竹 下 文 則 君 福 田 充 君

以上4人を指名し、

補充員に

崎 坂 誠 司 君 渡 辺 絵 美 さん
宮 嶋 久美子 さん 本 田 充 郎 君

以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました8人をそれぞれ当選人とし、委員の補欠については、補充員指名の順序によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の方が熊本県選挙管理委員及び補充員に当選されました。

ただいまの当選人に対しましては、会議規則第

32条第2項の規定により別途告知し、御承諾を得るよう取り計らいますので、さよう御承知願います。

議員派遣の件

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和6年12月17日

次のとおり議員を派遣する。

1 令和6年度九州各県議会議員交流セミナー

(1) 派遣目的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、共に九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指す。

(2) 派遣場所 宮崎県

(3) 派遣期間 令和7年1月30日(木)から1月31日(金)まで

(4) 派遣議員 城下広作、松村秀逸、
高島和男、池永幸生、
西村尚武、城戸 淳、
荒川知章、坂梨剛昭、
堤 泰之、亀田英雄、

幸村香代子、斎藤陽子

○議長（山口裕君） お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よっ
て、議席に配付のとおり議員を派遣することに決
定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今
後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一
任願いたいと思います。これに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よっ
て、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長（山口裕君） 以上で本日の日程及び会期日
程の全部を終了いたしました。

これをもって令和6年11月熊本県議会定例会を
閉会いたします。

午前11時2分閉会

○議長（山口裕君） 令和6年11月定例会の閉会に
当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会も、無事全日程を終了するこ
とができました。議員各位並びに木村知事をはじ
めとする執行部の皆様方の御協力に、高木副議長
共々、心から感謝申し上げます。

さて、1年を振り返りますと、元日に能登半島
地震が発生し、いつ、どこで起こるか分からない
大規模災害の恐ろしさを、改めて痛感いたしまし
た。

一方で、コロナ禍が明けて1年以上が経過し、
様々なことがかつてのように動き出し、これを実
感できる1年でもあったのではないのでしょうか。

本県におきましては、4月に木村知事が着任さ
れ、知事選で訴えられたマニフェストに沿ってく
まもと新時代共創基本方針を示され、県政が新た
にスタート、始動した1年となりました。

そのような中、世界的半導体企業の熊本進出を
契機とした半導体関連産業の集積といった100年
に1度のビッグチャンスを迎えており、J A S M
第1工場の本格稼働をはじめ、来年には第2工場
の建設が開始されるなど、県民の期待が高まって
います。

こうした県民の期待に応えるため、県議会にお
いては、新生シリコンアイランド九州の実現や経
済効果などを最大限に生かすための施策を推進す
る一方、交通渋滞、地下水の保全や水質の維持、
人材不足や農地の確保など様々な課題に対応し、
さらには、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復
興、新大空港構想の推進、台風10号被害からの復
旧や赤潮被害への対応、こどもまんなか熊本の実
現、燃料費や物価高騰への対策などについて、知
事や執行部と多くの議論を重ねてまいりました。

本定例会で可決されましたくまもと新時代共創
基本方針について、木村知事は「熊本が持つポテ
ンシャルを最大限生かし、地域活性化につなげて
いく」と表明されました。ふるさと熊本の新時代
に向けて、その歩みを着実に進めることこそが、
県民の皆様の負託に応える道であると確信しま
す。

県政以外に目を向けますと、今年はパリ・オリ
ンピック・パラリンピックが開催され、特に、パ
ラリンピックで金メダルに輝いた本県出身の3選
手には、その実績と県民に大きな夢と希望を与え
た功績がたたえられ、県民栄誉賞が、オリンピッ

クで活躍した県関係選手には、スポーツ特別功労賞がそれぞれ贈呈されたことをはじめ、ツール・ド・九州や熊本マスターズジャパンといった国際スポーツ大会が開催されるなど、スポーツの魅力を再確認し、スポーツから活力を得た年となりました。

加えて、「世界津波の日」高校生サミットやぼうさいこくたいなど、ふるさと熊本に人的交流やにぎわいをもたらすイベントも多数開催されました。

来年は、知事就任後2年目を迎え、基本方針の具体化や目標達成に向けて取り組む年となります。木村知事が推し進めるくまもと新時代をさらに確実なものとするため、今後とも、県政が抱える様々な課題等に、議会、執行部、それぞれの持てる英知を結集し、共に力を尽くしてまいりましょう。

最後に、県民の皆様方には、御健勝で新春を迎えられ、来年が幸多い年でありますよう心から祈念申し上げて、閉会の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。（拍手）

午前11時7分

付 録

令和6年11月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和6年度熊本県一般会計補正予算(第5号)	12月17日 原案可決
〃 第2号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)	〃
〃 第3号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補 正予算(第2号)	〃
〃 第4号	令和6年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第5号	令和6年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第6号	専決処分の報告及び承認について	12月17日 原案承認
〃 第7号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	12月17日 原案可決
〃 第8号	熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条 例の制定について	〃
〃 第9号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	〃
〃 第10号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例の制定について	〃
〃 第11号	熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正す る条例の制定について	〃
〃 第12号	熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制 定について	〃
〃 第13号	熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第14号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について	〃
〃 第15号	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定に ついて	〃
〃 第16号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第17号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第18号	工事請負契約の締結について	〃

知事提出議案	第 19 号	工事請負契約の変更について	12月 17日 原 案 可 決
〃	第 20 号	くまもと新時代共創基本方針の策定について	〃
〃	第 21 号	当せん金付証票の発売について	〃
〃	第 22 号	川辺川ダムの建設に関する基本計画の廃止に対する 意見を述べることにについて	〃
〃	第 23 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 24 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 25 号	指定管理者の指定について	〃
〃	第 26 号	専決処分の報告及び承認について	12月 17日 原 案 承 認
〃	第 27 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 28 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 29 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 30 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 31 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 32 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 33 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 34 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算(第6号)	12月 17日 原 案 可 決
〃	第 35 号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 (第3号)	〃
〃	第 36 号	令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃	第 37 号	令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予 算(第1号)	〃
〃	第 38 号	令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算(第2号)	〃
〃	第 39 号	令和6年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)	〃
〃	第 40 号	令和6年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第 1号)	〃
〃	第 41 号	令和6年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第 1号)	〃
〃	第 42 号	令和6年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)	〃
〃	第 43 号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の制定について	〃
〃	第 44 号	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部	

知事提出議案 9月定例会 知事提出議案	を改正する条例の制定について		12月17日 原案可決
	第45号	教育委員会委員の任命について	12月17日 原案同意
	第41号	令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定につ いて	12月17日 認 定
〃	第42号	令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳 出決算の認定について	〃
〃	第43号	令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳 入歳出決算の認定について	〃
〃	第44号	令和5年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
〃	第45号	令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入 歳出決算の認定について	〃
〃	第46号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	〃
〃	第47号	令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳 入歳出決算の認定について	〃
〃	第48号	令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	〃
〃	第49号	令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出 決算の認定について	〃
〃	第50号	令和5年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決 算の認定について	〃
〃	第51号	令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳 出決算の認定について	〃
〃	第52号	令和5年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第53号	令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第54号	令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付け に係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	〃
〃	第55号	令和5年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃

9月定例会 知事提出議案	第56号	令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	12月17日 認 定
〃	第57号	令和5年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算 の認定について	12月17日 可決・認定
〃	第58号	令和5年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算 の認定について	〃
〃	第59号	令和5年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定に ついて	12月17日 認 定
〃	第60号	令和5年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及 び決算の認定について	12月17日 可決・認定
〃	第61号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定に ついて	12月17日 認 定

令和6年11月定例会

議 長 諸 般 の 報 告

11月定例会における議長からの諸般の報告

第1 職員の給与等に関する報告及び勧告の報告について

第1 職員の給与等に関する報告及び勧告の報告について

去る10月11日、人事委員会委員長から、県職員の給与等について報告及び勧告がありましたので報告します。

※ 報告及び勧告の詳細については、人事委員会から先に配布のとおり

令和6年11月29日

熊本県議会議長 山口 裕

令和6年11月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表

□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・ 出納局・議会事務局) ○議案第 1 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算 (第5号) ……(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳入全部……………(2) (事項別 歳 出 明細書) 1 総 務 費 1 総務管理費……………(3) (" 9) 9 教育費のうち 1 教育総務費のうち……………(4) (" 23) 第2表 繰越明許費補正のうち……………(5) 第3表 債務負担行為補正のうち……………(8) (" 30) 第4表 地方債補正……………(14) ○議案第 6 号 専決処分報告及び承認について……………(23) ○議案第 7 号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 1) ○議案第 8 号 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条 例の制定について……………(条 4) ○議案第 9 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………(条 6)	○議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例の制定について……………(条 43) ○議案第 11 号 熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正す る条例の制定について……………(条 48) ○議案第 12 号 熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制 定について……………(条 49) ○議案第 20 号 くまもと新時代共創基本方針の策定について……………(条 60) ○議案第 21 号 当せん金付証券の発売について……………(条 61) ○議案第 22 号 川辺川ダムの建設に関する基本計画の廃止に対する 意見を述べることについて……………(条 62) ○議案第 26 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 66)
--	---

□厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)	
○議案第 1 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算 (第5号) ……(1)	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
2 民生費のうち	
1 社会福祉費のうち……………(3)	事別明細書 10)
3 衛生費のうち	
1 公衆衛生費……………(3)	(11)
第2表 繰越明許費補正のうち……………(5)	
第3表 債務負担行為補正のうち……………(8)	(30)
○議案第 5 号	
令和6年度熊本県病院事業会計補正予算 (第2号) ……(22)	(39)
○議案第 13 号	
熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 50)	
○議案第 14 号	
熊本県幼児保健型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………(条 51)	

□経済環境委員会関係（環境生活部・商工労働部・観光文化部・企業局）	
○議案第 1 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
2 民生費のうち	
1 社会福祉費のうち……………（ 3 ）	事業別 明細書 10)
3 衛生費のうち	
2 環境衛生費……………（ 3 ）	” 12)
4 労働費	
1 労働費……………（ 3 ）	” 13)
6 商工費	
1 工鉦業費……………（ 4 ）	” 19)
2 観光費……………（ 4 ）	” 20)
第2表 繰越明許費補正のうち……………（ 5 ）	
第3表 債務負担行為補正のうち……………（ 8 ）	” 30)
○議案第 4 号	
令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）……（ 21 ）	” 38)

□農林水産委員会関係（農林水産部）	
○議案第 1 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
5 農林水産業費	
1 農 業 費……………（ 3 ）	事項別 明細書 14)
2 畜 産 業 費……………（ 3 ）	" 15)
3 農 地 費……………（ 3 ）	" 16)
4 林 業 費……………（ 3 ）	" 17)
5 水 産 業 費……………（ 4 ）	" 18)
10 災害復旧費のうち	
1 農林水産業災害復旧費……………（ 4 ）	" 25)
第2表 繰越明許費補正のうち……………（ 5 ）	
第3表 債務負担行為補正のうち……………（ 8 ）	" 30)
○議案第 16 号	
工事請負契約の締結について……………（条 56 ）	
○議案第 17 号	
工事請負契約の変更について……………（条 57 ）	
○報告第 1 号	
専決処分の報告について……………（条 74 ）	

□建設委員会関係（土木部） ○議案第 1 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）……………（ 1 ） 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 7 土 木 費 1 河川海岸費……………（ 4 ）（明細書 21） 10 災害復旧費のうち 2 土木災害復旧費……………（ 4 ）（ " 27） 第2表 緑域明許費補正のうち……………（ 5 ） 第3表 債務負担行為補正のうち……………（ 8 ）（ " 30） ○議案第 2 号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 （第2号）……………（ 16 ）（ " 37） ○議案第 3 号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補 正予算（第2号）……………（ 19 ） ○議案第 15 号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………（条 53 ） ○議案第 18 号 工事請負契約の締結について……………（条 58 ） ○議案第 19 号 工事請負契約の変更について……………（条 59 ）	○議案第 23 号 指定管理者の指定について……………（条 63 ） ○議案第 24 号 指定管理者の指定について……………（条 64 ） ○議案第 27 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 67 ） ○議案第 28 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 68 ） ○議案第 29 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 69 ） ○議案第 30 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 70 ） ○議案第 31 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 71 ） ○議案第 32 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 72 ） ○報告第 2 号 専決処分の報告について……………（条 75 ） ○報告第 3 号 専決処分の報告について……………（条 76 ）
---	--

□教育警察委員会関係（教育委員会・警察本部）	
○議案第 1 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
8 警 察 費	
1 警察管理費……………（ 4 ）	事項別 （明細書 22）
9 教育費のうち	
1 教育総務費のうち……………（ 4 ）	（ ” 23）
2 保健体育費……………（ 4 ）	（ ” 24）
第2表 繰越明許費補正のうち……………（ 5 ）	
第3表 債務負担行為補正のうち……………（ 8 ）	（ ” 30）
○議案第 25 号	
指定管理者の指定について……………（条 65 ）	
○議案第 33 号	
専決処分 ^{（1）} の報告及び承認について……………（条 73 ）	
○議案第 4 号	
専決処分 ^{（1）} の報告について……………（条 77 ）	

令和6年11月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表
(追 号)

□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・出納局・議会事務局・選挙管理委員会・人事委員会事務局・監査委員事務局) ○議案第 34 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算 (第6号) ……(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳入全部……………(2)(事項別 明細書) 歳 出 1 議 会 費 1 議 会 費……………(3)(" 10) 2 総務費のうち 1 総務管理費のうち……………(3)(" 11) 2 企画費のうち……………(3)(" 16) 3 徴 税 費……………(3)(" 18) 4 市町村振興費……………(3)(" 20) 5 選 挙 費……………(3)(" 21) 6 防 災 費……………(3)(" 22) 7 統計調査費……………(3)(" 24) 8 人事委員会費……………(3)(" 25) 9 監査委員費……………(3)(" 26) 7 商工費のうち 1 商業費のうち……………(5)(" 70) 2 工鉱業費のうち……………(5)(" 73) 10 教育費のうち 1 教育総務費のうち……………(6)(" 86)	○議案第 43 号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………(条 1) ○議案第 44 号 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………(条 34)
--	--

□厚生委員会関係（健康福祉部・病院局）	
○議案第 34 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第6号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
3 民生費のうち	
1 社会福祉費のうち……………（ 3 ）（明細書 27）	
2 児童福祉費のうち……………（ 4 ）（ ” 32）	
3 生活保護費……………（ 4 ）（ ” 35）	
4 衛生費のうち	
1 公衆衛生費……………（ 4 ）（ ” 36）	
2 環境衛生費のうち……………（ 4 ）（ ” 38）	
3 保健所費……………（ 4 ）（ ” 42）	
4 医薬費……………（ 4 ）（ ” 43）	
10 教育費のうち	
1 教育総務費のうち……………（ 6 ）（ ” 86）	
12 諸支出金……………（ 6 ）（ ” 100）	
○議案第 37 号	
令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………（ 13 ）（ ” 112）	
○議案第 42 号	
令和6年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）…（ 20 ）（ ” 147）	

□経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光文化部・企業局) (労働委員会事務局) ○議案第 34 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算 (第6号)(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 2 総務費のうち 1 総務管理費のうち.....(3)(明細書 11) 2 企画費のうち.....(3)(" 16) 3 民生費のうち 1 社会福祉費のうち.....(3)(" 27) 2 児童福祉費のうち.....(4)(" 32) 4 衛生費のうち 2 環境衛生費のうち.....(4)(" 38) 5 労 働 費 1 労 政 費.....(4)(" 46) 2 職業訓練費.....(4)(" 47) 3 失業対策費.....(4)(" 49) 4 労働委員会費.....(4)(" 50) 6 農林水産業費のうち 1 農業費のうち.....(4)(" 51) 4 林業費のうち.....(5)(" 60) 7 商工費のうち 1 商業費のうち.....(5)(" 70) 2 工鉱業費のうち.....(5)(" 73) 3 観 光 費.....(5)(" 76)	○議案第 39 号 令和6年度熊本県電気事業会計補正予算 (第3号)(17)(" 124) ○議案第 40 号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計補正予算 (第1号)(18)(" 132) ○議案第 41 号 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算 (第1号)(19)(" 141)
---	--

□農林水産委員会関係（農林水産部）	
○議案第 34 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第6号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
6 農林水産業費のうち	
1 農業費のうち……………（ 4 ）	（明細書 51）
2 畜産業費……………（ 4 ）	（ ” 56）
3 農地費……………（ 5 ）	（ ” 58）
4 林業費のうち……………（ 5 ）	（ ” 60）
5 水産業費……………（ 5 ）	（ ” 65）
11 災害復旧費	
1 農林水産業災害復旧費……………（ 6 ）	（ ” 99）

□建設委員会関係（土木部）	
○議案第 34 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第6号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
8 土 木 費	
1 土木管理費……………（ 5 ）	（ 77 ） （明細書）
2 道路橋りょう費……………（ 5 ）	（ 79 ）
3 河川海岸費……………（ 5 ）	（ 80 ）
4 港 湾 費……………（ 5 ）	（ 81 ）
5 都市計画費……………（ 5 ）	（ 82 ）
6 住 宅 費……………（ 5 ）	（ 83 ）
○議案第 35 号	
令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算	
（第3号）……………（ 7 ）	（ 105 ）
○議案第 38 号	
令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算（第2号）	
……………（ 16 ）	（ 115 ）

□教育警察委員会関係（教育委員会・警察本部）			
○議案第 34 号			
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第6号）……………（ 1 ）			
第1表 歳入歳出予算補正			
歳 出			
9 警 察 費			
1 警察管理費……………	（ 6 ）	事（項別 明細書	85）
10 教育費のうち			
1 教育総務費のうち……………	（ 6 ）	（ "	86）
2 小学校費……………	（ 6 ）	（ "	89）
3 中学校費……………	（ 6 ）	（ "	90）
4 高等学校費……………	（ 6 ）	（ "	91）
5 特別支援学校費……………	（ 6 ）	（ "	93）
6 社会教育費……………	（ 6 ）	（ "	94）
7 保健体育費……………	（ 6 ）	（ "	97）
○議案第 36 号			
令和6年度熊本県有英資金等貸与特別会計補正予算			
（第1号）……………（ 10 ）（ "			
109）			

令和6年11月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内 訳	
委 員 会 名	件 数
総 務	1
厚 生	
経 済 環 境	
農 林 水 産	
建 設	
教 育 警 察	
議 会 運 営	
計	1

		総務常任委員会	
令和6年12月4日受理		請 第 24 号	
件 名	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める 請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
岩 中 伸 司 城 下 広 作 鎌 田 聡 西 聖 一 岩 田 智 子 幸村 香代子 星 野 愛 斗			
(要 旨) 1 熊本県単独予算による学費補助制度を拡充すること。 2 私学の経営を安定させ専任教員を増員するため、国に向けて経常費助成の拡充を要請すること。 3 年収350万円未満世帯までに入学金の補助をすること。 教育改革に積極的な役割を果たしている私立学校においては、教育条件の維持向上を図るための経常費助成の拡充や、家庭を直接支援する制度の充実が必要となるので、上記の事項について請願する。 (理 由) 2010年度に「高校無償化・就学支援金制度」が始まり、2023年度熊本県内の私立高校生の割合は全日制高校全体の38.3%に上っている。これは、全国で5番目に高い割合であり、これまで各校で取り組まれてきた教育実践と、生徒一人一人への手厚い対応が世間に評価され、就学支援金制度の創設と結びついた結果だと考えている。 2020年度より国の就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯については一律39万6,000円が支給されるようになり、該当する世帯では実質授業料無償となった。制度の拡充に伴い、多くの自治体が単独予算を「学費補助の拡充」や「入学金補助の創設」などに充てることで私学に通いやすい環境を整えているが、本県では単独予算による上乘せが行われていない。県単独予算による私学助成拡充をお願いする。 同様に、現在本県の入学金の補助は生活保護世帯に限られており、それ以外の家庭には負担が大きく残ったままである。年収350万円未満世帯まで入学金補助の拡充をお願いする。 また、学校現場における教員不足が以前にも増して深刻な状況に陥っている。私学では専任教員が不足している穴埋めを、常勤講師、非常勤講師と言われる非正規雇用の教員で補っており、熊本県内私学の非正規率は45.9%（全国平均41.4%）にも上っている。さらに、そのような非正規教員は1年ごとの期限付きであることも多く、入学者数が少なければ雇い止めされるかもしれないという身分の不安定さを抱えながら勤務しなければならない。私学が入学者数に左右されない安定的な運営を行うためには、国による経常費助成の拡充が強く求められる。国に対しての要請をお願いする。 ついては、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」や私立学校振興助成法第4条の「私立学校への補助」を名実ともに確立するため、私学助成に係る上記事項について、貴議会での特段のご高配を賜るようお願いする。			

令和6年11月29日

議長 山口 裕 様

決算特別委員長 内野幸喜

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
9月定例会 議案第41号	令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第42号	令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第43号	令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第44号	令和5年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第45号	令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第46号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第47号	令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第48号	令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第49号	令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第50号	令和5年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

議案番号	議案名	議決結果
9月定例会 議案第51号	令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第52号	令和5年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第53号	令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第54号	令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第55号	令和5年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第56号	令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第57号	令和5年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び 認定
9月定例会 議案第58号	令和5年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び 認定
9月定例会 議案第59号	令和5年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	認 定
9月定例会 議案第60号	令和5年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び 認定
9月定例会 議案第61号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について	認 定

令和6年12月11日

議長 山口 裕 様

総務常任委員長 末松直洋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 6 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 7 号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 8 号	熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 9 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 10 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
第 11 号	熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 12 号	熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 20 号	くまもと新時代共創基本方針の策定について	原案可決
第 21 号	当せん金付証票の発売について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 22号	川辺川ダムの建設に関する基本計画の廃止に対する意見を述べることについて	原案可決
第 26号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 34号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第 43号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 44号	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和6年12月11日

議長 山口 裕 様

厚生常任委員長 高島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 5 号	令和6年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 13 号	熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 14 号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 34 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第 37 号	令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 42 号	令和6年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決

令和6年12月11日

議長 山口 裕 様

教育警察常任委員長 中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 25号	指定管理者の指定について	原案可決
第 33号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 34号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第 36号	令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）	原案可決

令和6年12月12日

議長 山口 裕 様

経済環境常任委員長 西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 4 号	令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 34号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第 39号	令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第 40号	令和6年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 41号	令和6年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）	原案可決

令和6年12月12日

議長 山口 裕 様

農林水産常任委員長 吉田孝平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 16 号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 17 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 34 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決

令和6年12月12日

議長 山口 裕 様

建設常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 2 号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 3 号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 15 号	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 18 号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 19 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 23 号	指定管理者の指定について	原案可決
第 24 号	指定管理者の指定について	原案可決
第 27 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 28 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

議案番号	議案名	議決結果
第 29号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 30号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 31号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 32号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 34号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第 35号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第 38号	令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決

令和6年11月定例会提出

閉会中の継続審査申出一覧表

総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 国際交流に関する件
- 5 企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 6 球磨川流域復興に関する件

厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、文化、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 公営企業の経営に関する件

農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

地域活力創生特別委員会

- 1 デジタル田園都市国家構想に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

令和6年11月定例会提出

請願委員会審査報告一覧表
閉会中の継続審査申出一覧表

内 訳					
委 員 会 名	採 択	不 採 択	撤 回 許 可	継 続 審 査	計
総 務		1			1
厚 生					
経 済 環 境					
農 林 水 産					
建 設					
教 育 警 察					
議 会 運 営					
高 速 交 通 ネットワーク整備推進					
海 の 再 生 及 び 環 境 対 策					
地 域 活 力 創 生					
計		1			1

総 務 常 任 委 員 会							
受理年月日 番 号	件 名	紹 介 員	提 出 者	住 所	結 果		継続 審査
					採 択	不 採 択	
6・12・4 請 第 24 号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにも適切な教育を求める	岩城 謙西 岩 幸星 中下 田 田 村 野 伸 広 聖 智 香 愛 司 作 聡 一 子 斗				○	